

令和4年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

令和4年9月 2日（開会）

令和4年9月26日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和四年第三回定例会会議録

(令和四年九月)

垂水市議会

## 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（9 月 2 日）（金曜日）

1. 開 会 .....	6
1. 開 議 .....	6
1. 会議録署名議員の指名 .....	6
1. 会期の決定 .....	6
1. 諸般の報告 .....	6
1. 議案第 3 4 号・議案第 3 5 号 一括上程 .....	1 3
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 3 6 号～議案第 4 0 号 一括上程 .....	1 4
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 4 1 号～議案第 4 4 号 一括上程 .....	1 8
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1 議案第 4 5 号 上程 .....	2 0
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 4 6 号～議案第 5 2 号 一括上程 .....	2 5
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 陳情第 1 9 号・陳情第 2 0 号 一括上程 .....	2 9
陳情第 1 9 号 総務文教委員会付託	
陳情第 2 0 号 産業厚生委員会付託	
1. 日程報告 .....	2 9
1. 散 会 .....	3 0

---

### 第 2 号（9 月 1 3 日）（火曜日）

1. 開 議 .....	3 2
1. 議案第 5 3 号 上程 .....	3 2
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 5 4 号 上程 .....	3 3
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 一般質問 .....	3 4
堀内 貴志 議員 .....	3 5
1 桜島爆発に伴う体制について	
(1) 7 月 2 4 日に発生した桜島爆発。レベル 5 に引き上げられた際の対	

応についての検証

- (2) 市民への情報提供について
- (3) 鹿児島市との連携について
- 2 鹿児島交通バス23系統廃止に伴う本市の影響について
  - (1) 検討されている廃止路線と本市に与える影響と対応について
  - (2) 今後の支援の取組について
- 3 参議院議員選挙の結果について
  - (1) 投票率の検証
  - (2) 18歳～20歳までの投票率から見えるもの
  - (3) 投票率向上方策について
- 4 曾於市での事故を踏まえて樹木の点検について
  - (1) 曾於市の小学校で発生した事故に関して学校内の樹木の点検について
  - (2) 名古屋市での事故に関して街路樹の点検について

池田みすず 議員 ..... 46

- 1 子どもたちの学力向上について
  - (1) 学力の現状と課題
  - (2) 課題解決のための取組
- 2 子どもの遊び場を提供するための体育館無料開放について
  - (1) 事業の目的について
  - (2) 取組状況と課題について
  - (3) 今後の取組について
- 3 おおすみ観光未来会議について
  - (1) 本市の負担金について
  - (2) 広域並びに本市に対しての効果・活用について
- 4 新型コロナウイルス感染症におけるPCR検査等について
  - (1) 感染拡大に伴い医療機関での検査ができないケースがあると聞く。  
現状と市の対応は
  - (2) 検査キットが市販されているが、その取扱いには留意点があると聞く。  
検査キットの取扱いはどうなっているのか
  - (3) PCR検査について。市助成事業では検査キットは対象外となっている。なぜ、対象外なのか。今後、対象とする予定はあるのか

森 武一 議員 ..... 56

- 1 職員が子育てしやすい環境整備について

- (1) 職員が子育てしやすい環境整備についての当局の考えは
  - (2) 次世代育成推進法に基づく特定事業主行動計画の育児休業の取得率目標の達成状況は
  - (3) 達成に向けての課題は
  - (4) 業務の効率化・省力化について
- 2 観光振興について
- (1) 交流人口と関係人口の違い及び算定について
  - (2) 地域DMO設立はどうなっているのか
  - (3) 体系的な観光振興戦略について
- 3 墓地について
- (1) 市内の市営・集落墓地の管理と現状と課題について
  - (2) 現状の取組状況と今度の取組について
- 前田 隆 議員 ..... 69
- 1 耐震補強工事について
- (1) 耐震補強工事費の財源として、補助金・市有施設整備基金・市債等が考えられるが資金計画について大概算の上限額を基に以下の点を伺う
    - ア 耐震化工事に活用できる補助金事業は何かあるのか伺う
    - イ 耐震化工事費の補助金以外の財源に市有施設整備基金を充当できるのか。市債も充当できるのか伺う
    - ウ 市債はどういったものを検討しているのか伺う
  - (2) 耐震事業の通常債への影響と財政改革プログラムとの関係を伺う
  - (3) 文化的価値の問題は終わったのか
- 2 プレミアム付商品券について
- (1) 前回のプレミアム付商品券の購入状況と評価について過去と比較してどうだったか、また、プレミアム率の件も伺う
  - (2) 今回のプレミアム付商品券事業の内容について、また物価高騰支援策として全世帯給付の検討はなかったのか伺う
- 3 有害鳥獣被害と猟友会活動について
- (1) 令和3年度のイノシシ等による被害金額と捕獲頭数はどれくらいか実態を伺う。また、ほじくり被害に対する対応の基準等はあるのかも伺う
  - (2) イノシシ等の捕獲は猟友会に依存しているが猟友会の会員数、年齢構成、免許内訳、捕獲活動について取組実態を伺う

(3) 他市との猟のエリア取り決めと連携について伺う	
4 土地の相続未登記問題	
(1) 土地・建物利用に関する民法見直しについて	
ア 遺産分割長期未了状態の解消を促進する相続制度見直しとその仕組みの創設について伺う	
イ 財産管理制度の見直し、共有制度の見直し、相隣関係規定の見直しの具体的説明とこれで、道路脇の立木はみ出し枝の除去問題はどうか伺う	
(2) 相続登記の申請義務化について	
ア 本市の相続未登記件数はどれくらいあるのか。また、その原因について伺う	
イ 相続登記申請義務の実効性を確保するための施策はどのようなものがあるか伺う	
池山 節夫 議員 .....	79
1 市政について	
(1) 都市下水路事業の復活と中央地区の排水対策について	
(2) 垂水風力発電事業について	
(3) たるたるおでかけチケットについて	
(4) プレミアム付商品券について	
(5) 垂水南之郷線沿いの奇岩について	
(6) 垂水南之郷線旧道の不法投棄について	
(7) 自主文化事業について	
(8) 消防団第一分団の施設建設について	
(9) 錦江湾横断道路について	
2 教育行政について	
(1) コロナによる外出規制の中、子どもたちのゲーム遊び・オンラインゲームの課金について	
(2) パパゲーノ効果について	
梅木 勇 議員 .....	89
1 垂水市清掃センターについて	
(1) 運営状況は	
(2) 課題はどのように検討されているか	
2 道路等の整備について	
(1) 山間地域の整備について	

ア 今年度の整備計画は	
イ 農道の適切な保全を	
(ア) イノシシ被害の対処を	
(イ) 環境整備班の活動状況は	
(ウ) 環境整備班に重機、車両等の整備を	
1. 日程報告	97
1. 散 会	97

---

第3号（9月14日）（水曜日）

1. 開 議	100
1. 一般質問	100
新原 勇 議員	100
1 職員の働き方改革について	
(1) 業務量調査はどのように行われたのか。結果はどのように反映しているのか	
(2) テレワークの活用の利用度と問題は	
(3) テレワークでの仕事量はどのように把握しているのか	
(4) 半年に一回の洗車対象は何台か。予算を組めないのか	
(5) 環境センターの技術者の採用は	
(6) 中途採用の考えは	
2 災害について	
(1) 桜島大噴火による降灰対策は	
ア 大正噴火レベルが発生した時の市民の影響について	
イ 市民の避難方法	
ウ 市役所の機能は	
エ 降灰の撤去方法は	
オ 市民の防災グッズはどのようなものが必要か	
(2) ラインアプリを利用した通報システムの周知について	
3 消防について	
(1) 桜島大噴火による消防の対応は	
(2) ドローン配備について	
(3) はしご自動車の必要性は	
(4) 消防本部の感染症対策は	
ア 仮眠室・浴室等の個室化、トイレ、空調設備等	

(5) 消防第一分団建設はいつから	
4 垂水市清掃センターへの道路について	
(1) 車離合の道路の改善について	
川畑 三郎 議員 .....	110
1 農政について	
(1) 農業振興費について	
(2) 農村振興費について	
(3) 農地利用権設定の状況は	
(4) 環境整備班の事業内容は	
2 水産業振興について	
(1) 販路拡大支援事業について	
3 旧なぎさ荘跡地について	
(1) 売買の話はないのか	
篠原 静則 議員 .....	118
1 市政について	
(1) 錦江湾横断道路、大隅横断道路について	
(2) 垂水市のイメージカラー制定について	
2 鹿児島国体について	
(1) 大会開催経費について	
(2) 経済効果について	
(3) 競技の普及について	
3 農政について	
(1) 肥料、飼料の価格高騰対策について	
(2) 圃場整備について	
北方 貞明 議員 .....	128
1 文化財の保存と調査について	
(1) 和田英作画伯のアトリエの保存状況について	
(2) 垂水海軍航空隊跡の防空壕調査について	
2 職場環境整備について	
(1) 垂水市職員安全衛生規則上、委員会は毎月1回となっているが、年に1回だけの開催となっていたようであるが、安全衛生委員会の開催状況や委員会でどのような問題について審議されたのか	
(2) 有資格者が義務付けられている施設等への正規職員の配置の状況は	
3 ゴミステーションについて	

(1) ゴミステーションに借地料を支払っている振興会はいくつ解決したか

(2) 今後、どのように取り組んでいくのか

持留 良一 議員 ..... 138

1 「風力発電事業問題」について～大規模開発で、自然環境（動植物・山林等・乱開発）は守られるのか

(1) 市長は、どのように受け止められたのか

(2) 市長は、大型風力発電が持つ「課題・問題」について、どのような認識を持っておられるのか

(3) 地域住民と自治体、自然保護関係者、専門家など利害関係者を交えて一緒に議論して、地域発の再エネ開発を進めていくべきと考えるがどうか（地域の環境保全と地域経済への貢献にふさわしいものにしていく視点）

2 第7波の「新型コロナ」～市民の命を守る対策は、課題はなかったか

(1) 保健所、医療機関（発熱外来等）と自治体の連携はできていたか。課題があったとすればどのような内容か。対応・対策はできているか

(2) 医療機関や発熱外来を行っている施設からの要望はどのようなものがあったか。また、市民からの問合せはどのようなものがあったか。対応・対策はできていたか

(3) 市民の命を守る視点から、今後へ向けての改善・課題、その取組の方向は

3 物価高騰対策～市民の暮らしと営業を守る対策～制度の運用と新たな対策の必要性

(1) 歯止めのかからない物価高騰と市民生活をどのように見ているのか。対策の必要性はあると認識されているか

例-低所得者対象に「物価手当」の支給

生活困窮世帯に「物価高騰による生活支援事業」

(2) 「コロナ特例減免」（国保税や介護保険料等）の活用について、利用者数と案内の広報等はどうだったか。十分だったのか

(3) 要求に取り組む上での財源＝「地方創生交付金」

「地方単独分」と新設「物価高騰対応分」を併せて財源にという考えは問題ないか。また、一般財源への影響はないか

4 加齢で難聴になった人へ政治のサポートが必要～聞こえのバリアフリー

- (1) 聴器購入への補助へ向けての基本的考えと取組の方向性について
- ア 全国の取組状況はどうなっているか
  - イ 難聴は「認知症の危険因子」の一つとして認識は～厚労省（2015年）「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」を策定。  
 その中で難聴は、加齢・高血圧・糖尿病等とともに認知症の危険因子とされている  
 ～国際アルツハイマー病学会「予防可能な認知症の35%は予防可能な九つの原因により起こりえると考えられる。その中で難聴が最大の危険因子である」と発表
  - ウ 実態を調査する必要があるが、定期健診診断の項目に「聴力検査～聞こえの実態調査」を加え、調査していくことが必要と考えられる。そして対策（補助・支援）の検討を求めたいが見解は
  - エ 請願が全会一致で採択された。全国自治体の取組や国（担当者～聞こえは人権問題で情報を得られることは大切）の動向や学会の動きなど勘案し、方向性をどのように市長として認識されたか  
 （補助の目的～「市に補助を求めるのはという請願の最後の部分）

5 戦争遺跡～史跡や文化財として保存し、平和のために「戦争」を語り継ぐ

- (1) 「戦争遺跡」とは何か
- (2) 重要な取組だと考えるが、本市の取組はどうなっているか。進まない課題は何か。今後どのように取り組んでいくか見解を伺いたい
- (3) 垂水市文化財保護審議会からの「要望」について、どのような見解を持っておられるか。早急な調査・保全の取組が求められているがどのように対応されていくのか

感王寺耕造 議員 ..... 152

1 農・畜産業、支援対策について（生産資材価格の高騰対策）

- (1) 国のセーフティネット事業の利用状況について
- (2) 政策金融公庫等への誘導など相談窓口の考えは
- (3) 市単独補助の考えは

2 空き家解体事業について

- (1) 事業の進捗状況と今後の進め方は
- (2) 固定資産税の減免の考えは
- (3) 空き家全棟調査の活用状況は

3 樹木・学校施設管理について	
(1) 学校保健安全法施行規則や建築基準法といった法律に基づく定期点検は行われているのか（専門家の知見に基づいたものか）	
4 部活動について	
(1) 専門知識的指導者・費用など課題が多いが見解は	
(2) 団体競技の場をどのように確保しているのか	
(3) 部活動を地域や民間団体に委ねる地域移行への考えは	
1. 日程報告	163
1. 散 会	163

---

第4号（9月26日）（月曜日）

1. 開 議	166
1. 諸般の報告	166
1. 議案第36号～議案第40号、議案第45号～議案第54号、陳情第19号・ 陳情第20号 一括上程	168
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第55号～議案第63号 一括上程	172
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	173
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	173
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	173



令和4年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9・2	金	本会議	会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
			委員会 契約保証金検査特別委員会
9・3	土	休 会	
9・4	日	〃	
9・5	月	〃	
9・6	火	〃	(質問通告期限：正午)
9・7	水	〃	
9・8	木	〃	
9・9	金	〃	
9・10	土	〃	
9・11	日	〃	
9・12	月	〃	
9・13	火	本会議	一般質問
9・14	水	本会議	一般質問
			委員会 桜島火山活動対策特別委員会
9・15	木	休 会	委員会 産業厚生委員会 (議案審査)
9・16	金	〃	委員会 総務文教委員会 (議案審査)
9・17	土	〃	
9・18	日	〃	
9・19	月	〃	
9・20	火	〃	
9・21	水	〃	
9・22	木	〃	委員会 議会運営委員会
9・23	金	〃	
9・24	土	〃	
9・25	日	〃	
9・26	月	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

## 2. 付議事件

	件名
議案第34号	令和3年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第35号	令和3年度垂水市病院事業会計決算の認定について
議案第36号	垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第37号	垂水市税条例等の一部を改正する条例 案
議案第38号	垂水市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例 案
議案第39号	垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第40号	垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第41号	垂水市教育委員会教育長の任命について
議案第42号	垂水市教育委員の任命について
議案第43号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
議案第44号	人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
議案第45号	令和4年度垂水市一般会計補正予算(第3号) 案
議案第46号	令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 案
議案第47号	令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 案
議案第48号	令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第1号) 案
議案第49号	令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号) 案
議案第50号	令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 案
議案第51号	令和4年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号) 案
議案第52号	令和4年度垂水市病院事業会計補正予算(第2号) 案
議案第53号	垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案
議案第54号	令和4年度垂水市一般会計補正予算(第4号) 案
議案第55号	令和3年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第56号	令和3年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号	令和3年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
議案第58号	令和3年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第59号	令和3年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第60号	令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
議案第61号	令和3年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第62号	令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号	令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

陳 情

陳情第19号 議会における多様な人材の活躍できる環境整備を求める陳情

陳情第20号 川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情



令和 4 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 4 年 9 月 2 日



本会議第1号（9月2日）（金曜）

出席議員 14名

1番	新原	勇	8番	感王寺	耕造
2番	森	武一	9番	持留	良一
3番	前田	隆	10番	北方	貞明
4番	池田	みすず	11番	池山	節夫
5番	梅木	勇	12番	徳留	邦治
6番	堀内	貴志	13番	篠原	静則
7番	川越	信男	14番	川畑	三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇	雅弥	生活環境課長	紺屋	昭男
副市長	益山	純徳	農林課長	森	秀和
総務課長	濱	久志	併任		
企画政策課長	二川	隆志	農業委員会		
財政課長	園田	保	事務局長		
税務課長	篠原	彰治	土木課長	東	弘幸
市民課長	松尾	智信	水道課長	福島	哲朗
併任			会計課長	岡山	洋恵
選挙管理			監査事務局長	榎園	雅司
委員会			消防長	後迫	浩一郎
事務局長			教育長	坂元	裕人
保健課長	草野	浩一	教育総務課長	野村	宏治
福祉課長	森永	公洋	学校教育課長	今井	誠
水産商工	大山	昭	社会教育課長	港	耕作
観光課長			国体推進課長	米田	昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘	圭一郎	書記	瀬脇	恵寿
			書記	末松	博昭

令和4年9月2日午前10時開会

△開 会

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（川越信男） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において森武一議員、徳留邦治議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月26日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月26日までの25日間とすることに意見の一致を見ております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月26日までの25日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和4年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承

をお願いします。

次に、国道220号の道路整備促進の陳情については、6月28日に、市長、国道整備促進特別委員会の堀内委員長及び森副委員長と大隅河川国道事務所へ、7月8日には、国道整備促進特別委員会の堀内委員長と九州地方整備局へ要望し、7月21日及び22日には、市長及び国道整備促進特別委員会の皆さんと国土交通省幹部に要望してまいりましたので、御報告いたします。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

先日、開催されました令和4年第2回定例会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告いたします。

初めに桜島の爆発に伴い7月24日に発表されました噴火警戒レベル5への引上げの経緯とそれに対する本市の対応につきまして御報告いたします。

去る7月24日日曜日午後8時5分頃、桜島の南岳山頂火口で爆発が発生し、弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口から約2.5キロまで達したとして、福岡管区気象台と鹿児島地方気象台は、同日午後8時50分、それまで継続していた桜島の噴火警戒レベルを3の入山規制から5の避難に引き上げました。

同時に桜島島内の有村町及び古里町の一部を含む火口からおおむね3キロ以内の居住地域を噴火警戒対策地域といたしました。これに伴います本市の初動対応について御報告いたします。

桜島の噴火警戒レベルが5に引き上げられた7月24日午後8時50分、市の地域防災計画に基づき速やかに災害対策本部を設置いたしますとともに、消防による桜島口付近の現状確認や桜島の状況について情報収集に当たるよう指示いたしました。

その時間、私は桜島フェリーを下船して垂水

市役所へ向けまして通行止め前の国道224号を移動しておりましたことから、市役所に到達するまでの間は電話で指揮を執ったところでございます。

同日午後10時、第1回垂水市災害対策本部会議を開催し、本部職員に対して、各施設の異常や被害等が発生していないか、現地調査や情報収集を指示いたしました。

翌7月25日午前6時15分、第2回災害対策本部会議を開催し、被害等がないことを確認した後に、同日午前8時30分、コミュニティFM等を通じ、市民の皆様へ本市において被害がないことや通行止めの規制を行ってございました国道224号の迂回情報などをお知らせしたところでございます。

レベル5への引上げから3日後の7月27日午後8時、福岡管区气象台及び鹿児島地方气象台は、火口から2キロを超える範囲に影響を及ぼす噴火が発生する可能性は低くなったとして噴火警戒レベルを5から3へ引き下げました。

これに伴い、同時刻をもって本市の災害対策本部を廃止いたしました。防災担当職員等により桜島に関する情報収集につきましては、現在も継続して実施しているところでございます。

今回の桜島の噴火警戒レベル引上げに伴い、改めて桜島火山活動対策への様々な課題が再認識されたところでございます。

先月3日には、私自身が上京し、森山裕先生をはじめ鹿児島県選出の国会議員の先生方や衆参両議院の災害対策特別委員長、内閣府、国土交通省、農林水産省、気象庁など関係省庁の担当者とお会いして緊急避難道路の整備や錦江湾横断道路の必要性を訴えてまいりました。

また、先月21日には公明党の山口那津男代表とお会いして「命を守る」錦江湾横断道路の早期事業化を要請したところでございます。

今回のような突発的な事象への対応を含め、

今後も气象台の発表や専門家の意見等の情報収集・分析を行いますとともに、状況に応じた活動体制の再確認を行い、また市民の皆様の火山防災意識の向上を図り、安心・安全の確保に引き続き努めてまいります。

次に新型コロナウイルス感染につきまして御報告いたします。

まず、本市における発生状況についてでございますが、9月1日現在、1,568名の感染が確認されております。本市におきましては、本年6月28日以降、連日、感染が発生しており、先月16日には1日の感染者数としては過去最高の55名が確認されるなど、ほかの市町村と同様に感染が急拡大している状況にあります。

このような本市における感染状況や鹿児島県におけるBA.5対策強化宣言等を受けまして、先月5日と23日に市民の皆様へ改めて基本的な感染防止対策の徹底やワクチン接種につきまして私自身がFM放送を通じ呼びかけを行ったところでございます。

次に新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして御報告いたします。

ワクチンの3回目接種につきましては、専門家によりますと、発生リスクが半減し、小児も含めて重症化予防を図るメリットのほうが接種後の副反応の懸念よりも大きいとされております。接種を希望される方に対し、早めの接種ができるよう引き続き努めてまいります。

また、高齢者等を対象とした4回目接種につきましては、3回目の接種から5か月が経過した方に対し、順次、接種券の発送を行ってまいります。

なお、オミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種、いわゆるオミクロン株対応ワクチンにつきましては、現在、接種体制の準備を進めており、国の方針が決定し次第、速やかに接種できるよう肝属郡医師会と協議を重ねているところでございます。

次に原油価格・物価高騰対策につきまして御報告いたします。

国の給付金の対象とならない本市独自の子育て世帯への支援事業であります子育て世帯応援臨時給付金につきましては、8月30日現在、637世帯1,230名の児童に対しまして1人当たり5万円の給付を行ったところでございます。

給食費の値上げを行わずに安全・安心な給食を提供するために創設した学校給食食材費臨時支援金についてでございます。1学期は、この事業を活用することにより、これまで同様、学校給食の質や量を落とすことなくおいしい給食を児童生徒に提供することができたところでございます。

また、夏休み期間中は、給食の新メニューの開発や試食会、衛生管理研究会を行うなど子供たちのために新学期に向けた準備を行ったところでございます。

2学期におきましても、栄養価の高い地場産物をさらに活用し、栄養バランスを考慮した調和の取れた献立の作成に努め、食育を推進し、安全・安心でおいしい給食を引き続き提供してまいりたいと考えております。

農林業者への支援事業であります農林業物価等高騰対策事業につきましては、8月31日現在、75事業者に対しまして資材等の購入費用の一部を支援したところでございます。

申請期限が今月15日までと迫っておりますことから、改めて技連会だより等を活用し対象者に周知することで申請漏れがないよう努めてまいりたいと考えております。

水産業者への支援事業であります燃油高騰対策事業につきましては、垂水市漁協、牛根漁協、合わせまして43事業者に対しまして漁船に使用する燃料代の一部を支援したところでございます。

また、商工業者への支援事業であります商工業者支援金給付事業につきましては、商工業者

247事業者に対しまして1事業者当たり5万円を給付したところでございます。

次にコロナ関連及び原油高騰・物価高騰対策関連以外の事項につきまして御報告いたします。

まず、庁舎建設関連についてでございます。

市役所本庁舎につきましては、去る6月29日、垂水市庁舎等のあり方検討委員会から現庁舎の耐震補強工法の方向性に対する意見書を頂き、また7月11日には、垂水市議会から市庁舎の耐震補強工法における要望書を頂いたところでございます。

これらの意見や要望を踏まえ、まずは垂水市民、市役所職員の安全確保を最優先とするとの考え方の下で、市庁舎はRC壁による開口閉塞と鉄骨ブレースを挿入する内付主体の工法を基本として耐震補強計画案の策定を進めてまいります。

消防庁舎につきましては、先月2日に開催されました垂水市庁舎等のあり方検討委員会と同月17日に開催しました市議会庁舎整備検討特別委員会におきまして耐震補強の工法案の説明・報告を行い、御承認を頂きました。

今後、本工法案を基本として耐震補強計画案の策定を進めてまいります。

市庁舎等のあり方検討委員会の皆様、市議会議員の皆様には丁寧にご議論いただきましたことに対して改めて心から感謝を申し上げます。

また、庁舎の在り方につきましては、これまで申し上げておりますとおり新庁舎建設やリノベーションを含め様々な観点から議論を行う必要がありますことから、執行部といたしましても引き続き慎重・丁寧な議論が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に企画政策課関係についてでございます。

先月29日、リニューアブル・ジャパン株式会社様と本市におきまして、再生可能エネルギーの活用に関する連携協定の締結式を行ったところでございます。

今後、この協定に基づきまして本市における脱炭素社会の実現を目指す様々な取組を進めることにより、持続可能なまちづくりを相互に連携しながら推進してまいります。

まずは、本市の公共施設であります垂水中央病院とコスモス苑の屋上や屋根にて発電事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電気を電力需要施設で消費するいわゆるオンサイト型PPAを活用した太陽光発電の導入を計画しているところでございます。

また、本日15時より学校法人志學館学園鹿児島女子短期大学様と本市におきまして、包括連携協定の締結式を行う予定でございます。

今後、この協定に基づきまして、高度情報化社会に対応する力を備えた子供たちの育成や地域資源を生かした関係人口の創出、地域活性化の担い手育成、地域の振興などの取組を相互に連携しながら推進してまいりたいと考えております。

次に保健関係についてでございます。

初めに自殺対策についてでございます。

夏休み直前の7月13日から15日にかけて、市内全ての小中学校の児童生徒を対象にSOSの出し方教育授業を、また教員を対象にSOSの受け止め方研修をそれぞれ実施いたしました。

子供たちは、昨年学んだ「心の傷は言わないと見えない」「諦めないで3人目までの大人に伝える」といったSOSの出し方などを再確認した後、グループワークなどを通じてストレスへの対処方法などについて学んだところでございます。

今後も感情表現や成長過程である児童生徒に知識や表現する力をしっかりと身につけさせることで、自分を大切にできる感情を育む力が養われていくものと考えているところでございます。

たるみず元気プロジェクト健康チェックについてでございます。

令和4年度は、昨年度に引き続き新型コロナ

ウイルスの感染防止対策を講じた上で計13回計画したところでございます。

1回目を7月3日に開催したところでございますが、2回目以降につきましては新型コロナウイルス感染拡大と鹿児島県のBA.5対策強化宣言により休止しております。

今後の開催につきましては本市における感染状況等を踏まえまして、引き続き鹿児島大学と協議を行いながら検討してまいります。

この健康チェックは御自身の現在の元気度や健康度を知っていただくだけでなく、急性心筋梗塞などの早期診断にも役立つ高額な検査など約18項目全てを無料で受けることができるものでございます。

今後も市民の皆様の健康長寿の延伸を図るため、引き続き鹿児島大学と連携して事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に福祉関係についてでございます。

低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてでございます。

本市の独り親世帯で給付対象となる全ての世帯120世帯188名と、独り親世帯以外で給付対象となる全ての世帯42世帯81名に対しまして、6月末日までに児童1人当たり5万円の給付を終えたところでございます。

なお、この国の給付金の対象外となる全ての子育て世帯を支援する本市独自の子育て世帯応援臨時給付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、8月30日現在、637世帯1,230名の児童に対しまして、1人当たり5万円の給付を行ったところでございます。

農業委員会関係についてでございます。

農業委員会では、平成26年度より作物に被害を与える害虫や鳥獣のすみかとなっている耕作放棄地解消に取り組んでいるところでございます。

本年度は、浜平地区の耕作放棄地1,463平方メートルにトウモロコシを作付し、先般、農業

委員とカトリック幼稚園の園児とが一緒に収穫作業を行ったところでございます。収穫したトウモロコシは市内の小中学校や医療・介護事業所に配付し、大変お喜びいただきました。

耕作放棄地解消に向けた取組は今年度で9年目を迎え、これまで14筆9,149平方メートルの土地が再生されたところでございます。

今後も本市の農地を守っていくために、引き続き耕作放棄地解消に向けた様々な取組を進めてまいります。

次に水産商工観光関係についてでございます。

九州・沖縄「道の駅」連絡会総会につきまして、去る7月19日から20日にかけて大隅地域では初めて垂水市文化会館で開催されたところでございます。

この総会には、九州・沖縄各県から、首長様をはじめ国土交通省や県の道路管理者、道の駅関係者など約130名の方々に御出席いただいたところであり、本市といたしましてこの機会を捉えまして本市の両道の駅、森の駅など観光施設や各種特産品のPRを行ったところでございます。

商工業者への支援対策であります盛り上げよう垂水プレミアム付商品券、いわゆるこもんそ商品券につきましては、期間中、約5,140世帯の市民の皆様から御購入いただきまして、全て完売したところでございます。

なお、市内への資金循環によるさらなる景気回復を図るために、年末年始に向け今年度2回目のプレミアム付商品券に関する補正予算を今議会に上程させていただいております。

たるみずふれあいフェスタ夏祭りにつきましては、垂水市商工会青年部が行っており、今年度は、たるみず花火2022と銘打って、去る8月6日に、浮津、海潟、垂水港、潮彩町、柗原、新城の市内6か所で、約3分間、花火の打ち上げが行われたところでございます。

今回は市報や防災無線等により打ち上げ箇所

を事前に告知したこともありまして、各地域で多くの市民の皆様近くの堤防等で花火を堪能していただいたところでございます。

去る7月16日と17日の2日間は鹿児島空港におきまして、また8月19日と20日の2日間はかごつまふるさと屋台村バスチカにおきまして垂水市のPRブースを設置し、県内外の観光客に対しまして本市の魅力ある観光地や各種体験メニューなどの周知・広報や本市特産品の販売などを実施したところでございます。

また、株式会社ソラシドエア全機内で配布されております機内誌『ソラタネ』の7・8月号におきまして、本市の温泉、観光、食の魅力を12ページにわたり特集として掲載していただいたところでございます。

これにより、猿ヶ城のキャニオニングやマリリンパークたるみずのSUP、カヌーといったアクティビティー、八千代伝の芋焼酎、垂水のカンパチ、ブリ、ナミクダヒゲエビを使った海鮮丼、郷土の特産野菜であるインゲンを使用したポタージュスープ、協和地区の名物の空揚げなど垂水が持つ様々な魅力を総合的に全国に発信できたものと考えているところでございます。

観光庁の補助を受け垂水市観光協会が取り組んでおります地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業につきましては、去る8月1日に森の駅におきましてぶり大将、海の桜勘を使用した教育旅行の朝食メニュー開発に向けた第1回ワークショップが開催されたところでございます。

ワークショップでは、柗原地区在住のシェフ、岩元舟次氏をはじめ、旅行エージェントや連携協定を締結している日本航空株式会社の客室乗務員、民泊受入家庭の皆様など、総勢31名が参加されたところございます。

参加された方々からは、ブリやカンパチを使用したメイン料理を全ての受入家庭で統一して提供することで、生徒たちに地元特産品を味わ

っていただくことと同時に受入側にとっても料理を準備しやすい環境整備が図られるのではないかといった御意見や、骨つきの魚を食べてもらうなど食べる体験を行うことでほかの民泊受入地域との差別化が図られ、アピールポイントになるものではないかといった御提言を頂いたところでございます。

今後、これらの御意見を踏まえた上で本市オリジナルの新たなメニューの開発に取り組みたいと考えております。

仕事と休暇を両立するワーケーション事業につきましては県並びに首都圏の企業に御協力を頂いて、夏休み明けの利用者が少なくなる平日に森の駅たるみずにおいて延べ50泊以上の宿泊をしていただくこととなりました。

期間中、企業の従業員の皆様には、森の駅たるみずで猿ヶ城の自然を満喫しながらリモートワークで業務を行っていただき、その効果等について検証することとされております。

今後の事業展開にも期待が持てるものと思われれますことから、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このように、本市におきましては、これまで様々な施策に取り組み、本市の観光振興やインバウンド対策を行ってまいりました。

このたび、これらを戦略的に推進することを目的として、本市終原地区出身で鹿児島県観光連盟等で御活躍された訪日客誘致でも実績のある寺田秀人氏を垂水市観光協会の観光アドバイザーとしてお迎えして、本州の観光PRや観光を担う人材育成などについて幅広くお力添えを頂くこととしております。

スポーツ合宿の受入状況についてでございます。

7月後半から8月にかけては、フェンシング日本代表エペU20・U17、鹿児島実業高校サッカー部、鹿児島高校サッカー部、龍桜高校吹奏楽部といった文化系団体など合計10団体484

名を受け入れたところであり、滞在延べ人数は2,507名となったところでございます。

本市にとりまして大きな経済効果となっておりますことから、今後も継続した誘致促進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

これらのほか今月1日から30日まで鹿児島市の山形屋7階レストランにおきまして、昨年に引き続き垂水の食材を使用したオリジナルメニューによります垂水の味だよりが開催されております。

本市の畜産物や水産物の販路拡大につながる契機となりますよう今後とも山形屋における事業展開を継続してまいりたいと考えております。

次に教育総務関係についてでございます。

先月9日、曾於市立高岡小学校におきまして校庭にある大イチョウの枝が落下し、木の下で芝刈りをしておられた校長先生が落下した枝の下敷きとなり死亡するという大変痛ましい事故が発生いたしました。心から御冥福をお祈り申し上げます。

この事故を受けまして、翌日には市内小中学校において樹木危険箇所等の緊急調査を実施したところでございます。また、その結果を基に専門業者によるさらなる詳細な調査を実施し、落下等の危険性があるような樹木につきましては、児童生徒、教職員の安全に配慮し、夏休み期間中に剪定・伐採を終了し、2学期を迎えたところでございます。

次に学校教育関係についてでございます。

教育の情報化において、全国的に活躍されている本市GIGAスクールアドバイザー、鹿児島島女子短期大学の渡邊准教授による保護者向け講演会につきましては、去る6月19日に垂水市文化会館におきまして開催したところでございます。

この講演会において、先生は、約100名の受講生に対し、人口減少が進む中、将来はどんな

分野でも情報通信技術（ICT）活用スキルが必要であると説明された上で、子供たちの主体的な学習意欲を引き出すためには保護者の理解・協力が必要であることをお話しされておられました。

親子標本づくり講習会につきましては、6月25日に市民館におきまして開催したところでございます。

当日は、事前に希望のあった植物、昆虫、貝、岩石の4部門を対象とし、また猿ヶ城溪谷や荒崎海岸などの現地実習等の体験活動も取り入れて行われたところであり、市内の児童、保護者、合わせて36名の参加があったところでございます。

参加者は、県内の一流講師による具体的で分かりやすい説明に耳を傾け、親子で学ぶ時間を大切にしながら標本作りに熱心に取り組んでおりました。

県中学校総合体育大会につきましては、垂水中央中学校ソフトテニス部が男子団体で優勝、女子団体で3位、男女個人ペアでそれぞれ準優勝し、男子団体と男女個人ペアが九州大会に出場いたしました。九州大会では、男子団体が準優勝、女子ペアが第3位となり、8月18日から北海道旭川市で開催された全国大会に出場いたしました。

同校のソフトテニス部はこれまでいろいろな大会で活躍し実績を残しておりますが、コロナ禍での今回の全国大会出場は垂水市民に元気と勇気を与える明るい話題であり、すばらしい活躍だったと思うところであります。

県吹奏楽コンクール小学生の部につきましては、7月24日に鹿児島市内で開催され、垂水小学校金管バンドが金賞を受賞し、2年連続で九州大会へ出場いたしました。

昨年の九州大会は、コロナ禍により音源出場を余儀なくされ、会場での演奏がかなわなかったところでありましたが、今回の九州大会につ

きましては、先月19日に熊本県立劇場の舞台の上での演奏がかない、見事、九州大会においても金賞を受賞されたとのことでございます。

また、県吹奏楽コンクール中学校の部につきましては、垂水中央中学校の吹奏楽部が9年ぶりに金賞を受賞いたしております。

両団体の活躍は、吹奏楽の原点である行進曲の父、瀬戸口藤吉翁のふるさと垂水市にしっかりと音楽文化が受け継がれていることを示してくれました。

今後、ますますの活躍を期待しております。

西日本最大規模の教育展覧会である第7回関西教育ICT展につきましては、先月5日に大阪市で開催され、本市のGIGAスクールの取組について指導主事が同会場において実践発表を行ったところでございます。

GIGAスクール構想の推進につきましては、先生方の自主研究グループによるICT端末の活用法を学ぶための学習会や夏休み期間中に合同研修会を実施する様子が新聞でも報道されております。

先生方のこの頑張りの成果により、子供たちの学力や情報活用能力が向上することを期待しているところでございます。

次に社会教育関係について御報告いたします。

日本遺産垂水麓めぐりにつきましては、去る7月25日に市内小中学生を対象に、日本遺産である垂水麓に興味を持ち郷土の歴史・文化への関心を高めることを目的として開催したところでございます。

講師にはまちづくりフォーラム・かごしま探検の会の東川隆太郎先生をお招きし、多くの知識に基づく丁寧で分かりやすい講話や現地での解説が行われたところでございます。

この事業を通じまして、垂水市の子供たちにふるさと垂水を愛し誇りにする心が育っていくものと期待しているところでございます。

第14回キッズキャンプにつきましては、先月





員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援については昨年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされており、地方公共団体の職員についても国家公務員との均衡を踏まえるように求められています。

国においては、今年6月に職員の育児休業等に係る人事院規則を改正し、このうち非常勤職員については育児休業の取得要件を緩和するとともに、配偶者と交代で育児休業を取得できるようにする等の改正を行いました。

本議案は、この人事院規則が今年10月1日から施行されることに伴い、垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、第2条第3号は非常勤職員の育児休業取得要件を定めたものでございますが、今回の改正により非常勤職員が子の出生後57日以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して57日と6か月を経過する日までに当該非常勤職員の任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでないという要件を加え、取得要件を緩和しようとするものでございます。

次に、第2条の3第3号は非常勤職員の育児休業の上限を定めた部分であり、第3号は非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について規定しているものでございますが、今回の改正により夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするために改めようとするものでございます。

次に、第2条の4は、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、非常勤職員の育児休業に対象期間の上限を子が2歳に達する日という要件について規定している部分でございますが、今回の改正により、第2条の3第3号の改正と同様、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするために改めるとするものでございます。

次に、第3条は育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情について定めた部分でございますが、今回の改正で、第3条各号に定める特別な事情中、第5号を廃止し、第6号から第8号を1号ずつ繰り上げ、第7号の任期を定めて採用された職員について任期の更新等があった場合の規定を整備しようとするものでございます。

次に、3条の2の改正は、同条文は改正前において第2条の5で規定されていたものでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項が改正されたことに伴い、本条例第2条の5を削り、第3条の2に新たに加えるようとするものでございます。

次に第11条の改正でございますが、国の改正に伴い、第6号中に規定する育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改めようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○税務課長（篠原彰治）** 議案第37号垂水市税条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の改正は令和4年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布されたことに伴い垂水市税条例の一部改正につきましてさきの第2回定例会において4月1日から施行されるものについては御承認いただいておりますが、令和5年1月1日及び令和6年1月1日以降に施行される



1条のうち第36条の3の3は、法律改正に合わせて扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備で  
ございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○市民課長（松尾智信） 議案第38号垂水市国民健康  
保険基金条例の一部を改正する条例案につ  
きまして御説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度からの国民健康保  
険制度改革に伴い、国民健康保険基金の設置目  
的、積立て及び処分に関わる規定について所要  
の改正をしようとするものでございます。

本市の国保財政においては、平成24年度から  
赤字補填目的の法定外繰入れを行ってきており、  
実質的に基金への積立ては行えておりません。  
併せて、制度改正に伴い新たに発生した事業費  
納付金についても、改正前の設置目的である保  
険給付及び保険事業に合致するものであり、改  
正の必要があるとは考えておりませんでした。が、  
昨年度実施された県による現地検査の結果に基  
づき昨年度末に技術的助言として設置目的が制  
度改正の前のものであることから、適切な体制  
を行うよう求められたものでございます。

改正前は、基金の設置目的が国民健康保険の  
保険給付及び保険事業の財源に不足を生じたと  
きの財源を積み立てるためと限定的であったこ  
とから、平成30年度からの制度改正に伴い事業  
費納付金といった改正に伴う新たな支出の財源  
としても利用できるよう広く国民健康保険事業  
の円滑な運営のために設置するものとし、積  
立・処分に関する規定に関しても条文の整備を  
行うものです。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明  
申し上げます。

下線を引いたところが改正部分でござ  
います。

第1条は基金の設置目的について規定して  
おり、改正前は国民健康保険の保険給付及び保  
険事業の財源に不足を生じたときの財源を積み立

てるためと限定的であったことから、国民健康  
保険の円滑な運営を図るため事業費納付金とい  
った制度改正に伴う新たな支出の財源としても  
利用できる内容へ改正するものでございます。

第2条は、第2項を削除し、積立額の上  
限額を削除するものでございます。

第5条は、第1条の設置目的に合わせて改  
正するものです。

なお、附則としましてこの条例は公布の日  
から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど  
よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第39号及び議案第40号  
について御説明いたします。

なお、議案第39号及び議案第40号は  
関連がございしますので、一括して御説明  
いたします。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令  
が令和4年4月6日に施行されたことに伴  
い、選挙運動用自動車等の使用の公営に  
関する限度額が引き上げられたため、  
本市もこれに準じて当該限度額に  
ついて条例の改正を行おうとする  
ものでございます。

まず、議案第39号の垂水市議会議員  
及び垂水市長の選挙における選挙  
運動用自動車の使用の公営に  
関する条例の一部を改正する  
条例案について、改正の内容を  
新旧対照表で御説明申  
上げます。

下線を引いたところが改正部分  
でございます。

第4条で、選挙運動用自動車の借入  
契約の1日当たりの借入金額の  
限度額を1万5,800円から1  
万6,100円に、1日当たりの  
燃料代の限度額を7,560円  
から7,700円に引き上げよう  
とするものでございます。

次に議案第40号の垂水市議会議員  
及び垂水市長の選挙における  
選挙運動用ビラ並びに選挙  
運動用ポスターの作成の公営  
に関する条例の一部を改正  
する条例案について、改正  
の内容を新旧対照表で御  
説明申し上げます。

下線を引いたところが改正部分でございます。  
第4条で選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から7円73銭に、第8条で選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の基準額を525円6銭から541円31銭に引き上げようとするものでございます。

附則としまして、議案第39号及び議案第40号はいずれも公布の日から施行しようとするものですが、改正後の条例が適用される選挙につきましては、令和5年1月26日に任期満了を迎える垂水市長選挙からを想定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○森 武一議員 議案36号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について2点お伺いさせていただければと思います。

1点目は、今回の条例の改正に当たって、非常勤職員の育児休業が認められる、要件が緩和されるという案件だったと思いますが、の中で今後の育児休業が取れるようなお子さんをお持ちの方が非常勤職員に採用される、応募された際とか、そこで、不利益はないと思うんですけど、不利益がないかということを確認させていただければというのが一点。

あと、今回の育児休業法の改正に当たっては、男性の育児休業等を広く取りやすくするというのが改正の趣旨だったかと思いますが、法令等に基づいて求められている条件というのはこれで大体整うのかということをお伺いさせていただければと思います。

○総務課長（濱 久志） まず、1点目の御質問ですが、会計年度任用職員の採用にしましては育児休業を取得するしないということ自体を採用の基準とはしておりません。ですので、不利益が生じるということとはございません。

毎年3月に会計年度任用職員の面接を実施し

ているところですが、育児休業中の会計年度職員についても更新に伴う新規申込みがあった場合は、公平性の観点から他の申込者と同じ採用基準で選考を行っているところでございます。ですので、不利益が生じることはないと考えております。

もう一点ですが、今度の改正で育児休業の制度については完結しているかということ。

現時点では完結しているということです。また、来年の4月1日に3回目の改正があるんですけど、3回目の改正については公表義務をうたう改正ですので、制度が変わるというものではございません。

○議長（川越信男） ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については総務文教委員会に付託いたします。

#### △議案第41号～議案第44号一括上程

○議長（川越信男） 日程第11、議案第41号から日程第14、議案第44号までの議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第41号 垂水市教育委員会教育長の任命について

議案第42号 垂水市教育委員の任命について

議案第43号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第44号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（川越信男） 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第41号の垂水市教育委員会教育長の任命について御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会教育長であります坂元裕人氏が、令和4年11月6日をもって任期満了となりますことから同氏を再任しようとするものでございます。

任命しようとする坂元裕人氏の住所は垂水市本町1番地1、生年月日は昭和33年3月16日でございます。

任期は3年となりますので、令和4年11月7日から令和7年11月6日までとなります。

なお、本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

議案第42号垂水市教育委員会の任命について御説明を申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります田之上厚美氏が、令和4年10月1日をもって任期満了となりますことから同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする田之上厚美氏の住所は垂水市田神70番地1、生年月日は昭和38年4月17日でございます。

任期は4年でございます。

なお、本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

議案第43号及び議案第44号について一括で御説明を申し上げます。

両議案とも人権擁護委員候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。

まず、議案第43号は、現在、人権擁護委員であります後迫タツエ氏が、令和4年12月31日をもって任期満了となりますことから引き続き同氏を推薦するに当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの

でございます。

推薦しようとする後迫タツエ氏の住所は垂水市中俣1800番地4、生年月日は昭和27年8月15日でございます。

次に、議案第44号は、現在、人権擁護委員であります大迫玲子氏が、令和4年12月31日をもって任期満了となりますことから引き続き同氏を推薦するに当たり人権擁護法第6条第3項の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする大迫玲子氏の住所は垂水市本城1700番地7、生年月日は昭和34年11月16日でございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

休憩期間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時12分休憩

午前11時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号から議案第44号までの議案4件については会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よ





オビエダシヤク防除対策として地域ぐるみで防除を行う場合に、対象世帯に応じて各振興会へ駆除用薬剤を配付するものでございます。

2目林業振興費13節使用料及び賃借料は、林道、作業道の倒木除去等に係るもので森林環境譲与税を活用して行うものでございます。

20ページをお開きください。

3項水産業費2目水産業振興費12節委託料は、販路拡大事業の一環として国内大手小売チェーン向けの商品を開発するものでございます。

7款商工費1項商工費2目商工振興費の18節負担金、補助及び交付金のうち秋の産業祭補助金は、キッズイベント企画分として増額するものでございます。

プレミアム付商品券事業補助金は、年末に実施するもので財源は地方創生臨時交付金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金負担金は、鹿児島県が今年1月27日から3月6日までに時短要請に応じた飲食店に対する協力金の本市負担分で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

21ページを御覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の12節委託料は、港平集落道の測量設計に係るものでございます。

13節使用料賃借料は、市道の舗装・補修に要する経費の増額でございます。

14節工事請負費は、垂水36号線、25号線の道路改修、垂水42号線の側溝改修、潮彩町フェンスの改修等に要する費用の増額でございます。

3目交通安全対策費の14節工事請負費は、ガードレール及びカーブミラー等の設置に要する費用の増額でございます。

22ページをお開きください。

3項河川費1目河川維持費13節使用料及び賃借料は、河川の寄洲除去等に要する重機借上料でございます。

6項住宅費6目住宅安全対策費18節負担金、補助及び交付金は、空き家解体撤去事業補助金に不足が見込まれることから増額するものでございます。

23ページを御覧ください。

9款消防費1項消防費5目災害応急対策費の17節備品購入費は、九州地域づくり協会から両道の駅へ防災備品の購入に係る支援として寄附申込みがございましたので、寄附金を活用し、両道の駅に防災備品を購入するものでございます。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の12節委託料は、市内全小中学校における学校施設のバリアフリー状況を調査するための費用でございます。

3目学校教育事務費27節繰出金は、岩崎育英文化財団から岩崎奨学金の元金を保持している自治体へ、基金の目的に沿った人材育成と郷土の発展に尽力いただきたいとの寄附がございましたので、奨学資金の貸付基金に繰り出すものでございます。

25ページをお開きください。

5項社会教育費7目文化会館費10節需用費は、文化会館の修繕料に不足が生じるため増額を行うものでございます。

6項保健体育費2目体育施設費10節需用費は、庭球場のナイター照明等及び体育施設の修繕料に不足が生じるため増額を行うものでございます。

3目学校給食費18節負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス対応学校給食食材臨時支援金は、第2回定例会においても予算計上させていただきましたが、今般の物価上昇を考慮し、食材料費が不足することのないよう増額を行うもので、財源は地方創生臨時交付金でございます。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設単独災害復旧費の13節使用料

及び賃借料ですが、重機借上料は元垂水原田線の調査試験作業にかかるものでございます。

以上が最初の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、6ページ、事項別明細の総括表及び8ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う使用料及び手数料、国県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、市債などの特定財源と繰越金の一部を補正し収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（川越信男）** ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○持留良一議員** それでは、2点、質疑をさせていただきますしたいと思います。

一つは、民生費、社会福祉費の地域介護基盤整備事業補助金というのが先ほど案内がありました。

老人宅配給食の値上げに対する物価高騰に対する対応ということで評価できるというふうに思うんですけれども、これは県の支出金というふうになっていますけれども、どのような形で県が制度設計して出したのかということと、今後の物価動向等の関係においても引き続きこのことについては対応する方向性はあるのかというのが一点です。

あと一つはプレミアム付商品券の問題ですね。商工費の関係なんですけれども、この問題では、この間、各議員の間からも、税の公平性、公正性、いわゆる平等の税の使用目的というのはどういうものなのかということで様々議論があって、特に商工観光課を中心としながら改善が図られてきたというふうに認識しています。

今回、新たな視点が必要だったんじゃないかというふうに思うんです。というのは、物価高騰対策に対して対策をどう取ってほしいのか、市民の声は様々あると思います。

全国的にもそのことでは展開されています。例えば、物価高騰による光熱費の支援という形で行われている自治体もあります。また、低所得者を対象とした物価手当。こんな形でもあります。

というのは、商品券というのはあくまでも電気代とかガスとか水道料には使用できないという、そういう側面があると思うんですね。そうやってきたときに、今、物価高騰で、様々な市民の方々、特に低所得者、生活困窮者の方々は大変困窮されていると。

また、この9月からも相当数の物価が値上がりするというふうになっています。そういう中でそういう視点を持った形での全般にわたる各課も含めた形での協議をする必要があったんじゃないかというふうに思うんです。

これは特に市長が政策判断をされたというふうに思いますので、そういう視点はなかったのかどうなのか、その対策を今後取る必要はないのかどうのかも含めて質疑をしたいと思います。

**○保健課長（草野浩一）** 今、持留議員が言われたので反問権をします。

最初にお話しされた訪問給食の部分につきましては1目社会福祉総務費の委託料の部分でございますので、お話しした中で、社会基盤整備事業費の補助金については介護保険事業費のほうですので、どちらのほうの御質問か、お願いします。

**○持留良一議員** 間違えましたね。訪問給食サービス事業です。

**○福祉課長（森永公洋）** 訪問給食費の値上げについてなんですけど、最近のコロナ感染による物価高騰や今年の2月のロシアによるウクライナ侵攻等により一層の物価高騰となり、続けていくことが難しいと商店のほうから言われたので、値上げをして欲しくないかということで打診がありました。

そこで、上昇率を勘案したところ、1食当たり100円の増額が妥当ではないかということで、その分を増額しております。

○議長（川越信男） よろしいですか。

○副市長（益山純徳） 物価高騰対策に対する御質問がございました。私のほうからから答弁をさせていただきます。

議員御承知のとおり物価高騰対策等々につきましては、これまでも、農林水産業、商工業、あと子供たちのほうの5万円支給という形で市独自の施策も取っております。今回も、給食サービスや学校給食、保育園に対する県の新規事業に市のほうは同調して予算を組んでおります。

今後につきましては、政府の追加支援、このほうも報道等で耳にしておりますので、そういうものも注視しながら適時適切な時期に検討すべきものだと考えております。

以上です。

○持留良一議員 今回の物価に対して、宅配給食、訪問給食のほうは対応するというので、回答のほうを求めたのは、今後、さらに来年度そういう状況が背景として当然現れてくるだろうと。そういうときに適宜対応するのかということで質疑をさせていただいたんですけども。

あと、物価高騰による様々な、特に生活困窮者、低所得者対象というのは今後の検討課題というふうに受け取っていいのか。その点について。

というのはなぜかという、きちっとした、様々な問題が出たときには即時対応するような考えを持って。6月議会ของときも市長は物価高騰対策として回答されているんですよ。そういう観点に関したら、一番、今、大変な生活において困窮している世帯というのは、今、言ってみたいな低所得者、生活困窮世帯だろうと。

物価高騰によって一律に基本的なガスや電気代等は負担が来るわけですよ。所得に関係な

くそれはかかってくるので、そういう視点に立った形での対応というのは今言いましたとおり今後検討していくというふうに受け止めていいんでしょうか。

○副市長（益山純徳） 先ほどの答弁、一部、繰り返しになり申し訳ございませんが、今後につきましては、国の支援策等も注視しながら、県及び他市町村の動向も注視しながら適時適切な時期に必要な事業を検討すべきだと考えております。

以上です。

○持留良一議員 給食のほうはありますか。

○福祉課長（森永公洋） 給食については、1業者しか訪問給食のほうはやっておりませんので、今後、給食費、物価高騰によりましてこの業者がもうできなくなるということになると多くの方が困りますので、今後、その辺についてはいろいろ財政課などと検討しまして、物価高騰に対しては、できる範囲で、こちらのほうも増額していける範囲でやりたいと思います。

○持留良一議員 もう3回目になりますので。

非常にオブラートにしたような形での回答で、適宜対応するという。でも、市長は6月議会では即効性のあるものについてはきちっと対応するということだったんですよ。そういうふうになっちゃうと、いわゆる市民の生活の実態をどうつかんでいるのかというのは非常に私自身は問題だなと。

本当に全国ではこういう形で生活支援事業補助金とか物価手当に対する支援等、様々な取組をされているわけなんです。それでみんなの自治体の基本である市民の暮らしを守るという視点に立った政策が提案されているんですよ。

そのこと、どうだったのかということのを改めて市長の6月の回答も含めてこのことについて市長に回答をお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 新型コロナあるいは関連してのいろいろ、物価高騰、いろいろあるわけ

ですけれども、基本的にはこれまでも議員の皆様にお示しして御理解を頂いて進んでいるわけですので、うちがやっているけれどもほかはやっていないとかいうこともございます。

それはしっかりと状況を見ながら適宜判断しているということでもありますので、様々なことに、先ほど答弁したことの繰り返しになりますけれども、状況をしっかりと見極めて対応するというところでございます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

○森 武一議員 今、持留議員のほうで御質問されたところというところ、少し関連するとは思いますが、先ほど副市長のほうから適時判断してやっていくというお話があったかと思えます。

その際、国のほうの地方創生のほうで、物価高騰対策費として、使えるお金、予算を特別交付金として頂いているということで、前回の産業厚生委員会のところでお話しになったところで、大体、枠が2,000万くらい残っていたと。今回、補正予算を組むことによって特別交付金の枠が3,000万くらいオーバーするというお話があったかと思えます。

今後、特別交付金の枠を使い切る、今回、オーバーしていくというところで、適時判断するに当たって財政的な制約は生まないということの確認。その制約があるから適時打つことができないということはないですね。というところですか。

○財政課長（園田 保） 御指摘のとおり、現段階で、国の地方創生交付金の限度額、予定額から3,496万8,000円オーバーした形で予算は組んであります。

ここは実績でどう変動するかというのも見越した形の予算編成ではありますが、それは必要に応じて今後も適宜判断しないといけないことであると考えておりますので、この範囲内だからそれが使えない、使わないというような考え

ではございませんで、これからも国際的な経済情報等も考慮しながら考えていくべきことであります。

以上です。

○議長（川越信男） ほかによろしいですか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。次は、13時から再開いたします。

正 午 休憩

午後 1 時00分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第46号～議案第52号一括上程

○議長（川越信男） 日程第16、議案第46号から日程第22、議案第52号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第46号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第47号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第48号 令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第49号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第50号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第51号 令和4年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第52号 令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

○議長（川越信男） 説明を求めます。

○市民課長（松尾智信） 議案第46号令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,826万2,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、未就学児均等割保険料軽減制度の創設に伴う費用関係の補正が主でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目委託料につきましては、未就学児均等割保険料軽減制度の開始に伴う国保情報データベースシステムの改修費用でございます。

3款1項1目事業費納付金の一般保険者医療給付費分の財源組替えは、保険料と一般会計繰入金の組替えによるものです。

5款1項1目疾病予防費及び8ページの2項1目特定健康診査等事業費は、体制の充実のため雇用形態を見直し、会計年度任用職員として雇用するため補正するものでございます。

次に歳入につきまして御説明申し上げます。

戻りまして、6ページをお開きください。

1款国民健康保険税は未就学児に関わる均等割額の減額相当分を減額するものでございます。

5款県支出金は、国の調整交付金の対象となっております未就学児均等割保険料軽減制度開始に伴うシステム改修費用及び県繰入金（2号分）について、会計年度任用職員の人件費の差額について補正するものです。

7款繰入金は、未就学児に関わる均等割額保険料の減額相当分について、一般会計から補填される繰入金について計上しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万6,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額を2億6,277万3,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、後期高齢者医療保険料の過年度還付金に不足が見込まれるため補正するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

2款1項償還金及び還付加算金は、過誤納還付金に不足が見込まれるため補正するものでございます。

次に歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

5款2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合から歳出と同額の歳入があるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 議案第48号令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,352万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億5,701万4,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、令和3年度決算に伴う繰越金や国・県等への返還金、市負担金の精算に伴う繰出金でございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の報償費は、令和6年度から令和8年度までを期間とする次期計画、第9期計画を策定するための基礎資料として今年度調査を行う介護予防日常生活圏域ニーズ調査及び高齢者等実態調査に係る謝金でございます。委託料は介護報酬改定に伴うシステム改修費で、積立金は介護給付費準備基金への積立金でございます。

9ページを御覧ください。

4款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金は、令和3年度事業費確定による国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

2項繰出金1目一般会計繰出金は、同じく令和3年度事業費確定による一般会計への返還分でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページをお開きください。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目及び3目地域支援事業交付金は、事業費増に伴う追加見込分でございます。

4目事業費補助金は、介護報酬等改定に伴うシステム改修に係る補助分で、補助率は2分の1でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金2目地域支援事業支援交付金から7ページの7款繰入金1項一般会計繰入金4目事務費繰入金までは、事業費増に伴う国、県及び市の負担金増分でございます。

5目低所得者保険料繰入金の現年度分は、低所得者の保険料軽減対策に係る減額となる保険料相当分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2項繰入金1目介護給付費準備金繰入金は、先ほど御説明申し上げました低所得者保険料繰入金、諸収入の第三者行為損害賠償金及び高額介護サービス費返還金を介護給付費の財源に充

当し、給付費の財源としていた介護給付費準備基金分を減額し、介護給付費の財源更正を行うものでございます。

8款繰越金は、令和3年度決算額の確定に伴い補正するものでございます。

9款諸収入3項雑入1目第三者納付金は、交通事故等の第三者行為により介護サービスを利用することになった介護給付については加害者の保険金で賄うこととなっているため、損害賠償金として支払われる納付金でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（紺屋昭男） 議案第49号令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ156万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,220万4,000円とするもので、補正理由は令和3年度繰越金の確定に伴うものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目27節繰出金は、前年度繰越金を一般会計に繰り出すものでございます。

次に歳入でございますが、6ページを御覧ください。

3款1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、令和3年度繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

○水道課長（福島哲朗） 議案第50号と51号につきましては水道課所管でございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第50号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ325万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,893万円とするものでございます。

補正の主な理由は、令和3年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴う歳入歳出でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の 4 節共済費につきましては、会計年度任用職員に関わる健康保険部分の共済組合移行に伴い不足額が見込まれるため増額補正するものでございます。

3 款諸支出金 1 項 1 目繰出金の 27 節繰出金は、令和3年度の繰越金の確定に伴い一般会計へ繰り出すものでございます。

次に歳入でございますが、6 ページを御覧ください。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目使用料の 1 節簡易水道使用料は、令和3年度簡易水道使用料の未納額を滞納繰越分として計上するものでございます。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を減額補正しまして収支の均衡を図っております。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金の 1 節前年度繰越金は、令和3年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い繰越額を計上するものでございます。

続きまして、議案第51号令和4年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由は、人事異動に伴う給料等の増額補正でございます。

それでは、参考資料により御説明いたします。

5 ページをお開きください。

まず、収益的支出の 1 款水道事業費用 1 項営

業費用 2 目配水及び給水費の節、給料から法定福利費は、職員の人事異動に伴う費用の増加補正でございます。

また、3 目総係費の節、法定福利費は、会計年度任用職員に関わる健康保険部分の共済組合移行に伴い不用額が見込まれるため減額補正するものでございます。

1 ページにお戻りください。

したがいまして、第2条は、令和4年度垂水市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の営業費用を309万2,000円増額し、総額2億4,227万2,000円とするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を309万2,000円増額し、4,480万4,000円とするものでございます。

以上で説明は終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○保健課長（草野浩一）** 議案第52号令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、垂水中央病院の医療機器及び施設設備については、毎年、計画的に更新を行っているところでございます。

しかし、昨年度においては世界的な半導体不足の影響により年度内の納品及び改修完了が見込めないものが発生し、一部、予算執行ができなかったところでございます。

その昨年度一部更新できなかったものについて、本年度内の納品及び改修完了について見通せる状況が確認できましたことから改めて予算計上をするものでございます。

今回、資本的収入を2,010万円、資本的支出を2,027万7,000円、それぞれ増額するものでございます。

2 ページの企業債の補正を御覧ください。

先ほど申し上げました理由により、整備に要する財源として企業債を増額するもので、その

変更に伴う医療機器整備事業及び病院施設設備整備事業の起債額を下段にお示ししております。限度額にそれぞれ改めようとするものでございます。

3ページをお開きください。

実施計画でございます。

資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

資本的収入において1款資本的収入1項1目企業債を2,010万円増額し、支出において1款資本的支出2項建設改良費1目固定資産購入費を1,177万7,000円増額し、同じく2目施設改良費を850万円増額するものでございます。

次に内容につきまして御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

収入の1款資本的収入1項1目企業債は、更新整備に要する財源として企業債を増額するものでございます。

支出の1款資本的支出2項建設改良費1目固定資産購入費は、令和3年度に購入できなかった内視鏡挿入形状観測装置など6機種の更新を行おうとするものでございます。

同じく2目施設改良費は、先ほどと同様、令和3年度において施工できなかったボイラー設備について更新工事を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○持留良一議員 48号のところで、諸支出金の部分で償還金及び還付加算金等の説明があったんですけど、具体的な内容は分からなかったものですから。

これは要するにコロナ等の影響等で施設利用者が減ったというふうに見えていいのか。それと

も当初の事業量そのものが課題だったというふうに見えていいのか。この2つの点について見解をお願いします。

○保健課長（草野浩一） 今の持留議員の御質問ですが、令和3年度においては御承知のとおりコロナの影響を受けまして介護サービスを受けられる方々の減少がございましたので、介護給付費につきましては国、県、市プラス保険料で事業費を賅っているところでございますが、当然、給付費が減少した関係でそれぞれの国、県、負担する部分の額も減るということで当初の見込みより減少したので、その額を返還するというところでございます。

以上でございます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

△陳情第19号・陳情第20号一括上程

○議長（川越信男） 日程第23、陳情第19号及び日程第24、陳情第20号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第19号 議会における多様な人材の活躍できる環境整備を求める陳情

陳情第20号 川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情

○議長（川越信男） ただいまの陳情2件については、陳情第19号を総務文教委員会へ、陳情第20号を産業厚生委員会へそれぞれ付託いたします。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明3日から12日までは、

議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、9月13日及び14日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

なお、質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後の契約保証金検査特別委員会終了後から9月6日の正午までに、質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後1時20分散会

令和 4 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 4 年 9 月 1 3 日



本会議第2号（9月13日）（火曜）

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
2番	森 武一	10番	北方 貞明
3番	前田 隆	11番	池山 節夫
4番	池田 みずず	12番	徳留 邦治
5番	梅木 勇	13番	篠原 静則
6番	堀内 貴志	14番	川畑 三郎
7番	川越 信男		

---

欠席議員 1名

8番 感王寺 耕造

---

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

---

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年9月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△議案第53号上程

○議長（川越信男） 日程第1、議案第53号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。議案第53号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

垂水市産業開発促進条例は、本市に企業が工場や事業所等を新設・増設する際に、旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、固定資産税の課税免除等を行うことにより、本市の産業の開発を促進し、雇用の増大及び経済的發展に寄与することを目的として制定した条例でございます。

本条例の一部改正は、本条例第2条で意義を定めている用語のうち、第9号特別償却設備の根拠となっております租税特別措置法が令和4年3月31日に一部改正され、同年4月1日から施行されたことを受け、項ずれを改めるものでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

今回の改正では、第2条のみを対象といたします。第2条第9号中、「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に改め、「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に改めようとするもので

ございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○森 武一議員 すみません、1点お伺いさせていただければと思うんですけど、この条例案なんですが、減価償却の規定だと思うんですけど、今年ももう9か月たっているかと思うんですけど、公布の日から施行するというふうになっていますが、この9か月間既にたっている部分に関しては、何か影響があるのかどうなのかというのを教えていただければと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 本市における影響は全くございません。そして、今回のこの項ずれの関係なんですけども、具体的に申し上げます。

この中身につきましてなんですけども、この上位法であります租税特別措置法において、沖縄振興特別措置法が新たに第3条第3項に規定されているところがございますけども、こちらが新たに規定されたことによりまして項ずれという形になりますので、うちの事業かれこれについて影響があるというところではございません。

以上でございます。

○森 武一議員 今、影響がないというお話だったかと思うんですけど、議会の頭ではなくて、途中で追加議案という形でお出しになったところで、何か緊急性であったりとか、早急にやらないといけない理由というものがあるかと思うんですけど、そこら辺はどのようなものがあったのか、教えていただければと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 本来でありましたら議会に通すという形なんですけども、こちらのほうも他の自治体関係との関係もありましたので、確認した上で今回遅くなりましたけど

も、本日上程させていただいたところであり  
ます。

以上でございます。

**○議長（川越信男）** よろしいですか。ほかに  
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（川越信男）** 質疑なしと認めます。こ  
れで質疑を終わります。

本案については、総務文教常任委員会に付託  
いたします。

△議案第54号上程

**○議長（川越信男）** 日程第2、議案第54号令  
和4年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案  
を議題といたします。

説明を求めます。

**○財政課長（園田 保）** それでは、議案第54  
号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第4  
号）案を御説明いたします。

今回の補正は、新型コロナワクチン接種事業、  
牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の増額によ  
るものでございます。補正額は、歳入歳出とも  
1億7,374万5,000円を増額し、補正後の歳入歳  
出予算総額は122億7,907万4,000円となります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並  
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ  
から3ページまでの第1表、歳入歳出予算補正  
に上げてあるとおりでございます。

4ページの第2表、地方債の補正を御覧ください。

変更の内容でございますが、9月2日付で県  
通知により牛根麓漁港広域漁港整備事業の事業  
費増が見込まれることから、水産基盤整備事業  
の過疎債を増額するものでございます。

続いて、歳出の事項別明細で説明いたします。  
8ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の報酬  
から委託料は、オミクロン株に対応した新型コ  
ロナウイルスワクチン接種の接種体制の確保に

ついて、9月2日付で事務連絡がありましたこ  
とから、10月以降の接種に係る費用を計上する  
ものでございます。

6款農林水産業費3項水産業費4目漁港建設  
費の負担金、補助及び交付金は、先ほど地方債  
の補正で説明いたしましたとおり、牛根麓漁港  
広域漁港整備事業費の増加が見込まれることか  
ら、負担金を増額するものでございます。

以上が歳出の説明ですが、これらに対する歳  
入は、前に戻っていただきまして、5ページの  
事業別明細及び7ページの歳入明細にお示しし  
てありますとおり、それぞれの事務事業に伴う  
国庫支出金、市債を補正し、収支の均衡を図る  
ものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ  
ろしくお願いいたします。

**○議長（川越信男）** ただいまの説明に対し、  
これから質疑を行います。質疑はございませ  
んか。

**○持留良一議員** 今、新型コロナの第7波が減  
少傾向に若干ありますけども、今後を見据えた  
形での対策だろうというふうに思います。この  
中の範囲、対象者の範囲ですね、ワクチン接種  
範囲、そしてまた今回、このワクチンの新たな  
特徴が新しいのが昨日、認証されたようすけ  
ども、今後の対策ということで、そのことだ  
と思う。

もう一つ、インフルエンザの関係はこの部  
分では対策としては出てこなかったのかとい  
うのは若干気になる所なんですけども、この  
点と、あと漁港建設費、県が認証したとい  
うことで今回予算がつくということなんです  
けど、全体としての事業に対しての遅れとい  
うか、その辺りの問題点というのはないの  
か。

この時点でのこういう事業の点というのは、  
我々は考え方として当初、やっぱりスタート  
するんだしたら、当初の関係、当初予算で  
この辺りが対応できたのかなと、できなかった

と様々あると思う。では、その要因は何だったんだろうというふうに思うんですけど、その認証の問題がどこかにあったのかなというふうに思うんですが、その点について質疑をします。

○保健課長（草野浩一） お答えいたします。

まず、対象者の範囲でございますが、9月2日付の厚生科学審議会分科会において、接種対象者は初回接種、1回目接種、2回目接種を完了した12歳以上の全ての者を対象としております。

併せまして、前回の接種から5か月を経過した者となります。現在、対象者につきましては、約1万2,000名程度を対象としております。

次に、インフルエンザの関係ですが、インフルエンザにつきましては当初予算のほうで例年どおりの形で予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） おはようございます。水産の牛根麓漁港の整備なんですけれども、当初の計画からいたしますと、浮き栈橋を1基増設することになりまして、その分の増額分ということになるんですけれども、年間の県の上限予算額、これがもう5億円ということで、今、垂水市でやっているところなんですけれども、その5億円で当初の計画どおりしますと当然延長がなされると。

ですから、延長がなされないように、いわゆる増額するもので、今回3億円を本年度増額いたしまして、当初の計画になるように負担金の17%を今回要求するものでございます。

○持留良一議員 予防接種の関係ですけども、今回、子供たち、小学生多かったと思うんですけども、この辺りの希望というか、そういう考え方があればそれに対応できるような幅はあるのかというのが一つと、この農林水産関係のこの負担金というのは、それぞれ工事別によってたしか違うと認識をしているんですけども、こ

の17%という負担金というのは以前から変わらない、ずっとそのままの負担金なのか、この点について。

○保健課長（草野浩一） 小児接種につきましては、先ほど申しましたとおり9月2日付において、予防接種法には努力義務に位置づけられたところでございますが、本市におきましては、あくまでもワクチンのメリットとデメリットの両方を情報提供しまして、御本人のほうでしっかりと判断した上で接種するようという形で呼びかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 負担金の率なんですけれども、前回、その前ぐらいまでは17.2%ということもありましたが、その状況に応じて変更されるということで聞いておりまして、本年度、昨年度からは17%になっております。

○議長（川越信男） よろしいですかね。ほかに質疑はないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第3、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。











は、我々が情報を得たのは鹿児島地方気象台からの緊急速報メール、あと全国放送でのマスメディアの報道でしか情報を知り得るものはありませんでした。

その間、全国的には、桜島爆発イコール鹿児島県は大変なことになっているという大騒ぎになっていました。

今回、噴火警戒レベルが設定されてから初めてレベル5に引き上げられたわけですがけれども、行政として市民への情報伝達はされたのかどうか、市民への情報伝達についてどのような見解か、まずはお聞きしたいと思います。

**○消防長（後迫浩一郎）** 7月24日発生した桜島爆発、レベル5に引き上げられた際の対応につきましてお答えいたします。

桜島爆発に伴う消防本部の体制につきましては、20時50分、垂水市災害対策本部の設置を受け、21時25分、全非番職員へ自宅待機を指示し、21時43分、総務省消防庁災害対策室からの連絡を受け、状況報告を行っております。

また、21時46分、脇登地区及び牛根麓地区へ職員を向出させ、警戒監視を実施しております。

以上でございます。

**○総務課長（瀧久志）** 本市の対応として問題はなかったかという御質問ですが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、レベル5に引き上げられた本市の対応としましては、地域防災計画に基づいて実施したものでございますので、問題なかったと考えております。

それと、今回の警戒範囲はおおむね3キロ以内の居住地ということで、桜島の有村町、古里町の一部の地域を対象地域としていることから、垂水市としましては警戒地域には入っていないということで、このような対応を取らせていただいたところでございます。

以上です。（発言する者あり）

市民への情報提供についてお答えいたします。

爆発が発生した7月24日午後23時16分、市

ホームページに対策本部設置及び本部会議を開催した旨をお知らせする情報を掲載しております。

翌日7月25日午前8時30分、コミュニティFM割り込み放送等を通じて、桜島の状況に関し、これまでのところ被害等の報告がないことや、通行止めの規制を行ってまいりました国道224号の迂回情報などを市民の皆様にお知らせしております。

また、爆発から3日後の7月27日、レベル3への引下げに伴う国道224号通行止め規制の解除につきましては、垂水ほっとメールや垂水市公式LINEにより、当日の夜のうちに配信し、お知らせしたところでございます。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 今、対応については問題はなかったというふうに答弁されましたけどね、本当に問題なかったんでしょうかね。

昨日ですかね、牛根小学校で桜島の始良カルデラの爆発を想定した津波からの被害の訓練をしたという記事が、報道がありました。始良カルデラの爆発となると、要は、数分後にはもう牛根地区に到達するわけですよ。そういったときに、避難訓練はしているけれども、すぐに対応できるかなという心配もあります。

私、冒頭に言いました。この噴火というのはいつ発生するか分かんない。それも突発で発生する。そういったときに即対応しなければいけない。今回レベル5に引き上がったのは初めてですよ。垂水市民もびっくりしていますよ、全国ニュースで出て、どうなったんだろうと。ただ垂水市からの情報発信はされなかったですよ。ただ内々的には対策本部を立ち上げた、それはいいかもしれません。

対策本部を立ち上げてから、70分後に第1回目の対策本部会議を実施する。私ね、これちょっと遅いんじゃないかなと思うんですよ。だから、今、執行部が対応に問題なかったという

ことであれば、それで構いません。

ただね、桜島の噴火、警戒されています。いつ爆発するか分かんない、近い将来間違いなくやってきます。

思い出してください、大正4年の桜島の噴火、すごいことになっていますよ。前兆があるという方もおられますけどね、最初に言ったとおり、普賢岳も御嶽山も突然ですよ、爆発。そういったことを考えてね、私も含めてですけど、やっぱり皆さん桜島に慣れている、そんな感じを持ちます。

今回初めて噴火警戒レベル5に引き上がったわけです。今回ね、反省すべき点は素直に反省して、しっかりと今後に活かしていただきたいなと思います。せつかくです、市長、今回の対応どうだったのか、市長の見解を教えてください。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的には総務課長が申し上げたとおりです。いろんな災害、突発的に起こることがありますので、あの時間、あのタイミングで、あのようなレベル5っていうのは、ほとんどの方が想定をされておられなかったと思います。

しかしながら、いろんなことは時系列で見ていくと、大爆発どこまでっていうのは最悪を想定しながら、一方で冷静な対応も必要だと思いますので、テレビ等、いろんなところも含めて情報が整理されておられまして、緊急的に即大爆発のような対応をするということではなかったもので、そこは一方で冷静に見ながら、しっかりと対応すると。

また、災害は、次にはどんな災害がいつ起こるかというのは分かりませんので、今回のことも踏まえてしっかりと次に向かって人災ゼロと、何より重要なことですから、その辺はしっかりと整理して対応していきたいと思います。

**○堀内貴志議員** 噴火警戒レベル5に引き上がったの、初めてですよ。何回も言いますが、

市民が情報を知り得たのはテレビで、緊急メールなんです。やっぱり、そこに垂水市からの情報が欲しいですね。対策本部を立ち上げた、今、情報収集とか、いろんな意味で、そういう意味では、市民に対しての情報伝達、もうちょっと考えるべきであったと思いますけど、その点については要望としておきます。

最後に質問しますけど、桜島を管轄する鹿児島市、垂水市と唯一陸続きで桜島とつながっております。島民の避難を含めて鹿児島市と連携、欠かせないものと私は考えておりますけれども、桜島に関する鹿児島市との連携、どのようになっているのか、お聞きいたします。

**○総務課長（濱 久志）** 鹿児島市との連携につきましてお答えいたします。

今回の爆発においては、警戒が必要な範囲は火口からおおむね3キロの範囲と指定され、桜島島内における防災対応となりました。

本市としましては、鹿児島、垂水など5自治体や福岡管区气象台、九州地方整備局、鹿児島地方气象台、京都大学火山活動研究センター等を委員とし、県が設置する臨時の桜島火山防災連絡会へウェブ参加した際、鹿児島市の取られている住民避難対策などの防災対応について情報収集し、また、火山活動状況に関する情報交換を行っております。

レベル5発表の期間中における臨時の連絡会は7月24日午後11時30分と、同27日午後4時の2回開催されております。

平時の取組といたしましては、県が設置する火山防災協議会のほか、ただいま申しあげました連絡会、また鹿児島・霧島・鹿屋・垂水4市による桜島火山活動対策協議会、鹿児島・霧島・始良・垂水4市による錦江湾会議の中で桜島防災について継続して協議を行っております。

一方、実動訓練としましては、平成28年度に鹿児島市と県の共催で実施されました桜島火山爆発総合防災訓練において、全島避難の訓練基本

想定のもと、桜島島民が陸路で本市中央運動公園の体育館へ実際に避難される訓練を行っており、本市は受入れ自治体として参加しております。

さらに、令和3年度に鹿児島市が実施しました第52回桜島火山爆発総合防災訓練においては、訓練基本想定に基づく桜島火山防災連絡会に構成委員として本市も参加するなど、鹿児島市との連携は以前から図られているものと考えております。規模の大きな噴火の場合は、本市単独での対応は困難となることが予想されますことから、今後も鹿児島市をはじめ周辺市町や各支援機関との連携を図り、備えや対応を行ってまいります。

以上でございます。

**○堀内貴志議員** 鹿児島市との連携はしっかり取れているという状況で、安心しましたけれども。他人ごとじゃないんですよ、桜島は鹿児島市だと言ってる場合じゃないんですよ。陸続きで垂水市とはつながってますので、何かのときにはしっかりと連携を図って島民の命の安全、これをしっかりやってほしいと思います。

何回も言いますが、やっぱり我々、常に桜島の爆発を見てますから、慣れている。これがちょっと悪い面もあるんですよ。だから、危機感を持ってやっていただきたい。

そして、今回、レベル5、初めて引き上がったわけですから、今回のことをしっかりともう1回、検証した上で、さらなる進化、さらなる進化の災害体制づくりを備えてほしいということを要望して、この件は終わります。

2つめ、鹿児島交通バス23件と廃止に伴う本市の対応。

今、話を聞きまして、維持する方向で決定していると、減便はしますけどね、維持する方向で決定すると。町村も実施したということでありまして。

ここで改めてちょっと確認したいんですけど、

地域間系統バスと廃止路線代替バス、負担金が違うと思うんですけど、負担の出し方が違うと思うんですけど、その辺をちょっと説明してもらえますか。

**○企画政策課長（二川隆志）** それぞれの割合は差し控えさせていただきますけど、まず、地域間幹線系統バスにつきましてお答えします。こちらにつきましては、現行、国・県・自治体、そしてバス運行事業者の4者でもってそれで負担し、運行していただく。廃止路線代替バスにつきましては、県と自治体において、もちろん沿線自治体が協働した形で運行すると、負担して運行するという形になっております。

以上です。

**○堀内貴志議員** ありがとうございます。

いわゆる地域間系統バス、これが廃止路線代替バスに代わるんだということですよ。ということは、大きく言えば、事業者の負担がなくなるということで、県と各自治体で負担して運営しなければいけないと、なったということですよ。維持するということは大切なので、それはやむを得ないと思います。

現在、廃止路線代替バス、本市の負担5,500万円程度だというふうに聞いております。仮に廃止するとなりますと、他の手段を考えなければいけない。そうすると、方法としては自治体独自でコミュニティーバスを走らせるという方法もあります。

ただ、今、鹿児島交通の事業者が、運転者が確保できないということから、運転手を本市で対応するとなると運転手の確保、併せてその人件費の負担が増える。さらにはバスを購入しなければならない。あと市内だけだったらいいんだけど、鹿屋市、志布志市も走ってますから、各自治体との連携も必要になってくるだろうということ、様々な問題が発生する。こういうことを考えると、予算・課題、残りますので、やはりこの代替バスの運行がいいのではないかと

なというふうに思います。今回、継続するというところでありますので、これまで以上に本市の負担金も増えるかもしれませんけれども、これはしっかりと対応していただきたいと、そのように思います。

今後、本市の取組として、新聞記事によりますと、10月の予定で県協議会で可決というふうに聞いております。今後、もう10月からこの代替バスの運行で運用するのか、その方向性、もう1回、ちょっと再度、確認いたします。

**○企画政策課長（二川隆志）** 堀内議員、すみません、反問権なんですけれども。現状で10月1日からの運行が維持されるのかどうかと再確認されたいということなんでしょうか。（「そうです」の声あり）

先ほども申し上げましたけれども、路線自体は維持していくということで、沿線自治体とも合意が取れておりますので、その方向で、減便はされますけれども路線の維持はされるということで、現在、利用していただいております利用者の方々について、なるべく影響がないような時間帯の運行でありますとか、そういったところの調整はしたつもりでおります。

以上です。

**○堀内貴志議員** 負担金が発生するやもしれませんし、そのときには議会の議決が必要だと思います。そのときは、やはりこの路線、垂水市にとってはなくてはならない唯一の交通機関だというふうなことを理解していただいて、しっかりと検討しなければいけないと思います。現状維持ということで今後の課題も残りますけど、やっぱり現状維持、ありがたいことだと思いますので、その点で進めていただきたいと思います。

あと、これ、余分な話になりますけど、今日のニュースでもそうでした。無人の電車が走るようになったという路線があったと。全国的には無人バス、無人運転バスですね、運転バスを

走らせているところもあります。近い将来、やっぱりなると思うんですよ。そういったときにはしっかりと、垂水市、すぐ手を挙げていただくように、市長、その点は情報収集アップして対応してください。

このテーマはこれで終わります。

次、参議院選挙の結果について。

今回の参議院選挙の投票率、51.62%でした。3年前の参議院選挙、48.86%で、比較して2.76%増加した。大隅管内の自治体と比較してもよかったと。県全体で48.63%、比較して2.99%上回っていると。この点については、選挙管理委員会を中心にしっかりと広報していただいた、その成果が出ているものだと思います。

私が気にしているのは、その投票率もそうですけれども、いわゆる18歳から20歳までの投票率です。今回の参議院選挙、年代別の投票率、あと過去28年以降の年代別の投票率、これについて再度、質問したいと思います。

**○選挙管理委員会事務局長（松尾智信）** 18歳から20歳までの投票率から見えるものについてお答えいたします。

今回の選挙の年代別投票率につきましては、18歳、33.33%、19歳、29.07%、20代、36.01%、30代、42.50%、40代、49.25%、50代、54.23%、60代以降、54.66%となっていてございまして。市全体の投票率、51.62%と比較しましても、19歳は20%以上開きがあり、18歳、19歳及び20代の投票率が他の年代と比べて低いのが現状でございまして。

続きまして、過去の選挙における18歳から20歳までの投票率についてお答えいたします。平成28年度に選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、市長選挙、市議会議員選挙も執行されましたが、これらと今回の参議院議員通常選挙、昨年度、執行された衆議院議員総選挙を含めた投票率の平均としましては、18歳、52.57%、19歳、42.24%、20代、44.06%、30代、



てやはり関心を高める、そして自分から投票を起こすことによって、やはりそういうものについて関心を持っていくというのは非常に大事だと思うんですね。ですので、投票することがまずは成人の証でもあると思いますので、そういうところに自主的に参加していくように出前授業については連携を取りながら進めてまいりたいと思います。ターゲットは中学校、高校、そして小学校も私は大事だと思っております。継続してやってまいりたいと思います。

以上です。

**○堀内貴志議員** 私、個人的には思うんですね。中学生、高校生と一緒に、垂水市議会に対しても興味を持っていただきたい。そういう意味では中学生、高校生を対象とした垂水市議会の模擬議会も開催しても面白いのではないかなと思ってますけど、その点についても今後、議会事務局かな、あと選挙管理委員会、教育委員会、検討しながら対応できればなというふうに思っています。

最後ですね、樹木の倒れたやつ。垂水市については10日に点検を実施して、17日には全小中学校で夏休み中に完了したということです。30本程度あったということでした。

今日の新聞でした。鹿屋市、12校で枯れ枝があるということで、うち4本が早急な対応が必要だったというふうに載っていました。やっぱりどこもしっかり点検をしているということですね。

この学校にあるシンボルとなる木、シンボルツリーだからといって伐採を消極的にするところもあるやもしれません。皆さん、御理解していると思いますけれども、これは間違った考え方ですよ。一番は児童や職員の安全が第一。学校、子供たちの校庭であって、樹木のための校庭ではないということ。これはしっかりと考えていただいて、積極的な伐採、これを今後は継続してほしいなというふうに思います。

学校内の樹木の点検について、本市では期間的にどのぐらいのペースでやってるのか。その点を再度聞きたいということ。

あと、樹木というのは日々成長します。特に夏場には成長する。台風のシーズンになると、折れそうになった木もそのまま残っているケースもある。やっぱりその都度、その都度、点検が必要になってくると思います。この樹木の点検について、根拠は何だろうということで、私も調べてまいりました。そうすると、文科省の校内施設整備の安全、学校保健安全法施行規則、もしくは、これは直接は関係ないけど、建築基準法の定期点検ということで、具体的な根拠はないということは分かりました。

垂水市においては校内の樹木の点検整備について、規則やマニュアルなどの根拠なるものが存在するのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

**○教育総務課長（野村宏治）** 小中学校における樹木の点検の法的根拠及び今後の点検についてお答えいたします。

小中学校における樹木の点検に関しましては、法的根拠はないところでございますが、学校保健安全法施行規則における安全点検につきましては、同規則第28条で、每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとなっており、本市の小中学校においては月1回の定期的な安全点検を学校職員により実施しているところでございます。

点検項目につきましては、教室の床板、机、椅子、窓、ドアのガラス等の破損状況や照明器具等の落下防止、また遊具施設の危険箇所 の把握となっております。

樹木につきましては、点検項目には入っていないところでございますが、各学校において任意での点検が実施されているところでございます。平成29年以前については本点検に基づき、

各学校からの伐採状況に対して高木伐採を行っていたところですが、平成30年度からは市内全小中学校9校に対して毎年3校ずつ、各校3年ごとに専門的な知見のある委託事業者の点検による定期的な高木伐採を実施しております。

また、学校から要望があり、危険性が高く伐採等が必要な場合には、高木伐採の対象校以外でも適切に対応しているところがございます。

併せて、チャドクガなどの害虫が発生した場合には、学校及び教育委員会職員により薬剤散布による害虫駆除を行い、必要に応じて樹木の伐採も実施しているところがございます。

今後は国土交通省から示されている都市公園の樹木の点検・診断に関する指針を参考に、学校職員による点検を行うとともに、必要に応じて点検内容を専門家に相談の上、危険樹木の特定を行い、伐採等の適切な対応を図ることで、安全安心な学校環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

**○堀内貞志議員** 根柢はないということは言えますね。3年に1回程度実施するということがありますけれども、やはり、今はいいですよ、今回、全国の中で鹿児島県で発生したわけですよ。尊い命が奪われた。これ、近くで奪われたんです。このことをしっかりと捉えて、やっぱり根柢、規則なり、マニュアルなり、しっかり作る必要があると思うんですよ。例えば、校長が変わると、今の流れはまた変わるわけですよ。それではいけない。校長が変わってもしっかりとこの樹木の点検はするんだという、ここをマニュアル化していかなければ、曾於市で発生したあの事故、また発生しますよ。それはしっかりと検討していただきたい。今どうこうということではありませんけど、しっかり検討していただきたい。それで、マニュアル化していただきたいというふうに、これは要望しておきます。

あと、曾於市で起きた事故、二度と起こしてはいけません。本市においても今後、今言った

とおりに根柢の整備、必要になってくると思いますけれども、この学校以外にも人の集まる場所があります。今、土木課長も街路樹については点検した。土木課の管轄するところでも、各種公園もあります。あとほかの課が管轄するところ、公民館施設内の樹木、あと幼稚園・保育園の樹木。こういったところもこの機会にしっかりと点検していただきたいというふうに思います。

改めて関係各課長、自分が管轄するその場所の樹木の点検、それでその周辺、しっかりと点検整備してほしいということ強く、強く要望しまして、今回、1分前になりましたので、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

**○議長（川越信男）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時から再開いたします。

午前10時44分休憩

午前11時0分再開

**○議長（川越信男）** 次に、4番、池田みすず議員の質問を許可します。

[池田みすず議員登壇]

**○池田みすず議員** こんにちは。それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問事項に基づき質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

まず、1問目は、子供たちの学力向上についてであります。

社会の在り方が劇的に変わるソサエティー5.0の時代が到来し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、先行きが不透明で、予測が困難な現在、子供たちを取り巻く教育環境も大きく変化しています。

このような中、出された中央教育審議会の答申によりますと、子供たちに育むべき資質能力として、「一人一人の児童生徒が、自分のよさ

や可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要である」と示されています。こうした人材を育てるためには、子供たちに学力を身につけさせることが必要不可欠であると考えます。

そこで、子供たちの学力向上について質問します。

まず、先般発表された全国学力・学習状況調査をはじめとする学力の調査結果を受けて、本市の子供たちの学力の現状と課題をどう捉えているか質問します。

2問目は、子供の遊び場を提供するための体育館無料開放についてであります。どのようなことがきっかけとなり行うことになったのか、また事業の目的について質問します。

3問目は、おおすみ観光未来会議についてであります。

本市においては、市長の政策でもありますように、交流人口増加に向けて取り組み、大隅地域の4市5町において、大隅広域観光開発推進会議の中で、広域的な観光振興としてイベント開催や観光の振興としまして、平成30年度に広域的なDMOとして株式会社おおすみ観光未来会議が設立しております。おおすみ観光未来会議については、大隅地域の4市5町の負担金並びに国、県からの補助事業と自主財源により運営されており、4市5町から行政職員も派遣されていると聞いております。

そこで、平成30年度の設立から今年度で5年目を迎え、現在の本市負担金について、内訳と年額、また5年間の総額について質問します。

最後に、新型コロナウイルス感染症におけるPCR検査等についてであります。

御承知のとおり、新型コロナウイルスは第6波時のデルタ株から感染力の強いオミクロン株

に置き換わり、第7波に入ると、感染が急拡大し、鹿児島県内において、また垂水市内においても、感染者数について過去最多を記録するなど高い感染者数を示しております。

そのような中、市民の皆様においては、発熱や喉の痛みなどの症状などにより医療機関で発熱外来受診やPCR検査等を行う人が増えてきて、一部の医療機関においては、診察検査のため、並んで待っている状況が見受けられているとお聞きしております。

そのため、検査のために予約を行っても、受診者が多くてすぐに受診、すぐに検査を受けることができなかったり、翌日以降の検査になるケースもあると聞いております。感染者数の増加に伴い、市民の皆様は不安な思いをしている中、受けたい検査をすぐに受け入れられないとすると、その不安は増す一方かと思います。

そこで、医療機関におけるPCR検査等の現状と市の対応について質問します。

以上で1回目の質問を終わります。

**○学校教育課長（今井 誠）** 学力の現状と課題につきまして、全国学力・学習状況調査の結果を基にお答えいたします。

今年4月に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に国語、算数・数学、理科の3教科で実施されました全国学力・学習状況調査の結果が去る7月28日に公表されました。

県内の公立小学校は、理科が全国平均を上回り、国語と算数は同等でした。公立中学校は、国語と理科が全国と同等、数学は下回る結果となりました。

本市におきましては、小学校の算数が全国、県を上回り、国語と理科は、全国、県と同等でした。この結果は、昨年に引き続いてのよい結果であり、児童の学力が向上していることが分かります。

中学校は、どの教科も全国、県を下回っていますが、調査対象の生徒たちの過去の結果と比

較してみますと、その差は縮まりつつあり、あと1問から2問正答すれば、全国、県を上回るという状況でした。

課題といたしましては、小学校では、文章の構成や展開について、感想や意見を伝え合うことを通して自分の文章のよさを見つけること、データの活用の領域において目的に合う円グラフを選び読み取った情報を答えること、知識を日常生活に関連づけて理解することなどが挙げられます。

中学校では、根拠を明確にするために必要な情報を資料から引用して書くこと、話し方の工夫について自分で考えること、データの分布の特徴を読み取ること、日常的な事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明すること、探究の過程における検討や改善を問う設問について、他者の考えの妥当性を検討したり、実験の計画が適切か検討して改善したりすることなどが挙げられます。

出題の傾向としましては、単に知識、技能を問う問題だけでなく、思考力、判断力、表現力等の学力を問う問題の比重が年々高くなってきております。

本調査の結果につきましては、子供たちが身につけるべき学力の一部であり、今後、調査結果を活用した改善方策の実施、特に子供たちに思考力、判断力、表現力等の学力を身につけさせる授業改善に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○福祉課長（森永公洋）** 事業の目的につきまして、お答えいたします。

昨年5月に子育て支援センターに設置してある目安箱に児童が遊ぶような施設が欲しいという要望があり、本市においてすぐに対応することがないか検討したところ、昨年はキララドームを小学生以下の子供に遊びの場として8月、9月の2日間無料開放しました。今年もリニューアルし、空調の効いた体育館が使用でき

たため、夏休みの3日間無料開放して、子供たちが楽しく過ごせるようにニュースポーツやバドミントン、卓球など使用できるように準備して子供たちを迎えたところ、子供たちには大変楽しかった、また来たいと感想をいただきました。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 本市の負担金につきましてお答えいたします。

おおすすめ観光未来会議は、観光地域づくりの司令塔として大隅地域への誘客を図り、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を造成することを目的に設立し、平成30年度に国から日本版DMOとしての認定を受けております。

設立後は行政と民間との連携が必要であり、4市5町より行政派遣として、平成30年度から平成31年度は鹿屋市と南大隅町から各1名の2名、令和2年度からは鹿屋市より1名の職員を派遣しているところでございます。

運営に関しましては、本来独立した企業でありますことから、自主財源により運営することが望ましいこととありますが、自主財源を確保するまでの財源としまして4市5町の負担金が必要となっております。負担金につきましては、市町の人口割で算出した額と、本市のように職員を派遣していない市町につきましては、職員の人件費相当額を合算した額を負担金として支払っているところであり、本市の負担額につきましては、平成30年度より毎年平均約223万円、5年総額では1,115万8,000円となっております。

なお、設立当初の自主財源は全体の12.2%となっておりましたが、教育旅行、団体旅行の一括手配、行政などからの受託事業や補助事業を活用されるなど年々増加している状況であり、令和4年度の自主財源は30%見込まれているところでございます。今後も自主財源による会社運営に向けて、さらなる事業展開が必要である

と思われます。

以上でございます。

**○保健課長（草野浩一）** 新型コロナウイルス感染拡大に伴う市内医療機関の現状及び本市の対応につきましてお答えいたします。

発熱や喉の痛み等に伴い、医療機関での発熱外来においてPCR等の検査を受検することにつきましては、議員御指摘のとおり、感染拡大の影響により発熱外来の予約が増加し、すぐに検査ができないケースが発生している状況は把握しております。

そのことから、先般検査を実施している市内4医療機関に聞き取り調査を行ったところ、各医療機関において、発熱などの症状の有無に応じた優先順位の設定や予約方法の工夫、別日程での予約対応など限られた資源と時間の中で、可能な限りの努力を行っていただいているようでございます。

検査希望者は、1日の感染者数が過去最多の55名となったお盆の時期から急に多くなったようでございますが、9月に入ってから、医療機関によってはピーク時より減少してきているようでございます。

次に、本市の対応についてでございますが、市民より医療機関に予約ができなかった際に電話にて御相談いただくケースがこれまでに数件ありましたことから、電話や市ホームページにてほかの検査機関等を御案内しているところでございます。具体的には、無症状者には、県が実施しております無料のPCR検査機関を御案内し、発熱などの有症状者には、県が設置する受診・相談センターや県内の発熱外来医療機関を御紹介するなどしております。

以上でございます。

**○池田みずす議員** それぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

それでは、ここから一問一答方式で、2回目の質問をいたします。

子供たちの学力向上についてであります、学力の現状については理解いたしました。先ほどの答弁に、今後の課題認識として、子供たちに思考力、判断力、表現力等の学力を身につけさせる授業改善とありましたが、課題解決のための取組について質問します。

**○学校教育課長（今井 誠）** 課題解決のための取組につきましてお答えいたします。

先ほど答弁いたしました課題を踏まえ、子供たちに思考力、判断力、表現力等を身につけさせるためには、これまでの一斉授業、同一の内容の学習から個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的、対話的で、深い学びの実現に向けた授業改善の取組をさらに推進していく必要があると考えております。

市教委としましては、今回の全国学力・学習状況調査結果の分析を基に、今後の重点的な取組事項を4点学校に示し、各学校と連携を図りながら授業の充実を核とした学力向上対策に努めているところでございます。

1点目は、児童生徒が自ら課題を見だし、課題解決の過程で一人一人が分かる・できる喜びや達成感を味わうことができる授業づくりの推進、2点目は、ICT機器を活用し、自分の考えをまとめたり発表したりするなど他者との交流を活性化しながら、児童生徒が主体的に取り組む学習の充実、3点目は、タブレット端末の持ち帰りにより家庭学習の充実を図るとともに、学校と家庭での学習を連動させた学習の推進、4点目は、当該学年の基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を図るための個別指導や補充指導の充実でございます。

これらの取組を推進するためには、授業等における1人1台タブレット端末等のICT機器の教育効果を高める、意味のある利活用を充実させることが重要であるとと考えております。現在、各学校ではICT機器を効果的に利活用することで時間短縮を図り、日常的にロイロノー

トを活用して、双方向の意見のやり取りや話し合い活動、習熟の時間を十分確保できるような授業改善につなげたり、AIドリル等のICTに任せられるところはICTに任せ、教師でなければ教えられないところに指導の重点化を図ったり、学習者中心の授業への思い切った展開を行いながら学習指導の充実につなげているところでございます。

また、現在、実践を積み重ねておりますのが機器の双方向性を活用することによるオンラインでの交流学习でございます。協和小学校と松ヶ崎小学校の理科の授業や、水之上小学校と松ヶ崎小学校の総合的な学習の時間の様子が新聞報道でも取り上げられましたが、この実践は市内全ての学校で計画的に進められており、小規模校の多い本市にとりましては、学級、学年、学校を超えて、一人でも多くの多様な考えに触れられるこの学習は、子供たちに協働性や社会性を身につけさせられる一つの手段として効果を上げていると考えております。

これらの実践をさらに推進していくためには、教師の指導力、ICT機器活用力の向上が求められます。今年度に入り、本市の先生方が効果的なICT端末の活用法を学ぶために自主研究グループを立ち上げ、定期的に学習会を開催しております。

また、全ての学校において、授業を通して指導法や指導技術を高める研修が繰り返し行われており、先生方は自らの指導力の向上に熱心に取り組む、授業改善に努めているところでございます。

子供たちの学力や情報活用能力が向上するように、市教委といたしましても、子供たちの学びの場の充実を図るとともに、教職員の資質向上に向けた効果的な研修機会の設定、学校訪問や研究授業における指導助言、学校への外部指導者やICT支援員の派遣等のさらなる充実を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○池田みすず議員** ただいまの答弁で、今後の課題解決として、ICT機器の充実や先生方の指導力向上の自主研究の立ち上げなどハード面とソフト面の具体的な取組を御答弁いただき、現状については理解しました。子供たちの学力向上のため、大変すばらしい取組であると思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

子供たちの健やかな成長には、答弁いただいた学力向上のほか、私は、心の教育も必要不可欠だと思います。最近縁あって、子供の安全と権利を守るCAPや子どもアドボカシーなどの活動を勉強しています。ともすれば学力重視に偏りがちな風潮に感じられますが、聞こえてこない子供たちの声を聞き、心の成長を促せる学力向上と車の両輪とも言える心の教育について、子供たちの学力向上のバランスを含め、教育長より一言だけいただけないでしょうか。

**○教育長（坂元裕人）** まずは、学力向上への御質問ありがとうございます。

併せて、今、議員から御指摘の心の教育というのは、非常に私も大事だと思っています。このコロナに入ってから、子供たちの心のありようというのを常に気にしてしまっていて、いろんな情報を関係機関から、あるいは保護者の方から、あるいは児童クラブからいただいているんですけども、いろいろと懸念する声も聞こえてまいります。

一方で、ではそういう心の教育をどう進めていくのかということは非常に大事な課題で、例えば私ども今、一生懸命このGIGAスクールやっておりますけれども、これも捉えようによっては、心の教育にもつながると私自身は思っております。一方でアナログの部分にすると、ぐっとこの心にフォーカスできるのかなと思っています。

例えば、読書、これなんかじっくりと自分と向き合ういい時間ですよ。文字を通してだとか、

あるいは体験活動、自然の中で汗するとか、太陽の光を浴びる、これこそまさに心の教育だろうと思うんですね。座学で言うと、やはり道徳科の充実、これはまさに大きな大きな教育の役割だと思っています。

その中で、実はGIGAを使った非常にいい実践をする先生方が増えてきています。道徳の実践ですよ。道徳でこれが使えるんですよ、ICT。ぜひ議員も学校訪問していただいて、その学校の授業、道徳がICT使ってどんなふうになってきているのかというところも見ていただければと思います。

とにかく今御指摘いただいた心の教育、いわゆるそのほかの学力と併せてどうバランスよく培っていくかというのは、常日頃から学校教育課、そして社会教育課も併せて協議している中でございますので、垂水の子供たちにはそこを常に意識しながら、教育を前へ進めていくよう心がけていきたいと思っています。

それと、併せて1点だけ、学力の捉え方、私どもの学力の捉え方、昔は知識の量、いかがですか、あの人は勉強できるよねと言ったときには、その知識の量がまさにその学力みたいな捉え方があったと思うんですね。

今はどちらかというと、その知識をどう使っていくかと、つまり活用、その知識を、例えばAという知識、Bという知識を組み合わせるとんなことに使えるのかなというような、そういう活用の仕方、それを学んでいく学習へと転換してきておりますので、今求められている、いわゆる力が大分変わってきたということも、また実際学校訪問していただければ分かる部分もあると思います。ぜひぜひこれからも教育への関心を持っていただいて、御質問をいただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

終わります。

**○池田みずす議員** ありがとうございます。

ぜひ学校訪問をしたいと思います。

次に、子供の遊び場を提供するための体育館無料開放についてであります。市民の方からの要望があり、取組を検討され、事業を実施されたことは非常によいことであると思っております。事業スタートのきっかけと目的については、理解しました。

先ほどの答弁で、令和3年度からの取組であったとのことですが、これまでに何人の参加があったのか、どのような内容を実施したのか、また2年間の実績からの課題はなかったのか、質問します。

**○福祉課長(森永公洋)** 取組状況と課題につきましてお答えいたします。

昨年はキララドームで3日間の無料開放の計画として予定していたところ、1日は、コロナ感染拡大により中止となりました。2日間ではありましたが、12名の子供たちの参加がありました。

今年は体育館で3日間行い、30名の子供たちの参加がありました。館内では熱中症対策として空調施設を利用し、快適な温度を保つよう調整いたしました。

また、新型コロナウイルス感染対策として受付時に検温を行い、各コーナーにアルコール消毒液を設置し、定期的な消毒を徹底いたしました。

課題としましては、昨年のキララドーム無料開放では遊び道具がなく、あまり楽しめない子供も見受けられたため、今年は多くの子供たちに楽しく過ごしてもらえるようニュースポーツやバドミントン等、遊びの道具を準備して迎えたところでございます。子供たちには大変好評でございました。

以上でございます。

**○池田みずす議員** 徐々に市民の方々に認知され、参加する子供たちが増えているということはよいこととあります。子供たちに喜んでもら

うメニューの提供など、工夫を凝らしていることにも感謝いたします。市民のニーズがあったこの事業をより多くの市民の方々に周知していくことも大切なことかと思えます。

最後に、今後の取組につきまして、今分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

**○福祉課長（森永公洋）** 今後の取組につきましてお答えいたします。

今年の体育館無料開放については、7月の市報への掲載や市内全小学校の児童へパンフレットの配布、ホームページへの掲載などによる周知を行ったところです。

子供たちへの遊び場提供につきましては、昨年はキララドーム無料開放、今年は体育館無料開放という形で実施いたしました。体育館は空調機器を利用して利用できるようになったため、熱中症の対策も含め、子供たちが遊びやすい環境となりました。来年は国体が予定されており、体育館などは日程調整が必要となりますが、来年も実施できるよう関係課と調整を行ってまいりたいと考えます。

また、実施の際には開放日を出校日に合わせるとともに、ニュースポーツなどの遊び道具を準備し、多くの子供たちが利用し、楽しく過ごせるよう工夫してまいります。

以上でございます。

**○池田みずず議員** 子供たちの遊び場を提供する事業につきまして、来年も実施できるよう調整を行うとの答弁でありました。子供たちが安心して安全な環境で利用することは、とても大切なことであると思えます。近年の暑さは、私たちが小さかった頃と違い、生命を脅かすような危険な暑さです。

私も武道館やキララドームなど、体育施設を利用することがあります。関係課の御厚意で大型扇風機などを設置していただいておりますが、夏場の利用は非常に暑いです。

一方、空調が設置された体育館は非常に快適

で、安心して利用することができます。できることなら空調のない体育施設も体育館同様、空調が設置されれば利用しやすいと思います。今年の事業は体育館で実施され、子供たちの反応もよかったとのことでしたので、来年以降の事業も子供たちが安心して快適に遊ぶことができるよう要望して、この質問を終わりたいと思いますが、市長一言いただけないでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 子育て支援センターであるとか、あるいは学童から漏れる子供たちというのがいらっしゃいます。そういった方々を中心に、こういう遊び場の設置は必要だろうというふうに思っております。

年々温暖化もありまして、35度を超える日々の中でどうやって過ごすかということで、幸い議会の先生方の御了解をいただいて体育館に空調設備が設置ができましたので、今回そういうことでスタートして大変好評だったということでもありますから、それぞれの縦長地域性を考えながら、どういう対策が必要なのかということを考えながら前に進めていきたいというふうに思っております。

**○池田みずず議員** ありがとうございます。

次に、おおすみ観光未来会議についてですが、負担金の内訳と本市の負担額並びにこれまで5年間の負担総額、また4市5町と連携協力し、コロナ禍の中ではありますが、毎年自主財源増加に向けて取り組んでおられることも分かりました。

観光客を増加させるには市町それぞれが取り組むことも必要ですが、点ではなく線として、広域的に観光を推進することは重要なことであり、本市だけではなく、大隅半島全域において戦略を練り、地域活性化を図るべきであると思えます。

そこで質問ですが、おおすみ観光未来会議により広域並びに各市町に対して何がもたらされ、そのもたらされたものをどのように理解し、活

用を実践したのか、またその効果はどのように捉えているのか質問します。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 広域並びに本市に対しての効果・活用につきましてお答えいたします。

おおすみ観光未来会議におきましては、大隅半島全域における戦略としまして設立時に行政と一体となり、大隅エリア観光戦略を策定し、令和4年3月には第2期大隅エリア観光戦略を策定しているところでございます。

事業内容といたしましては、戦略会議やエリア会議などによる広域的な事業戦略に基づくプロモーション、各市町事業者の観光資源の磨き上げ、行政並びに事業者間の情報交換であり、各市町への観光客誘致に取り組んでおられます。

なお、大隅地域における観光推進には一市町単独ではなく、スケールメリットを生かした広域の観光推進が重要であると考えており、おおすみ観光未来会議において各市町の地域資源を有機的につなげるとともに、広域観光におけるプロモーションや営業活動、各市町の情報発信、観光資源をつなぐツアーを実施されるなど各市町の観光振興にもつながるものとなっております。

本市におきましても、広域的な教育旅行の一括手配や本市を巡るツアー実施など単独市ではできない広域的な取組により、本市の魅力を最大限に発信でき、さらには交流人口増加につながるものだと思います。

本市といたしましても、引き続き戦略に基づいた様々な取組やおおすみ観光未来会議のホームページ、SNSを活用した情報発信など幅広く実施することにより、さらなる観光振興に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○池田みずず議員** ありがとうございます。おおすみ観光未来会議においては、各市町が単独

ではできない広域観光について様々な取組をされていることが分かりました。本市においては、大隅地域の玄関であることから、各市町を巡るツアーにおいて、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびらの両道の駅は必ず立ち寄ることになると思われます。

その観光客がリピーターとなり、SNS等で情報発信されることが重要であり、さらには各市町の情報を共有し、ホームページやSNSを活用し、発信することが大隅地域を周遊する観光客の増加につながるものだと私は思います。

今後も大隅広域観光開発推進会議とおおすみ観光未来会議が連携し、大隅地域並びに本市のさらなる観光振興につながるような様々な取組をしていただくよう要望いたします。市長、一言何かないでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 広域観光に関しては、今、担当課長が申し上げたとおりでございますけれども、広域でやっていかなければいけないとはそのとおりなんですけれども、振り返ってみますと、総論賛成各論反対というところがございます。なぜかといえば、予算の中でどの事業をやるかというのが一方でございます。

ですので、その広域観光を進めながら、垂水市としては、まず垂水市の3つの拠点を生かして、6次産業化、観光振興ということでこれまで進めてまいりました。

具体的には、2つの道の駅と森の駅・猿ヶ城をしっかりと整備をして、できるだけ多くの人に来ていただきたいと、これは成功したというふうに思っております。

南の拠点整備に関しましても、来年4月にはマリオットホテルができて、さらなるそういう方々の誘致ができるようになりました。ちょうどせんだっての南日本新聞さんにもPwCの掲載があったと思いますけれども、1万人ぐらいの日本法人の会社でありますけれども、現に今日も猿ヶ城でキャニオニングを今やっていると



3、消費者は、研究用抗原検査キットではなく、薬機法に基づく承認を受けた医療用抗原検査キットを選ぶことなどについて通知しております。

次に、抗原検査キットの取扱いについてでございます。

厚生労働省が公表しております医療用抗原検査キットの取扱い薬局リスト及び垂水市内の調剤薬局やドラッグストアへの聞き取り調査の結果、令和4年9月6日現在、市内8調剤薬局のうち7調剤薬局において、医療用抗原検査キットが購入可能とのことでございます。

また、市内のドラッグストア4店舗、全ての店舗において医療用は販売しておらず、2店舗において研究用が販売されているようでございます。そのことから、本市におきましては、今月6日付で厚生労働省の通知に基づき、本市ホームページにおいて研究用抗原検査キットの留意事項について周知を図っているところでございます。

以上でございます。

**○池田みすず議員** 検査キットには研究用と医療用があり、特に研究用の利用には注意が必要だということが分かりました。やはり市民の皆様の中には知らない方も多いため、引き続き市民の皆様へ広報や周知を図っていただきたいと思っております。

最後に、その検査キットの購入に対して新たに助成はできないのか質問します。

現在、本市ではPCR検査等の費用について一部助成事業を行っておりますが、検査キットについては対象外となっております。当然のように検査キットも助成対象にしてほしいというのがタイムリーな市民ニーズかと思っております。現行の助成事業において検査キットを対象外としている理由と今後助成の考えはないのか質問します。

**○保健課長（草野浩一）** お答えいたします。

初めに、本市の新型コロナウイルス感染症検

査費用助成事業における助成対象でございますが、議員が言われましたとおり、検査キットについては助成の対象外としております。

本助成事業を創設した令和2年度は感染が蔓延する前で、検査料が2万円を超える高額であり、垂水市内、県内において、検査医療機関も限定されていたことから、検査場所の確保や高額な検査料の一部を助成することで、市民の皆様の新型コロナウイルス感染症に対する感染の不安解消を図るとともに、確認された陽性者をしっかり保健所へおつなぎすることで、感染拡大防止を図ろうとしたところでございます。

医療機関でPCR検査等を受けた場合、陽性が判明すると、診断を行った医師は保健所への報告義務がありますが、市販の検査キットを使用した検査では保健所への報告義務がないことから、報告をするか否かは本人次第のところがございます。

また、さきに御説明申し上げましたとおり、検査キットの種類によっては薬機法に基づく承認を得ていないものや品質や有効性、安全性を確認できないものもあるため、本市では医師の診断を伴う医療機関での検査のみを助成対象としたところでございます。

次に、今後検査キットを助成対象に含めるかとの御質問につきましてお答えいたします。

1回目での答弁のとおり、現在においては、感染拡大の影響により医療機関での受診予約が増加し、すぐに検査できないケースが生じております。

また、厚生労働省によりますと、8月24日付で一般用抗原検査キットが一部承認され、インターネット等での購入も可能な状況となっております。

このようなことから、本助成事業は創設当時の趣旨や目的、また保健所への感染者報告についても、全数把握の見直しが行われるなど状況が大きく変化していることから、現状に合った

検査費用の助成ができないか、助成対象の拡充を含めた制度の見直しの検討に入っているところでございます。

今後、感染症法上の分類も含め、国の動向を注視しながら、引き続き事業見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○池田みすず議員** 引き続き、検討を進めていただければと思います。新型コロナウイルス感染症は、その感染状況により、国が示すルールや市民ニーズが刻々と変化しています。市民の皆様が安心して垂水市に住むことができるようにタイムリーで、迅速に対応した事業展開を行っていただけることを期待しまして私の質問を終わります。

**○議長（川越信男）** 次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

**○森 武一議員** 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、2月24日のロシア軍によるウクライナ侵攻が始まってから半年が過ぎましたが、依然として戦闘が続いています。3月議会でも述べましたが、改めてロシア軍の即時撤退を求めます。

併せて、今月5日に静岡県認定こども園で、3歳のお子さんが送迎バスの中に置き去りにされ、死亡する事件が起きました。同様の事件は昨年にも起こっています。今回の事件は、園側のミスが何重にも重なった結果だと言われています。同様の件が起こらないことが一番ではありますが、しかし、人が行くことはどんなに気を付けてもミスが起こると言われています。そのため、ヒューマンエラーが起きないようにサポートする機器の導入や、閉じ込められたときにはクラクションを鳴らすといった子供たちに対する教育など、起こらないことを前提にするのではなく、起こったときに最悪の事態を防ぐ

対策が必要です。垂水市としてもできることがあるのであれば、同様の件が起こらないように、関係者への積極的な支援をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

本議会には、垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案が提案されており、この改正のもととなった法律改正の目的は、男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするために、育児休業取得の促進、育児休業を取得しやすい環境整備、育児休業の分割取得などが挙げられています。

また、次世代育成支援対策推進法と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、全ての職員がワークライフバランスを図ることができる職場環境を構築することを目標に、垂水市特定事業主行動計画が策定されています。

本計画では、職員が子育てしやすい職場環境・体制の整備を掲げていますが、次世代育成推進法に基づく特定事業主行動計画の育児休業の取得率目標の達成状況がどうなっているのかを伺います。

次に、観光振興についてということで、令和2年3月に改定された第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に初めて関係人口という言葉が交流人口と併記されました。交流人口と関係人口の違いが分からないというお言葉をお聞きします。そこで、交流人口と関係人口の違いはどのようなものなのか、また、今後、交流人口のような具体的な目標を立てるのか、伺います。

最後に、墓地について伺います。

先般、市民の方からお手紙をいただきました。簡潔に内容を述べさせていただくと、市営墓地の管理はどうなっているのかというお手紙でした。私もこの墓地問題に関しては関心を持ち、予算委員会でも質問をさせていただいたと記憶しております。

そこで、伺います。市内の市営集落墓地の管理の現状と課題についてお伺いし、1回目の質問とさせていただきます。

**○総務課長（濱 久志）** 職員が子育てしやすい環境整備についての考え方及び特定事業主行動計画の育児休業の取得率目標の達成状況についてお答えいたします。

まず、職員が子育てしやすい環境整備についての考え方についてでございますが、本市におきましても国の定める次世代育成推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めているところでございます。この計画におきまして、職員が子育てしやすい環境整備としまして、育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を掲げているところでございますが、その具体的な取組として、出産・育児に関する休暇・休業制度の周知、人事異動希望調査等での育児等の状況把握、人員配置の配慮、代替職員の配置などを掲げているところでございます。

この計画に掲げていますとおり、庁内電子掲示板等で出産・育児に関する休暇・休業制度の周知を行っているほか、妊娠中や育児休業予定の職員に対しては、休暇・休業制度等について個別に説明を行っており、また、男性職員にも出産の届出があった際に、育児休業の制度について説明を行っているところでございます。

また、安心して育児休業をすることができる体制づくりとして、所属課に対して代替職員を確保するなど、業務体制の維持に努めているところでございます。

総務課としましても、このような取組を維持して実施していくことが、女性職員に限らず、男性職員も含め、安心して子育てに専念できる環境づくりにつながっていくものと考えているところでございます。

次に、特定事業主行動計画の育児休業の取得

率、目標の達成率についてお答えします。

特定事業主行動計画におきまして、令和3年度から令和7年度までの育児休業の平均取得率について、数値目標を設定しているところでございますが、男性職員については平均取得率を10%、女性職員については100%と掲げているところでございます。この目標に対し、今年8月末までの実績における直近5年間の平均取得率でございますが、女性職員は目標どおり100%の取得率となっておりますが、男性職員の場合は子供が生まれた男性職員が22人に対し、そのうち休業を取得している男性職員が2人となっておりますので、平均取得率は9.1%と、目標値である10%を若干下回っているところでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（二川隆志）** まず、交流人口と関係人口の違いにつきましてお答えいたします。

総務省のホームページによりますと、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉と定義されてございます。

また、関係人口は、祭りやイベントに参加したり、ふるさと納税をしたりすることで、地域との関わりを有するファンベースと、ワーケーションやテレワーク等で地域との関わりを有する仕事ベースに分類されてございます。

関係人口は交流人口と異なり、ふるさと納税や企業版ふるさと納税など、その地域へ直接赴くことがなくとも、地域との関わりを有する方々も含まれるものでございます。

続きまして、算定方法につきましてお答えいたします。

総務省や内閣府のホームページにおきましては、具体的な算出方法は示されてございません。国土交通省におきましては、三大都市圏と三大都市圏以外の地域に居住しているそれぞれ7万



すね。計画だったかと思います。ただ、この育児休業自体のところは、10%という目標のところにあと一步届いていないというところが現状だと思います。そこで、まずこの9.1%になっていると、なかなか10%のところの壁が越えられていないというところの課題、達成に向けての課題というものがどのようなものがあるのかというのを教えていただければと思います。

**○総務課長（濱 久志）** 達成に向けての課題につきましてお答えいたします。

目標を達成していくための今後の課題としましては、引き続き、職員の育児休業に関する意識改革に努め、育児休業制度を浸透させていく必要があるものと考えているところでございます。男性職員の育児休業の取得につきましては、数年前から国の少子化対策や働き方改革などの一環として取り組むことが示され、その後、育児休業制度が取得しやすいよう法改正が進み、社会全体において男性職員等の育児休業に対する意識は変わりつつあります。本市におきましても、以前は男性職員が育児休業を取得することに関し、認識が低い状況でございましたが、令和2年度以降、2名の男性職員が育児休業を取得するなど、若い世代においてその認識は少しずつ変わりつつあると感じております。

このようなことから、今後も、継続して育児休業に係る啓発等を行い、職員の制度理解に努めていくことで、男性職員も女性職員同様、必要に応じ育児休業を取得できるよう制度が浸透し、認識が醸成されていくものと考えているところでございます。

また、育児休業を取得する男性職員が増えることで、子育てに理解ある職場風土の形成もされていくものと考えております。

以上でございます。

**○森 武一議員** 今のお答えのところ、若い世代、令和2年度以降に2人取るようになってきたと。若い世代になればなるほど、どんどん

認識のほうも育児休業を取っていくんじゃないかなというお話だったと思うんです。私も、この子育てしやすい環境整備についてということで質問させていただいたところは、やはり子供を育てていくところで女性だけに偏っているというのが国のほうでも指摘をされてきているかと思うんです。この男女別の育児休業取得率というところでも、男性は目標値10%、女性は100%。女性のほうはずっと100%取ってきていますと。産休に関しては制度が違うので、男性が取るというのもなかなか。ただ、こっちは特別休暇ということで100%になっているんですが、産休に関しては男女とも同じ条件下の中で男性だけなかなか進んでこないというのは、垂水市のほうでも進めている男女共同参画社会であったりとか、そもそもワークライフバランス、働きやすい環境というところを求めるに当たって問題が出てくるかと思うんです。この質問をさせていただくというところは、今多分、この議会中継も職員の方、何名か、もしかしたら聞いていらっしゃると思うんです。そこで、市長、垂水市として、執行部として、職員の方々にはしっかりと育児休業を取っていても大丈夫なんだと、取っていただきたいと思います。というような、市長のお考えをここの場で述べていただければと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 森議員の質問、職員が子育てしやすい環境をつくるべきだという趣旨の御質問だと思います。

全く同感で、特に近年の政策、子育て支援、教育の充実というのには相当力を入れて環境整備を進めております。その中心的な垂水市役所の職員が積極的に休みを取っていくというのは重要なことありますので、先ほど総務課長が答弁したように、女性の皆さんは100%、当然出産される対象者ですから、男性の目標数値はそれぞれ考え方ありますけれども、当面10%というところに関しては、少し足りない。しか

しながら、10%、20%というような形でさらに職員の皆さんが、子育てしやすい環境の整備というのは大事なことだと思いますので、積極的に休暇も取っていただきたいというふうに思っております。

○森 武一議員 ありがとうございます。市長のほうからも積極的に休暇を取っていただきたいと。今回のその法整備のところでも、本会議の初日のほうでもお聞きさせていただいたように、この育児休暇を取ったからといって、何かこう不利益を被るようなこともないというお話ですし、1週間とか休暇を取っていただく特別休暇というところで取っていただいている方は多いとは思うんです。ただ、子供、子育てをするときにお手伝いという形で育休を取るのではなくて、しっかりと1か月、2か月と、自分が育てていくんだというような環境を整えていただきたいというふうに思っております。なので、最終的には10%と言わず、男性のほうも100%取れるように体制整備をしていただきたいと思っております。

この体制を整備するに当たって、環境の整備、また体制の整備というところは大変重要になってくると思うんですね。この環境の整備のところで、もう一つ、私として懸念をすることがありまして、この業務量調査というところが令和3年3月にされているかと思うんですが、業務量調査のところでも触れていらっしゃるんですけど、垂水市においては少なくとも業務量においては類似の調査を実施した自治体よりも高い超過率となって、その結果、現在の垂水市の職員上限235人は適正とは言えないという状態になっているというような報告がありますと。子育てしやすい環境のためにグループ制と言えればいいですかね、というのを導入されて、3人一組でグループでやって、急な体調不良であったりとか、急な介護、子育てであったりとかというところのときにでもしっかりと休めるよう

にというふうな形で、体制は今現在、整えられていると思うんですね。ただ、この業務量調査のところでも指摘をされているんですが、業務が過多になっているというところで特定の職員に集中していると。ブラックボックス化している、属人化してきているというところが指摘をされてきているかと思えます。前回か前々回ぐらいの一般質問等で同僚議員が、この業務量調査であったりとか、DX化というところをしっかりと進めていくべきじゃないかというお話をさせていただいていたかと思うんです。その際に検討していくというふうにお話しされていたかと思うんですが、まず、この業務の効率化・省力化について、お伺いさせていただければと思います。

○総務課長(濱 久志) 業務の効率化・省力化につきましてお答えいたします。

職員が育児休業を取得しやすい環境整備としましては、職員が長期にわたる育児休業を取得する場合、業務の停滞が生じることなく、職員が安心して育児休業をすることができるよう、所属課に対し代替職員を配置するなどして業務体制の維持に努めているところでございます。しかし一方で、議員からございましたとおり、業務量調査において、所属による業務量の偏りや特定の職員に負荷が集中する傾向が生じている現状について確認しているところでございます。

これらの解決策として、今年度から、職員の労働時間の把握及び健康保持を目的に、全職員の時間外勤務の状況を毎月、各所属長に示し、業務負担の偏りはないかなどを確認し、その改善に努めているところであり、今後、業務分担による業務の属人化の解消や組織体制の見直し等、各種の対応策を検討していくことが考えられますが、DXの推進に関してもその一つの材料になると考えているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 業務の偏りがなくというのを今年度からやられていくというお話だったかと思うんですけど、この業務量調査のところで既にもうその業務の偏りが出てきているというふうな報告が出ているわけですね。それを踏まえた上で業務の省力化であったりとか、効率化というのをしていかなければいけないと。それはもう子育てをしやすい環境を整えていくためにはしていかなければいけないというところだったと思います。現状、課長のほうで今後検討していくというお話だったかと思うんですが、それはもう前回も前々回も同じような答えだったかと思うんです。そこで一つ提案があるんですけど、その省力化、または効率化を図っていくべく、その司令塔となるのが総務課でやられていくんじゃないかと思うんですね。ただ、総務課のほうもこの業務量調査のところから見ると、現状、その業務量が過多になっているというような結果が出てきていると思います。そうなってくると、今の総務課がただでさえ業務量が多い中でさらにその効率化・省力化をしていくために、これ省力化するためには業務の棚卸しであったりとか、どういうものがICT化、DX化できるかというのをやっつけていかなければいけなかったりとか、様々その省力化するに当たってもどういうものが省力化に値するものなのかとか、定型的な業務というものはどういうもので、どこまでできるのかというのを検討するのも大変作業が多くなっていくと思うんです。そうやってきたときに、先ほども指摘させていただいた、総務課自体が忙しい、業務量が過多になっているというところでさらに検討の課題をすることができるのかというふうには私は思うんですね。そこはもう難しいんじゃないかと思うんです。だから総務課にまずはその業務量を減らしていくために、省力化を進めていくために、また市のDX化を進めていくためにも、1人でもその人員を配置をして、しっかりとその省力

化を検討するためにも必要んじゃないかと思うんですが、総務課長の御見解をお伺いして、市長のほうも御見解をお伺いさせていただければと思います。

○総務課長（濱 久志） 今、森議員からありましたとおり、総務課に業務過多、業務量が多いというところがございますが、先ほど、今DXの推進ということを先ほど御答弁しましたが、現在、AIを活用した議事録作成システムを導入しております。これは取組を始めたばかりでございます。今後、その他の業務についても全庁的に検討していく必要があるものと考えております。全ての業務のうちどの業務をデジタル化するか、どのような体制で実施運用していくかなどは、具体的な調査研究は今後行うこととしております。これらの業務効率化・省力化につきましては、時間外勤務の縮減や休暇の取得促進等、職員の働き方改革につながりますことから、子育て中の職員だけではなく、全職員の共通課題として改善に取り組む必要があるものと考えているところでございます。引き続き、今後の課題として調査研究を進めていくと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 職員が子育てしやすい環境整備から派生して、森議員のほうから、こういうことはどうだ、こういうことはどうだという御提案があつて、違うと思うことはありません。しかしながら、それを具現化するときに、これまでの経緯とかいろんなものをやっぱり踏まえていかなければいけないと思うんですね。間違いなくそういう方向へ向かってはいるんですけども、垂水市の背景として、平成の合併の頃、なかなか財政状況も厳しくて、単独でいけないということがございまして、牛根は境から、あるいは新城麓、あるいは大野とか、いろいろ垂水の特長として非常にコンパクトではない市の構成がありまして、その中で当時、正規

職員が285名だったものを、行財政改革と称して50名の削減をしたわけですね。結果として、2人で3人分の仕事をしなければいけないような状況がありまして、ずっと続けるわけにはいきませんでしたので、よく例に申し上げます水産課、商工課、観光課を水産商工観光課にして効率よく回すみたいな努力もしながらここまで進めてはまいりましたけれども、おかげさまで議員の先生方の御協力も頂いて、財政のほうも大きく改善をして、では一方の御提案いただいたような課題、このままでいいのかというのは当然のこととして解決をしていかなければいけないということなんですね。その前段として、業務量調査というのをかけまして、平均で110%前後ぐらい、やはり1.5倍は解消したものの、1.1倍ぐらいの業務量の負担があるということですので、そのことも今調査をして、どういう部署がどういう仕事をやって、時代のツールでデジタル化とか、ペーパーレスとか、いろんな形でやる方法も一つあると思いますし、また仕組みとして、庁舎の機能がそういう効率的な機能を目指して新庁舎というのも考えていたわけですが、それは当面は難しいので、そういった部分を人の代わりに最新のそういう時代のツールなんかも使いながらやってみよう。今、グーグルの本部長と連携をしながら新しい働き方のありようということも相談をしておりますので、その辺のところを整理しながら、先ほど森議員がおっしゃったような、子育てしやすい環境整備、やはり垂水市役所で働く職員の皆さんが心身ともにゆとりを持って働ける環境をつくるのが、垂水市民の皆さんの最終的には幸せにもつながるといふふうに思いますので、財源の問題、簡単ではないですけども、その方向へ向かって、またいろんな事例を御指導いただきながら、御提案いただいて、前に進めていければというふうに考えております。

**○森 武一議員** まず、総務課長のほうから議事録システム、議事録をAIを使って作っていくというお話だったかと思うんですね。これ、何度も言って申し訳ないんですけど、業務量調査にも書いてあるんですが、業務量調査のところで、これは会計年度任用職員、この場合は会計年度任用職員等のほうで担当していると。そちらのほうに移行しているという、そこで効率化を図っているんだということを書かれていたかと思うんです。この業務量調査のところで問題になったものは、正職員の業務量が過多です。これに関しては、もう早急に改善をしていかないといけないですということをこの報告者は述べているわけなんですよ。そうやってきたときに、現状検討していくというような、検討することが必要ですというのが執行部側のお答えだと思うんです。私の提案とさせていただきますのは、その検討をするに当たっても、各課全体でやっていかないといけないというのは分かります。ただ、そのマネジメントしていく人が必要になってくると。となってきたら、それはもう総務課がしていかないといけない。業務量を把握して減らしていくにはどうしていくかというのを考えるのも、総務課がやっていかなければいけない。けど、その総務課に対しては、業務量ももう既に過多ですよ。さらにそれをやるために業務を追加してできるのかという話だと思うんです。既にもうこの業務量調査からすると、1人1.4人分ぐらいでしたっけ、業務量が過多になっていますというお話の中に、さらにプラスができないんじゃないかと。だったらこれ減らすために、ではどうやって減らすかという、その人を廃止してでも、それは長い目で見れば減っていく、効率化していく。市長が先ほどおっしゃったサービスは向上していくことにつながっていくんじゃないかと思うんですね。ただ、今市長のほうで検討していくというお話だったと思うんですが、

私としては、この業務量調査のところで1,200万円かけてやったわけじゃないですか。1,200万円かけてやって、業務量はもう多いですよ。これはもう早急に職員の働き方を何とかするためには、改善していかないといけないですよというものが結果として出たわけですね。ではこれをどうやって改善していくのか、検討していくのではなくて、具体的にどうやって削減に道筋をつけていくのかということが必要だと思います。そこをお考えを、市長、お願いいたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 理論的にはそういうことです。しかしながら、例えば現状においてそういうこれまでの状況を踏まえて、1.5倍が1.1倍になり、あるいはそういう改革をしながら業務量調査も進めているわけですが、例えばここ数年、新型コロナの関係で、プラスアルファの想定外の仕事をしなければいけない。ではほっておいて休めるのかとか、ほっておいて日常生活を送るのかというのは、また違うと思うんですよ。現実的に確かにそこを増やせばいいじゃないか、休めばいいじゃないかという現実はあるんだけど、そうはできない。専門的なお仕事に携わっておられる方もいらっしゃいますので、医療関係であれば特に現場なんかはそういう状況だろうと思いますので、そこはずっとそういう状況はよろしくないと思うんですけども、先ほど申し上げたような、計画、分析をしながら段階的にそちらへ向かって進んでいるということでございます。

一方で、御理解を頂きたいのは、垂水市という守備範囲、行政範囲は変わらないんですけども、地方分権という中で400ぐらいの事業が地方に下りてきて、まだ半分ちょっとなんです。だから必然的にこの職員の中で仕事は増えていくという背景もありますから、だけれどもできるだけ暮らしやすい、効率化、いろんなものを駆使しながら今そちらのほうに向かっておりますけれども、今すぐどうということは当然

その年度ごとのできることを考えながら、今総務課のほうでも検討しているということでもありますので、そういう形で状況を見ながら、早急に対応しなければいけないところは当然のこととしてやらなければいけませんけれども、少し時間をかけたり、対応の方法を考えたりしなければいけない部分もあるということは御理解を頂きたいと思います。

**○森 武一議員** 市長のお答えは、先ほどとそんなに大きく変わらないところだったと思うんですね。検討していくと。ただ、これから地方分権のところでも仕事も増えていくんじゃないかと。最終的には解決に向けて持っていかないといけないというお話だとは思いますが、同じことの繰り返しになってしまうんですが、私は、総務課、今でも大変業務量が多いというふうに指摘をされている中で、ではさらにもう一個、その減らすための業務量ができるのかという。課長、それできるんですか。今、職員、遅くまで残られて仕事されている方もいらっしゃると思うんです。その方々にでは減らすために改めてやってくださいと。この業務量調査のところから見えてくるものが一つあるんですけど、現状のこの業務量調査の超過率から計算すると、大体平均2時間45分ぐらい超過勤務が発生しているんじゃないかという計算になってきたんです。すると大体8時ぐらいまで毎日、業務日には残られているという計算になってくるんです。さらにでは30分でも1時間でも減らすために残す、やってくださいというのが、本当にそれでいいんですかというところなんです。そこ、今の体制の中でできるのか、お答えいただければと思います。

**○副市長（益山純徳）** 今、森議員から業務量調査に関する、るる御質問ございました。

一応、業務量調査というのは先ほど総務課長も言いましたように、所属により業務の偏りは特定の職員に、それにより負荷が集中している

傾向があるというのは、先ほど総務課長も答弁をいたしました。また、業務量調査とまた実際は職員の超過勤務については超過勤務命令というのをするので、その差の考え方というのやはり分析する必要があると思います。今現在、その解決策として、先ほど申しましたとおり、今年度からその労働時間の把握、健康保持を目的に、全職員の時間外勤務、その時間外勤務の状況を毎月、所属長のほうにお示しして、業務負担の偏りはないかなどを所属長が確認し、その改善に努めているということです。そういうことで業務分担による業務の属人化の解消等を現在図っているところでございます。

以上です。

**○森 武一議員** 先ほどの御答弁と同じところだと思ふんです。この業務量調査のところ、令和3年3月の報告のところ、生活環境課の衛生係は179%の超過率ですと。2人定員2人になっていますと。正規職員2人になっています。そこに関して3.6人分の仕事が発生していますということが業務量調査として出ていたわけじゃないですか。これ平均すると、課において105%とか、押しなべていうとそういう話になってくるんですけど、係においては、生活環境課よりも高い183%というところも既に出ているわけじゃないですか。そこに関して、ではどうやって減らしていくのか、同じようなことがないようにどうしていくのかというのを考えないといけないと思ふんです。それを検討していく、では具体的にどうやって検討していくに当たっても既に検討すべき人、中心になるべき人が業務過多である。これをどうやって解決していくのかというのを示すのが市長の役割だと思ふんです。リーダーシップだと思ふんです。今の職場環境、もう業務過多ですよ。結果、出ている。これ1,200万円かけてやるに当たっても、それは執行部として、もう業務が多いんじゃないかと思ったからこそお金をかけてやら

れたんじゃないんですか。ではその解決に向けて、検討していきますじゃなくて、具体的にどうやっていくのかというのを、もう一度、最後に市長のほうにお願いします。

**○副市長（益山純徳）** 森議員からの質問、私のほうから答えさせていただきます。

先ほど私の答弁で申し上げましたように、業務量調査と超過勤務というのは、そもそも目的がちよっと違うものでございまして、職員が超過勤務をする場合には上司からの命令により超過勤務命令により超過勤務をすることになります。現在、その業務量調査と超過勤務において、差が生じている部分がございますので、その部分の分析、それとあと、先ほど申しましたように、その超過勤務時間外の状況を所属長のほうにお示しして、業務の偏りはないのか等を確認して、その改善に現在努めているところでございます。

以上です。

**○市長（尾脇雅弥）** 職員の環境、働きやすい環境を整えるというのは、当然のことです。しかしながらいろんな事情がありますから、そこを考慮しながらよい方向へ今改善しているということでもありますので、急に一足飛びにはいかないということでもありますので、そういう方向へ向かって努力をしているという状況でございます。

**○森 武一議員** 一足飛びにいかないのはもう、私もそのように思います。これはもう少しずつ業務を改善していく、効率化していくという作業を進めていかないと、積み上げていかないと、減っていくことはないと思ふんです。それをするために、今の体制のままでやっていけるのかという疑問を投げかけさせていただいたんですけど、お答えも残念なお答えだったと思うので、もうここに関しては次の質問にさせていただきたいと思ふんですが、最後に、子供を育てやすい環境、子供だけじゃないと思ふんです。介護

であったりとか、いろいろな突発的なアクシデント等起こると思うんです。グループ制というものをやって休みやすい環境であったりとかというのを整えてきているけど、そこももう業務が過多になっていて属人化が起きている、弊害が起こっていると指摘も出ているという中で、どうやってやっていくか。子供が育てやすい環境を整えば、それは最終的には市民、職員の方が働きやすい環境につながってくると思いますので、そこをしっかりと進めていただければと思います。

次に、交流人口と関係人口、観光振興についてということで、交流人口と関係人口の違い及び算定についてということで、先ほど国のほうでもなかなか算定が難しいんじゃないかというお話だったと思います。ただ交流人口の具体的な地方創生のまち・ひと・しごと計画のところの具体的なKPIを進めていくというお話だったんじゃないかと思うんですね。ただ、私が今回、この質問をさせていただいたところは、交流人口みたいに関係人口200万人目指しますといったときに、それはもう算定できないんじゃないかなというところがあったので、質問させていただいたんですが、そういうことは使われない、算定が難しいというお話だったので、そういうことはないんじゃないかと思うんです。

次、地域DMOの設立はどうなっているのかということで御質問させていただければと思います。

地域DMOは、まずお手元のほうに、本会議の頭のほうで資料を配らせていただいています。裏表の一枚刷りで観光庁のほうの資料を配付させていただいております。そちらのほうを御覧になってください。

地域DMOについて、御存じない方もいらっしゃると思うので、簡単に説明させていただくと、観光庁によると、地域の稼ぐ力を引き出す

とともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人であるということの説明でした。28年の策定された南の拠点整備事業に基本構想において期待する効果と目標には、本拠点整備は垂水市の南への往来及び市の全体への経済波及効果、雇用促進、定住人口の増加を目標とすることから、拠点整備に合わせ既に整備されている道の駅たるみず、森の駅たるみずと互いの機能や役割について、相互補完、相互送客できるように配慮した計画連携施策を講じることにより、3つの地域振興を支える拠点が有機的な連携を図ることが重要であると記載されています。整備エリアの構想として、重要な視点として3つ掲げており、そのうちの1つに自然豊かで魅力的な観光資源の開発、整備、情報発信を通じて交流人口の流入を促すと。そしてこれらを達成するために観光協会を法人化して地域DMOの創設をすることが望ましいと基本構想に書かれています。しかし現状、観光協会は従前のままであって、地域DMOが設立されたというお話も聞かないところです。そこで、基本構想で南の拠点の効果と目標を達成するために必要とされた地域DMOの設立はどうなっているのか、お伺いします。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 地域DMO設立はどうなっているのかにつきましてお答えいたします。

平成27年10月に作成されております垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、垂水市版の観光地域づくり法人、いわゆるDMO導入の推進が講ずべき施策に関する基本的方向として位置づけられているところでございます。

DMOの設立につきましては、平成28年6月

議会において、森正勝議員の御質問へ答弁しており、その内容につきましては、総合戦略に日本版DMO設立を位置づけ、取り組んでおり、設立に向けて準備している組織は、官民連携による人づくり、ものづくり、売場づくりを行い、地域産品や観光資源の商品開発、販売促進に取り組み、市全体の稼ぐ力を向上させ、地域経済を発展させようとする目的を持った垂水市版DMOであり、また役割につきましては、地域経済の流れをつくる地域経済のパイプ役、いわゆる地域商社の役割として、設立を想定しているとなっております。

なお、民間企業6社とともに、市も出資する形で株式会社垂水未来創造商社が設立され、現在、ふるさと納税特産品に関する事業及び道の駅たるみずはまびらの運営等を担っていただいているところであり、同社の事業活動が継続・発展することにより、本市の交流人口増大、並びに観光振興につながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

**○森 武一議員** 今のお答えとしては、地域DMOというところが地域商社になって未来創造商社になりましたというお答えだったと思うんです。私としてお聞きしたいことは、この基本構想のところ掲げている地域DMOと6次産業化の在り方と店舗運営、人材と産業の育成と。6次産業化の在り方と店舗運営、人材と産業の育成に関しては、地域商社のほうで担うことができるんじゃないかと思うんですが、このDMOに関して、DMOのところ先ほどのお手元へお配りした資料のところにも書かれているかと思うんですが、3番目、地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや地域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記等の1、2、3、4というところがあって、こちらの機能というところが、実際、今の地域商社のところで代替できるのか。それがなくても、この基本構

想で示されたものというのは達成し得るのか。ここに関して、お考えをお伺いさせていただければと思います。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 平成29年3月に垂水未来創造商社と本市において結ばれた包括連携協定書には、交流人口を増大させる観光振興に関することが明記されているところでございます。先ほどの答弁とも重なりますが、同社が目的としております官民連携による人づくり、ものづくり、売場づくりを行い、地場産品の商品開発、販売促進に取り組むとともに、市全体の稼ぐ力を向上させ、地域経済を発展させることに加え、本市との様々な事業等を通じ、連携し取り組むことが、交流人口を増大させ、ひいては本市の観光振興につながるものだと思います。今後も、未来創造商社が運営されております道の駅たるみずはまびらと連携し、本市が掲げている交流人口200万人達成に向け、スポーツ合宿、教育旅行、自然を活用した様々な体験など、3つの拠点を中心とした取組などを進め、本市の観光振興につなげるとともに、地域の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○森 武一議員** 協定のほうが結ばれているので、そちらを基にして進めていくというお話だと思うんですが、未来創造商社のほうで定款のほうには、この地域DMOとしての役割というもの載っていないかと思うんです。そうなってきたときに、次の体系的な観光戦略についてということにもつながってくるんですけど、このDMOの役割としては、先ほどの2番、各種データ等の継続的な収集分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、KPIの設定、PDCAサイクルの確立というものであったりとか、関係課の合意形成、多様な関係者間の合意形成というものが含まれているわけです。これが未来創造商社のほうでできる

のかというところだと思うんです。すみません、もうちょっと時間のほうが大分押してきているので、次の体系的な観光戦略のところと一緒に伺いさせていただければと思うんですが、今指摘させていただいた未来創造商社にこの地域版垂水版DMOというものの役割というものがないように思うんですが、ない中でこの体系的な観光戦略、観光振興戦略というものが必要だと思うんですが、そこについて併せて伺いできればと思います。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 本市との包括連携協定書に記載のあるとおり、交流人口を増大させる観光振興に取り組んでいるところでございます。

本市におきましては、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、森の駅たるみずの3つの拠点を中心とし、魅力ある観光地のPR、情報発信に取り組んでいるところでございます。

中心的な観光事業としまして、平成12年から取り組んでおりますスポーツ合宿につきましては、これまで419団体、延べ泊数3万6,535人となっており、平成21年から取り組んでおります教育旅行につきましては、国内109校、1万6,007人、国外29校、831人となっているところでございます。

今年度におきましては、鹿児島空港や鹿児島中央駅、山形屋等の県内の各種イベントに出展しており、10月には霧島市で開催予定の和牛能力共進会において、魅力ある観光素材や特産品のPRなどを実施することとしております。

また、広域観光の推進を図るために、桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会、大隅広域観光開発推進会議、錦江湾奥会議等においても、様々な事業を展開するとともに、情報発信に努めているところでございます。

近年、新しい旅のスタイルやニーズの多様化、社会情勢の変化により、観光業界は様々な取組が必要となってきたことから、戦略的な事

業展開を目的に令和4年7月より本市柘原地区出身で、鹿児島県観光連盟等で御活躍され、訪日客誘致でも実績のある方を垂水市観光協会の観光アドバイザーとしてお迎えし、本市の観光PRや観光を担う人材育成などについて、幅広くお力添えを頂くこととしております。今後も、様々な取組を活用しながら、新しい旅のスタイルやニーズの多様化を捉えた事業展開、ワーケーションにも着目し、併せて積極的に情報発信を行い、交流人口の増加に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 森議員の御指摘のDMOをしっかりとした組織をつくって、体系的に観光の戦略をやるべきではないかということに関しても、基本的には同じ考えでございまして、垂水の観光戦略の中で6次産業化と観光振興ということで、交流人口を増やししながら、その施策として3つの拠点と。3つ目の拠点として南の拠点整備を皆さんの御理解を頂きながら進めて、まだ5年くらいだと思いますけれども、今まで何もなかった場所にあの施設ができて、どれだけの雇用、効果があったか。AZホテルも建ち、来年4月にはマリオットホテルもできるわけです。県内7か所から勝ち抜いて、そういうことがありました。そこも踏まえて、今、PwCの皆さんも来ていただいたりとか、細かいところはいろいろあると思いますし、そこは当然、戦略的にやっていかなければいけないということでもありますけれども、今担当課長が申し上げたような、多方面にわたっている観光振興、県内でも大変評価を頂いて、進んでいる。一方で、そういう足らないところもあるんじゃないかというのは、そのとおりでありますけれども、この10年間で大きく、観光の交流人口、あるいはそのことによる経済効果というのは大きく前に進んでいるというふうに思っております。

**○森 武一議員** 時間がもう大分迫ってきているので、まとめさせていただきたいと思うんですが、交流人口としては増えてきているというお話だと思うんです。ただ、私として、この体系的な観光戦略が必要じゃないかというところは、例えばスポーツ合宿、教育旅行ですかね、等をやった場合にも、ではそこで200万人という達成ができるのか。また、この南の拠点整備事業、観光交流人口200万人というものは、この200万人に来ていただくこと、市外から来ていただくことによって垂水の経済を潤していきますよ、市民の所得を上げていきましょう、経済波及効果を広めていきましょうというところの出発点だと思うんです。そこをやるに当たって、ではターゲットはどこなのか。お金を落としてくださる方は誰なのか。どこが一番、広告であったりとか、プロモーションを打ってあげばいいのかというところをやるために、この基本構想のところDMOというものを位置づけて、そこで体系的にこの各種データの継続的な収集分析、データに基づく明確なコンセプト、ここをやるためにあったと思うんです。けど現状、交流人口、垂水市の交流人口の収集の仕方というものは、各3つの拠点のところのPOSデータ、POSデータということは、レジでお買物をされた方のデータでしかなく、それはどこから来たのか、どういう属性の方なのか、どういう目的で来たのか、1泊されるのか、そのまま日帰りされるのか、どこに行くのかというのは分からない。それでは駄目だということだと思います。そのためにこのDMOをつくって、ちゃんとデータに基づいて体系的にやっていきましょうというところが、そこがないというのが現状だと思うんです。そこはしっかりと今後、その交流人口200万人を達成する、さらに先を目指さないといけないと思うんです。そのときに垂水市の経済効果を高めていくにはここが必要なんじゃないかということをお伝え

させていただいて、今後、そこにちょっとでも近づくようにやっていただければと思います。

次、墓地についてということで、現状なかなか管理等が難しいというところがあるかと思えます。すみません、もう時間の関係上、2つ予定していたところも含めて、まとめて質問させていただければと思うんですが、現状のなかなか管理等が難しいというところの要因の一つとして、一度、市営墓地に関しては一度この墓地の料金というか、永代供養代と言えいいんですかね、お支払いになった方に関してコンタクトがなかなか難しいと。そうすると相続であったりとか、亡くなられたとかで管理者が不明になってくるところが出てくるかと思えます。国のほうでは、墓地埋葬法でしたっけ、に関しては、公示であったりとかいうところをすれば撤去等はできると思うんですが、そこに関しては公費を支出をしないといけないと。また手続等が大変煩雑である、時間がかかる等の問題が出てくるかと思えます。一つ、課長のほうに提案というところでもあるんですが、この垂水市市営墓地の設置及び管理に関する条例というところが、一度その永代使用料というものをお支払いするとずっと使い続けることができるというふうな規定になっているかと思うんですね。これを例えば10年であったりとか、20年ごとの更新制、原則、使っていいですよという継続使用というところで原則そうして、コンタクトをコンスタントに取っていけるような制度設計であったりとかというのが必要だと思います。現状のあとは集落墓地に関しても、個人であったりとか、集落で持っているというところで、なかなかこう管理が難しいということもあると思いますが、現状の取組状況と今後の取組についてというところで、あと先ほどの私が提案させていただいたところのお考えも併せてお伺いできればと思います。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 現状の取組と今

後の取組につきましてお答えいたします。

市営墓地につきましては、墓石等が撤去されず、長年放置されている空き墓や遺骨が残ったままの墳墓、納骨堂などの現地確認、把握をこれまで行ってきたところでございます。

空き墓につきましては、墓地の使用申請をされた方や相続人へ墓石撤去に関する通知を行い、空き墓の解消に努めてまいりたいと考えております。

また、遺骨も残され管理されていない墓につきましては、墓石台帳等により、所有者の把握を行い、墓地の管理について通知してまいりたいと考えております。

一方、集落墓地につきましては、それぞれの墓地を管理する墓地管理人が地域に以前はいらっしゃいましたが、現在は墓地管理人がいない集落墓地がほとんどのようで、墓地の管理ができていない状況のようでございます。

集落墓地につきましては、まずはそれぞれの集落墓地の現状を確認しつつ、今後、行政として何かできるかについて研究してまいりたいと考えております。

市営墓地につきましては、墓地の使用許可後、改葬等が行われるまで、墓地使用者と面会することはほとんどないところでございます。また、使用申請者が亡くなられた場合、墓地の承継許可申請をしていただくこととなっておりますが、一部の墓地につきましては、手続きがなされず、現在に至っている墓地もあるようでございます。このようなことも空き墓や遺骨が残されたままの納骨堂の解消ができないことの一因ではないかと思われましますので、改めて墓籍台帳による使用者の確認作業を行ってまいりたいと思っております。

死亡者の縁故者がいない、遺骨が残ったままの墳墓や納骨堂、いわゆる無縁墳墓等の対応につきましては、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条において、1年以内に申し出るべき

旨を官報に掲載して、かつ無縁墳墓等の見やすい場所に設置して、1年間掲示して公告し、その期間にその申出がなかった旨を記載した書面を掲示するなどした上で行政等において撤去できるようでございます。そのような墳墓等の撤去に当たっては、代執行にかかった費用の回収が困難な場合など、様々な課題が考えられることから、先進自治体の対応状況について調査研究をしながら、本市の実情に合わせ、どのような対応ができるのか検討する必要があると考えております。

以上でございます。

**○森 武一議員** 平成30年だったと思います。同じような質問をされて、他の自治体の検討をしていくというお話だったと思うので、弔いの場というのは、大変大切な場所ですので、今後ともしっかりと体制整備していただければと思います。

以上で終わります。

**○議長（川越信男）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時5分から再開いたします。

午後1時59分休憩

午後2時5分開議

**○議長（川越信男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

**○前田 隆議員** お疲れさまです。本日、4番手となります。今回は、市民の関心事を中心に4問質問いたします。応援をよろしく願いいたします。

さて、今日の問題として、五輪疑惑、安倍元総理の国葬、元統一教会と政治の関係などいろいろありますが、何よりも物価高騰が今日の大きな社会問題です。原油高騰、穀物高騰に端を発し輸入物価の高騰が生産業者の経営悪化、市









5億8,000万円ということでした。発行額は大きいですが、起点となる年度を明確にして今後の市債発行計画については財政改革プログラムの踏襲の観点から5年間平均6億円が遵守されるように検証しながら進めなければなりません。令和2年度を起点とすることを要望しておきます。

毎年、事業化される公共施設等の更新事業やDX推進事業、耐震化事業の市債発行計画の組み方は事業と予算のバランスを取りながら年度ごとに推進されると思います。そういった中で、今後、耐震化事業が加わるわけですが、通常債6億円に及ぼす影響について、財政改革プログラムの観点から他の更新事業債等との関係においてバランスをどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○財政課長（園田 保） 他の更新事業債等との関係についてバランスをどのように考えるかという御質問につきましてお答えいたします。

耐震工事と他の更新事業のバランスについては、耐震工事の明確な事業費が分かり次第、財政改革プログラムの基本的な考え方も念頭に、国、県補助金の活用や交付税措置のある有利な地方債の検討、また市有施設整備基金の活用等も視野に今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○前田 隆議員 明確な事業費が分かってから検討と、慎重な答弁です。大事な問題ですから十分に検討してください。

耐震化の市債発行は極力抑え、市有施設整備基金のウエートを高め、影響は最小限に抑えていただきたいと思います。また、耐震化事業で公債費が膨らまないように要望しておきたいと思っております。

公債費は、通常債6億円を重視し続けても、財政シミュレーションでは令和14年まで11億円前後が予想されております。市債残高は減少しても、すぐには公債費が減少しないことを我々

は認識しておかねばなりません。

最後に、耐震化工事は内付主体の工法で外観が維持され、文化的価値問題は火が消えたように静かになりました。この問題はこれで終わりなのか、確認の意味でお伺いいたします。

○財政課長（園田 保） 文化的価値の問題についてお答えいたします。

現庁舎は、RC壁による開口閉塞と鉄骨ブレースを挿入する内付主体の工法を基本として、現在、耐震補強計画の策定を進めております。結果的に、直接、外観に影響がある外付主体工法ではなく、外観を損なわない工法で進めることとなったところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。垂水の昭和時代を代表する建築物として、外観の文化的価値の維持、保存が可能になりました。保存を望む方々は安心されたことと思います。これで文化的価値問題は一件落着ということで、耐震化工事については終わりたいと思います。

次に、2番目のプレミアム商品券の購入状況と評価について答弁をいただきました。前回の購入状況は、1次販売で2,570世帯、2次、3次販売を経て購入世帯が延べ5,140世帯となり、全て完売したということでした。1回目の購入世帯が約半分、この世帯が2次、3次も購入したようです。購入世帯に隔たりが伺えます。

販売に苦戦した要因は、プレミアム率を大幅に下げたこと、購入上限額を5万円に下げたことも挙げられました。世帯員数や家族構成による購入上限に変動があったと分析されていますので、対応をよろしく願いいたします。

買い求めやすい購入価格の設定という点では、3,000円券を2,500円で販売したが最後まで売れ残り、1万円単位の購入がほとんどだったというのは少し意外でした。

2回目のプレミアム商品券事業は、前回の検証結果を踏まえた企画となっていることが大事

です。2回目のプレミアム商品券事業が今回の補正予算で計上されておりますが、その企画内容について教えてください。

また、値上げのラッシュで消費者物価の高騰が日常生活を脅かしております。物価高騰の消費者支援策として全世帯給付の検討はなかったのかも伺います。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 事業内容と全世帯給付の検討につきましてお答えいたします。

今回のプレミアム付商品券につきましては、年末年始に向けて市民の消費意欲の喚起並びにコロナ感染拡大、物価高騰などの影響により売上げが減少している商工業者等の景気回復を図ることを目的に実施するものでございます。

販売内容につきましては、先ほど答弁いたしましたように、これまでの実績を踏まえ、市民目線においては購入上限並びに販売金額の見直し、商工業者目線においては販売総額並びに販売冊数について検討したところでございます。

幅広く市民の皆様へ購入していただくため、買い求めやすい購入金額として5,000円のプレミアム付商品券を4,000円で販売するものであり、500円券10枚の冊子については上限20冊、500円券20枚の冊子については上限10冊とし、発行数につきましては、これまでの販売実績を元に算出しており、プレミアム分として6,000万円、総額では3億円となっております。

事業主体は垂水市商工会であり、販売方法につきましては、これまでと同様、はがきによる予約申込みの後、随時販売することとし、使用期間は11月から2月の約4か月を予定しているところでございます。

次に、全世帯給付につきましては、以前に全世帯へ給付したことのある市町の状況を確認しておりますが、全世帯へ商品券を給付する場合、郵送となり簡易書留を使用することから、全世帯への郵送料として約300万円が必要となり、

さらには受け取りに関するトラブルや留守の場合の再送付や返送されるなどの事例が生じていること、給付するより販売した方が消費意欲の喚起につながり使用率も増加傾向にあるなどの状況でございました。

このような状況を踏まえ、本市としましては市民の消費意欲の喚起と商工業の景気回復につながるよう販売することとしたところでございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** ありがとうございます。今回のプレミアム商品券の販売内容については分かりました。プレミアム率は25%に引上げ、500円券の10倍の5,000円券セットを4,000円で購入できる内容にしたとのことでした。また、1世帯の購入額の上限を8万円まで拡大し人数の多い家庭への対応もしたようです。商工業者支援として販売総額を3億円に引上げ、販売冊数も検討されたようです。検証結果を生かした企画となり評価いたします。

また、物価高騰の消費者支援策としてプレミアム商品券の全世帯給付の検討はなかったのかに対しては、全世帯給付は郵送料などの経費の問題があり、販売による消費意欲の喚起策を選択したとのことでした。

これからさらに消費者物価が上がります。そこに対する政策として、平等性の観点から全世帯に給付することに意義がありますが、それが無理なら、各課と連携して高齢者世帯、非課税世帯、生活困窮者、子育て世代などに特化した給付を行うことも必要ではないかと思えます。ぜひ、今後の検討をお願いいたしまして、この件は終わります。

次に、3番目の有害鳥獣と猟友会活動について答弁をいただきました。令和2年度と比較して、令和3年度のイノシシ等による被害金額は減少し捕獲頭数は増加しているとのことでした。被害金額が減少しているのは、電気柵などを

設置したことや前に被害を受けてその後、作物を作ることをやめたことも影響していると思います。また捕獲頭数が増えたのはイノシシ等の出没が増え、猟友会の皆様が捕獲に協力していただいた結果だと思えます。

ほじくり被害の対応はよろしくお願ひいたします。年々、イノシシ等の出没が増えております。令和3年度のイノシシの捕獲頭数は62頭増えて300頭余りですが、捕獲計画は500頭としております。報告の捕獲頭数ではなかなか被害は減少しません。

そこで、2点目の捕獲は猟友会に依存しているが、猟友会の会員数、年齢構成、免許内訳、捕獲活動について、取組実態を教えてください。  
○農林課長（森 秀和） 猟友会の会員数、免許内訳、年齢構成、捕獲活動につきましてお答えいたします。

令和4年4月1日現在、有害鳥獣捕獲従事者として43名が発動されておりますが、うち女性が1名となっております。年齢構成は、20代が1名、30代1名、40代4名、50代3名、60代11名、70代21名、80代2名となっております。5年前と比較しますと、メンバーの入れ替りはございますが、3名増え、平均年齢は若返っております。

免許内訳につきましては、わな猟41名、散弾銃、ライフル銃、空気銃が扱える第1種銃猟で15名が免許を取得されており、わな、銃の重複所持者は13名となっております。

有害鳥獣捕獲の捕獲活動につきましては、垂水市鳥獣被害防止計画及び垂水市有害鳥獣捕獲対策協議会が毎年度作成する有害鳥獣捕獲計画に基づき、捕獲計画頭数を定めて各地域において猟友会等と捕獲方法、捕獲時期及び場所等について、協議、調整しながら捕獲を実施しております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。会員

43名中、70代が21名、80代が2名と半数以上が高齢者です。会員数も令和2年より2名減少しているようです。

捕獲活動は、垂水市鳥獣被害防止計画に基づき捕獲計画頭数を定めて実施しているとのことでした。4月から9月の猟期外に捕獲等の要請があった場合、市が指示書を出して捕獲従事者の方に捕獲をお願いしているようですが、猟友会の皆様に鉄砲やわなでの捕獲をお願いして、イノシシ等を駆除するしか現実的な対応はないのですが、猟友会の皆様も高齢化や仕事があり対応が追いつかないのが現実であります。捕獲の拡大を図るためには猟友会の会員の皆様の増員と若返りが必要です。

また、イノシシを駆除するのに散弾銃等の鉄砲の管理緩和が必要との声も聞いております。猟銃の管理緩和も対策の1つとして関係官庁に働きかけいただき、猟友会活動が活性化し成果が上がるようお願いいたします。

ところで、百引でイノシシ猟をしていた方が垂水市に入り追うのをやめたという話を聞きました。そこで、最後に他市と猟のエリアに取決めがあるのか、連帯して捕獲活動はしていないのか伺います。

○農林課長（森 秀和） それでは、他市との猟のエリアの取決めと連携につきましてお答えいたします。

鳥獣の捕獲につきましては、大きく狩猟と有害鳥獣捕獲がございます。狩猟については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条により指定された狩猟鳥獣48種について、猟期である11月15日から2月15日まで、イノシシ、鹿に限っては11月1日から3月15日までの期間、狩猟免許を持つ方が鹿児島県に狩猟者登録を行った上で鳥獣保護区等を除く鹿児島県全域を対象として狩猟を行うことができます。

有害鳥獣捕獲については、猟期以外の期間に

において、農作物等の被害防止のため、各自治体の長の許可に基づき捕獲が行われるもので、本市では垂水市鳥獣被害防止計画において指定された、イノシシ、鹿、猿、タヌキ、アナグマ、ノウサギ、カラス、ヒヨドリ、ドバトの9種について垂水市猟友会から推薦のあった猟友会会員に対し有害鳥獣捕獲従事者として許可を行い捕獲活動を実施しており、捕獲対象区域は垂水市管内となっております。

他市との連携につきましては、毎年、開催されるイノシシの広域一斉捕獲に係る担当者会議において、実施方法や手順等について情報共有するなど連携を図っているところでございます。

以上でございます。

**○前田 隆議員** ありがとうございます。鳥獣の捕獲は大きく狩猟と有害鳥獣捕獲があり、エリアは県と市に分かれていることが分かりました。他市との連携はイノシシの広域一斉捕獲をされているようですが、梅木議員の要望にもありましたように、さらに連携を密にして有害鳥獣の対策として鳥獣捕獲活動の強化を図っていただきたいと思います。

猟期以外の有害鳥獣捕獲を市より猟友会に依頼しているのですが、依頼件数に対し貸出し用の箱わな等の備品は十分でなく対応が遅れていること、現地確認に向かう職員が兼任で迅速な対応ができていないことなども分かりました。

農家や市民からの有害鳥獣対策の要望に十分に対応できるよう、内部体制、人員体制の充実や猟友会への箱わなの助成などを図っていただきますよう要望いたしまして、この件は終わります。

最後に、4番目の土地、建物等の利用に関する民法の見直しです。

令和5年4月1日から施行される長期相続未登記の土地等に対し遺産分割長期未了状態の解消を促す取組について教えていただきました。この対応で相続未登記問題が進展し、解消され、

土地利用等が円滑化されることを期待いたしたいと思います。

所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策として、ほかには土地、建物の管理制度の創設、不明共有者がいる場合への対応、隣地等への利用管理の円滑化があるようですが、これについて具体的な説明を伺います。

また、道路脇の立ち木の枝がはみ出し、通行に支障を起している問題は、この改正の適用でどうなるのかも教えてください。

**○税務課長（篠原彰治）** 財産管理制度の見直し、共有制度の見直し、隣接関係規定の見直しの具体的説明と、これで道路脇の立木はみ出し枝の除去問題はどうか変わるのかにつきましてお答えいたします。

まず、土地、建物の管理制度についてですが、個々の所有者不明土地、建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設し、裁判所が管理命令を発令し管理人を選任することで所有者不明土地、建物の管理を効率化、合理化するものでございます。

また、管理不全土地、建物の管理制度を創設し、所有者が土地、建物を管理せずこれを放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合に、管理人の選任を可能にすることで管理不全化した土地、建物の適切な管理が可能になるものでございます。

次に、不明共有者がいる場合についてですが、利用に関する共有者間の意思決定や持ち分の集約が困難なことから、裁判所の関与の下で不明共有者等に対して公告等をした上で残りの共有者の同意で共有物の変更行為や管理行為を可能とする制度を創設することにより、また同様に裁判所の関与の下で不明共有者の持ち分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持ち分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設することにより、不明共有者がいても共有物の利用、処分を円滑に進める

ことが可能になるものでございます。

次に、隣地等の利用、管理の円滑化についてですが、従来の隣接関係規定にはライフラインの導管等を隣地等に設置することについての根拠規定がなく、土地の利用を阻害しておりました。

このため、ライフラインの設備設置権等の規律の整備を行い、ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の整備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態でも対応できる仕組みを整備することにより、ライフラインの引き込みを円滑化し土地の利用を促進するものでございます。

なお、これらの整備につきましては令和6年4月1日から施行されることとなっております。

次に、越境した竹木の枝の切取りについてですが、竹木の枝が境界線を越えるときは、従来、その竹木の所有者または共有者全員の同意により枝を切除させる必要があり、所有者が枝を切除しない場合には訴えを提起し切除を命ずる判決を得て強制執行の手続を取る必要があるため、竹木の円滑な管理を阻害していたところです。

今回、民法第233条が改正されたことにより、土地所有者による枝の切取りについては、竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき、竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき、窮迫の事情があるとき、いずれかに該当する場合には枝を切り取ることができることとなりました。

また、竹木の共有者各自による枝の切除については、竹木の共有者の1人から承諾を得れば、越境された土地の所有者などの他人がその共有者に代わって枝を切り取ることができる、越境された土地の所有者は竹木の共有者の1人に対し、その枝の切除を求めることができ、その切除を命ずる判決を得れば代替執行が可能となりました。

なお、これらの制度につきましては令和5年4月1日から施行されることとなっております。

以上でございます。

**○前田 隆議員** 具体的説明ありがとうございます。道路脇の立ち木のはみ出し枝の除去問題に対しては、所有者に催告したが、相当期間、切除しないとき、所有者の所在や存在を知ることができないとき、窮迫の事情があるときのいずれかに該当すれば枝を切り取ることができると分かりました。これで通行人に支障のある立ち木の枝の問題が解消されることと期待いたします。

次に、2点目の相続登記の申請義務化について質問に入ります。

こちらは、相続未登記による所有者不明の発生を予防する目的で令和6年4月1日から施行されますが、まず、本市の相続未登記件数はどれくらいあるのかと原因について伺います。

**○税務課長（篠原彰治）** 本市の相続未登記件数とその原因について、また相続登記申請義務の実効性を確保するための施策につきましてお答えいたします。

本市における相続未登記の件数については、全国的に法務局の登記情報と固定資産システムの連携が行われていないこと、市外居住者が死亡した事実の把握が困難なことから、令和4年第1回定例会の一般質問でもお答えしましたように実数を計上することは困難でございます。

なお、土地、家屋の相続未登記の原因としては、相続登記の申請は、現在は義務ではなく申請しなくても不利益を被ることは少ないこと、また都市部への人口移動や人口減少、高齢化の進展等により、地方を中心に土地の所有意識が希薄化し土地を利用したいというニーズが低下していること等が原因ではないかと考えられます。

続きまして、相続登記申請義務の実効性を確保するための施策につきましてお答えいたしま

す。

不動産登記法の改正により令和6年4月1日から相続登記の申請を義務化し、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が義務づけられ、正当な理由のない申請漏れについては過料の罰則が科されることとなります。

また、相続登記申請の実効性を確保するために、登記の手続的な負担の軽減として相続人申告登記の新設、登記手続の費用負担の軽減として登録免許税の負担軽減策の延長、登記漏れの防止として所有不動産記録証明制度の新設、地方公共団体との連携として死亡届の提出者に対する相続登記の必要性に関する周知、啓発の要請などの手段を講じることとしております。

現在、本市においても相続登記を促進し、所有者不明土地の発生予防及び解消並びに利用の円滑化を図るため、チラシの配布、広報誌等への情報掲載及び相続人への手続案内等による広報活動に努めておりますが、引き続き、地域住民の方々に相続登記の重要性、必要性に関する理解を深めていただけるよう、法務局とも連携し積極的に相続登記の周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

**○前田 隆議員** ありがとうございます。本市の未登記件数の実数を計上することは困難とのことでした。相続未登記件数は、国全体では登記簿の約2割が未登記状態のようです。

相続登記申請義務の実効性を確保するに対しては、取得を知った日から3年以内に相続登記を申請することが義務づけられました。その実効性の確保策として相続人申告登記の新設、登記漏れの防止策、地方公共団体との連携などがあることを教えていただきました。

本市は既にいろいろ広報や周知に取り組んでいるとのことでしたが、今後、相続未登記が防止され、所有者不明土地が解消され土地相続の

円滑化が促進されますことを願いまして、以上で質問を終わります。

**○議長（川越信男）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、3時10分から再開いたします。

午後3時1分休憩

午後3時10分開議

**○議長（川越信男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

**○池山節夫議員** お疲れさまです。それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従って質問をさせていただきます。市長、副市长、教育長並びに各関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

市政について。まず、都市下水路事業の復活と中央地区の排水対策について伺います。都市下水路事業については、前水迫市長時代の平成15年、財源不足のために苦渋の決断をされて、議会で中止の議案を提案されました。私もやむを得ないと考えまして、この議案に賛成をした経緯があります。しかしながら、地球温暖化による異常気象が線状降水帯をつくり、集中豪雨による被害が各地で発生している現状を考えますと、垂水市もいつ集中豪雨に見舞われるか危惧されます。市役所新庁舎建設は住民投票で白紙となりました。財政的にも都市下水路事業を復活し、将来の不安に備えるべきと考えますが、見解を伺います。

また、中央地区は大雨によって国道では垂水幹部派出所前の交差点付近や、ゆうじストア前付近、県道垂水南之郷線のタイヨー垂水店前の付近は冠水をいたします。この排水対策についても伺います。

垂水風力発電について。8月27日の南日本新

聞に垂水高峠周辺に風力発電という記事が掲載されました。陸上では県内最大規模ということですが、この計画について把握されている概要を教えてください。

たるたるおでかけチケットについて。65歳以上の高齢者にタクシー券あるいは温泉に使える3,000円分のチケットが提供されておりますが、せめて1万円分のチケットが欲しいという要望をいただきましたので、検討できないか伺います。

プレミアム付商品券について。前田議員の質問でおおむね理解をいたしました。今回発行のプレミアム付商品券の財源構成についてだけ教えてください。

垂水南之郷号線沿いの奇岩について。議長の許可をいただきまして写真を配付させていただきました。市民から垂水観光の一つとして整備できないか、県道南之郷線は、現在、拡幅工事中でもあり、この奇岩の手前を駐車場に整備してもらえたら、千本イチョウから大野原への途中、立ち寄る人も増えるし、観光資源として活用できるとののではという提案を受けております。この点について見解を伺います。

垂水南之郷線旧道の不法投棄について。第1新御堂橋と第2新御堂橋との間の旧道には家庭用冷蔵庫や洗濯機などが不法に投棄されております。この旧道の管理責任と今後の対応について伺います。

自主文化事業について。社会教育課では自主文化事業として様々な事業が行われ、人気を集めておりますが、若者たちからはジャンーズを呼んでくださいという声があります。無理ですと、まず言わずに、見解をお聞かせください。

消防団第1分団の施設建設について。他の分団の詰所は新築されましたが、第1分団は消防本部の2階を借りて詰所としている現状があります。第1分団施設も早急に建設すべきと考えますが、計画について伺います。

錦江湾横断道路について。今朝ほどの堀内議員の質問の中にもありましたが、国道整備促進特別委員会での陳情や、議会では鹿屋市議会と意見交換をしたり、錦江湾横断道路建設に向けて活動を再開したところでありますが、行政としての取組と考えを教えてください。

教育行政について。コロナによる外出規制の中、子供たちのゲーム遊び、オンラインゲームの課金について、市内の小中学校で把握されている現状を伺います。

パパゲーノ効果について。将来に希望を持たなかったり、いろんな不安を抱える子供たちに前向き思考を持たせるために、パパゲーノ効果活用の捉え方について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○土木課長(東 弘幸) 都市下水路事業の復活と中央地区の排水対策につきましてお答えいたします。

都市下水路につきましては、これまで度々御質問をいただいておりますが、改めまして、これまでの経緯を簡単に簡潔に御説明いたします。都市下水路は平成8年12月12日に都市計画決定され、平成9年2月24日に事業認可を受けております。事業概要につきましては、集水面積113ヘクタール、排水ポンプ面積約4,900平方メートル、管渠延長約6,000メートル、総事業費33億6,000万円となっており、補助率は40%でございます。

工事につきましては、自然流下の管渠、下宮から旭町にかけ平成9年度から平成15年度まで7年間実施し、延長421メートル、事業費1億9,250万円、補助金7,700万円となっておりますが、当時の予算額が1年あたり平均2,700万円であり、このままの事業費では完成までに数十年を要すること、事業費に対し補助率が低いことなど、当時の財政状況から継続は困難であるとの判断から、県や垂水市議会との協議を重ね、御理解をいただき、やむなく平成16年度以降、

事業休止となっているところでございます。

先ほど総事業費を33億6,000万円と申しましたが、20年以上前の単価での積算でございますことから、現在の総事業費で申しますと40億円以上になるものと考えられ、事業の再開につきましては厳しいのではと思うところでございます。しかしながら、中央地区の冠水につきましては、何らかの対策が必要であることは事実であり、中央地区の行政連絡会でも各振興会より要望がありますことから、現在、市長から冠水対策に取り組むよう指示を受けたところでございます。

整備に関しましては、都市下水路の再開は厳しいのではと申しましたが、整備計画の選択肢の一つとしながら、その他の工法も含め、どのような整備が効果的なのか、中央地区の冠水が少しでも軽減できるよう、情報収集に努め、整備に向け検討したいと考えております。

次に、御質問の中でございました国道220号と県道垂水南之郷線の冠水についてでございますが、警察署前の冠水につきましては、計画はございますが、まだ具体的な整備に至っていないようでございます。下宮地区の国道につきましては、だいわ前から本城側に向け、大型の管路を車道内に敷設し、冠水対策を完了しております。

また、県道垂水南之郷線でございますが、平成20年度から平成23年度にかけて、ロータリー付近の排水路の整備と県道の歩道にある側溝の蓋をグレーチングに変え、道路の表面水が早く側溝に流れるよう改良工事を終えております。効果は以前よりあるものと判断しておりましたが、実際はまだ冠水するようでございます。

土木課といたしましては、現在、県道に接続している市道からの排水も合流し、集中することから、県道の一部区間が一時的に冠水する要因となっていると考えられますが、解消に向けて今後調査を行い、流れを変えられる路線はな

いか慎重に検討したいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 垂水風力発電事業につきましてお答えいたします。

8月27日付の南日本新聞で報道されましたとおり、国内外で再生可能エネルギーを手がける事業者が、本市の山間部で風力発電事業を計画しているところでございます。当事業を計画している企業において、本年7月から8月にかけての1か月間、検討段階における環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討した結果をまとめた計画段階環境配慮書の公告・縦覧が行われ、市民の方々や関係省庁、県知事等から広く意見を聞いてるようでございます。この計画段階環境配慮書によりますと、事業は本市の山間部に約4,000から6,000キロワット程度の風力発電機を最大32基程度設置し、現時点の想定で総出力約192メガワットを発電することとなっております。この電力供給量は約11万2,100世帯分の電力供給量に相当し、二酸化炭素の削減量は年間約11万3,900トンの予定であり、地球温暖化対策や脱炭素社会の実現を目指す取組に貢献する事業であると考えられます。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、人と自然との触れ合いの場や豊かな自然景観を楽しめる環境が存在しており、環境保全上の影響や眺望・景観への影響が懸念されますことから、引き続き専門家の意見や最新の知見等を積極的に収集し、騒音、振動等による影響や水環境、動植物及び生態系、景観への影響を回避または低減することを優先的に検討するとともに、地域住民及び関係機関に対し、積極的な情報公開や説明を行うことなどについて十分留意した上で、関係法令及び垂水市環境基本条例を遵守した環境影響評価の手續を適切に実施していただきたいと考えております。

今後の工事期間等スケジュールにつきまして

は、計画段階環境配慮書によりますと、令和8年4月に着工し、令和11年4月に営業運転開始の予定となっております。

以上でございます。

**○福祉課長（森永公洋）** チケットの増額につきましてお答えいたします。

たるたるおでかけチケットは、垂水市に住所のある65歳以上の方に対して1人につき3,000円の交付を行っております。チケットの増額につきましては、交付時においてアンケートを行っており、そのような要望もいただいているところです。このため、チケットの増額につきましては、今後、検討課題であるとの認識は持っているところでございます。

以上でございます。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 前回のプレミアム付商品券の財源につきましてお答えいたします。

令和4年度当初予算に計上しておりました補助金5,028万円の財源は、全て国からの新型コロナ対応地方創生臨時交付金を充当していたところでございます。その後、本年5月に鹿児島県から原油価格・物価高騰の影響を受けた生活者の支援や地域経済の活性化を目的として、市町村が実施するプレミアム付商品券発行事業を支援することとなり、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業補助金の対象となる通知がございました。その後、本市の事業費であります5,028万円の約3割分に当たります1,373万円の補助金交付決定が通知されたところであり、本議会の補正予算として上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

続きまして、垂水南之郷線沿いにある奇岩につきましてお答えいたします。その奇岩のことは、以前、話は聞いており、大野在住の方や歴史に詳しい人にも確認してみましたが、特に由来はないようでございます。奇岩の場所は県道

71号垂水南之郷線、千本イチョウから高峠方面へ約3.5キロ先のカーブ付近、さらに県道から約15メートル離れた国有林地内に所在しており、車が駐車すると交通の妨げとなり、事故が発生する危険性があるなど安全面も確保できない状況でございます。このようなことから、現時点におきましては、観光スポットとしては厳しいのではないかと思います。

以上でございます。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 垂水南之郷線旧道の不法投棄につきましてお答えいたします。

県道垂水南之郷線の旧道につきましては、現在、市道池ノ比良線として土木課が管理しております。市道池ノ比良線につきましては、路肩が雑木や雑草に覆われるなど、不法投棄しやすい状況であることから、速やかに不法投棄防止の立て看板の設置を行うとともに、今後、土木課において除草作業や土砂除去等を実施していくこととでございます。これに加えて、当分の間、市道入り口にバリケード等で車両が通行できないような対策等も必要ではないかと考えております。また、産業廃棄物が不法投棄されている場合は、鹿児島県大隅地域振興局と連携を図りながら、不法投棄の取締り等につきまして協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○社会教育課長（港 耕作）** 自主文化事業につきましてお答えいたします。

令和4年度の自主文化事業は10月5日の水曜日に第4回たるみず寄席として春風亭昇太、桂竹丸による二人会を開催する予定で、9月1日よりチケット販売しており、多くの市民の方々に御購入いただいているところであります。今回の自主文化事業は、コロナ禍での3年ぶりの開催となるところでございます。

前回の令和元年の桂文枝の落語も満席の中での開催であり、ほとんどの観客の方が楽しかった、大笑いしたなど、満足され、大好評でござ



横断道路の必要性を訴えてまいりました。また、先月21日には公明党の山口那津男代表と直接お会いして、命を守る錦江湾横断道路の早期事業化を要請したところでございます。

錦江湾横断道路実現に向けた民間団体の取組といたしましては、鹿屋市及び本市の経済同友クラブの皆様方によりまして、早期事業着手を促すための看板が、交通量が多く、人目に触れる機会も多い、垂水市南部の国道220号線沿いに設置されることが検討されているようでございます。今後、この看板の設置によって、垂水市民の皆様だけではなくて、大隅半島の関係市町の住民の皆様に対しましても、早期事業化の必要性について一定の御理解をいただけるものと考えるところでございます。これからも早期整備に向けまして、市議会の皆様方をはじめとする関係団体の皆様のお力添えをいただきながら、機会を捉えて、あらゆる要望活動を行ってまいりますとともに、市民の皆様また大隅半島の関係市町の住民の皆様にも広く情報発信を行い、早期整備に向けた大隅半島全体の機運醸成を図るため、引き続き様々な取組を積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○学校教育課長（今井 誠）** コロナによる外出規制の中、子供たちのゲーム遊び、オンラインゲームの課金につきましてお答えいたします。

一般的にオンラインゲームで課金するには、クレジットカードの電子決済を使ったり、コンビニエンスストア等で購入した課金カードを使ったりする必要がございます。子供がオンラインゲームで課金するためには、自分のアカウントに年齢制限がかかり使用できないため、保護者等の成人のアカウントを利用するか、保護者による認証を得る必要がございます。

垂水市の実態としましては、保護者が子供にスマートフォンでオンラインゲームをさせて、保護者が知らない間に課金し、多額の請求書が届いたため、学校へ相談があり発覚した事例や、

保護者が子供に自分のスマートフォンでゲームをさせ、その端末に残っているカード情報を利用して勝手に課金したといった事例がございました。これらの事例に対しまして、学校では児童生徒からの詳細な聞き取りを行った上で、原因となる自らの行動を振り返らせながら、保護者とともにリスク情報を共有したり、ルールを守ることの有用性を一緒に考えたりするなど、丁寧に個別指導を行い、再発防止を図っております。

学校では、これまでに児童生徒や保護者に対して、家庭での情報端末・ゲーム機を利用するときにはフィルタリング設定等をした上で、保護者の監督・責任の下、適切な利用及び保護者による見届け・確認を継続して徹底するようにお願いしてきております。もし何かトラブルに巻き込まれたときには、すぐに学校へ相談したり、年度当初、全児童生徒に配付した県教育委員会作成の令和4年度かごしま子供SNS相談・通報窓口の案内カードを活用したりして、児童生徒が金銭トラブル等の問題を一人で抱え込まないように指導しているところでございます。

また、小学校では学級活動の授業、中学校では技術・家庭科の授業において、インターネット販売やクレジットカード利用、電子決済等、社会の実情を踏まえた金銭教育を発達段階に応じて計画的に実施しております。教育委員会としましては、本市PTA連絡協議会と連携して、スマホ、タブレット、ゲーム機器等の家庭で守ろう7つのルールを令和3年3月に策定し、保護者とともに子供の情報モラルの高揚に努めているところでございます。また、保護者、地域への啓発を図るため、保護者用のパンフレットを作成し、全家庭に配付しました。6月には情報機器の取扱いやGIGAスクール構想等について本市GIGAスクール推進アドバイザーを講師として、保護者向けの教育講演会を実施し

たところでございます。

各学校に対しましては、生徒指導に関するアンケートを年間5回以上実施するよう依頼し、的確な実態把握を行い、未然防止、早期発見、早期対応できる体制づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

次に、パパゲーノ効果につきましてお答えいたします。

パパゲーノ効果とは、マスメディアが自殺の危機を乗り越えた人の体験談や、自殺を思いとどまり成功した人の例を伝える報道をしたり、相談先の情報を提供したりすることで、悩む当事者の自殺を抑制する効果のことであると認識しております。

各学校におきましては、教育課程の中に生命尊重に関する指導の全体計画を位置づけ、道徳科の授業をはじめ、教育活動全体を通して生命の尊さや人間尊重の精神を養い、自他の生命を尊重して、よりよく生きようとする態度を育成する指導を展開しております。また、他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力、感受性を身につけ、差別や偏見のない社会の実現に努めようとする態度を養う授業づくりにも努めているところでございます。

人権教育におきましては、生命が最も重くかけがえのないものであるという理解の上に立ち、自分の命を大切にするとともに、他の生命も尊重し、お互いに支え合いながら力強く生きていこうとする態度を養う参加型学習などを実施しております。

教育委員会としましては、子供たちのトラブル等の早期発見のためには、本市のGIGAスクール構想における端末・環境整備におきまして、本市独自で導入いたしましたスクールライフノートも大変有効な手段となることから、各学校に積極的に活用するよう指導しているところでございます。

具体的に申し上げますと、児童生徒一人一人の心境の変化も見逃さないよう、児童生徒の日々の心の天気を組織的に読み取りながら、声かけや教育相談等を行っているところでございます。

また、昨年度から保健課の主催する児童生徒を対象としたSOSの出し方教育事業と、教職員を対象としたSOSの受け止め方研修を市内全ての小中学校で実施しております。この事業を通して、児童生徒は自分の思い、心や体の状態を素直に言葉で表現することの大切さ、辛いときには辛いと言っていいんだよなどのSOSの出し方やストレスの対処方法等について学んでいるところでございます。

今後子供たちの悩みやトラブル等を組織全体で連携を図りながら、早期発見、早期対応できるように努めてまいります。

以上でございます。

○池山節夫議員　では、一問一答で取り急ぎお願い申し上げます。

まず、都市下水道なのですけれども、これは当時、本当に財政調整基金も1億ぐらいしなくて、水迫前市長も残念だったと思います。私、この議案が出たのをよく覚えていまして、本当に議員としても残念だったんです。ある程度、何百メートルやっていたから、これを途中で断念するというのは行政のトップとしての前水迫市長の判断は本当に苦渋の決断だったと思いますし、議会としても、金がないかという感じの、私も残念ながらの賛成でした。

さっき土木課長から33億6,000万だったと。現在だともう40億円以上かかるでしょうという話があったのですけれども、課長、当時は40%だったというのですけれども、今やるとして、補助金ももっと高率にならないものか、それとも他に何かいい方法はないものか、お願いします。

○土木課長（東 弘幸）　補助金の補助率につ

いてでございますけれども、今のところは、その40%というのは変わっておりません。ただ、こういった事業が国土強靱化に位置づけられたりしますと、優先的な配分、場合によったら率も若干上がる可能性はゼロではないというふうに考えております。

**○池山節夫議員** それを受けて、市長も森山先生のところに、度々、いろんなことで陳情に行かれるのですけれども、私は、これは垂水の土木の関係の方、それだけに限らず、いろんな面で市内経済の活性化になると思うのです。やはりこれだけの事業だと。これを市長として、この復活についての見解があれば教えてください。

**○市長（尾脇雅弥）** これまでの経緯に関しては、先ほど土木課長がお話をしたような状況、池山議員もよく理解をされて、一番は財政の問題です。ただ、問題が解消したわけではないということなんです。むしろ、ますます温暖化によって降雨量が大きくなったりして、中央地区の排水・冠水対策というのは、よりやらなければいけない状況だろうというふうに思います。これまで部分的に、段階的に、例えば中央病院の前でありますとか文化会館前とかというのは、対応することによって解消しております。この事業そのものを復活するかどうかというのは、また別検討といたしまして、中央地区の排水対策・冠水対策というのは大きくやらなければいけないことだと思っております。このことはしっかりと、今、検討を指示しております。

先ほど課長が国土強靱化の補助率の関係もありましたけれども、既に数か月前に森山先生へ直接御相談をして、そのこともお願いをしておりますので、森山先生も今、さらに砂防・治水の会長にもなられまして、国土強靱化、しっかりそういうものをうまく活用しながら、これまで同様、できるだけ手出しを少なくして大きな事業をやって、結果的に多くの中央地区の皆さんに共通する課題なので、このことは、ぜひ

どういう方法、どういう具体的なものは別として、必ずやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○池山節夫議員** これからすごい集中豪雨が来たりすると、どの町も冠水して大変なんですけど、やはり垂水市に関して私が思うのは、都市下水路事業をやっていく、この事業を完成させるのが、例えば10年、15年先の垂水の災害対策の根本の解決、全部とは言いませんけれども、そういうふうに近くなると思うのです。ですから、ぜひ努力して、この都市下水路事業がもう一回復活できるようによろしくお願いします。この問題はこれで終わります。

あと垂水の風力発電事業なのですけれども、概要は分かったのですけれども、これもできるのはまだ大分先ですけれども、固定資産税が入るとか、市内経済にはメリットもあると思うのですけれども、市長、このことについてどう考えますか。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほど担当課長もお答えしましたけれども、大きな、日本というか世界的な流れの中で、カーボンニュートラルということは国際約束でもありますし、やらなければいけないこと。どういう方法でやっていくのかという中で、この事業がどうこうということではなくて、有効な方法の一つだろうと思うのです。

一方で、懸念になる、先ほど景観でありますとか、いろんな問題もありますから、基本的には今の段階においては、業者さんがそういうことを垂水の地において風力発電ということで、県内では最大級というところの環境が整っているということで、今、計画されておられるわけです。その部分のいろんな説明をされておられるようでございますので、そのことを御理解いただけて、いろんな条件を整えば、先ほど申し上げましたカーボンニュートラルでありますと

か、いろんな意味でのプラスの要因もございませんので、メリット・デメリットをよく理解しながら、メリットはより大きく、デメリットを少なくしながら、調整を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

**○池山節夫議員** この問題については、明日、また持留議員が環境アセスの問題とか、色々質問されるでしょうから、そこで答えてください。私はいいことだと思っています。

次に、たるたるおでかけチケットですけれども、私、ある奥さんに捕まったんです。池山さん、確かに3,000円はありがたいよと。ありがたいんだけど、どこか買物に行く、病院に行くというタクシーを使ったって、1回で終わりだよと。1か月1回しか行けませんよと言われるんです。それで、垂水市は子供には結構手厚くないかと。その奥様が子供に手厚いと私は思うと言われるわけです。だから、もうちょっと我々にも、せめて1万円ぐらい何とかならないのと。さっき課長は認識は持っているという答弁だったんですよ。市長に聞いても、大変だと思うけれども、課長は3,000円は、もっと上げたほうがいいかなという認識は持っているという答弁だったのですけれども、市長も同じ認識ですか。

**○市長（尾脇雅弥）** 私も違うところからもお話を聞きました。当然、対象者にとってはそういう希望だと思えますけれども、御案内のとおり、垂水の人口構成上、高齢者の皆さんと子供たちの数は違いますので、しっかり、ある意味、未来を明るくするという意味で投資をしておりますが、一方、高齢者の対象の方々には3,000円で始めたわけですけれども、非常に地域によって温度差があります。たるたるおでかけチケットも、中央地区の人は、総じてあまり必要ないとおっしゃるのですけれども、地方に行きますと、より必要性があるわけです。タクシーという手段になりますと1回。ありがたいけど1

回使えば終わり。方法としては、基本的には財源の問題もありますから、単純に増やすというのは、ある意味、理論的には簡単なのですけれども、ではどこかの財源を削るという話になりますから、今、基本的に枠の中で必要な方もいらっしゃれば、そうでない方もいらっしゃるといふところの調整だとか、中身のいろんなものを見直ししながら、趣旨はよく理解をいたしますので、単純に、分かりました、1万円にしますということは申し上げられませんが、そういう趣旨があるということは理解しておりますし、その辺を整理して、どういう方法が現状において、まずできるかというのは検討したいというふうに思います。

**○池山節夫議員** では、そのことについてはよろしくお願ひします。

南之郷線沿いの、この奇岩、写真を配らせていただきましたけれども、私も言われたから出しているわけです。連れていかれましたから写真も撮ってきましたけれども、北方議員も小林市にもあると。それで結構な観光の人も来るよという話もありましたので、一応、議会での提案として受け止めておいてください。これは終わります。

あと7番目の自主文化事業です。これは非常に努力されていて、評価しているんです。ただ、若い人は本当にジャニーズ呼んでくださいよと言うんですから。それで、ジャニーズを呼ぶと、お金がかかるわという話です。ただ、我々もそういう要望を受けて、何も言わないわけにはいかないので、これは財源的な問題はありますね。市長、教育長、もうあと10分で私、終わりますけれども、教育長、先に。できるとは言わなくていいです。どう考えるかだけで。教育長、市長、順番にお願いします。

**○教育長（坂元裕人）** 自主文化事業につきましては、落語は好評ということで、過去続けてきている経緯がございます。市内はもとより市

外からも、結構、垂水の落語といえば自主文化事業の代名詞みたいな感じで定着している感もございます。決してこれだけでずっと続けていこうとは思っておりません。ですので、開催の折に、必ずアンケートを取るようにしています。先ほど課長からもあったように、いろんな声があるわけです。観劇もしてみたいとか、あるいはコンサートもとか、あるいは映画とか、いろいろそういうニーズがあるのです。そういうニーズがあること自体が、私は非常にありがたいと思いますし、今後、事業を展開していく上で、いろんなものにチャレンジしていきたいなと思います。ただ、ジャーニーズは現実的ではないかと思っております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的に、落語の話に関しては、皆さんよく喜んでいただいているという体感がございます。他にも、逆にコロナで3年ぐらい思い切ったことができないというのもあります。若い方々にとっては、落語よりジャーニーズなんだろうということは気持ちとしては理解できますので、全体的なアンケートなんかでも、そういう声を上げていただいたり、できる、できないというのは今日の段階では言えませんが、果たして幾らかかるのかとか、ジャーニーズもいろいろレベルがございまして、ここだったらうまくやれるよねという話もあるのかもしれないので、調査研究というところで、今日のところはとどめておきたいと思えます。

**○池山節夫議員** ジャーニーズもいろいろあるでしょう。最初からSMAPを呼べとは言っていないですから。検討してみてください。よろしくをお願いします。

錦江湾横断道路ですけれども、去年、構想路線になったことは大きいと思います。我々も先日、鹿屋の市議会と意見交換したりしたのですけれども、やっとなんと現実味を帯びてきた

かなという感覚があるわけです。そこで、あれだけのお客様と車を輸送しておいて、桜島フェリーはもう何年か赤字だと。この先の見通しはどうなのかなと私は思うわけです。人の町のことでですから、あまり言えませんが。やはりこういうときになって、一番の桜島の横断道路が現実味を帯びてきていると思うのですけれども、さっき市長が公明党の山口代表と会ったという話をされたんですけど、公明党が国土交通大臣をもう何年も、ずっと輩出しているわけです。山口代表との話を、もうちょっと詳細にしゃべれますか。

**○市長（尾脇雅弥）** 錦江湾横断道路の各いろんな部署に関してのコメントというのはデリケートな部分がございますので、タイトル的なものを、今、お話をさせていただきました。

しかしながら、鹿児島市長、前森市長でありますとか、現下鶴市長ともいろいろ意見交換をさせていただいております。当然、知事のほうとも意見交換をさせていただいて、ある程度、現状においてこうだということも理解しております。当然ながら皆さんも御承知のとおり、地元の森山先生や国土交通省の幹部の皆様方からも、適宜、状況に合わせて意見交換をさせていただいて、先ほど申し上げました、長年、国土交通大臣を輩出されておられます公明党の山口代表ともお話をいたしました。その中で、5分程度でしたけれども要望をさせていただいて、全体的なコメントにも関係ありますけれども、やはりつなぐということは非常に大事なことで、先ほどの話ではないですけども、しっかりとまずは調査研究をして、そういう要望は承っておるということでもありますので、しっかりとそのことを確認しながら、今後のことは進めていきたいということでございました。

**○池山節夫議員** よろしくをお願いします。

それでは最後になりますけれども、パパゲーノ効果、教育長、さつき池田みすず議員のどこ

ろで心の教育とあったのですけれども、心の教育だと思うんです。大人にも子供にもいろんな悩みがありますよ。ただ、大人は何とか処理しながら生きているわけですけど、子供はなかなか人生経験も短いし、その辺のところの処理の仕方が分からなかったりすると思うんですけど、教育長、このパパゲーノ効果に絡めて心の教育というのを先ほどちょっとは聞いたんですけど、もう一回、これからのことについて5分で短くお願いします。

**○教育長（坂元裕人）** 先ほど池田委員のところで心の教育、答弁いたしましたけれども、今思うと、先ほどの学校教育課長の答弁の中に、弱音を吐いていいんだよというのがございました。これが極めて大事だと思っているんです。3人の大人にということを高橋先生も、SOSの教育の第一人者もおっしゃってございましたけれども、今コロナ禍でそういう状況に本当に子供たちがいるのかということが非常に大事だと思うんです。

自分の弱音を本当に友達でもいいと思うんです。高橋先生は大人3人というふうにおっしゃいました。そうすると心が軽くなるというか、そういう自殺予防につながっていくんだというようなことがございました。ですので、早い段階から、去年から保健課の肝煎りでSOS教育をやってもらっていますけれども、市全体で取り組んでおるのはまだまだ県内も少ないということで、この効果というのはもう新聞等でも、あるいはテレビ報道でも流れているとおりでございまして、改めてやっぱり心の教育の原点にも位置づけられるものだなと思っています。

先ほど来申し上げておりますやっぱり道徳科の充実というのは、今後もまた引き続き学校と連携しながら取り組んでいきたいなと思っています。

以上でございます。

**○池山節夫議員** どうも。終わります。

**○議長（川越信男）** 次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

**○梅木 勇議員** お疲れさまです。本日最後となるようでございますけれども、よろしく願いいたします。

猛暑の夏から、少しずつ秋の気配が感じられるようになりました。日照時間が次第に短くなり、1年で最も長い6月21日の夏至から日々短くなり、日入りが夏至の頃の午後7時30分頃から、現在では午後6時30分頃となり、1時間ほど短くなりました。新聞を見ると、1日に1分ほどずつ日入りが早くなっているようです。

そういう中、9月4日、文化会館において3年ぶりとなる第47回垂水市福祉大会が従来と比べ時間を短縮して開催されました。大会では、長年社会福祉に貢献された5名の方々が社会福祉功労賞を受賞されました。また、児童生徒による保健福祉作文コンクールの表彰があり、最優秀賞に輝いた小学生2名、中学生1名、高校生1名、計4名の表彰がありました。表彰を受けられた方々に、おめでとうございますと祝福の言葉を送りたいと思います。

また、椋原出身の鹿俣由美氏による笑って体操、「生きるための体を育てる！～笑って、体操をしましょう～」という演題で、ユニークでユーモアのある講演をなされました。非常に印象に残る講演でありました。

畑では、垂水の主力野菜であるサヤインゲン、キヌサヤエンドウの作付管理作業に精を出される光景が各所で見られますが、早い畑では、花が咲き始め順調な生育状況のようであります。田んぼでは、稲穂が垂れ次第に黄金色に変わりつつあり、ヒガンバナも咲き出し、秋の風景が醸し出されようとしている今日この頃となりましたが、豊かな実りの収穫を願うところであります。

それでは、議長の許可を頂きましたので、さ

きに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず1問目、垂水市清掃センターについて質問いたします。

各家庭から出されるごみ類は、大きく分けて資源物、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみで、これらを各振興会のごみステーションから回収され分類によりそれぞれの処理場へ搬出されています。荒崎の垂水市清掃センターでは、回収された資源ごみの分別、市民が直接搬入した可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみを処理する中間処理施設として運営がなされているが、運営状況をお聞かせください。

2問目に、道路等の整備について質問いたします。

道路には、国道、県道、市道、農道などが存在しますが、山間地域の市道、農道は市街地や平地の道路に比べ、道路脇の雑草が生い茂り、道路がへこんだりと通行に支障があるところや、側溝は土砂が堆積しているところが多々あります。振興会では、年に数回道路の除草作業をして、道路の良好な通行環境の維持に頑張っている面もありますが、全体的な解消にはなっていない状況であります。

このような状況から、山間地域の市道、農道の改良維持等、今年度の整備計画をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 垂水市清掃センターの運営状況につきましてお答えいたします。

昨年12月議会で答弁させていただいておりますが、改めて清掃センターの運営状況につきまして御説明させていただきます。

可燃ごみと生ごみは市内各ごみステーションから回収し、肝属地区清掃センターや垂水市堆肥センターへ直接持ち込むこととなりますが、それ以外の不燃ごみや資源ごみにつきましては、市内各ごみステーションから回収し、一旦清掃

センターで受け入れ、市民の方々が直接清掃センターに搬入する粗大ごみと併せて、適正に再分別を行った上で、肝属地区清掃センターへの搬出や資源化業者への引渡し、最終処分場への運搬を行っているところでございます。

また、資源物の金属や一升瓶などの生き瓶、新聞や雑誌などの紙類、段ボール等の販売手数料は歳入として受け入れておりますが、ペットボトルなどそのほかの資源物につきましては、処分料を支払ってリサイクルをしているところでございます。

なお、これらの作業につきましては、公営施設管理公社職員1名、会計年度職員7名、シルバー人材センター6名で行っているところでございます。

以上でございます。

**○土木課長（東 弘幸）** 山間地域の今年度の整備計画の土木課関係につきましてお答えいたします。

まず本年度の工事でございますが、高野線の舗装工事や岳野4号線の側溝敷設工事など5路線を計画し、既に発注しております。

次に、道路の除草についてでございますが、牛根地区につきましては、狐ヶ丘線や高野線など5路線、中俣地区は脇田市木線と中俣中央線など3路線、新城地区は根木原線と新城柵原線の2路線、水之上は主に浜平大都線を実施しております。既に除草作業を終えている路線もございますことから、2回目の除草についても検討しているところでございます。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 農林課の今年度の整備計画につきましてお答えいたします。

農林課では、幅員4メートル未満の路線を含め、約路線延長170キロメートルの農道と二川線、海瀉麓線、白山線など、林道9路線、路線延長34.9メートルのほか、治山施設、橋梁、農

業用水路などの施設を管理しております。

御質問の今年度において農林課が所管する山間地域における農道や排水路等の農業施設等について、工事計画はございません。

維持補修については、農道和田平線ほか1路線の除草作業を業務委託で実施するほか、環境整備班による路面補修や排水路の土砂除去などを行っているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** それでは、2回目を一問一答式でお願いいたします。

まず、1問目の垂水市清掃センターについて答弁を頂きましたけれども、私は昨年12月議会でも質問をしております。そのときの12月時点での体制が、公社職員が1名、会計年度職員が8名、シルバー人材センターが6名、計15名というような答弁を頂いております。ただいまの答弁では、会計年度職員が8名から7名に1名減になっておりますけれども、1名減になった理由というのか、原因をお聞かせください。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 昨年12月から会計年度任用職員が1名減となった理由につきましては、令和4年度におきましても会計年度任用職員8名を募集し、7名の面接を行い、1名足りない状況でありました。そのようなことから、改めてハローワーク等にも総務課を通じて出していただいたところですが、なかなか応募が来ていない状況で、今現在7名という対応で清掃センターのほうの処理等を行っている状況でございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 1名減になった理由というのは、応募しても応募がないというようなことですが、1名減って業務に差し触りはないですか。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 1名減となったことで、若干そういった調整に苦慮することもあります。業務においてはしっかりと業務が

なされており、今後また新たな1名減の状況を打開できるように、再度、ハローワーク等にもお願いしながら人員確保に向けてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 積極的な採用に頑張っていたきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、課題はどのように検討されているかということですが、先ほど申しました昨年の12月の質問は、これがメインで質問をさせていただきました。過疎地域持続的発展計画に示されたごみ処理施設には、現在、清掃センターは生ごみ以外の家庭系ごみの選別等を行う中間処理施設である、今後、清掃センターを中間処理施設として運営していくかどうか課題がある、また、排出者が直接持ち込むごみの処理手数料は無料であることから、一般会計への負担が大きくなっており、その対策として肝属地区清掃センターへの直接搬入を検討する、また、ごみの処理手数料の導入を検討するとされていることに対して、粗大ごみを串良の肝属地区清掃センターへ市民が直接持ち込みは、距離的に時間がかかり、垂水の中央付近から約40キロ、片道1時間ほどで、往復すると約半日かかり、さらに、牛根境地区辺りからになると、もっと距離が長くなり時間もかかります。

これは住民には負担となり、住民サービスの後退となります。存続すればセンターで働く方々の雇用の継続にもつながるので、維持存続を要望しましたが、その後どのように検討されているのかお聞かせください。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 課題はどのように検討されているかにつきましてお答えいたします。

令和3年度に策定した過疎地域持続的発展計画において、中間処理施設としての運営の在り方や市民が直接持ち込むごみの処理手数料は無

料であることから、一般会計への負担が大きいことなどが課題として上げられているところでございます。

昨年12月議会でも答弁させていただき、先ほど議員からもございましたが、粗大ごみなどの一般廃棄物につきましては、肝属広域での処理となっており、市民自らの持込みとなりますと、海岸線37キロを有する本市においては、鹿屋市串良町にあります肝属地区清掃センターへは、境地区からであれば半日もの時間を費やすことになり、大変な御負担になることなども考えられます。

また、本市の清掃センターに家庭の粗大ごみ等を市民が直接持ち込む手数料は無料であることから、一般廃棄物処理業者等からは有料にしてもらいたいとお声も頂いているところでもございます。

そのほか、議員からもございましたように、地域の人口減少や高齢化等により粗大ごみ等を直接市の清掃センターに持ち込むことが難しく、以前あったように各地区の指定された場所に搬出して、市が回収するなどの対応につきましても、お聞きしているところではございます。

粗大ごみなどの肝属地区清掃センターへの直接搬入の検討や清掃センターの存続、持込み手数料の有料化の検討に当たっては、市民の皆様からも様々な声を頂いておりますことから、どのように解決していくかについてそれぞれ慎重に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 方向性は示されているようですけれども、まだ具体的な検討はなされていないようであります。

私は粗大ごみについては、令和元年第3回定例会9月議会で一般質問をいたしました。会議録を御覧頂いていると思いますが、それは高齢の市民の方から、他の町では市役所が収集しているのに、垂水はそうではないのよね、垂水も

市役所が収集してくれたらという思いを聞かされました。高齢の方が言われた近隣の市町に直接電話をして聞いてみましたが、霧島市は一般ごみを収集しない日に月に1回、通常のごみステーションに不燃ごみ、可燃ごみ併せて搬出すれば回収しているとのことでした。鹿屋市では、可燃ごみは通常の決められた地域のごみステーションで収集され、不燃ごみは資源センターに各自が持ち込むことになっており、大崎町では各家庭から電話等の連絡があれば、委託しているリサイクルセンターや町の職員が家庭を訪問し、ごみの種類や量を確認し、収集日を決めて家庭からじかに収集しているとのことでした。

このようなことから、垂水でも市が収集することはできないか質問をし、車のない家庭や高齢者等をはじめ、市民の方々が垂水で暮らしてよかった、住んでよかったと言われるような、さらに垂水に住みたいと言われるためにも、このような課題を克服していくことの検討をお願いしました。

それから2年後の昨年の12月議会に提出された垂水市過疎地域持続的発展計画では、先ほど述べましたように、今後、清掃センターを中間処理施設として運営していくかどうか課題がある、また排出者が直接持ち込むごみの手数料は無料であることから、一般会計への負担が大きいとなっており、その対策として、肝属地区清掃センターへの直接搬入を検討する、また、ごみの処理手数料の導入を検討するという記載になっており、市民の声に寄り添った対策ではなく、逆に負担を強いるサービスを後退させる方向で検討が進められているようです。

一般会計への負担が大きいですと言われますが、もし串良の肝属清掃センターに直接搬入となると、まず距離的な面が出てきます。センターまでは市役所付近から約40キロあります。さらに牛根境辺りからすれば60キロにもなり、この60キロを市役所から60キロの距離にすると、鹿屋

方向へは志布志辺りまで行って往復、市役所から北方向へ行くと、溝辺の鹿児島空港辺りまで行って往復する距離になります。さらに手数料が出てきますので、大変なことだと思います。30キロから60キロほどの距離を運んで串良まで持っていくよりも、先ほど池山議員が指摘された県道南之郷線の不法投棄のように、近くの山あい等への不法投棄につながるのではないかと懸念したりします。

粗大ごみは、日常生活の中で物を買って替えたり、使えなくなったりして発生するのは必然的なことで、1人では運べないものや乗用車では運べないものが多々あります。そこに思いを寄せ、手を差し伸べ、住民の希望に沿った生活環境対策を図るべきで、ごみ問題は会計への負担が大きいから云々という時代ではないと思います。ぜひ住民の声に寄り添った方法で検討をしていただきたいと思います。

今回の質問に当たり、荒崎の清掃センターに行き、粗大ごみを分別するところで状況を聞いたり見たりしましたが、分別箇所が狭く、離れたところに日よけとしてテントが2張り張ってありました。職員によると、3年ぐらい前に分別箇所の屋根を横に張り出して拡大していただくようお願いしたところ、土木課の職員が来られて測量などをされたが、その後何もないが、どうなっているのだろうかと言われたが、どうなっているのかお聞かせください。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** その件につきましては、前からは聞いておりますが、その後の対応につきましては、まだ解決には至っていないところです。今できることは、そういったテントをまずは設置して、日よけ対策がすぐできることを一昨年度から行っているところで、今後その建屋等につきましては、また関係課と協議しながら、どのような対策を講じていくか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。作業場はこうした猛暑の中、日よけがありません。冬は北風が厳しいところで、作業は大変なところですので、対処をよろしく願いいたします。

また、ごみ収集関係について、私に匿名の手紙が届きました。肝腎なところ、肝腎な部分を読みたいです。

私は、垂水市が市民に優しく住みやすい場所になってほしいと願っています。しかし、市役所は市民や地域に対して差別をしています。これはあってはならないことです。実は、市役所は一部振興会だけごみ収集を変更したり、振興会まで粗大ごみを回収に行っています。このことを議員は知っていますか。私は、市役所に他の振興会も収集日変更や粗大ごみ回収をしてほしいところがたくさんあるので、市報や文書などで全振興会に知らせてくださいと、何度も何度もお願いしました。しかし、市役所側は何の対応も行いません。これは明らかにおかしいです。私は一部地域だけ特別に行ったから、市役所は何の対応もできていないのだと思っています。

というようなことですが、一部振興会だけごみ収集日を変更したり、振興会まで粗大ごみの回収を行っていることは事実なのか。また収集日の変更や粗大ごみの回収のお願い等はあったのかお聞かせください。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 議員の御質問にお答えいたします。

振興会からお願いをすれば、ごみの回収日を変更できるのかという件につきましては、昨年8月下旬に市の目安箱にも投函されておりました。このことにつきましては、収集業者より、昨年5月頃、1日で2つの地区の収集が収集距離もあり大変なため、1地区の収集日を1週ずらしてもらうことはできないかと相談があり、ごみ収集の運営上、生活環境課が振興会へ資源

ごみ収集日の変更をお願いし、変更していただいたことはございました。

なお、振興会からの要望により収集日を変更するといったことは考えてはおりません。

また、振興会から要望すれば粗大ごみを収集してもらえるのかという目安箱の意見につきましては、ごみステーションに誰が出したか分からない粗大ごみがあり、振興会でも困っているとの相談があり、その粗大ごみをそのまま放置すれば、ほかの粗大ごみも持ち込まれてしまうことも懸念されますことから、やむを得ず市で回収せざるを得なかったところでございます。

この目安箱への意見につきましては、電話番号等の記載がなく、直接説明をすることができなかったことから、市のホームページにごみの収集日の変更について目安箱へお問合わせ頂きました方へという掲示を行い、その中で生活環境課まで御連絡頂ければ、回答させていただく旨のお知らせを行っているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。収集日の変更は振興会からの要望ではなく、市役所と収集事業者の事情からしたようですけれども、このような場合は地域に十分な説明をされるようお願いいたします。

また、粗大ごみについては、先に述べましたように市の回収を望んでいるところがたくさんあるようですので、改めて検討をお願いして、この件については終わります。

次に、道路等の整備について、1回目で今年度の整備計画を聞きましたが、市道については中俣から市木方面につきましては、中俣中央線の計画がされて、脇田市木線については既に除草作業が行われてきれいな整備がなされておりますけれども、上市木地域の部分が20メートルから30メートルほど、道路半分がへこみ、車の通行にも影響があり、降った雨水は側溝へは流れず、反対側の畑に流れるようですので、へこ

みの補修はできないかお聞きします。

**○土木課長（東 弘幸）** 御要望の件でございますけれども、近々現場を確認して対処をしたいと考えております。

**○梅木 勇議員** 速やかな対応をお願いいたします。

農道については、市木地域では和田平線ほか1路線を業務委託され、現場は既に作業が終わっております。ありがとうございます。

ほかにも他の農道は特に道幅3メートル程度の農道は、付近の耕作者ができるだけ除草はしておりますけれども、それでも行き届かず雑草等が生い茂っているところは、車をこすりながらゆっくり通るところもあつたり、カーブで先が見えないところもありますので、早めの対応ができないのかお聞きします。

**○農林課長（森 秀和）** 早めの対応ができないかの質問にお答えいたします。

これまで、耕作者により除草作業等の維持管理が行われてきておりますが、少子高齢型の人口減少社会が進む中で、離農による耕作者が減少し、維持管理が困難になっております。このようなことから、農林課の環境整備班を4月1日より設置しているわけでございますが、議員仰せの現場を私も一部確認はしておりますので、技術のほうとまた話をしながら、通行の確保や営農の妨げにならないよう除草作業等の維持管理をまた検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** 土木課にも申しましたが、速やかな対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、農道の適切な保全についてでございますけれども、イノシシ被害の対処について、有害鳥獣の被害は繰り返し繰り返し発生し、特にイノシシの被害については、農家の皆さんからは、イノシシの被害がという言葉が出るほど被

害が拡大しています。被害は畑や田んぼをはじめ、農地の畦畔や土手をほじくり返しています。ほじくりの埋め戻しや、特に畦畔や土手を復元するには大変な労力を要し、中には復元できないところもあります。

このような状況の中、今年は農道の路肩までほじくり、道路へ土を蹴り出し、車の通行に支障があったり、ほじくられた道路に隣接する農家は埋め戻しをしたりしますが、しばらくするとまたほじくり返され苦慮しています。ほじくり返されたところから降った雨が畑に流れ込む状況のところも随所に見られます。農道の被害について、農道をパトロールされ被害の状況を確認されていると思うが、どのように対処されているのかお聞かせください。

**○農林課長（森 秀和）** イノシシ被害の対処につきましてお答えいたします。

農道、林道等で車両等の通行等に支障がある場合や用排水路等の閉塞など、農業への影響や営農状況並びに防災の観点から優先順位を付して、流出土砂の除去や排水路内の土砂除去等の作業を行っております。土地の処理費用の軽減や安全対策が必要となった場合、その都度現場ごとに判断し、個人の所有地も含め作業を行う場合もございます。原則としては、公共施設のみをやっているところでございます。

それと、農林課では、被害防止対策として侵入防止対策、寄せつけない対策、個体を減らす対策の3つを柱として、対策を講じているところでございます。

まず、侵入防止対策として、国の事業による地域ぐるみの侵入防止対策で、農地だけでなく、のり面まで張ってもらっている場所もございます。あと、市単独事業として電気柵の補助をお出ししております。農家の皆様が活用されて被害防止対策に取り組んでおられます。

個体を減らす取組として、先ほど前田議員へも答弁しましたが、猟友会による個体の計画的

な捕獲が行われているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** イノシシ被害については、いろいろな捕獲の方法がありますけれども、わな、銃、そういうものがあるんですけども、ここ二、三年前ぐらいまでには、銃によるイノシシを捕獲するという方法をする人がおりましたけれども、それは犬を入れてイノシシを追い出して、銃で捕獲するという方法です。そういう方が今年はまだほとんどそういう活動はされなかったのではないかなあと、ここ一、二年。そうすると、それまではイノシシも人間的にいえばゆっくりと昼寝をしているところに犬が来て追い出されると。ろくろく同じところにもおれないよというような状況でしたけれども、そういう人たちが犬が入らなくなって、ゆっくり自分の縄張りみたいところをつくって、ゆっくりと昼寝をして、夜になるとそれぞれ同じような箇所を繰り返し繰り返し被害を与えると、そういう状況になってきているのではないかというふうには私は思っております。だから、これまでの犬による猟、これも大事な今考えるとそういうイノシシ被害への削減するための一つの方法だったんだと改めて教えられたところでございます。

そういう状況の中で、今、農林課長に道路の対策についてお聞きしましたけれども、防災の観点から優先順位を付して流出土砂の除去や排水路内の土砂除去作業などを行っているとのことですが、市木地区は優先順位が低いのか、私が見る限りでは課長の答弁のような土砂の除去が行われたところや作業を見たことはありません。

これからは台風や雨が降ったりして、イノシシ等が路肩を崩したところから水が畑に流れ込み、畑の土砂が崩れたりする災害が起こらないよう、速やかな対処をお願いいたします。

次に、環境整備班の活動状況はについて質問

いたします。

少子高齢化社会となり、農村地域では農業者等も減少が続き農村環境の維持が難しくなりつつあり、いろいろな方々が農村環境の維持には行政が対策を深めるよう提言され、今年から農林課にも環境整備班が設置されたものと私は理解しているところです。

環境整備班が設置されたことに農業者をはじめ農村地域の皆さんは活動に期待をしているところですが、環境整備班のこれまでの活動状況をお聞かせください。

**○農林課長（森 秀和）** 環境整備班の活動状況はにつきましてお答えいたします。

環境整備班の農林班は、農林課が所管する施設、農道・排水路等のパトロールや住民からの要望に迅速かつきめ細やかな対応を行うため、本年度より1班3名体制でその活動を開始しております。

現在、土木課班と連携を取りながら、主に農林課が所管する施設のパトロールや除草作業、路面補修、土砂除去等の維持管理や豪雨や台風時の施設点検などを主に実施しております。

また、市民からの要望に対しても現地確認や対処方法など事務所と連絡を取り、迅速な対応に努めているところでございます。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。

次に、環境整備班に重機車両等の整備をについて質問いたします。

活動については、土木課と連携を取りながら農林課所管の農道、排水路のパトロールや除草作業などを行い、市民からの要望に対しても対処方法など事務所と連絡を取り、迅速な対応に努めているというようなことでありました。

活動の範囲は、新城から牛根境までであり、整備班3人でできる小規模の作業では範囲が広いと思うところです。パトロールして車等の通行に支障があり、除草作業をしなければなら

い道幅の狭い箇所などがたくさんあるものと思います。また、地域からの要望も多々あるものと思いますが、それらに迅速に対処し、作業箇所の増大、効率化につなげるためにも、小型の重機や重機の運搬車両を整えて、地域からの声にも応えていただきたいと思いますが、整備についてお聞かせください。

**○農林課長（森 秀和）** 環境整備班に重機、車両等の整備をにつきましてお答えいたします。

現在、市民からの要望等による施設の除草作業や路面補修、土砂除去等の維持管理作業においては、土木課が所有している重機類を土木課班と調整を図りながら使用しておりますが、緊急時や調整がつかない場合などにおきましては、重機借上料による機械リースにて対応しているところでございます。

重機、車両等の整備となりますと、購入費用が高額であり、購入後の維持管理費等も必要となりますことから、重機、車両等の整備につきましては、今後の検討課題とさせていただき、当面は土木課が所有する重機の使用や重機借上げによる対応を行いながら実績を積み上げ、改めてその必要性について検討してまいります。

以上でございます。

**○梅木 勇議員** ありがとうございます。これまでの道路の除草作業や排水路の土砂除去などに加えて、先ほど言いましたイノシシによる道路被害が今年は急激に拡大している状況を見るときに、業者への委託には至らない程度の被害がほとんどであります。3メートルほどの道路には、排水路がないのがほとんどで、雨は道路沿いに流れ、一番低いところまで流れ、道路の左右どちらかに流れ出ます。

路肩をほじくられ水が流れ込み、場所によっては災害につながることも懸念されます。大雨が降ったり台風も来ます。速やかな対処が求められています。今、農林課の整備班にあるのは草刈機、いわゆる刈払機しかないようでありま

す。重機というような用具が必要と思われます。

市長、考えをお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 人口減少、高齢化社会の中で、これまでは地域の皆さんがそれぞれボランティアとかいろんな形でできていた事業ができにくくなっております。ただし、先ほども申し上げました垂水市の面積が狭まるわけではないので、ますますそういうニーズはある、そのことを踏まえてそういうチームを結成いたしましたので、そこに必要ないろんな機材でありますとか、その辺のところも現場の声を聞きながら、担当課、両課長と話し合いをしながらどういう方法が適切なのか対応を前に進めていきたいと思っております。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川越信男） 次は、明日午前9時半から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会します。

午後4時41分散会



令和 4 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 4 年 9 月 1 4 日



本会議第3号（9月14日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年9月14日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 おはようございます。今朝、台風14号も発生し、週末以降の天気も危惧されますが、園芸農家や、また米農家の方も災害のないようお願いいたします。

全国的にはコロナ感染症も下がり気味ですが、垂水市においても、コロナ感染症第7波は大いに猛威を振るい、8月、1か月で784名の方が感染されました。無症状や症状の軽い方もいらっしゃるようですが、中にはまだ後遺症に苦しんでいる方もいます。日常の健康を早く取り戻せることをお祈りします。

コロナ感染症の生存期間について、京都府立医科大の廣瀬亮平助教チームが発表した皮膚面での生存期間、武漢で広がった初期株は9時間、デルタ株が17時間、オミクロン株が21時間、そしてプラスチックのポリスチレンでのウイルスの生存期間は、武漢株は約二、三日、デルタ株は約4.8日、オミクロン株が約8日、あくまでも参考値ですが、初期株に比べると変異株の耐久力は上がっています。不特定多数が触れるドアノブなどに接触した際は、アルコールによる

小まめな手指消毒をすることが効果的です。

余談ですが、2週間ぐらい前に東京にいる息子はインフルエンザにかかったと報告があり、海外旅行者の門戸も開いております。新たなコロナ株も懸念されますが、これから冬に向けて、コロナウイルスとインフルエンザが危惧されます。皆さんも気をつけて、かからないようにいたしましょう。

円安も続いています。一時期1ドル145円台にもなり、輸出している垂水の水産業、ブリ、カンパチの売上げが上がることを期待していますが、コロナの影響や2年前のモジャコ漁の不漁で、ブリとカンパチの現在出荷できる在庫は少ないと聞いています。高値で今年は推移しているので、年末年始までの出荷を期待したいです。

6月1日から8月31日使用された、盛り上げよう垂水こもんそ商品券、プレミアム率20%、発行総額2億7,000万、前回のプレミアムが66.6%や100%があり、通常、発売の鈍化が危惧されましたが、各お店の努力もあり完売することができました。

小売店においては、8月のコロナ感染の猛威と暑さでお客様の出足が意外と少ないとの声も聞こえています。今回、2回目のプレミアム商品券の予算も組まれています。ありがとうございます。年末に向けての起爆剤になることを期待します。

それでは、議長の許可を得て、事前に通告しておりました質問に入ります。各関係課、よろしくをお願いします。

職員の働き方改革について。

2018年の6月に働き方改革関連法案が成立し、労働力に関する8つの法律について改正が行われ、中小企業もそれに伴い努力しています。

働き方改革の狙いは出生率を上げる、女性や高齢者の働き手を増やす、労働生産性を上げるです。特に、子育て世代の女性や高齢者を働き

手に加えるためには、働きやすい環境づくりが必要です。例えば、育児休暇の取得率の上昇や短期間労働の創出があります。

労働生産性とは、労働者1人当たりが生み出す成果です。今、国や県から仕事が下りてきて、職員1人当たりの過重労働も発生しています。労働生産性を上げるには、労働者一人一人が効率よく質の高い労働を行う環境整備が必要です。

森議員が、昨日、業務量調査に対して質問していましたが、また私も、どのように業務量調査が行われ、どのように反映しているのか、お聞かせください。

災害について。

桜島大噴火による降灰対策について。

皆さんも御存知でしょうが、7月24日桜島の爆発により、ニュースや速報も流れ、全国から皆さんのところにも心配のメールや電話が来たでしょう。爆発音の振動も感じられなかったため、周りの皆さんの問合せでこちらが驚いたほどでした。レベル5に引き上げられたことで、ますます大正噴火レベルの爆発が起こった場合のシミュレーションがマスコミ等でも取り上げられています。

百数十年に一度大爆発をする可能性のある桜島、現在、大正噴火から108年、様々なことが想定されます。大正噴火のときは、咲花平方面を中心に降灰が降り注ぎ、中央も10センチから30センチ積もる範囲にありました。

これらを加味した上で、大正噴火レベルの噴火が起こったとき、市民の影響についてお聞かせください。

消防について。

桜島大噴火による消防の対応について。

市民と財産を守る消防として、噴火予知されて、いよいよ起こりそうなとき、どのような対応をするか、お聞かせください。

清掃センターへの道路の改善についてですが、令和2年第1回定例会の私の質問での答弁で、

煙突を解体するとき、重機搬入の際、道路拡張計画はないのかの質問で、現在の幅で十分通行可能だが、頂上部のカーブ部分は見通しも悪く、地域の要望もあり、国土交通省の名義となっていることから、垂水国道維持出張所と協議し、協力できるとの回答を頂きました。その後、協議が整いました時点で、カーブ部分の拡張を実施したいと考えていますとのことでしたが、その後の進展はどうなっているのか、お聞かせください。

以上にて1回目の質問とします。

○総務課長（濱 久志） おはようございます。業務量調査はどのように行われたのか、結果はどのように反映しているのかにつきましてお答えいたします。

業務量調査につきましては、令和2年4月1日から実施しているところでございますが、課長職を除く職員及び会計年度任用職員が日々の業務について、勤務日に毎日記録するようにしているものでございます。

この業務量調査の結果でございますが、令和2年度の結果につきましては、所属による業務の偏りや各所属内で特定の職員に負荷が集中する傾向があることが確認されているところでございます。

この結果をどのように反映しているかという点につきましては、調査結果表を基に、各課係長級以上の職員に対しフィードバック報告を行ったほか、各所属長に結果表を配付し、所属内職員の業務負担の状況の確認や適正な業務分担となっているかなど、業務改善に努めるよう依頼したところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、大正噴火レベルが来たときの市民の影響についてお答えいたします。

桜島では、過去に様々な規模の噴火が発生していることが記録に残されております。また、噴火の規模によって発生する災害要因の種類や

本市への影響も大きく異なってまいります。

この中で、大正噴火級の大きな噴火が発生した場合には、多量の火山灰や軽石などの降下火砕物が生活のあらゆる面に影響を及ぼすことが予想されます。

また、過去には、噴火後数年間にわたり、それらの堆積物が降雨により土石流を発生させるなどの現象も起きております。

内閣府の令和2年度の調査報告によりますと、例えば、車両の通行に関する降灰の影響として、タイヤ接地面の摩擦の低下により、スリップや通行不能になることが報告されております。

具体的には、降灰10センチ以上で二輪駆動車は通行不能になり、四輪駆動車でも降灰30センチ以上で通行不能となります。さらに、降雨時は地面がぬかるみ、少しの灰でも通行が困難になります。また、通行可能な場合でも、速度が極端に低下することが報告されております。

そのほか、電力や通信など、ライフラインに関わるインフラについても影響を及ぼす可能性が指摘されており、降灰による生活支障が広範囲かつ長期に及ぶことが報告されております。このため、広域降灰時の住民行動として、降灰が想定される範囲外への避難を基本的な考え方として示されております。

以上でございます。

**○消防長（後迫浩一郎）** 桜島大噴火による消防の対応につきましてお答えいたします。

噴火警報等が発表された場合、海潟地区及び牛根地区の安全な場所で警戒監視を実施し、避難指示が発令された場合は、海潟地区については第1・第2分団、牛根地区については第7・第8分団と連携して、避難広報及び避難誘導を行うこととしております。

職員の配備につきましては、全非番職員を招集し、必要に応じてその他の消防団員も招集することとしております。

以上でございます。

**○土木課長（東 弘幸）** 垂水市清掃センターへの道路の改善につきましてお答えいたします。

御質問の道路は、市道脇田市木線でございますが、生活道路としての利用よりは農地が多いことから、農業関係者の車両が多い道路でございます。

清掃センターへのごみの搬入のため、一般車両も度々通行することで、以前より地元の農業関係者より離合が難しいとの声を頂いております。

令和2年3月議会において、新原議員より同様の御質問を頂いておりますが、脇田市木線の拡幅につきまして、頂上部分のカーブ部分の幅員が狭く、見通しも悪いなどの対策の要望が地域よりあったこと、このカーブ部分は、国土交通省の名義になっており、地域からの要望があったことなどを垂水国道維持出張所と協議いたしましたところ、協力できるとの回答を得ているとの答弁をしております。

当時の垂水国道維持出張所の担当者も異動となっているため、現在、新しい担当者とカーブ部分の改善についての協議を再度行っているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** それでは、一問一答方式で2回目の質問に入ります。

まず、働き方改革ですが、まず1点ほど聞きたいと思います。

業務量調査報告を令和3年3月受けて、それ以降で残業の多いところは月何時間あるか、分かる範囲でお聞かせください。

**○総務課長（濱 久志）** 基本的に、月45時間を時間外の限度としておりますが、それ以降につきましては45時間を超える人も数人はいますが、ほとんど45時間を下回る推移をしている状況でございます。

以上です。

**○新原 勇議員** 残業ゼロを目指すのは当然で

ありますけれども、年末など、仕事の未締めなど、残業することはあって当然だと思うんですけど、過度にならないように気をつけてもらいたいと思います。

労働生産性を上げるためには、労働環境の適正化が求められます。特にフォーカスされているのは、長時間労働の是正です。

打合せの中で、職員にアンケート調査はしたのかの問いに、育児休暇等のアンケートはしたが、働き方改革のアンケートはまだしていないということでしたが、アンケートにより見えてくる労働問題、業務の廃止や効率化、当たり前と思っていたことが業務を阻害している可能性があり、業務の見直しを継続的に推進するための体制整備、上司のマネジメント改革など、アンケートの積み上げで問題点を拾い上げ、働き方改革をするためにもアンケート調査が必要だと思っております。職員がどういう考えをしているのか吸い上げることで、働きやすい環境づくりができるはずです。

私が産業厚生委員で訪れた大野市では、平成29年に大野市職員働き方改革推進プロジェクトチームを立ち上げ、メンバーを役職、年齢に関わらず、職員から公募してスタートしています。総務だけに頼らないやり方もありますので、ぜひ検討してみてください。

次に、コロナ感染の広がりや、各企業もテレワークを推進し行われていますが、市としては、テレワークの利用等が始まったばかりですが、問題はどのようなことがあるか、お聞かせください。

**○総務課長（濱 久志）** テレワークの活用の利用度と問題はにつきましてお答えいたします。

まず、利用度についてでございますが、本市におきましては、令和4年1月から自宅での勤務を可能とするテレワークを導入しており、その目的は新型コロナウイルス感染症対策等のために実施するものとしております。

利用状況につきましては、これまで7割の課で実施しており、令和3年度が延べ45人で、令和4年度が8月末までで延べ31人となっております。

次に、このテレワークの問題点でございますが、業務に限られるという点がございます。

例えば、個人情報や機密性の高い情報を取り扱う業務や基幹システムを利用した業務等ではできないこととしております。

また、資料作成等の業務に関しましても、各種の文書や業務資料を活用する場合は、庁舎外へ持ち出す必要がありますので、資料を持ち帰ることの可否の判断が必要となります。このように、その運用に一定の制約がかかる場合がございます。

テレワークにつきましては、感染症蔓延時や大規模災害等の非常時における行政機能の維持が可能となるほか、育児、介護など、時間的制約がある職員を含め、職員一人一人に多様な働き方の実現に向けた効果も期待できることから、課題等も含めて引き続き、今後の活用等について推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** テレワークでは、公務という仕事上、持ち出せない資料とかいろいろ、本当、あると思います。しかし、テレワークをしている、今度は仕事量、仕事量をどのように把握をしているのか、また、それをどんなふうに認めるといふか、今日はここまでやってほしいのに、ここまでなんだという感じもあると思うんですけど、それはどのようにして把握をするのか、教えてください。

**○総務課長（濱 久志）** 仕事量はどうに把握しているのかにつきましてお答えいたします。

テレワークでは、自宅での業務となりますことから、職員の勤務状況を直接目で確認することができません。このようなことから、在宅勤

務を行う職員は、在宅勤務実施報告書により、在宅勤務によって実施した業務内容を所属長に報告するように定めており、所属長は必要に応じて在宅勤務を行う職員の業務遂行状況を、その実績などにより確認するようにしているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** テレワーク、見えないところでの仕事ですので、しっかりとチェックをしてほしいと思います。

次に、ここ最近、職員がそこで洗車をしているところに遭遇しましたが、その日はあいにく少し天気がぐずついでいて、3人がかりで洗車してワックスまでかけていましたが、なかなか乾かないので1時間ぐらいかかっていたと思います。

洗車することはいいのですが、勤務中、この3人を職員の時間計算単価で考えると、3人で約1万円ぐらいの時間工賃です。最低でも半年に1回ワックスがけをするそうですが、その対象車は何台なのか、また職員が洗車するのではなく、近隣のスタンドや整備工場にお願いする予算は組めないのか、お聞かせください。

**○財政課長（園田 保）** 公用車の洗車対象は何台か、また、予算を組めないのかについてお答えいたします。

公用車の洗車については、公用車の適正な維持管理を図ることを目的に、年2回定期清掃を実施しております。

この定期清掃は、毎年7月と12月に行っており、その際、洗車とワックスがけを各課にお願いしているところでございますが、対象台数は、消防車両等を除いて80台、各課の所属職員に応じて割り振りを行って清掃をお願いしているところでございます。

公用車の洗車費用の予算化については、公費で洗車を行うことに対する市民の方々の思いも様々であろうと思われることから、早急な予算

化については困難ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 業務の一環で、市の車を大切にする気持ちは分かります。働き方改革の時短で捉えれば、市民の方も役所の車ぐらい自分で洗えという気持ちもあります。しかし、今度は、洗っている姿を見れば、そんな時間があれば、もっと仕事をしろよという両極端な意見もあると思います。

だから、時短として捉えれば、今、この前見たときには練りワックスを使っていましたが、天気などを考え、水性ワックス等も使用を検討してみてください。これからは火山灰で車も汚れます。水性ワックスだと汚れを取ると同時にワックス効果もできますので、ぜひ検討してみてください。

現在、職員の採用試験も行われていますが、環境センターの技術者、技術管理者の採用はどのように考えているのか、お聞かせください。

**○総務課長（濱 久志）** 環境センターの技術者の採用はにつきましてお答えいたします。

環境センターにつきましては、現在、垂水市公営施設管理公社職員及び会計年度任用職員で運用しているところでございます。現在のところ、正規職員を新たに採用する計画はないところでございます。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 令和3年度の第4回定例会において、環境センター技術者、免許について質問しました。

答弁では、講習内容は10日間で55時間の講習を受け、合格できなかったら半年の間、再試験を受け、それでも不合格になったら講習から受け直すと、大変厳しいものがあります。

また、受験資格も、私は誰でも講習から受けられると思っておりましたが、受験資格も厳しいものがあります。管理者講習を受講する場合、

学歴に応じた実務経験が必要です。

例えば、科学部門、水道部門、衛生部門の技術士、環境指導員は2年以上、4年制大学で、理学、薬学、工学、農学を専攻し、衛生工学または化学工学を修了し、実務経験2年以上、衛生科学、化学工学以外は3年以上の実務経験、短期大学、高専は条件により、4年、5年以上の実務経験、高校卒でも条件により6年から7年の実務経験、それ以外は10年以上の実務経験がある人たちが受講できます。大変厳しい資格です。

今、管理者資格を持っている人が一人しかいない現実です。万が一、けがとか病気などで二、三か月離脱したときの対応はどうなるのか、お聞かせください。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** そのような場合であっても、長年在籍している職員もおりますし、そういったところの対応につきましては、十分できるものだと思っております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 環境センターの今後の方向性として、民間委託の話もちらりとありましたが、それまでの間、管理者が一人なので、ぜひ前向きに採用を考えてほしいです。

中途採用の考えについてですけれども、鹿屋市も、若い世代と職務経験者、職員採用と二通りありますが、垂水市も幅広い人材と即戦力になる人を求めて、二段階の採用をする考えはないか、お聞かせください。

**○総務課長（濱 久志）** 中途採用の考えはにつきましてお答えいたします。

職員採用試験の留意事項として、人種、信条、性別、社会的身分、門地などによって差別することなく、本人の適性と能力のみを基準として行い、また採用試験に当たっては、職員の任用に関する法令に、公開の競争試験を原則として、公正かつ公平に行うことと示されております。

議員が言われますとおり、経験年数の長い会

計年度任用職員については、その業務を理解していることから、即戦力となることは十分理解できる場所ではございますが、会計年度任用職員を経験年数等の実績で中途採用しようとすることは、競争試験を原則とすることや、公正かつ公平という趣旨に反し、市民への理解も得にくいところから、できないものと考えております。

今、鹿屋市の中途採用試験のお話ですが、本市におきましても、平成27年度に民間企業等職員経験者を対象とした職員採用試験を行っております。その目的は、民間企業等での多様な経験、専門知識や技術等を有し、民間企業等で養った企画力、実行力、柔軟な発想等による、即戦力となる人材を募集する観点から実施したものでございます。

今後、本市の業務遂行上、民間企業等での専門知識や特殊な技術等を要する人材を確保する必要がある場合は、民間企業等職務経験者の採用試験を考慮することもございますが、単に会計年度任用職員の経験があるというだけでの採用は公平性を欠くもので、住民への理解も得づらいことから、できないものと考えております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 現在、任用職員をしている人だけを対象にということではなく、その人たちも含めて働いている人の門戸を開く上でも、独自の採用制度でも考えてみてください。これは要望としておきます。

次の質問ですが、災害について。市民の避難方法についてですが、災害について、先ほど四駆で30センチ積もれば走行不可能ということでしたが、普通の車では、10センチ積もると車の走行はできない、20センチ積もると古い木造は倒壊すると言われております。桜島防災対策の訓練でも行われていますけれども、改めて市民の避難する方法はどうするのか、お聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 市民の避難方法につきましてお答えいたします。

鹿児島地方気象台による桜島の噴火シナリオでは、現在の観測網による監視の中で大正級の噴火が発生する前には、様々な前兆現象を捉えることができると考えられております。

気象台等の観測や活動予測など、今後の見通しを基に、気象台から発表される噴火警戒レベルや警戒範囲を常に確認しながら、前兆現象が発生している段階で、市から避難指示等の避難情報を発令することとなります。

したがって、噴火発生前に危険区域からの避難は完了していることが、避難に関する本市の基本的な考え方でございます。

ただし、突発的な災害の場合、避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難するよう心がけておくことも重要であると考えております。

本市地域防災計画において、火山災害対策としまして、指定避難所に加え、一時集合場所や指定緊急避難場所等が定められており、特に避難に時間のかかる方や周囲の支援者には、かねてから早めの避難行動を取れる備えをしていたきたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 市民の避難方法に対して、いろいろ計画されているのを安心しました。

市役所機能についてですが、台風と豪雨とは違い、降灰量で車で来ることはできず、職員が市役所まで到達するにも時間がかかる、場合によっては降灰が原因で停電の可能性もあります。

市役所の機能として、牛根支所や新城支所に設けるのか、お聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 市役所の機能はにつきましてお答えいたします。

垂水市地域防災計画においては、対象の噴火程度の規模及び鹿児島県地域防災計画に示され

ている災害危険区域予測結果の両方を想定しております。

大正噴火の記録によりますと、当時の垂水村における軽石や火山灰などの降下火砕物は3センチから30センチの堆積圧となっております。

このことから、車両での移動は困難が予想されますが、職員等の徒歩での参集は可能であると想定され、本部機能の維持は図られると考えております。

なお、災害対策本部を設置する市役所庁舎が被災した場合は、垂水市市民館に設置することとし、市民館も被災して使用できない場合は、その都度、市長が災害対策本部設置場所を指示する旨、地域防災計画に定められております。

以上でございます。

○新原 勇議員 市役所が機能できなくなるということは、当然、市民館も機能できないということになります。そのためにも、第三次のやはり機能場所は特定して準備を進めることも大事だと思いますので、よろしく願います。

降灰の除去方法ですが、1ミリの厚さを重さに換算すると、1平米1キロから1.7キロと言われております。10センチ積もると、1平米100キロから170キロになります。どのような手順で降灰が降った場合にするのか、順番でするのか、お聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 桜島大噴火による降灰の除去方法につきましてお答えいたします。

桜島の大噴火により、中央地区に10センチ以上の降灰の堆積があった場合、幹線道路である国道220号からの除去となるものと考えております。

除去の方法は、まず、車道に堆積した降灰をタイヤショベルで路肩へ寄せ、その後、路面清掃車にて除去する順番となり、その後、市道の幹線を除去し、末端の市道へとなるものと思っております。

工事車両や緊急車両、また救援物資運搬車両

などの早期の通行を可能にすることが最優先でありますので、路肩への除去は市内の全建設業者の皆様へ依頼し、ショベルやバックホーでの作業となりますが、本市が保有する路面清掃車は大型4台、小型3台でございますが、この台数では完全除去にかなりの日数を要するものと予想されますことから、九州地方整備局や鹿児島県、県内9市町で構成する道路の降灰除去に関する連絡調整会議で定める、豪灰時における道路交通確保のための緊急措置要領に基づき、応援要請をお願いすることとなります。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 垂水市だけでなく、県内、連絡が行き届いていると感心しました。

国道の道路が開通するだけでも3日ぐらいかかるだろうと言われていています。市道等はまだ遅れます。その上、側溝などにも降灰がたまり、排水ができなくなるおそれもあります。トイレ、お風呂の使用もできなくなる事態も発生します。

市民の防災グッズにはどのようなものが必要か、お聞かせください。

**○総務課長(濱 久志)** 防災グッズは最低限何がいるかにつきましてお答えいたします。

火山災害対策に限らず、各御家庭で普段から防災備蓄品を備えておくことは大変重要なことであると認識しております。

災害対策基本法第7条において、住民等の責務として、地方公共団体の住民は基本理念にのっとり、食品、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄を、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずると定められており、備蓄品については、それぞれの方の生活必需品は異なり、また、避難を行う場合に自宅避難での対応となるか、あるいは立ち退き避難の必要があり、物資を持ち出す場合の違いなど、様々な想定を行って備えておく必要があるかと考えております。

なお、垂水市地域防災計画においては、家庭での予防・安全対策としまして、災害に備えた

最低3日、推奨1週間の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパーなどの備蓄や救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の非常持ち出し品の準備を住民等に求めています。

市で毎年度計画しております、桜島火山爆発総合防災訓練等を活用して、これらの物資の展示を行うなど、今後も市民の皆様へ、こうした防災知識の普及・啓発を繰り返し、意識の高揚を図ってまいります。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 今、グッズに対して、まず市民が必要なこと、台風やそういうときにも同じようなやつを持ったほうが良いということが分かりました。

台風や洪水に対して、市民の心構えもありますが、桜島大噴火による心構えは低いです。

桜島の大噴火は、風向きにより、全く災害状況は違ってまいります。長崎の雲仙普賢岳も火砕流や降灰が降った後、雨による土石流が発生し、被害を拡大しています。

先ほど課長も言われましたとおり、大正噴火でも、垂水の河川では土石流が発生しています。また、机上の空論ではありますが、風向きによって、いろんなシミュレーションを積み上げることで、災害を抑えられるよう、机上の空論を積み上げてください。

次に、LINEアプリを利用した際、通報システムの周知についてですが、今度、新しく垂水市にLINEアプリができました。

この中に、市へ報告をするという項目があります。昨日、梅木議員がいろんなところで草木が多いとか言われていましたけれども、それらの写真を撮って、市へ報告をする、草を除去してくださいという項目もあります。そういうのが、まだ活用度合いが少ないと思います。

これからの災害、いろんなところで崖崩れがあったときの情報を集めるためにも、各地域の方が、このLINEアプリを利用して、市へ報

告をするということで、市役所にいながら、市全体の災害状況が分かるというメリットもあります。

そして、この始まったばかりのLINEアプリを利用した通報システムの周知が、まだ少ないかと思います。私もこの前初めて使ってみました。そしたら、使い方が途中で分からずに、後で、二川課長から、ちょっと新原さん、使い方を教えますので来てくださいと言って、使い方を教わりました。

そういうことで、もっと市民の方にこのLINEアプリを利用した通報システムの浸透をさせるためにどうしたらいいのか、お聞かせください。

**○企画政策課長（二川隆志）** LINEアプリを利用した通報システムの周知につきましてお答えいたします。

LINEアプリの機能につきましては、令和4年第2回定例会で、前田議員の御質問でもお答えしたところでございます。

通報システムにつきましては、垂水市公式LINEにおきまして、その利用者が本市へ直接メッセージを投稿することができる、サーベイ機能のことでございます。

例えば、災害時の被災状況や道路・河川などの危険箇所、有害鳥獣に関する被害状況などの情報を、利用者が本市へ直接、画像や位置情報を添付した上でメッセージ投稿できるものでございます。

この機能の活用効果といたしましては、広聴機能の強化に加え、利用者と本市におきまして、LINE上でメッセージや画像を交換することが可能であり、そのデータは秘書広報係と対象となる事案の所管課で受信できるように構築されておりますことから、現場状況の確認及び対応を迅速に実行できるようになることなどが考えられるところでございます。

垂水市公式LINEの運用を開始した今年7

月1日以降、これまで海潟地区の農地における有害鳥獣によるのり面崩壊被害に関する投稿が1件あり、投稿日に所管課による現地調査を行うなど、迅速な対応が実現したところでございます。

利用者の方々への周知でございますが、広報紙や垂水市公式サイトに掲載しているほか、FMたるみずでの案内、PTA活動の中での案内などを行ったところでございます。

引き続き、各媒体により広報を行いますとともに、随時、各コンテンツの動作確認等を行い、機能改善を図ることで、利用者の方々々がストレスなく使用できる環境の構築を目指してまいります。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 大変いいシステムですので、市民の方に周知をすることは、いろんな情報を集める結果となり、草木が生い茂っているところも事故が少なくなったりすると思います。担当者は仕事量が増えて大変だと思いますけれども、その辺りはよろしく願いいたします。

消防は住民を全員避難させる際、地元には詳しい消防団の力も必要になるでしょう。

次に、ドローン配備についてですが、現在、垂水市は2台のドローンを所有していますが、消防独自のものではありません。国としても、熱海市土石流災害を踏まえた対応として、消防防災力、地域防災の充実強化にドローンの活用を消防へ求めています。

消防のドローンの訓練は、土砂災害現場での二次災害防止の救出、救出活動の支援などいろいろあります。そのため、日々の訓練のためにも消防へのドローン配備を求めますが、いかがお考えですか。

**○消防長（後迫浩一郎）** ドローン配備につきましてお答えいたします。

消防業務におけるドローンの活用につきましては、林野火災の延焼範囲確認や、行方不明捜

索等、多岐にわたると考えられます。

現在、ドローンが必要な事案が発生した場合においては、企画政策課が保有しているドローンを借用して対応することとしており、訓練を実施しておりますが、現在のところドローンを活用する事案は発生しておりません。

引き続き、事案発生時の活用に向け訓練を継続するとともに、今後、活用した事例が複数出てきた時点で、改めてその配備の必要性について検討を行うこととしております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 国も消防学校における職員による講習なんかも予定しているという話も聞いています。やはりドローンは、一つは消防に常備させて、やはり一番訓練ができる体制のある消防署ですので、ぜひ配備をお願いいたします。

次に、はしご自動車についてですけれども、今、AZホテル、マリオットホテル、5階、6階のホテルが建設され、はしご車の必要があるのでと、はしご車自体、出動頻度が低く金額も高額なため、一定の圏域内において共同整備・運用することができますが、はしご自動車の必要性はいかがお考えですか。

**○消防長（後迫浩一郎）** はしご自動車の必要性はにつきましてお答えいたします。

はしご自動車の配置につきましては、消防力の基準により、高さ15メートル以上の中高層建築物の数がおおむね10棟以上とされており、本市におきましては、建設中のホテルを含め、7棟の建築物となっており、基準を下回っているところでございます。

はしご自動車を配備するとなれば、高額な購入費及び維持管理費、配備場所の確保、人員の問題と様々な課題があります。

一方で、実際の建物を使用しての火災を想定した消防戦術の検証も行っているところであり、現在のところ、はしご自動車の配備は考えておりません。

なお、消防本部としましては、消防法に基づく防火対象物の立入検査を実施するとともに、事業者につきましては、消防用設備等の点検、定期的な避難訓練等も行っていただくことで、火災予防に努めております。

以上でございます。

**○新原 勇議員** 打合せの中でも、ホテルでもし火災が起こったときシミュレーションもできているのではしご車は要らないと言われ、日々の訓練の高さに感銘して次の質問に入ります。

コロナ感染症で一番気をつけているのは、消防職員だと思います。消防本部の感染対策はどのようになっているのか、お聞かせください。

**○消防長（後迫浩一郎）** 消防本部の感染対策につきましてお答えいたします。

仮眠室、浴室等の個室化、トイレ、空調設備等でございますが、仮眠室においては、5室13床を有しており、8名の当直隊員が1室に集中しないように分散して使用しております。また、ベッドの間にパーティション等を設け、換気にも努めるなど、感染予防を図っているところでございます。

浴室は一人で入浴を行い、入浴後はアルコール等で消毒を行い、トイレについても、使用後は、便器及び手指の消毒を徹底し、感染予防に努めております。

空調設備等につきましては、各部屋、換気扇及びクーラーが設置してある状況でございます。

また、感染症患者の救急搬送については、搬送先医療機関内で救急車内の消毒及び医療廃棄物の処理を行っていただいております。帰署後に再度消毒を実施しているところでございます。

このほか、庁舎内及び車両については、オゾン発生装置、オゾン水発生装置を活用して、ウイルスの不活性化を図り、職場からの感染者を出さないように感染対策を徹底しているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。やはり消防の感染対策はすごいと思います。

国も常備消防の充実強化に向けて、消防本部の感染症対策に、令和3年8月から緊急防災・減災事業債が充当率100%、交付税措置70%、令和7年度までの時限措置を図っています。

女性消防士も1名配属をされました。これから1名となく、多分2名、3名となることでしょう。しかし、この女性消防士の仮眠室を造る場所がないと思います。そして、もし造るとしても、現在、第1消防団が今、間借りをしている詰所しか場所がないので、交付税措置のあるうちに仮眠室を造り、池山議員の昨日の回答でも第1分団建設は検討中であるということです。並行して早急な第1分団の建設の要請をお願いします。

次に、清掃センターへの道路の改善についてですが、市民が清掃センターへの搬入を、一般の方が、今、ワンボックスなどの乗用車で来られ、狭い道を離合できなかつたり、慣れない道路なので、軽い接触事故があったりと聞いております。早急な改善対策をお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時30分から再開いたします。

午前10時21分休憩

午前10時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 迷走した大型で強い台風11号の大きな被害もなく一安心でありましたが、台風12号、そして今朝14号が発生し、接近しつつ

あります。台風シーズンであり、大雨での土砂災害に警戒をしなければなりません。

農家の方々は特産のキノサヤ、インゲン等、秋野菜などの植え付け、稲刈り等の準備等で忙しい時期であります。被害がなければいいのですが。

先日通告しておりました案件について質問いたします。

農業者人口が減少する中、規模拡大をする人たちが垂水市にも多くおられるようであります。高齢化により農業の縮小または農業を辞める方々も今後多くなるのではないのでしょうか。

農業振興費で荒廃地域再生事業補助金があります。事業はどの程度利用されているのか、また現状は。

新規就農者支援対策事業も今議会で補正額が計上されております。現在の状況をお知らせください。

農地を集積し規模拡大するため、農地中間管理機構と利用権設定を利用しておりますが、この事業の現在の状況は。

中山間地域等直接支払制度は、生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として平成12年度から実施されております。集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結しております。状況をお知らせください。

維持班の事業内容については、昨日の梅木議員の質問で了解いたしたいと思います。2回目で一部聞いてみたいと思います。

水産業振興について。

水産においては現在徐々に売上げも増加し、回復に向かってしていると聞きます。水産業は本市において重要な基幹産業であり、安定した経営ができるという要支援が求められます。市として両漁協と連携して支援対策に取り組んでいるようであります。これまで以上に売上げを増加するため、新たな販路拡大などが必要です。販

路拡大は漁価格、鮮度について相手方との商談を重ねることが重要であります。継続して取り組んでいただきたいと思っております。

先般、漁協職員によりカンパチの新たな販路として、これまでになかった事業展開に向けて取り組んでいると聞きました。新たな事業展開に係る支援事業として、補正予算に計上されておりますが、取組状況についてお知らせください。

旧なぎさ荘跡地について。

平成30年9月議会において、なぎさ荘の状況について質問いたしました。

敷地内は雑草雑木が生い茂っており、協和地区のシンボリックホテルであったなぎさ荘は無残な姿の現在であります。なぎさ荘の存在感は薄れましたが、地域の皆さんをはじめとして、垂水市民も残念な思いがあるのではないのでしょうか。垂水市としてどう考えておられるのかお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） 荒廃農地再生促進事業の状況につきましてお答えいたします。

全国的な高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少により農地が荒廃化することが懸念されております。本市においても同様の課題を抱えており、有害鳥獣のすみかとなる耕作放棄による荒廃農地が増えている現状がございます。

このようなことから、荒廃農地を借り受ける農家の負担を軽減するため、再生費用として10アール当たり4万円を支給する荒廃農地再生促進事業を展開して、荒廃農地の解消に取り組んでいるところでございます。

現在、担い手農家や法人を対象に農業委員会と連携し促進しておりますが、この事業を活用し若手の担い手農家が規模拡大を図っているところでございます。

本年度は約5.8ヘクタールの荒廃農地を再生する予定でございしますが、このうち約2.9ヘク

タールの農地は、田神古川地区の農地再生となっております。

以上でございます。

次に、新規就農者支援事業の状況につきましてお答えいたします。

新規就農者の経営不安定な就農直後を支援することで、農業に専念し、営農意欲の向上を図り、次世代の担い手として農業への定着を図るため、平成24年に国の青年就農給付金事業が始まって10年がたちます。高齢化や人手不足に悩む地方の自治体では、新規就農者受入れのため独自の支援策を創設しており、農業への転職は支援の内容や条件を比較して、就農する地域を選べる時代となってきております。

本市でも、国の新規就農者育成総合対策事業の要件に該当しない方を対象に、28年度から市の単独事業を創設して、新規就農者への支援を行っているところでございます。

事業内容としましては、支援事業として生活支援金を月額3万円の最長3年間、整備事業として農業機械等の購入費を最大100万円補助する事業でございます。

本年度においては、5月から9月にかけて新たに3名の認定新規就農者の認定を行い、うち2名が新規就農者支援対策事業を、1名が国の新規就農者育成総合対策事業の経営開始資金を活用する予定でございします。

次に、農地利用権の設定状況につきましてお答えいたします。

まず、農地を貸し借りする場合、農地中間管理事業の推進に関する法律によります農地中間管理機構を通じて、貸し借りする方法と農業経営基盤強化促進法によります農業委員会が審査する農用地利用集積計画による利用権設定がございます。

令和元年度年から令和3年度の過去3年間の実績は、農地中間管理事業は令和元年度88筆7ヘクタール、令和2年度144筆12ヘクタール、令

令和3年度190筆17ヘクタール、3年間の合計は422筆36ヘクタールとなっており、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は令和元年150筆14ヘクタール、令和2年度333筆32ヘクタール、令和3年度157筆13ヘクタール、3年間合計は640筆59ヘクタールとなっております。

以上でございます。

次に、中山間地域直接支払交付金の状況につきましてお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として創設され、平成12年度から実施されております。

なお、平成27年度からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づいた安定的な措置として実施されております。

本市では、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結しております。それに従って農業生産活動を行う場合、面積に応じて交付金を支払う制度でございます。

財源は国が費用の半分を負担し、残りを県と市が半分ずつ負担しております。

現在、令和2年度から令和6年度までの5年間で5期対策として、田神、本城、大野、市木、中俣、海潟、牛根麓、新城地区の8協定、田135万8,088平方メートル、畑14万1,386平方メートル、合計149万9,474平方メートルの農地の維持管理を各協定で行っておられます。

平成27年度から令和元年度までの4期対策時と比べますと、水之上の梅木ヶ谷地区が5期対策への参加を断念し、田11万4,777平方メートル、畑9万6,128平方メートル、合計で21万905平方メートルが減少しております。

理由としましては、計画期間が5年間であり、高齢化や後継者がいないことなどにより、5年間継続した農用地の維持管理ができないことが

主な理由となっております。

現在、8協定により農業生産活動が行われており、この活動は洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった効果をもたらしますので、各協定と調整しながら継続できればと考えております。

以上でございます。

**○水産商工観光課長(大山 昭)** 販路拡大支援事業につきましてお答えいたします。

垂水市漁協におきましては、JALUXと新たなカンパチの販路について取り組んでいるところでございます。

まず1つ目は、すしネタとしての販路であり、総店舗数356店舗で宅配寿司業界日本一の「銀のさら」において期間限定で販売するもので、10月から12月の3か月間ではありますが、120万貫分の販売を予定しているところでございます。

加工につきましては、垂水市漁協の加工場でロインに加工したものを冷凍の状態で出荷後、JALUXの関連業者の加工場においてすしネタ用にスライス加工し、銀のさらに納品することになります。

2つ目は、カンパチを三枚おろしにし、フィレに加工する段階において不要となる中骨につきましては、数年前までは廃棄料を支払い廃棄処分としておりましたが、現在は肥料会社へ安価で買い取ってもらい、肥料の原料としているところでございます。

その不要となっております中骨から身を抽出し、新たな商品を開発するものであり、抽出する専用の機械につきましては、サーモンの中骨から身を抽出する機械として世界に十数台しかなく、現在国内外の加工場等で稼働しているものでございます。

今回、JALUXとその機械を所有している事業者にご協力をいただき、デモ機を垂水市漁協の加工場に設置し商品開発に取り組むものであり、フードロス対策として、SDGsの観点並

びに海の桜勤としてのPRにもつながりますことから、今後の展開に期待が持てるものでございます。

以上でございます。

**○企画政策課長（二川隆志）** 旧なぎさ荘跡地につきましてお答えいたします。

なぎさ荘は、協和小中学校敷地に南九州観光開発株式会社が昭和40年に開業されたものであり、当時、海潟地区の中心施設であったと伺っております。

その後、平成8年になぎさ荘は閉鎖され現在に至っておりますが、その間、数回、土地の有効活用に関する話があったと伺っております。

平成26年12月には、レジャー事業の総合開発や閉鎖した施設の再生に取り組んでおられる県外の企業によりまず現地視察が行われましたが、具体的な話には進展しなかったところでございます。

そのほか、所有者側へ直接打診された案件もあったとお聞きしておりますが、こちらについても進展はなかったようでございます。

今年6月には、水産関係の企業により事業用地取得について市に相談があり、その際、お示した複数の候補地の一つに、旧なぎさ荘跡地も挙げられておりましたが、具体的な話には進展しなかったところでございます。

なぎさ荘の活用に関する地域住民の方々の取組といたしましては、平成26年度に策定され、令和元年度に改訂版が策定されました協和地区の振興計画におきまして、地域の目指す将来像である、こうありたい姿として、なぎさ荘周辺から海の見える協和にしたいと示されており、そのために地域ボランティアでの周囲の清掃活動に取り組むと掲げられてございます。

このような地域住民の方々の取組もありますことから、今後も引き続き土地の有効活用が図れるよう企業誘致などの情報収集に努めるとともに、地域住民の方々と協力して景観や周辺

環境の保全に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** それでは、2回目の質問に入ります。一問一答方式でお願いします。

農政についてですけれども、まとめてみますと、課長、詳しく説明していただきましてありがとうございます。農業する人でなければ分からないことではなかったのかなあとは思いますけれども。

それでは、順を追って質問いたします。

まず、垂水市荒廃農地再生促進事業についてであります。

今度、田神の古川地区においてこの事業を促進するということですのでけれども、これの内容について説明をお願いいたします。

**○農林課長（森 秀和）** 古川地区の事業内容につきましてお答えいたします。

6月議会の篠原議員の質問に対し、荒廃化が進みつつある山田水産北側の約2.9ヘクタールの水田を再生し、飼料用米を作付する計画があり、地権者の意向調査中であると御説明しております。

その後、説明会や個別巡回などにより、事業趣旨を丁寧に説明し、約2.8ヘクタールの地権者から賛同を頂き、農地中間管理権での農地貸借の準備を行っているところでございます。

本議会上に上程している一般会計補正予算を可決いただければ、その後、農地中間管理権での手続を開始し、手続が完了し次第、農地を再生してまいります。

この山田水産北側での農地再生がモデルとなり、飼料増産や耕作放棄地の解消につながればと期待しております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 今、この古川地区においては、皆さんも御承知のとおり、荒廃地で、面積も小さいところもあるんでしょうけれども、それぞ

れの境界も分からないのではないかというような状況であります。

これに今回取りかかるということで予算化されているということですので、モデルとなるような事業を進めていってもらいたいと思います。

この事業は、農業者のためには、荒廃農地を再生するというので、あちこちで皆さんも利用されているようですけども、農業を守るためにもうまくこれを利用して、頑張っていたきたいと、お願いいたしたいと思います。

次に、新規就農者支援対策事業の補助金でありますけれども、今の説明の中で、補正の中で3名の皆さんがまた該当しているということで、国の補助金の対象が1名、市の単独の分が2名というようなことであるようですけども、この方々の活動状況というのは、どんな作物とか、分かったら教えてください。

○農林課長（森 秀和） 認定新規就農者の営農類型につきましてお答えいたします。

1人目が20代、肉用牛で、現在の飼養頭数は生産牛2頭を飼養されておりますが、5年後は生産牛飼養頭数10頭を目標としております。

2人目が30代、露地野菜、カボチャで現在の経営面積は1ヘクタールとなっておりますが、5年後は経営面積3ヘクタールを目指しております。

以上2名が、市単独の支援事業を活用されます。

続きまして、3人目は国の支援事業者となりますが、40代、果樹、ブドウで、現在の就農実績はございませんが、5年後は経営面積28アールを目指しております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 この事業は始まってから、最初は多くの青年の方々が利用されたわけですけども、最近になってちょっと声を聞かなくなったわけですけども、今回、新しくまた3名

の方々がこれを利用して農業を進めるということで、これはまた大変いいことだと思いますよね。だから、お金だけではなくて農業を意欲的に若い人がやりたいということでありますので、うまくこのお金を利用して農業をするということでもありますので、やっぱり農林課のほうでも支援していただかないと、なかなか先に進まない面もあると思いますので、ここら辺も、この該当する青年の方々と協力しながら前向きに進めていってほしいということをお願いしたいと思います。

次に、農地中間管理事業と利用権設定の状況ですけれども、今、課長が結果を報告されました。

たくさんの利用権設定もできたし、中間管理事業も進んではいると思うんですけども、最初、利用権設定が先行して進んできたわけですけども、最近は中間管理事業に重きをなしているというような状況があるようですけども。これはもう、今のところは両方でいっているんですけども、一つの方法に今後は検討すべきではないかという声もあつたりするんですけども、これはどうなるのか。そういう状況と、積極的にこの事業の推進が一番大事なことでありますので、規模拡大のためにも進めていってほしいと思うんですけども、この内容をもう少し詳しくお願いいたします。

○農林課長（森 秀和） 中間管理機構の積極的な活用につきましてお答えいたします。

垂水市内の大規模に耕作している農家や農業法人は申請書類の手続きを中間管理機構の推進員が支援したり、農地の貸借料のやり取りを直接行わなくてもいいことから、積極的に中間管理機構を活用しております。

また、利用権設定の終期を迎える案内通知に、中間管理機構のチラシを同封し、利用権設定から中間管理機構への移行推進を積極的に行っているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

この事業を、今のこの事業の中で若い青年が農地を求めるといふことで、海潟のほうでもそういう人がいらっしやいまして、地域の農業委員の方、そして私も元農業委員でしたので、協力しながら利用権設定を、この頃は利用権設定を進めているわけですが、一生懸命やりたいというようなことのようにです。

さっき新規就農資金の関係でカボチャを作りたいという、その1名ではないかと思うんですけども、意欲的に頑張っているらしいので、これも支援して、産業課と支援しながらやっていきたいと、やっていただければと思います。

この事業を進める中で、私が思うのは、地域の農業委員の方も一生懸命頑張って利用権設定を成立させるように各家庭を回っていらっしやいます。本当、ありがたいなと思うんですけども。

そしてまた、農業委員会のこの担当の職員、この人たちも一生懸命書類を作っていて、後押しをしているということで、大変、私も脇から見ていて頑張っているなあと、これはやっぱり課長がいるからこそ、局長がいるからこそ、そういう後押しがあるのかなと思ったりしますので、ひとつ課長、また事務局長としてもこの利用権設定、中間管理事業の事業に力を注いでいただければと思います。

次に、中山間地域等支払交付金の状況、さっき聞きました。

これは、5年間を契機として進められてきているわけですが、5年間の間に設定しても、高齢化してきてできなくなる人が結構出てくるんですよね。5年間といたら相当長い期間ですので、そこら辺のこともいろいろ考えながら先に進んでいると思うんですけども、途中で挫折する方もいらっしやるかとは思いますが

けれども、これも地域のその集落の方々と協力して、なるべく荒廃地がないように農用地を守るといふことでも、これもやっぱり農林課としても積極的に後押しをしていただきたいなと考えるということで、これは要望としていきたいと思っております。

維持班については、昨日、梅木議員のほうで質問されて、了解いたしました。今年から3名の方が来ていただいて、土木課と一緒にやっていくということですが、今のところ3名ですので、やっぱり重機もまた必要かなということもまた考えますよね。もう手でできないところは小型でもそこを利用すると。土木関係のやつを利用していただいているんですけども、なかなか人が集まらないということも聞いていますけれども、こういう環境整備班があるということは大変いいことですので、今年初めて設置されたわけですが、今後も定着するように頑張りたいなと、これはお願いしていきたいと思っております。

次に、水産のほうに行きたいと思っております。

課長も水産のほうには一生懸命頑張っているようで、いつも、私も漁協に行けば、ちょこちょこ課長も担当の方と漁協にいらっしやって協議をされているようで、漁協に対しては一生懸命頑張っているなあと私は思っているところで

今の説明の中で、新たな販路としてすしネタでの活用はよいほうだと私も思います。

これからは、フィーレでの販売だけではなく新たに加工することにより付加価値をつけ販売することが必要であり、消費者が求めているものだと思います。

課長の答弁の中で、3か月間で120万貫分のすしネタとのことでしたが、これが匹数では何匹分になるのか、そしてまた今後も継続するかお聞かせいただきたいと思っております。

また、現在肥料の原料としている中骨から身

を抽出し商品ができれば、画期的なものであると僕はあると思います。どのようにして身を抽出するのか、どのような商品を開発しようと計画されているのかお聞かせください。

**○水産商工観光課長（大山 昭）** 新たな事業内容につきましてお答えいたします。

まず、すしネタにつきましては、1貫が12グラムとなっておりますので、120万貫で約14トン、7,000匹分の取引となる見込みでございます。

今後の状況につきましては、大手業者でありますことから、今回は期間限定商品として販売することとし、期間の中でどれぐらいニーズがあるか把握した上で、今後、定番商品に向けた検討がなされる予定となっております。

次に、中骨からの身の抽出につきましては、一次加工としまして、加工場において生の状態の中骨を専用の機械に入れて身と不必要な骨とを分離し、生のミンチ状態とし、その後凍結することとなります。

凍結後、二次加工工場に搬送し、海の桜勘のメンチカツやふりかけなどの商品開発を行う計画となっております。

その後、販売先となる販路が必要となりますことから、PR代並びに販促資材等の事業費として補正予算に計上しているところでございます。

これまで肥料の原材料として安価で業者に買い取ってもらっていたものを新たに商品の原材料とすることができれば、経営的な面から見ても大きな期待が持てるものだと思いますことから、関係企業並びに漁協と連携し、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 私のほうでも少しフォローさせていただきます。

今、担当課長が申し上げたような現状でございます。

全体的には、議員御承知のとおり、6次産業化、観光振興という大きな政策の中で、観光に関しては2つの道の駅、猿ヶ城、3つの拠点を周遊する形で交流人口を増やして経済効果につなげるんだと。一方の6次産業化に関しては水産業から始めるということで、垂水、牛根両漁協、国内の2割をこの垂水市で生産をしているということでございます。

取っかかりは牛根から始めました。10年前にアメリカのほうに渡りまして、海外輸出ということで強化いたしまして、グローバルオーシャンという会社が立地をして10年になりますけれども、海外も含めてもう300億企業ということで、国内トップクラスの企業に成長していただきました。

垂水漁協さんの場合も、カンパチ生産量日本一ということでございましたが、就任当時はいろいろ、借換資金とかいろいろ財源の問題がございまして、大変厳しい状況がございましたけれども、何とかそのことを改善をしながら、先ほど話がありました、今、非常に好調、ニーズがあるということでございます。

先ほど銀のさらとか中骨の話が出ましたけれども、ざっくり申し上げますと、キロ1,000円としたときに、3キロのカンパチで1尾3,000円で取引をしているという理論が成り立つわけですけれども、そのうちの、実際に商品として使うのは6割程度なんですね。残りの4割、中骨、それにくっついている身あるいは血液、骨というのは廃棄をしているという現状がありますから、この4割を生かそうというのが基本的な考え方です。

中骨のその分離機が特殊な機械を、御縁がありまして、JALUXさんのついでに来ていただきました。そのことの実験も行いました。

そういう形で、本格的に稼働をしますと、今まで本当に二束三文程度で買ってもらっていたものを、6次化の商品として、例えば、そこを

利用した形でつけあげを作るとかいろいろ広がります。

さらには、その廃棄している血液とか骨に関しても、先ほど担当課長が申し上げたようなふりかけとか、場合によっては体にいいと言われますから、サプリメント開発も含めて、非常に市場が広がっているところでございます。

現在、昨日も申し上げましたけど、PwCという、東京本社の1万人規模の社員の皆さんが来ておられて、実際に昨日も桜勘食堂で食べて、こんなおいしいカンパチは初めて食べたということで、ふるさと納税も含めて焼酎とセットで1万人の社員が順次垂水に来ていただきながら、そのことを展開しようという可能性もございます。

また、私のところには個人的にもほかの大手業者の皆さんが、何十トン単位でカンパチ、ブリの取引をしたいという話も既に来ております。ただ、なかなか生産量日本一とはいってもキャパに限界がありますので、そこは単価高く、どうやって相手を選びながら売っていくのかと、やっとうこういう状況まで来ました。

海外も含めて特に引く手あまたでございますから、しっかりとこれまで同様、業界を支えながら6次化を進めていくことによって、明るい未来につながるというふうに思っております。

**○川畑三郎議員** 水産業のほうについては、市長も、垂水市漁協、牛根漁協について、一生懸命支援をされていると私は思います。ありがたいことでもあります。

コロナ禍の中で水産業も大きな不振が続いておりましたけれども、最近は価格も上がりまして、大分高値で販売されているようですけれども、今度心配するのは、今はいい値段でやっているけど、それが値段が崩れたときがどうかと、組合としてもそんなことを心配している状況でもあります。

今の状況が続けばいいんですけども、いろ

んな支援を今回も一部予算化をしてするということでもあります。本当にありがたいことだと思いますので、今後とも両漁協を支援していただいて、垂水の基幹産業であるこの水産業を盛り上げていていただきたいということを私は、これは本当に要望したいと思います。よろしくお願いします。

では、次に行きます。

なぎさ荘の跡地についてですけれども、私は30年の9月でしたか。その前も1回、状況はどうかとしていた中で、まだまだずっと荒地でほったらかしになっている状況であります。

これは、企業が所有する敷地であることから、土地の有効活用について進展させることはなかなか難しいこととは思いますが、海潟地区の活性化のためにも、市長は企業のトップの方々とお会いされる際には、土地の活用について積極的に今後も活動していただきたいと思います。

これまでも数回お会いしていただいていると思いますけれども、市長のなぎさ荘に対する気持ちをお聞かせください。

**○市長（尾脇雅弥）** 現状に関しては、先ほど企画課長が答弁したような状況でございますが、以前も御質問いただいて、その後も何かと交渉はさせていただいております。

なぎさ荘自体は、以前お話ししましたけれども、私の父も勤めておりまして、時々行っておりましたから、私自身も非常に思い入れがある場所で、海水浴でありますとかいろんな夏祭りとか、そこがある意味、垂水の拠点でもあったというふうに認識をしております。

天皇陛下も来られたことがございますので、そういう意味では、現状を見ると、先ほど議員おっしゃったような形で、何とかしてほしいというのは当然のことでございます。

以前も申し上げましたけれども、これまで所有しておられるいわさきグループさんとの兼ね合いで、過去のフェリーの土地交渉の関係で若

干裁判沙汰になった経緯もございましてなかなか進展が難しいと。管理は草刈りとかそれも難しい状況が続いておりましたけれども、近年は私も観光連盟の県の理事の一人に就任をさせていただいて、岩崎会長副会長でございますので、その中で今後の観光振興ということでお話しをさせていただく機会があります。

その中でも、その問題に関してまたよりよい交渉をさせていただきたいというお話もさせていただいております。幾つか民間で手を挙げられて、購入を検討していただいているケースもあったんですけれども、なかなか契約というところまではいかない状況が現状でございます。

先ほど申し上げました、垂水漁協とリンクしてのエリアでもございますので、いろんな意味で可能性のある場所であると思っておりますし、現状のままでもいいとは思っておりませんので、今後しっかりと、先ほどのいろんな整備も進めながら、また皆様方と御相談をしながら、また対象者ともいろいろお話をしながら、よりよい解決策を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○川畑三郎議員** 市長が今お話をされましたとおり、前回もでしたけれども、我々が若い時代はお父さんもなぎさ荘に勤めていらっしゃったと、私も記憶しております。その後、市議員に上がってこられたわけですが、なぎさ荘は市長としても思いのあるホテルではないかと、跡地ではないかと思えます。

協和小学校、中学校の跡地であります。桜島を仰いで、眼前に錦江湾、そういうところに、景観のいい、一番いい場所に学校があったわけですが、それを岩崎さんがホテルとして買収されたということで、買収されてなぎさ荘自体は大型バスが来たりして、結構にぎやかな地域でもありました。本当に地域のシンボリックななぎさ荘だったわけですが、今の状況

を見ますと本当に残念でなりません。

私も地域の住民として、あのなぎさ荘をどうにかしなければならぬとは思っていますけれども、何せ我々一人ではできないので、やっぱり地権者がいらっしゃいますので、今後、いろんな話があったら積極的にやっていただきたいと思っております。

あそこを、思い返してみますと、できた当時は、地域の人たちといろいろ連携を取っていました。我々も青年時代はよく相撲も取ってあちこち回ったんですけれども、あのなぎさ荘の敷地で青年団の皆さんが土俵を作って、そこで青年団の、豊年相撲というんですか、それをした思いもあります。

その当時場所がなくて、そういうこともしたし、教育長、協和中学校の校庭にも我々の時代に土俵を作って、そこでも相撲を取ったことがあります。そういう時代はそれができたんですよ。

だから、なぎさ荘もひとつそういうことがあって、地域の人とも連携できたあのなぎさ荘を、もう一度、何かでよみがえらせたらどうかなあと思っておりますので、今後とも、市長のほうも、執行部のほうも力を注いでいただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（川越信男）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時25分から再開いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分開議

**○議長（川越信男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

**○篠原静則議員** 皆さん、お疲れさまです。市長におかれましては、FM放送の割り込み放送、

そしてまた選挙運動、お疲れさまでございます。  
(笑声) 1番忘れてはならんのが契約保証金の不明金、どう今後なさるのか、そのまま放っておくのか、方向性をつけていただきたいとお願いいたしまして、質問に移ります。

それでは、錦江湾横断道路、大隅横断道路についてお聞きいたします。要望の経緯や取組状況につきましては、昨日池山議員が質問されましたので、私は将来両道路が整備された際に、垂水市にどのような影響があるのかという視点でお聞きしたいと思います。

両道路を同時に開通するという事はないにしても、先に整備構想路線とされました錦江湾横断道路が整備されましたとしまして、県と鹿児島市、並びに薩摩半島の各都市へのアクセス、利便性が乗り換えなしとなり、格段に向上するわけでございますが、そうなった場合、大都市への周辺自治体でインフラ整備による利便性の向上でよく見られるストロー現象による人口流出が垂水市においても想定されるのではないかと。また、利便性の向上に伴って、鹿児島をはじめ、周辺自治体へ行くため単なる通過点になってしまうのではないかと、多少不安を覚えるところでございます。

そういった人口流出の懸念への対策は、インフラ整備された後に対応をしていくのではなく、現代のように構想段階や要望活動を行っている段階においても行動を始めなければならないと思いますが、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

次に、特別国民体育大会について質問させていただきます。

令和2年に開催予定でありました第75回国民体育大会燃ゆる感動かごしま国体は新型コロナウイルス感染症の影響により、来年令和5年度に延期されました。それまで国体推進課は令和2年度の開催へ向け、着々と準備をされていたと思っております。令和2年の垂水実行委員会の予算

額は7,700万円程度だったと聞いておりましたが、来年の特別国民体育大会は延期から3年が経過しております。その間、世間の情勢の変化や原油高騰による物価の上昇など、3年前とは状況が変わってきております。

そこで、大会の開催経費について、延期された第75回国民体育大会と来年の特別国民大会との違い、また、どれぐらいの予算になるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、農政についてお尋ねいたします。

近頃の報道で肥料高、物価高という報道をよく耳にしたり目にしたりするわけですけれども、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響で様々な業種で影響があるようでございます。農業では生産コストに占める割合の大きい燃油やビニール等の資材、肥料配合飼料の価格が高騰しており、農業の全ての経営において大きな影響が見られます。

さらに上昇した生産コストを販売価格に添加することが難しい状況にあることから、生産者の経営をより一層圧迫しているものと考えております。

また、化学肥料や配合肥料などの多くを輸入に頼っている現状を踏まえますと、不透明感が強くなっております。

このような状況を緊急的かつ機能的に対処していくための地方創生臨時交付金を活用し、農薬費、肥料費、マルチ代、ハウス用ビニール代、肥料用燃料費の購入費の一部を支援する農林業物価等高騰対策事業について、諸般報告でもありましたが、明日が申請期限となっているようでございますが、申請状況をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

**○企画政策課長（二川隆志）** 錦江湾横断道路と大隅横断道路につきましてお答えいたします。

昨日、池山議員への質問でも市長がお答えさせていただきましてとおおり、桜島と鹿児島を結ぶ錦江湾横断道路は交通の利便性の向上や生活

圏の拡大、観光資源としての活用など大隅をはじめとする九州南部地域の産業、経済、文化の発展に寄与するとともに、近年、激甚化傾向にある自然災害への対応や救急医療体制の確保など、防災、医療の観点からも有効でございます。

また、大隅横断道路につきましても、東九州自動車道などとの連結により、大隅半島の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークを形成し、県都鹿児島市と志布志港を起点とする物流の促進、交通の利便性の向上や生活圏の拡大が期待できることに加え、新たな観光ルートの確立や交流が期待され、津波などの災害時における交通網のリスク分散を図ることが可能となり、併せて経済活動の維持が図られるものと考えているところでございます。

このようなことから、錦江湾横断道路及び大隅横断道路の早期実現は本市の皆様だけではなく、大隅地域全体の活性化につながる取組であると考えており、御承知のとおり、様々な要望活動が展開されているところでございます。錦江湾横断道路や大隅横断道路の実現により、大隅半島と薩摩半島の各拠点を結ぶ幹線道路ネットワークが確立され交通の利便性が向上しますことから大隅一円への円滑な物流などの経済活動の活性化が図られ、大隅全域の発展につながるものと期待されているところでございます。

人口動態の現状を申し上げますと、皆様も御承知のとおり、13年連続で全国の人口が減少しているところであり、総務省が今年8月に発表した住民基本台帳に基づく人口動態調査によると、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の内わゆる東京圏におきましても初の人口減となっており、厚生労働省が今年6月に発表した2021年人口動態統計では、出生数は過去最少の81万1,604人となっているところでございます。

このように、人口減少社会は日本全体において避けることのできない課題となっていることから、6月議会でもお答えさせていただきまし

たとおり、その取組として内閣府が令和2年に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた第2期垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年に策定し、今年3月に改訂したところでございます。同戦略におきましては、人口減少を和らげるために4つの基本目標を定め、それぞれの基本目標の個別項目に掲げられている各事業を実施しているところでございます。

これからも垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組を基本に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現することで結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、町並み等を活かした暮らしやすさを追求し、また様々な関係団体との連携体制を確立し、地域の魅力を育み、人が集う地域の構築に取り組むことで人口減少を和らげるとともに、人口減少社会に適用した活力ある垂水市の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 私のほうでも補足をさせていただきます。と思います。

まず、錦江湾横断道路を取り上げていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。昨日の池山議員のところでは現状についてはおおむねお話をいたしました。非常に大事なテーマだと思いますが、単独市だけでは難しい部分がありますので、いろんな方々と連携しながら進めていかなければいけないというふうに思います。篠原議員が懸念をされておられるストロー現象、あるいはまちづくりをしっかりとやるべきではないかと。おっしゃるとおりでございます。我々もそのことを踏まえて、この問題というのは前宮迫市長が特に力を入れておられたことでございまして、私も当時市議会議員に就任をさせていただいたときに、当時の池田議員と共に経済同友クラブにも加盟して、東京辺りに陳情した

りいろんな形で署名活動も含めて参加をさせていただきましたので、誰より理解をしているつもりでございます。

その中で、篠原議員がおっしゃるストロー現象のこともありますし、まちづくりをしっかりするべきではないかという視点に立って、10年前から3つの拠点整備でありますとか、そうならないためのものを準備をしているつもりでございます。

ストロー現象も気にはなるところなんですけれども、仮に今1万4,000人垂水市民の10%がいなくなったとして、1,400人。鹿児島県の60万市民の10%が来たとして6,000人。そう理屈上簡単にはいかないんですけれども、いろんなデータから橋の近くの30分あれば1時間圏内というのは人口が増えるというデータが明らかに出ております。そのことも踏まえて、これまで地元の森山先生をはじめ、国交省OBの佐藤信秋参議院議員、あるいは国交省の幹部の皆さんといろんな調整打合せをしながらこの方向性、ビーバイシーも1.5から2.0ということで有効性も十分にあると。経済性、利便性もありますけれども、何より私が申し上げているのは1年間で300台の救急車が今でも大隅半島から鹿児島県に行き、その間で亡くなる命もあるんだということがございますので。そのことを踏まえて、しっかりと今、御指摘いただいたことを気をつけながら、前に進めていきたいというふうに思いますのでよろしくお願い申し上げます。

**○国体推進課長（米田昭嗣）** 御質問にございます延期された第75回燃ゆる感動かごしま国体と来年開催される特別国民体育大会の予算の違い、予算規模につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で延期されました第75回燃ゆる感動かごしま国体開催に係る令和2年度垂水市実行委員会の予算につきましては、議員のおっしゃるとおり7,790万2,000円でございます。第75回国民体育大会、燃ゆ

る感動かごしま国体と来年開催される特別国民体育大会の予算の違いにつきましては、議員御指摘のとおり、予算を編成してから3年が経過しており、国内外の情勢の変化や原油価格高騰による物価の上昇に加え、新型コロナウイルス感染症対策経費が必要となることから、その対応につきましては増額を見込んでおります。

一方で、令和4年3月に垂水中央運動公園体育館に空調設備を設置したことで、令和2年度予算で大きな割合を占めておりました。会場の仮設空調機の据付と撤去の委託費が不要となったことから、全体的には令和2年度垂水市実行委員会予算の7,790万2,000円は下回ると考えております。

来年度の予算編成につきましては、今後の作業となり、基本ベースは延期となった第75回燃ゆる感動かごしま国体実行委員会の金額が基礎になります。具体的な内容、予算脚につきましては、適切な時期に、議員の皆様へ御審議いただくことになると思います。その際は分かりやすく丁寧な説明に努めたいと考えております。

以上でございます。

**○農林課長（森 秀和）** 農林業物価等高騰対策事業の申請状況につきましてお答えいたします。

この事業は6月議会で承認いただき、7月1日より申請受付を開始しておりますが、明日が申請期限となっております。今月13日現在の状況でございますが、139事業者から申請があり申請額は2,530万円となっております。なお、93事業者1,454万円を資材等の購入費用として、補助金の交付を完了しております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** それでは、錦江湾横断道路、大隅横断道路の2回目をお尋ねいたします。

先ほど、課長、並びに市長より御答弁をいただきましたけれども、確認のためにもう1回、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

やはり大切なことは、単に要望だけを行うのではなく、そのことが達成されることで市民生活にどういった影響を及ぼすのか、垂水市にどういった影響を及ぼすのか、そのための対策はいつどうやって行うのか、なるべく早くこの行動に移していただきたいと思います。

市長は常々、経済、安心、未来への3つの挑戦を挙げておられますが、錦江湾横断道路、大隅横断道路の整備を踏まえた今後のまちづくりについてお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほど、担当課長もお話をしましたけれども、日本全体が人口減少社会でございまして、2040年までに鹿児島県下で30万人の人が減るという状況がございまして。何もしなければこのままそういう方向になっていくんだろうと思います。どこの市町の首長さんもそれぞれの町をよくしようと思って、いろんな政策は打っていくわけですが、国としてやっぱり減っていくということが1つございまして。人口が減るということは、パイの縮小、経済の縮小とか学校が小さくなるとか、いろんな意味で影響がありますから、そのものを大きく変えていくという中の方法として、錦江湾横断道路、大隅横断道路、そのことは皆さん、御理解をいただいていると思います。ただ、実現をするに際しては順番があり、いろいろ方法がございまして、東九州自動車道はおおむね全体完成が9割以上完成しているという現状がありますが、約40年前から皆さんが声を上げて、そのことが数年前から形になってくるということでございまして。錦江湾横断道路も声を上げ始めて今ちょうど半分くらいということで。昨日もお話ししましたけれども、鹿児島県において構想路線というところで、将来やるんだよというところに位置付けていただいたというのは非常に大きい。九州の中でもそのことを決めていただいて、いよいよ、次、実施路線、やるんだ

よということを決めていただければ時間の問題ということになりますので。どうしても鹿児島県、地形上、桜島があり錦江湾があり、それぞれ魅力なんですけれども、どちらかと言うと薩摩半島で勝負をしている、新幹線もそうですけど。その効果というのは、大隅には波及しておりません。しかしながら、大隅にこそ食とか観光とか、薩摩半島にないもの、これを先ほど海外輸出の話がありましたけど、アジアの成長とリンクする形で持っていく。そのためにやっぱり繋いでいくと。高速ネットワーク体系の充実ということが経済性、利便性、安心安全という観点からも必要だと思います。そう簡単ではないですけれども、事業の財政的なスキームとかいろんなものはある程度御指導をいただいておりますので。やっぱり世論形成が1番大事で、おそらく1番恩恵を受けるのは垂水市だと思いますので、ここは一体となって、みんなで連携をして、市民の皆さんがよくなるためのこの事業に協力していくと。そのことが決まっていけば、当然のこととしていろんな投資が生まれて、ベッドタウン化とかいろんなものができると思いますから。まずは、そのことを今、構想路線に上がっておりますので、早く事業化して事業を進めていくということが大事なことではないかと思っております。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。本当こう実現したら素晴らしいまちづくりができるのではなかろうかと思っておりますけれども。

市長はたびたび県とか東京のほうに陳情に行かれると思っておりますけれども。

そこで、私、幾分懸念しているのが鹿児島市、鹿屋市でございまして。特に鹿児島市にお願いされるとき、鹿児島市、鹿児島県は相当の事業計画がなされていると思います。2つ、3つ挙げてもスタジアムとか体育館とか、それから10号線のバイパスとか、それから臨港道路とかそれから内陸部のトンネルもありますよね。

そういういろんなこの事業が数多く鹿児島市、鹿児島県は計画されておると思っております。

それを何で危惧するかと言いますのは、協力はされると思いますが、よく役所は優先順位を言いますよね。鹿児島県、鹿児島市、または鹿屋市の皆さんが役所の皆さんが、この錦江湾横断道路、大隅横断道路をどれぐらいの優先順位で行って現在位置付けているのか、こちら辺はなかなか聞かないと分からないと思いますけれども。もし分かれば。

**○市長（尾脇雅弥）** おっしゃるとおりでございます。先ほど東九州自動車道が40年かかって現在に至ると。錦江湾横断道路はスタートして半分くらいなんですけど、具体的には先ほど申しました、県としては構想路線として位置づけたということでございます。まずは、これが大きいと思います。県におきましても、4市5町の鹿屋市長が会長ですけれども、その中でもしっかりと錦江湾横断道路の要請をしておりますので。また、鹿児島市におきましても、まあ少しデリケートな部分がありますから詳細申し上げますけれども、前森市長、あるいは下鶴市長、携帯電話もやり取りをしながら、その課題に対してもやり取りをしております。二元代表制の川越議長ともしっかりと連携できておりますから、その辺のところも進めながら懸案している、例えばその財源の問題にしても、基本的には先ほど申し上げましたビーバイシーが1.5から2.0というところがポイントなんです。瀬戸内海の大きな3本の橋がありますけど、ビーバイシーが0.3ぐらい、結局儲からない橋。そこに橋が架かっているとなかなか経済的に難しいという現状があります。1.5から2.0ということはめちゃめちゃ儲かるというトンネルなんです。なぜかという、世界で、日本で1番人を運ぶのが桜島フェリーであり、2番目は垂水フェリーというそのニーズがあるという背景がございますので。そういったところも踏まえ

て、これ以上細かいところはもうそれぞれ行政の皆さん方のお立場がありますから申し上げませんけれども、その辺のところのお話しをしながら、あるいは事業としては国の関係でございますので、歴代の事務次官、あるいはそういうことを設計する技官、あるいは道路局長等々と交流を進めながら具体的なものを御支持いただきながら一步一步進めているということでございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。すばらしい夢を実現していただきたいと思っております。また、行政、議会でも一生懸命陳情をしたいと思っております。私の質問は否定的に聞こえるかもしれませんが、一生懸命陳情をしたいと思っております。

そこで、いろいろいいことはいいんですけども、やっぱり交通量の問題、大隅フェリーの減便、桜島フェリーの減便、または今日だったかな、桜島の遊覧船の廃止とかいろいろな情勢が変わってくると思うんです。その辺をやっぱり考えていかないといかんと思います。よろしく願いをいたします。

そこで、もう1つ私、思ったんですけども、この運動を盛り上げていくのにどうすればいいのか。行政、議会、陳情に行くのは当たり前でございますけれども。これよりは子供さんたちの力を借りると。子供さんたちの力を借りるということは、作文を書いていただいたり、絵を描いていただいたり、何かこうして子供たちから盛り上げていただくという方策もあるんじゃないかと1人で思った次第でございます。

これでこの錦江湾横断道路と大隅横断道路は終わります。

次に、垂水市のイメージカラーについてお尋ねをいたします。どこの市町村も町の木・町の花は制定されると思いますけれども、垂水市のイメージカラーということでお尋ねをいたしますのでよろしく願いいたします。

コロナ感染症の影響下における社会活動も足掛け3年に及び、従来のような生活を取り戻すのもまだまだ先のことのように思われます。そこで、今回、明るい話題で前向きに取り組んでいけないかという観点からイメージカラーを活用したシティプロモーションを展開されて、ユニークな発想で地域の活性化に取り組んでおられる岩手県宮古市の事例を参考に、垂水市においても同様に取り組み、景気の活性化につなげられないのかお尋ねをいたします。

**○企画政策課長（二川隆志）** 垂水市のイメージカラー制定につきましてお答えいたします。

本市は現在のところ、イメージカラーを条例等により制定してないところでございます。

今回、ほかの自治体での取組状況を調査しましたところ、岩手県宮古市におきましてイメージカラーを活用したシティプロモーションが展開されております。同市は宮古市総合計画におきまして、森、川、海と人が調和し、共生するやすらぎのまちを目指す都市の将来像とされており、スタートの2021年度は海の地域資源として、景勝地浄土ヶ浜の地域色浄土ヶ浜エターナルグリーンが完成し、地元の遊覧船のブランドカラーで使用されたほか、地酒などの地場産品への活用が広がりつつあるとのことでありました。

宮古市民が大切にしている地域資源を地域色として定め、活用することにより、地域資源への興味関心を育み、市民の方には地域資源の継承や保全、地域外の方には同市への来訪や支援といった行動を生み出すことに期待されているようでございます。

一方で、本市のイメージカラーとして連想できる色は季節や文化、地域資源などの要素により複数の色が考えられるところでございます、例えば、垂水の名が示すとおり温泉水や焼酎など水に関連する特産品に恵まれていること、錦江湾で養殖されるブリやカンパチといった海産

物が有名であること、垂水市公式イメージキャラクターのたるたるが水色の妖精であることなどから水色や青色が連想されるところでございます。また、市の花である高峠つつじから赤色や桃色が、市の木であります牛根松や猿ヶ城溪谷の森の駅たるみずなどから緑色が、冬の観光名所である垂水千本イチョウからは黄色が、桜島の火山灰のイメージからは銀色が連想されるところでございます。このほか、垂水市総合計画におきまして、本市が目指していく町の姿として、9つの彩り豊かに健やかな人を育むまち垂水と掲げており、市内9つの地域におきまして、その地域のお住いの皆様がそれぞれの地域のイメージカラーを意識されていることも承知しているところでございます。

本市におきましては、前述いたしましたとおり多彩なイメージカラーが連想されるところでございます。今後につきましては、宮古市や他の自治体の動向を注視し、垂水市民の皆様の御意見等も伺いながらイメージカラー制定の効果等につきまして調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。垂水市のイメージカラーについては、何より市民の方々の意見を聞いてみるのが今後の取組につながることを思っております。また、このことは、市民の方々からも前向きな意見をいただきたいと思いますので、執行部の方々にも今後垂水市活性化への取組の1つとして御一考くださいますようお願いをいたします。このことについて、市長、何か御意見ございましたらよろしくお願いたします。

**○市長（尾脇雅弥）** 詳細は今、企画課長がお話ししたとおりですが、多様ないろんなものがございますので、現在これ1つということはないわけですが、垂水、水ということを見ると、水色とか青とかという話も時々は何い

ます。しかしながら、今、篠原議員おっしゃったとおり、市民総意ということが大事ですから、最終的に決定するとなればアンケートなり調査を行った上で、1番支持が高いものを中心に検討していくということになるのかなあというふうに思います。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。私、今回イメージカラーを質問するということで言ったら、ある御婦人から資料をいただきまして。ちょっと紹介しますと、皆さん御存知かもしれませんが、地域資源を地域色、いいイロとしてまとめ、色と物語で地域の魅力を伝えますということでございます。一般社団法人日本地域色協会というのがあるそうでございまして、地域の持つ特有の文化や自然環境等の資源を色と色名称と物語で定義した地域色にまとめ、広く伝える活動、いいイロ活動を行っております。この活動が地域文化の継承と振興及び地域社会の発展につながる各地域の生産者にとって次世代へ継承していくバトンのような存在になることを目指しているということで、一般社団法人という組織があるそうでございます。この数字は何かなと思ったら、1116って、いいイロだそうでございます。

それと、先ほど課長が答弁にもありました浄土ヶ浜の色ですね。ここでも2021年11月24日、宮古市役所において浄土ヶ浜を応援する地域色、浄土ヶ浜エターナルグリーンが発表されましたとあります。宮古市内以外の多くのファンの皆さんに支えていただき、日本地域色協会として初めての緑色を登録できたということで、色々こういう組織があるんだと再認識いたしました。機会があれば、ぜひ垂水の色、何の色がいいのか検討していただきたいと思います。

それでは、次、国民体育大会の2回目をお尋ねいたします。

特別国民大会について、これまで市議会定例会におきましても同僚議員からも国体開催にお

ける経済効果について同様の質問もありましたが、現在の経済効果試算はどのくらいになるのか、お尋ねをいたします。

**○国体推進課長（米田昭嗣）** 経済効果につきましてお答えいたします。

これまでの市議会定例会におきまして、令和元年第2回定例会、令和2年第1回定例会で国体開催による経済効果につきまして答弁をさせていただいております。説明につきましては、これまでの答弁と重なるところもございますが、これまでの国体を開催してきた愛媛国体におきましては661億円、また福井国体におきましては、615億円の経済波及効果があったことが報道され、延期となりました第75回燃ゆる感動かごしま国体におきましては九州経済研究所が試算した金額619億円が県内の経済効果額として発表されているところでございます。この経済効果額619億円につきましては、当時東京オリンピック直後の国体であることや前年放映された西郷どんの相乗効果も含まれていると説明を受けております。令和5年に開催される特別国民体育大会は新型コロナウイルス感染症対策等が行われ、一定の制限下での開催になることが想定されますので、試算された金額のとおり効果があるか、不透明な状況であるとのことでございます。

本市における経済効果につきましては、大会開催前、大会期間中といった時間的局面で発生する直接的効果として選手等の宿泊費、輸送・運送費、飲食費、お土産、買い物代などの分野に経済効果が及ぶものと考えております。新型コロナウイルス感染症対策等の制限下での国体開催になることが予想されることから、感染対策を徹底しながら、市民総参加によるおもてなしの心があふれる大会を実現し、本市の魅力を発信するとともに市民のスポーツ振興につなげることで大会開催後も間接的な効果、付随的な効果を高められるように取り組んでまいりたい

と考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。今年開催されている栃木国体はコロナウイルス感染症対策として間隔収容定数を50%で開催されるということですが、ぜひ皆さん協力して、コロナを終息して、垂水市では制限なしの開催が開けますようお祈りをしたいと思っております。

それでは、3回目でございますけれども、特別国民体育大会についてお尋ねいたしますが、国体終了後、フェンシング競技の普及についてどのように考えておられるのか。1回戦で終わることのないようお願いしたいわけですが、お考えをお願いいたします。

**○国体推進課長（米田昭嗣）** 次に、国体終了後、フェンシング競技の普及についてどのように考えているのかについてお答えいたします。

これまで燃ゆる感動かごしま国体の正式競技としてフェンシングが決定されて以降、競技の普及及び選手の育成、広報活動等、国体成功に向けた準備を行ってまいりました。これらの取組と併せまして、フェンシング競技に係ります用具、並びに施設等の整備も行っております。用具の整備につきましては、令和3年度から企業版ふるさと納税制度を活用するなど、全国の企業に向けフェンシングのまち垂水のPR活動も行っているところでございます。整備を行いました用具につきましては、国体本番での使用は当然のことながら、国体終了後には令和6年度開催予定であります全国小学生フェンシング選手権大会、毎年2月、3月に本市主催の垂水カップフェンシング競技大会、県フェンシング協会が主催いたします各種大会での活用を計画しております。加えまして、これらの用具等を有効的に活用し、各種大会の招致に努め、各カテゴリーの日本代表キャンプ、県内外の高校や大学フェンシング部のスポーツ合宿の誘致を行うなど、関係課と連携を強化し、積極的に取り

組んでまいりたいと考えております。併せまして、現在小中学生を対象に週1回取り組んでおりますフェンシング教室の開催につきましても継続して実施し、子供たちが競技を通して健全な心と心を養うとともに、自ら考え学び、新たな能力の開発の一翼が担えればと考えております。

以上でございます。

**○篠原静則議員** ありがとうございます。

最後になりますけれども、国体終了後も全国各地からキャンプや大会を招致し、競技の普及に努めるとの答弁でございました。そのため、フェンシング競技に必要な用具などの整備を行ったと認識いたしました。国体終了後、各種大会やキャンプを開催することで全国から多くの方が訪れることで、先ほど質問いたしました経済効果での課長答弁にありました大会開催後の間接的な効果、付随的な効果につながるものと考えております。

最後に1番大事なことは、垂水市の児童生徒がフェンシング競技に触れ、競技を始め、そして継続して国体や国際大会などに出場し、垂水出身の選手を輩出することができれば目標であるフェンシングのまち垂水に近づけるものではないかと思っております。そのためには、練習できる環境の提供、子供たちが信頼できる実績のある指導者の確保が1番大事ではないかと考えております。このことを課長に申し上げましたら、それは頑張るだろうと言いましたけれども、教育長のほうが頑張るだろうということでございましたので、教育長はどういう取組をしていただけるのか、考えがあればよろしく願いいたします。

**○教育長（坂元裕人）** 篠原議員の御質問にお答えいたします。

まず、フェンシングは今新聞、あるいはテレビ等でよく放映されております。そういう意味ではフェンシングの魅力が確実に垂水市民の皆

様方、あるいは県民の皆様方にしっかり届いているのかなと思っています。そして、今おっしゃいました環境の問題と指導者の問題、これ非常に大きゅうございます。そういう中で、今、これまで、まず環境面はきちんと整えてくださっております、議員の皆様方の御協力にまずもって感謝申し上げます。

そういう中で、今フェンシング教室、子供たちが一生懸命競技になじみ、そして、学んでいるところでございますけれども。本教育委員会の国体推進課にいい指導者はおります。しかしながら、長期的に言うと、子供から信頼され実績のあるというところで言うならばもっとレベル的に上の方を議員は想定しておられるかなと思いますけれども。理と情で言うならば、そういう方々というのはまず義務制にはおりません、指導者として。県立学校にまいますと、南高校を中心としてそういう方々が若干おられますけれども、理の部分で申し上げますとその人事はいわゆる我々の管轄外ということになりますので、県が直接、人事異動をするものです。したがって、今度は情の部分で言いますと、やっぱりそういう人がいると本当に力をつける子供たちが誕生して、どんどんどんどんいい選手が育っていくんだなというふうに思っております。

したがって、そういう思いは持ちつつも、現実問題としては非常に厳しいということでございますが、思いと一緒に持ち続けていきたいなというふうには思っております。それがまた、子供たちのフェンシング熱に、要するに火をつけることになり、また、国体、フェンシング競技の市民の方々への機運の醸成にもつながっていくんだらうと思います。ともにそういう思いを持ち続けられたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。教

育長の力と人脈に期待をしております。

本当指導者といえなかなか難しいかと思えますけれども、夏の甲子園で下関国際高校、あそこの監督さん、指導者としても立派じゃないか、また監督さんとしても立派じゃないかと思う次第でございました。ぜひよろしく願います。

それでは最後に、肥料、飼料の価格高騰対策について、今後の対応についてお尋ねを願います。農林業者の厳しい状況を支援するため国の地方創生臨時交付金を活用し、農薬費、肥料費、マルチ代、ハウス用ビニール代、飼料用燃料費の購入費の一部を支援する農林業物価対策高騰事業を創設するなど、初動の対応を講じていただいたことに感謝を申し上げます。

そこで、国において補填支援策や輸入価格の変動左右されにくい環境整備など、農家の負担軽減に取り組んでおりますが、本市の今後の対応についてお聞かせいただきたいと思えます。

○農林課長（森 秀和） 今後の対応につきましてお答えいたします。

国は肥料価格高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の使用量を2割低減する取組を行う農業者を対象に、肥料コスト上昇分の7割を支援する肥料価格高騰対策事業を創設したところでございます。本市におきましても、県やJA等と連携し、全ての農業者の皆様が支援ができるようこの事業を活用し、価格高騰対策に取り組むこととしております。

以上でございます。

○篠原静則議員 それでは、最後に圃場整備についてお尋ねをいたします。

令和3年第4回定例会で前田議員の一般質問で宮前地区の半数近くが相続未登記であり、相続関係権利者が数十名となるなど、集積同意に時間を要するなど課題があることを答弁されております。農地中間管理機構への貸出が増加する中で、担い手は整備されていないなど、条件

の悪い農地は敬遠する傾向にあります。宮前地区では高齢化が進む中、離農者も増えていると聞いております。将来への不安や農地被害も多いことから将来を見据え、一昨年12月に推進母体となる宮前地域農地集積協議会を設立され、圃場整備に向け、取組をスタートされております。農林水産省の農業農村整備に関する補助事業であり、農地の所有者は事業負担金がなく、区画整理や農用地造成などの圃場整備が事業対象となっているようであります。

事業要件といたしまして、農地中間管理権の設定期間が事業計画区画報告から15年以上となり、ここ数年がタイムリミットではないかと考えられております。現在、農地中間管理での集積率の状況について、お聞かせをいただきたいと思っております。

○農林課長（森 秀和） 圃場整備につきましてお答えいたします。

本年度より事業計画採択要件である中間管理機構への農地利用権設定を加速化するため、推進委員を1名増員し、2名体制で業務を行っております。令和3年11月末時点での面積割の集積率は44.3%でしたが、令和4年8月末時点で面積割の集積率は62.2%となっている状況でございます。

鹿児島県農地中間管理機構や鹿児島県と連携し、地域の皆様の願いである圃場整備を実現できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○篠原静則議員 最後ですけれども、地域の皆さんの願いである圃場整備を1日も早く実現していただき、農業の担い手を確保していただくよう取り組んでいただきたいと思います。この事業に関しては、資料いただけましたけれども、農家負担がゼロということで有利な事業でございますので、農家共々事務局と一緒に頑張りたいと思っております。要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時15分休憩

午後1時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、昼を食べ、少し眠い時間帯に差し掛かっていると思いますが、しばらくの間お付き合いください。

それでは早速質問に入ります。

文化財の保存と調査について。和田英作画伯のアトリエの保存について。教育委員会駐車場の一面に和田英作画伯のアトリエがあります。このアトリエは1962年、昭和37年に当時の静岡県清水市三保から譲り受けて、既に60年を経過しようとしております。現在、老朽化が進み、窓枠などは腐食し、穴が開いている状態です。1日も早く修理、補修が必要と思いますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、垂水海軍航空隊跡の防空壕調査について。垂水海軍航空隊は、垂水市浜平の錦町一带にあります。現在、錦町に垂水海軍航空隊跡地と刻まれた記念碑が建っています。垂水海軍航空隊らの戦績として道の駅はまびら沖と葛迫集落沖に魚雷発射訓練所跡が残っております。

今回、錦町の治山工事が始まろうとしております。この工事予定地は旧海軍施設の防空壕があります。垂水の歴史、史跡として、調査する必要があると思っております。教育委員会のお考えをお聞かせください。

職場環境整備について。垂水市職員安全衛生規則では、目的として、職員の公務上の災害防

止と健康保持増進を図るとされています。安全衛生委員会は、規則では毎月1回開催となっていました。今まで年1回の委員会が開催されていたと聞いています。昨年職場で悲しい事案が発生しました。その後の安全委員会の開催状況、審議内容はどのようになっているかお聞かせください。

有資格者が義務付けられている施設等への正規職員の配置の状態がどうなっているかもお聞かせください。

ごみステーションについて。私はこれまでごみステーションを民間の土地を借り、借地料を払っている振興会があり、この振興会のごみ出しは有料であると思ひ、市のほうに補助をし、無料でできないかと何回も質問してきました。市の答弁では、調査結果を基に振興会の負担軽減にどのような方法があるか、関係課と協議して検討しますと答弁をいただいております。しかし、1年以上経っても借地料を払っている30振興会の全調査が終わっていないと聞いています。大変残念に思っているところです。残り何振興会の調査が終わっていないのか、また、今後の見通しについて、いつまでに調査を終えるつもりか、お聞かせください。

○社会教育課長（港 耕作） 和田英作画伯のアトリエで保存状況につきましてお答えいたします。

和田英作画伯のアトリエは昭和26年、和田英作画伯が77歳の時に静岡県三保に移住した際に建てております。その後、昭和37年に本市に移転しており、現在60年以上の年月が経過しているところでございます。平成17年にはリニューアルしておりますが、議員御指摘のとおり、現状は木製の窓枠等に腐食が進み、経年劣化が進んでいるところでございます。社会教育課ではアトリエの周りの草払いや車内の清掃等を定期的に行っているところでございますが、垂水市の生んだ偉大な画伯のアトリエであること、

また、年に数件ではあります。絵画等に興味のある方々が見学に来られることから、アトリエの保存及び利活用を考慮した修繕については、今後の検討課題であるとの認識は持っております。

以上でございます。

続きまして、海軍航空隊跡の防空壕調査につきましてお答えいたします。

垂水海軍航空隊の防空壕が浜平地区に存在していたことは文献などに記載があり承知しておりましたが、今年4月にその防空壕跡と思われる入り口が発見されたことから関係課と合同で、まずは現地の状況の確認を行ったところです。その際に、内部に構造物らしき跡が確認されたこともあり、社会教育課において文献などの内容を改めて確認したところであります。現在、その箇所についてどのような調査ができるのか、費用はどのくらいかかるかなどについて遺跡関係に詳しい業者に尋ねるなどしており、今後その結果を踏まえてどのような対応を行うかなどについて、関係課と協議することといたしております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 安全衛生委員会の開催状況や会でどのような問題について審議されたのかにつきましてお答えいたします。

まず、安全衛生委員会の開催状況でございますが、昨年12月議会で御指摘を受けまして、その後令和3年度は3回の安全衛生委員会を開催し、今年度につきましては5月以降、毎月開催しているところでございます。この委員会につきましては、今後も毎月継続して実施していく計画でございます。

次に、委員会における審議の内容でございますが、これまでの委員会におきまして安全衛生委員会の開催を毎月開催することや管理職向けのメンタルヘルスの研修会を実施すること、新規採用職員向けのメンタルヘルスカウンセリン

グを実施すること、職員ストレスチェックの実施方針案に関する事などについて審議を行っております。このほか、前回の8月におきまして、職員のメンタルヘルス対策についての委員間の意見交換を行い、委員のそれぞれの立場から職場の状況や職場で気になること、また今後検討してほしい要望等についての意見交換を行ったところでございます。

今後も引き続き、職場の課題等を把握、確認しながら、課題点については適宜、安全衛生委員会にて審議を行い、職員の健康管理はもとより職場の安全と衛生環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

引き続きまして、有資格者が義務付けられている施設等への正規職員の配置状況につきましてお答えいたします。

各種施設や業務遂行に関しましては、その施設の管理面や業務の運用上、必要な資格を有している者を配置しなければならないと法律で義務付けられているものがございます。この有資格者の配置については、法令上において特に正規職員を配置しなければならないというものはございませんので、本市においては会計年度任用職員や公営施設管理公社職員を配置して法令に定める基準を満たしているところでございます。

以上でございます。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 垂水市環境センターの有資格者の配置の状況につきましてお答えいたします。

垂水市環境センターにおきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条により技術管理者を置かななくてはならない施設となっており、現在し尿・汚泥再生処理施設技術管理士の資格を持った垂水市公営施設管理公社職員1名が従事しております。

また、一定数量以上の重油の貯蔵施設もある

ことから乙種4類危険物取扱者の資格を持った管理公社職員1名、会計年度任用職員1名が在籍しているところでございます。環境センターにおいては、長年環境センターと火葬場を兼務し、管理公社職員から会計年度任用職員となった2名と5年以上勤務している会計年度任用職員1名、市職員から会計年度職員となった職員1名の4名が従事しており、技術管理者である管理公社職員と一緒に業務を行い、安定的な施設運営が現在できているところでございます。

現在、技術管理士の資格を持った職員が1名の状況であるため、少なからず負担を感じていると思いますことから、職員の負担軽減が図られるよう関係課と協議しながらその対応について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、ごみステーションの借地料を支払っている振興会はいくつ解決したかにつきましてお答えいたします。

ごみステーションの設置場所に借地料を支払っている振興会集会施設にステーションを移設し、土地所有者へ返還された振興会があり、30振興会から29振興会となっているところでございます。

借地料を支払っている振興会内の公有地の有無等につきましては、職員でそれぞれの振興会を回りステーションとしての利用の可否について状況調査等を行ったところです。公有地につきましては、ごみステーションとして利用できる広さが確保できる場所が見つかりませんが、個人所有と思える空き地につきましては数か所確認できたところでございます。このことから、それぞれの振興会を訪問し、現状把握と移転の有無などについて、現在17振興会にお聞きしたところでございます。

現時点で、ごみステーションの借地料が解決した振興会につきましては、冒頭お答えいたしました1か所となっております。

以上でございます。

今後どのように取り組んでいくのかにつきましてお答えいたします。現在借地料を支払っている振興会への訪問を行っているところでございますが、まずは速やかに振興会への訪問を終えるよう努め、訪問内容等を整理してまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** では、2回目質問させていただきます。

和田画伯のアトリエのことなんですけれども、まずは、先ほども言いましたように、答弁でも現在腐食はあり、穴あきがあるということは認識されておると思いますが、私が1番心配するのは今、台風も見えています。この雨で横雨が降れば、全てこの穴からアトリエ内に雨水が入るというような状況です。一刻も早くこれは修理をしないといけないと思っております。その前に、修理の前に、まずは先ほど言いましたように、台風も見えております。その対策を、まずすることが1番大事じゃないかと。内部の物を損傷しないためにも、すぐ今からでもするべきじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

和田画伯は日本で有名な画家であり、1943年、昭和18年には文化勲章も授与されている我が垂水で誇れる偉人だと私は思っております。だから、そういう人のアトリエですから、十分後の対策をよろしく願いいたします。それで、これにはかなりの予算も必要と私は思っております。

途中で60年開会しているけど、一遍だけ手を入れたことがあるんじゃないかと思っております。だから、それにしても、10年や20年の間が空いてると思うんですよ、腐食するまでの間。だから、来年度は予算を教育長、獲得し、1日も早く終了しないといけないと思っておりますけど、予算獲得に対しての教育長の考え方

をお聞かせください。

**○教育長（坂元裕人）** ただいまの御質問にお答えいたします。

今、北方議員がお話しされたとおり、和田英作、瀬戸口藤吉は2大偉人ということで検証事業も行い、子供はよく誇りとしているというところでございます。その、いわゆるアトリエというものが大変長い年月を経て、いろんなところにやはり支障をきたしておるとことは私自身も感じております。しかしながら、来年度の予算ということを申されましたけれども、また関係課との調整とか協議、そういったもの等も必要になってまいりますので、いましばらくまた時間をいただいて。今、お話しの中で申された台風の管理については、やはりきちんとしていかなければいけないなと思っております。併せて、その先に補修ですね。そういうこともまた関係課と協議を進める中で、話しをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 関係課と協議して、前向きに取り組んでいただけると期待してこの項は終わります。

海軍跡地についてですけれども、今言ったように、私はこの海軍跡地は錦町と僕が育った尾迫集落とは隣接しておりましたので、ちょくちょく防空壕に入っておりました。この中で、恐らく同じ集落でした川越議長もあの中に入った記憶はございませんでしょうか。多分あると思います。今、AZホテルがあるあのところには、まだ南中ができる前は椋原中学校とってあったわけですが、南中の卒業生でしょうけど、多分篠原議員もあそこに入られたことがあったんじゃないかと思っております。

そういうことで、私たちの年代のクラスは大概あそこで遊んだ経験があるわけです。その中では、この高さが三、四メートルの高さなんですよね、防空壕の中は、私の記憶では、幅も四、

五メートルあったんじゃないかなと思うんです。中には、大きなドーム型があって、そこにプールみたいな水槽もあったと記憶しております。

だから、そういうことで、大変貴重な史跡、防空壕跡じゃないかと思っております。

そういうことで、まず工事が始まる前に治山調査がもう入る、今年の12月頃から段々見積もりとか工事に着工するような段取りができておるみたいです。それで、私はそういうのを聞いてから、地元の堀之内県議に相談して、県の状態はどうなっているかと問い合わせたところなんです。そうしたら、県のその係の担当の人から私のほうに電話があって、私たちは垂水の調査するとかそういう要望があれば協力をしますよというような言葉もいただいております。そういう感じで、ぜひこれは調査をまずしてから工事着工に入っていたらいいなと思っております。貴重な戦争遺跡ですので、よろしく願いいたします。

それで、その実態は、教育長、場所はどうかかな、こっちが垂水です。こっちが終原方面です。こっちから来て、錦町はこうですから、ここに何本も、五、六本は少なくともあったと今まで記憶はしておるんですけど。それで、先ほど言いましたように、4メートル、4メートル。奥行は、子供の頃でしたから50メートルになったか、100メートル奥行があったか、それはちょっと記憶がちょっと分かりませんが、それぐらいものすごく広い場所があったわけですから、調査の価値は十分あると思っております。

先だっけの新聞で皆さん方も見られたと思うんですけど、南九州でしたかね、穎娃町でしたかね、松原小学校というところでしたけれども。そこが、学校跡地にそういう史跡があるということで、市の歴史に詳しい方々が保存するというので市の指定になったということも新聞に載っていたと思います。皆さんも多分見

られたと思うんですけど。そういうふうにして、他の地方もそういつて戦跡を保存する動きもありますので、ぜひ垂水もそのような前向きな行動をとっていただけたらと思っております。

これは桜島の袴腰のところこんなのとあると皆さんも御存じだと思います。フェリーからちょっと行ったところに、山手側に。こうして桜島もこういう柵をして保存をしておるわけですから、ぜひ我が垂水も保存のほうへ前向きに考えていただければと思っております。

それに対して、教育長、市長の考えを一言あればお聞かせください。

○教育長（坂元裕人） 北方議員の御質問にお答えしますが、その前に、すごい北方議員の記憶力にびっくりしておりますけれども、よく防空壕のそういう高さとか奥行だとかそしてプールがあったとか、いろんなことまで御存じなんだなと。

実は私も防空壕に入った経験は確かにございます、小学校時代。垂水小学校の裏に防空壕があってというところで。しかしながら、考えてみますと、そういうノスタルジックな思い出よりも鹿児島市で起きた武岡のあれを思い起こしますね。教育関係者もおそらくそうだと思う。防空壕というとまず頭に浮かぶのは、小学生が亡くなった、あの重たい悲惨なあの事故だということが、まず冒頭浮かぶんじゃないかなと。したがって、やっぱり1番は安全、命なんだろうなと。議員もお話をされましたけれども、治山調査が入った意味というのは、やっぱりそこが危ない、あるいは危険だから命を守るといような、そういう思いあつての治山の工事だろうと思うんですね。

一方で、そういう中で見つかった防空壕跡らしきものですね。そのことについては、今、港課長からありましたとおり、予算もかかります、そして時間もかかります。そういうことを考えると、関係課との調整だとか協議だとかさうい

うことも含めると、やっぱりこれ時間がかかるよなということは思っております。決してしないという意味ではなくて、今後どういうものなのかという調査はどんな調査ができるか、あるいはどれぐらい費用がかかるのか、そういうことも関係課とも協議をまた進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 基本的には今、教育長がお話をされたようなことで、両面でございます。そもそもは安全上の問題であそこに工事をしようというところで発見されました。私も地元でありますけれども、防空壕の存在というのは、私は認識はございませんで、その中で今回こういう形になりましたので、今教育長が申し上げたような調査、研究、どういう方法があるのかというのを見ながら、慎重丁寧にいろんなことを進めていきたいというふうに思っております。

**○北方貞明議員** 教育長、市長の答弁はお聞きしましたけれども、1番教育上で言えば安全と思いますよね。本当の武岡の問題言われましたけど、あれはもう20年くらい経ちますかね。数名が火遊びして何かありましたね。僕もその記事は読んでおります。教育委員会とすれば、確かに史跡も大事だろうけれども安全。これは市長のほうも一緒だと思う、安全面が。そういうのを考慮をしながら、史跡として残るような方法を協議していただければなと思っております。

何で私がここまで力を入れるか。あそこは軍用道路、海軍、1つだけよく知っているから皆さん教えておきますけれども、垂水市で、そのとき1番最初に舗装道路ができたのは本城川から先なんです。それはなぜかと言えば、今言ったように軍用道路だったから舗装道路ができた。今現在、僕らが使っているあれは、本当は軍用道路なんです。国道は山手側を今工事をしておると、その辺を通っていたんです。参考ま

でに。それだけ軍用道路、軍が力を入れておって作ったこともあるから。参考までに言いましたけど。

それでは、この質問はこれで終わります。

環境整備ですけれども、今までその安全委員会が数回しかやってなかったのをあれ以来毎月やっていて、本当毎月やるのは当たり前ですけど、よかったなと思っております。その中で、今、審議内容ですけれども8月からですかね、職員のメンタルの意見交換とか課題について意見交換をしているという答弁ですけれども。ここまでなったのは、悲しいかなあの事案があったからのことと思うんですけれども。まず、課題、意見交換するにしても、あの悲しい出来事の原因が分からないならその対策もできないと思うんです。その辺のところの原因が分かった上での、今の課題、意見交換をされているのか。原因があったら教えてください。

**○総務課長（濱 久志）** 今、北方議員が言われた原因というのは明らかになっていないところです。

以上です。

**○北方貞明議員** 今、課長は原因が分かっていると言われましたけれども、原因が分からなくてはこういう対策はできないと思うんですよね、前向きな。そこを協議するにはやはり原因を調べて二度と起こらないように対応、対策するのが普通と思うんですけど。原因究明はなされていないでしょうか。

**○総務課長（濱 久志）** 原因については、いろんな原因が想定されますが、これが原因だということは特定されていないということです。

以上です。

**○北方貞明議員** この質問はもう原因のことでしたら堂々巡りになるような気がいたします。だから、原因が、さっきも言ったけど、分からなくては何も前に行く対策はできないでしょうというわけですよ。原因があつてこそそれを

追求して直していく、それが普通のやり方と思うんですけど。総務課長もお答えに終始困っておられると思います。

市長、これでいいんでしょうかね。

○副市長（益山純徳） 私のほうから答弁いたします。

そのような事案につきましては、やはり遺族のお気持ちに寄り添った対応が必要だと考えております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 何らかの原因があったんだと推察はできます。ただ、これだということは確定はできません。それには関係者のいろいろな方との話し合いとかヒアリングなんですけれども、1番大事な御家族の意向というのがございまして、そこはそういうことではこれ以上進めてほしくないということもございましたので。それよりも、その先の対策ということで御指摘いただいたような形で、協議を重ねて、再発防止ということで進めているところでございます。

○北方貞明議員 市長、副市長は遺族のことです。遺族のはこっち置いておいて、職員がああいうことになった。原因を調べないといけないのではないですか。遺族のほうに、僕は、お宅のこの市役所の職員のことを言っているんですよ。こういうことが職員に二度と起こらないように。職員の方も大変不安にされておると思う。なぜだろうと。職員の方に目を向けていないですかね、お宅らは。そこを聞いておるんです。

○市長（尾脇雅弥） 今、申し上げたように、いくつかの要因は想定はできますが、本質的な部分は御本人、あるいは御家族との話し合いとかいろいろなことも必要でございますので、その部分に関しては御遺族の意向として、これ以上触れていただきたくないということもございまして、そこに対してはアプローチができない、当然そこを察するべきだと思います。

一方で、今後このような起こらないようには推察の中でどうしていくかという話でございますので、協議を重ねていくということになるんだというふうに思います。

○北方貞明議員 原因が分からなくて、これからも原因追求はしないでしょうか。市では調査されないのでしょうか。

○副市長（益山純徳） 今市長が答弁したとおりでございます。

以上です。

○北方貞明議員 職場で起こった、垂水市役所内で起こったんだ、早く言えば。遺族というわけでも。僕は遺族の人には何も言っていませんよ。それから、これから原因の追究はされないんです。このまま放っておくつもりですね。

○副市長（益山純徳） 先ほども答弁したように、市長の答弁のとおり、放っておくということではなくて、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

以上です。

○北方貞明議員 もうこれは言っても前に行かないかな。大変残念に思います。

とりあえず今度は質問を変えます。安全委員会の規則では総括安全管理者の職務として、総括安全管理者は副市長でありますよね。安全管理及び衛生に関する事業計画を立案し、これを実施しなくてはならないというふうになっていますが、この事業計画は今、どのようにしていますか。

○総務課長（濱 久志） 1回目の御質問で答弁いたしました協議内容に対して、1回目の質問に答弁いたしました安全性委員会で協議をした内容につきまして、今回対策を行っておりますので、それを述べさせていただきます。

まず、安全性委員会で審議して決定した事項につきましては、迅速に全課に対し周知し、対策を講じているところでございます。その取組の主なものでございますが、今年度から重点的

に職員のメンタルヘルス対策に取り組んでおります。まずは、メンタルヘルスの相談体制の強化として、外部専門機関の相談窓口の周知を行ったほか総務課にも保健師を配置したところでございます。

また、職員への意識啓発を目的とした研修についてでございますが、6月4日に管理者向けのメンタルヘルス研修会を実施いたしました。日常における部下とのコミュニケーションやメンタルヘルスを抱える部下への対応の方法等についての認識を深めたところでございます。

また、6月中に係長以上の全職員を対象にハラスメント研修を実施したところでございます。

次に、時間外勤務の削減への取組でございますが、職員の労働時間の把握及び健康保持を目的に、今年度から全職員の時間外勤務の状況を毎月各所属長に示し、時間外勤務が多い職員の確認や健康状態の確認、また業務負担の偏りが等しいか等の確認を依頼して、超過勤務の削減に努めているところでございます。また、職員の業務の効率化や仕事へのモチベーションを高めるために週休日に勤務した場合の振替休日の取得、年次有給休暇の取得の促進にも努めているところでございます。

以上でございます。

**○副市長（益山純徳）** おおむねは今、総務課長が答弁したとおりでありますが、私のほうからもちよっと付け加えさせていただきます。

私のほうから月にも2回程度あるんですけど課長会においても繰り返し職員の仕事の状況の把握や声かけ、そのような状況の把握という形で努めるよう各課長に要請はしております。また、休暇の促進等についても積極的に課長自ら声をかけるように、説明、お願いをしておるところでございます。

以上です。

**○北方貞明議員** そしたら、あれ以来、事業計画も立て直してと言いましょうか、十分気を付

けて対応をしておられるというふうに理解してこの項は終わります。

資格者のことなんですけれども、今、環境センター、技術者が1人だったかな、1人が突発的なことが起こったら大変なことになると思いますよね。だから、管理公社が1人と、技術が1人。ちょっとそこだけを確認。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** し尿・汚泥再生処理施設技術管理士につきましては、管理公社職員1名でございます。あと、危険物の乙種4類の危険物取扱者が管理公社1名と会計年度任用職員が1名、この免許を持った者が2名ということでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** それはお宅、今、事務所がある環境センターのほうに1人、そして清掃センターあっちに1人というふうな分け方なんですか。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** この件につきましては、環境センターの職員、管理公社職員1名と環境センターの会計年度任用職員がこの環境センターを運営する上で必要な免許等を持っていると。清掃センターにつきましては、清掃センター自体の焼却施設はもう廃止しておりますので、そのような専門的な技術等は持っていないというところでございます。

**○北方貞明議員** 分かりました。

そしたら、支障のこないように人員だけは完全に確保して仕事をしてください。よろしくお願ひします。

それでは、次にいきます。ごみステーションですね。今、1回答弁で、前は30集落が有料だったと。今1か所減って、今29だと。この29の振興会のこの調査を始めてから1年を経過しているんですよ。そして、1件だけしか解決していない。これは何年かかるんですか、解決するまで。そういうスケジュールはできていないでしょう。1年もかかって、まだこれだけ残って

いるということは、本当にこの問題を解決しようと思って取り組んでいるのか。僕はそこが分からんです。あまりにもひどいんじゃないですか、市民に対して。

前も言ったんですけど、この分別が始まって日もう20年経過しているんですよ。その積み重なった支払い額ってすごいでしょう。

まず、29済んでいないんですよ。済んでいるのか。その調査の済んだのが何件、済んでないのが何件、まだ1回も行ってないところがあるというのは聞いている。それは事実ですか。

**○生活環境課長（紺屋昭男）** 先ほど御答弁いたしましたように振興会を訪問した訪問済みのところにつきましては、21振興会でございます。まだ振興会長と会えていないところが7振興会となっているところでございます。

以上でございます。

**○北方貞明議員** 皆さんも聞かれたと思うんですけども、1年経って、まだ全然振興会と接点がないということですよ。本当にやる気があるんですかと言いたいですよ、僕は、この問題。そこですよ。おかしいじゃないですか。この問題に対して、市長はどう思っているんですか。市長の見解を聞かせてください。市長ですか。

**○副市長（益山純徳）** 北方議員の質問に対して、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども生活環境課長から答弁がありましたように、まずは借地料を支払っている振興会内の公有地、これの有無について職員でそれぞれの振興会を回り、ステーションとして利用の可否について状況調査をまずは行っております。まずは、この調査を行った上で、借地料を支払っている振興会の訪問を行ったというふう聞いております。

解決するために取り組んでいるかということについては、当然一步一步生活環境課の方で1つずつ課題に対してその現状把握。それがなぜ

起こっているのか、長期間、北方議員が言われるように長い間でこのようなルールというか、このようなことでやられているということなので、それをまあそういうふうな疑問点というか問題点というか、それを解決するために当然生活環境課を中心として、私ども一緒に考え、取り組んできております。やはりいろんなことをするにおいては、これまで長い間の歴史の中でできてきたことでありますので、これを変えるとなればやはり行政として一定の考えの整理、こういうのは必要でございますので、先ほど言いましたように現在振興会の公有地の有無等について、職員それぞれで振興会を回り、ごみステーションとしての利用の可否についてまず状況調査を行ったり、借地料を支払っている振興会へ訪問を行い、その状況の聞き取りなどを行っているところでございます。

このような調査、訪問等を現在行っているところでございまして、先ほども答弁いたしましたとおり、その間に1つの振興会、北方議員では多い少ないいろんな議論があるかもしれませんが、その間1つの振興会のごみステーションの借地料が解決したところでございます。このような状況等踏まえながら、行政として一定の考え方の整理を今後も行っていきたいと考えております。

以上です。

**○市長（尾脇雅弥）** 担当課長、そして今副首相がお話をしたような現状でございます。北方さんがおっしゃるように日常生活に関わることなのでこの問題をできるだけ早く解決をしたいという気持ちは同じでございます。しかしながら、それぞれの地域の長い歴史であったりとかいろんなものがありますから、その辺を調査すると。そのスピード感という意味でまだ1年経つけれどもそういう状況かという御指摘だと思いますので、そこはスピードを上げて、まずはしっかり調査をして対応できるようにしてい

たいというふうに思います。

○北方貞明議員 言葉ではものすごいいい言葉いただきました。スピード感。だけど、実際1年がってもまだ7振興会の接点ができていない。これは誰が聞いてもスピード感があるとは思われません。僕ももちろん思っていません。

だから、僕は前から言っていますよ。解決するまで補助はできないのかと言っているんです。片方は無料、片方は有料ですよ。それでこのステーションは、市が指定した場所ですよ。そこに出しておって、片方は無料、片方は有料とはおかしいから僕は言っている。市が指定しておる場所ですから。そこ辺をもう一度お尋ね。

それと、課長、聞きます。これある程度アンケート調査で調査をされたと思っております。そして、その中で集落ごとに地代を払っているところが、例えば1万円だったり2万円だったりしていると思います。最高額はどこ集落で、何万円払っているか、お聞かせください。

○生活環境課長（紺屋昭男） 各振興会が借地料として払っている金額につきましては、振興会の御承諾もいただけていないことから金額については差し控えさせていただきたいと思ます。

以上でございます。

○北方貞明議員 ぶっちゃけて言います。課長と僕は打合せをしてから金曜日に電話でしたけど、課長、今度はごみのことであらゆることを聞きますからね、それぐらい準備しといてくださいねと事前に電話で連絡しました。それはもう本人が受けておられました。承諾されている。金曜日です。月曜日に浜平の芝原集落に行かれましたか。

○生活環境課長（紺屋昭男） 12日月曜日に芝原の振興会長宅には伺ったところでございます。

以上です。

○北方貞明議員 そのとき僕へ、なぜ今頃来たのだからかと、その集落の会計さんが言われ

ました。それで、後で会長さんから電話をいただきました。調査に来られたと、ごみの。そして、私のところは年間5万円払っていると。間違いはないですね。

○生活環境課長（紺屋昭男） 北方議員のおっしゃる5万円ということでお聞きはしております。

以上でございます。

○北方貞明議員 実際そういう集落がいまだかつてあるんですよ、副市长。単純に20年間、掛け算すれば、100万円じゃないですか。100万円ですよ。芝原集落もそう。無料のところもあって、100万円も払っているんですよ。それで、振興会費も上げているんですよ。そういう実態を考えたときに、そういうところに手厚くするのが市の公正公平、市民に対しての平等じゃないですか。その辺の公正公平のことでちょっと伺いたい。

○副市长（益山純徳） 今、公正公平のお話ございました。ごみの問題、先ほど市長のお話があったように、長い歴史の中でこのような体制というか、こういう形になっているというふうに認識しております。当然、前の答弁でもありましたが、無料で個人の土地をお貸しいたしているところもございます。一方で、お金を払われているところもございます。やはり市としては、北方議員が言うようにその解決のために取り組むべきことだということで生活環境課を中心にいろいろな先ほど申しました公有地の調査とかその原因じゃないですけど、そういうふうなその現況について、聞き取り等を行っておる。あと周辺の民有地で使えるところはないかという調査を行っておるところでございます。

今の補助金のお話でございますけど、やはりあの先ほど申しましたように無償で貸していただいているところもございますし、その辺との兼ね合いもございます。なので、先ほど申しましたように、行政として一定の考え方を整理す

る必要があり、そのために生活環境課のほうで色々なその公有地の有無やその状況調査、あと借地料支払っているところの聞き取り等を行っております。

そのようなものも含めまして、今後行政として、どんなことができるかできないかも含めて、一定の整理を行う必要があると考えております。

以上です。

**○市長（尾脇雅弥）** 私のほうからも今、北方さんがおっしゃるような、これまでのそれぞれの歴史があるというのはお互いに認識しているところ。しかしながら、ところによっては無料だったり、あるいはその借地料が発生しているところがあるという御指摘を近年いただきましたので、そのことを踏まえて今、調査をしている。まさしく、先ほどぶっちゃけた話ということで芝原の方々からそういうことだったというお話がありました。まさしく調査をしているという状況でありますから、その辺をしっかりと精査した上で、どういう方法がいいのかというのを今考えているところでございますので。その状況が出揃って、こうすべきだという方向性が決まれば、いろんな御指摘いただいたようなことも決断する時期があると思いますけれども、今はその調査をしている。しかしながら、御指摘いただいた時間軸が遅いよというのは御指摘のとおりだと思いますので、ちょっとスピード感を上げて、しっかりと対応させていただきたいというふうに思います。

**○北方貞明議員** 市長、スピード感、これまではスピード感はなかったですよ、この1年間。7つの集落が接点がないわけですよ。大変おかしな話だと僕は思っていますよ。

そして、これを今無償で貸しているところもあると言われましたけど、無償で貸しているところは、有料のところを解決してからでも話ができると思うんですよ。まずはこの有料のところをいち早く補助するなり、援助するなり、

そういう考えを持っていただきまして、残りは何回言っても堂々巡りな気がして残念でなりませんけど、寂しい回答ばかりいただきまして、これで終わります。

**○議長（川越信男）** ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時40分から再開いたします。

午後2時27分休憩

午後2時40分開議

**○議長（川越信男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

**○持留良一議員** それでは、質問に入りたいと思います。

質問に入る前に、今大きな社会的な問題になっている国葬問題、この問題について訴えをしていきたいと思います。

私は第1に、国葬の強行は、憲法14条が規定する法の下での平等に反するということが一点あります。2点目は、国葬の強行は、憲法19条が保障する思想・信条及び良心の自由の自由の自由に反する。こういう立場から、憲法違反の国葬の計画は直ちに中止すべきだということをまず強く訴えたいと思います。

最初の質問に入ります。（仮称）垂水風力発電事業計画について問います。

再生エネルギーの導入・普及は、温暖化抑制のためにも喫緊の課題であり、一層の推進が求められています。しかし、持続可能な発展を目指すための一環であるはずの再生可能エネルギーの取組も、環境面や土地利用に関する規制の弱い日本では、きちんとしたルールや規制が未整備のまま、地域外資本や外国資本による利益追求を優先した乱開発が起き、住民の健康・安全や環境保全に関わる問題を引き起こしてい

ます。

再生可能エネルギーの健全な発展のためには、これらの課題の解決が急がれています。そのためには事業の立案及び計画の段階から情報公開し、事業者、自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者を交え、その地域の環境保全と地域経済の貢献にふさわしいものとなるよう取り組んでいく必要があります。

そこで、以下の質問についてお答えください。

市長は、この大型風力発電事業計画をどのように受け止められたのか。また、大型風力発電が持つ課題、問題についてどのような認識を持っておられるのか伺います。さらに、地域住民と自治体、自然保護関係者、専門家など、先ほど言いました利害関係者を交えて一緒に議論し、地域発展の再生エネルギーを目指していくべきだと考えます。その視点は、地域の環境保全と地域経済への貢献にふさわしい取組にしていく必要が求められているからであります。市長の見解を求めます。

次に、新型コロナ第7波の問題で、市民の命を守る対策は十分だったのか、課題はなかったのかということで質問いたします。

第7波は、感染者が過去最高を更新する中、死亡者も増え、自宅療養中に亡くなったり、検査も診断も安心できるような状況でない中、命の危険にさらされるような事態が懸念されるなど、全国的にも経験のない感染拡大となりました。鹿児島でも垂水市でもこれまでにない不安を住民の方は抱いたと思います。

そんな中、私はコロナ対策の強化を求め申入れも行いました。その主な内容は、市民や各施設等の検査の徹底、感染者や家族に対する支援強化等を訴えました。

私がそういう中で強く訴えたいのは、何よりも、早期発見、診断、早期治療、ワクチン、検査、医療、暮らしをパッケージにしたオミクロン株の特性に見合った対策が求められているこ

とです。

そこで、以下の3点について伺います。

保健所、医療機関と自治体の連携はできていたか、課題があったとすればどのような内容だったか、対応・対策はできていたのか伺います。

2点目は、医療機関や発熱外来を行っている施設からの要望はどのようなものがあったか、また、市民からの問合せはどのようなものがあり、対応・対策はできていたのか伺います。

市民の命を守る視点から、今後へ向けての改善・課題、そして取組の方向について伺います。

次に、物価高騰対策、市民の暮らしと営業を守る対策、制度の運用と新たな対策の強化の必要性について伺います。ここについては、2番目の国保・介護保険料の問題については割愛をしたいと思います。

物価高騰の歯止めがかかりません。7月の全国消費者物価指数は、前年同月比2.4%の上昇、そして物価上昇による家計負担は年間7.8万円に上ると試算されています。特に生活必需品が大きく値上がりしていることは、低所得者にとっては重たい負担になります。光熱水費や食料品の生活必需品の消費額は、低所得者世帯でも影響が大きくなります。ぜいたく品と違って、値上がりしたからといって消費を減らすことは困難です。どうしても政治的な支援が求められています。

そこで、以下の2点について伺います。

歯止めのかからない物価高騰と市民生活をどのように見ているのか。対策の必要性があると認識されているか伺います。

これらの市民の要求に取り組む上での財源、地方創生交付金は、地方単独分と新設された物価高騰対応分を併せて財源という考えに問題はないのか。また、一般財源の持ち出しはどうか伺います。

次に、補聴器購入への補助に向けての基本的な考えと取組の方向性について伺います。

高齢化に伴い耳が聞こえにくくなった、仕事や社会生活に困っている高齢の難聴者が増えてきています。私も高齢者の方々と会話をよくしますが、聞こえにくい、夫婦での会話が困難、会話困難で仕事が続けられなくなったという声が、ここ数件寄せられています。あるデータでは70歳の男性で23%、女性で10%になっています。

国の制度としては、障害者総合支援法で補装用具支援制度があります。この制度は、重度・高度に限っています。軽度・中度等の難聴者は対象外となっています。そんな中、加齢性難聴者への補聴器購入の補助の取組は、今全国に広がってきています。

そこで、以下の点について見解を求めます。

1つは、全国の取組状況がどうなっているか伺います。

また、難聴は認知症の危険因子の一つとして学会等でも報告がされています。2つ示しましたが、認識されているか伺いたいというふうに思います。

3番目は、私は実態を調査する必要があると考えます。本市では、定期健診診断の項目に、ぜひとも聴力検査、聞こえの実態調査を加え、調査をしていくことが必要と考えます。そして、対策へ向けての取組を進める必要が、当然、そういう結果から求められていると考えます。この点についての見解を求めたいと思います。

4点目は、議会では、補聴器購入の補助を求める請願が全会一致で採択をされました。全国自治体の取組や国の担当者の聞こえは、人権問題で情報を得られることは大切だと認識も示されています。また、これらの国の動向や学会の動きなどを勘案し、方向性をどのように市長として認識されているのか伺います。

補助の目的は、日本では補聴器購入に対し、独自の補助を始める自治体が広がってきていること、市に補助を求めるのは、高齢者に対して、

生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防については健康寿命の延伸、医療費抑制にもつながると考えるからであります。

さらにこれらの取組を推進していくものとして、市民の声である署名を添えて、先般、市長に要望書も届けたところであります。

最後の質問は、戦争遺跡、史跡や文化財として保存し、平和のための戦争を語り継ぐという問題について、基本的な姿勢を改めて問い、今の課題と求められている今後の具体的な在り方について問います。

今年8月25日、広島で第25回戦争遺跡全国シンポジウムが開催されました。このシンポジウムは、戦後77年、戦争体験者が少なくなる中、戦争遺跡や史跡を文化財として保存し、平和のために戦争を語り継ぐ活動に生かす取組が進み、平和のために活用する運動を考慮する、そういうシンポジウムであります。本市でも保存等を含めて重大な取組が求められているというふうに思います。

北方議員とダブる点がありますけれども、以下の点について質問いたします。

まず、戦争遺跡とはどういうことなのか。

2、保存は重要な取組だと考えます。本市の取組はどうなっているのか。さらに保存が進まない現状にありますが、進まない課題は何なのか。そして、今後どのように取り組んでいくのか見解を求めます。

3番目、垂水市文化財保護審議会からの調査、保存を求めるという趣旨の要望書が提出されていますが、どのような見解を持っておられるのか。早急な調査・保全の取組が求められていると考えますが、どのように対応されているのか、見解を求めたいと思います。

不十分な点については、再質問させていただきます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の風力発電事業

についてお答えをいたします。

この事業計画は、8月27日付の南日本新聞で報道されており、昨日の池山議員への答弁でも担当課長が御説明を申し上げたとおりでございます。国内外で再生可能エネルギーを手がける事業者によりまして、本市の山間部に風力発電設備を設置する計画でございます。

本市の再生可能エネルギーに関する取組といたしましては、令和3年3月策定の垂水市環境基本計画（中間見直し版）において、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロへ取り組むことが明記をされております。

また、今年4月策定の第3期垂水市地球温暖化対策実行計画においては、事務事業で率先的に温室効果ガスの排出量を削減することを目標に掲げております。

同計画におきましては、再生可能エネルギーの導入推進が明示されておりますことから、去る8月29日には再生可能エネルギーの活用に関して、相互に連携して普及啓発や利用促進の取組を推進することを目的として、リニューアブル・ジャパン株式会社様と連携協定を締結したところでございます。

このようなことから、地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現を目指す取組による持続可能なまちづくりのためにも、再生可能エネルギー活用の取組には注目をしているところでございます。

一方で、議員の御指摘のとおり大規模な風力発電設備は、開発による自然災害への影響をはじめ景観や生息する動植物も含めた生態系への影響、施設稼働に起因する稼働音や低周波の周辺居住地への及ぼす影響などが想定をされますことから、地域といかに共生を図っていくかということが重要な課題であると認識をしているところでございます。

いずれにしても、今後、事業者により複数回の住民説明が開催されることとなっており、地

域住民の皆様に対しましては十分な説明がなされ、広く意見を聞かれますことから、引き続き専門家の意見や最新の知見等を積極的に収集し、騒音・振動等による影響や水環境、動植物及び生態系、景観への影響を回避または低減することを優先的に検討するとともに、地域住民及び関係機関に対し、積極的な情報公開や説明を行うことなどについて十分留意をした上で、関係法令及び垂水市環境基本条例を遵守した環境影響評価の手続を適切に実施していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○保健課長（草野浩一）** 第7波の新型コロナ対策に関する御質問につきましてお答えいたします。

初めに、保健所、医療機関、自治体との連携についてでございます。発熱や喉の痛みなどの症状を有した場合、第7波に入る前までは、かかりつけ医に相談するか、かかりつけ医がない方については、受診相談センターである鹿屋保健所へ相談する体制となっております。

しかし、第7波に入ると保健所の業務が逼迫し、相談対応が難しい状況となったことから、医療機関と連携を図り、かかりつけ医を持たない方の相談等は保健所ではなく、市内の医療機関へ相談する体制へと変更となったところでございます。

本市といたしましても、本年6月下旬頃から市民から問合せ等があった場合、かかりつけ医の有無を確認の上、かかりつけ医を持たない方には、市内の医療機関に相談するようお願いしてきたところでございます。

そのような相談体制の変更もあり、昨日の池田議員の御質問にも答弁いたしました。第7波に入りお盆の時期から市内の発熱外来を行っている医療機関は受診予約が集中、増加し、すぐに検査できないケースや、当日中に検査することができず翌日以降に検査するケースが発生

したようでございます。

このような状況に伴う医療機関からの要望は、市に対しましては特段ございませんでしたが、鹿屋保健所からは、大隅地域全体での感染者増加に伴い、感染者に対する積極的疫学調査や感染者等の電話相談への対応として、7月20日付で管内各市町に対し保健師派遣の依頼があり、同月25日からそれぞれ各市町の保健師派遣を行っております。

本市においては、既に派遣が決まっている、今月16日までに延べ6回の派遣を実施・予定しているところでございます。

続きまして、市民からの問合せについてでございます。お盆に入る前までは、市内の医療機関へ相談するようお伝えしていたところでございますが、池田議員の御質問にも答弁いたしましたとおり、お盆時期から発熱外来を行っている医療機関において予約がしづらい状況が見受けられたことから、市民から問合せがあったときには、県が実施しております無料のPCR検査や県内の発熱外来医療機関を紹介しているところでございます。

最後に、今後の取組についてでございます。新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、濃厚接触者や自宅療養期間の見直しなど、日々刻々とその状況が変化してきております。そのため今後も国の動向に注視し、鹿屋保健所や肝属郡医師会と連携を図りながら、本市が取り組まなければならない対策については迅速にしっかりと対応してまいります。

以上でございます。

**○福祉課長（森永公洋）** 歯止めがかからない物価高騰と市民生活をどのように見ているのか、対策の必要性はあると認識されているのかにつきましてお答えいたします。

市民の皆様は、物価高騰のあおりを受け、大変厳しい生活をされているとお察しいたします。本市としましては、昨年末から国の子育て世帯

等臨時特別支援事業において、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対し、おのこの給付を遺漏なく実施した次第です。

本年度において、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を実施し、さらに垂水市独自の取組として、国の給付金の対象とならなかった子育て世帯を対象に、国の給付額と同等額を垂水市子育て世帯生活応援臨時給付金として給付した次第です。

9月9日に国においては、今秋からさらなる物価高騰に対応するため、住民税非課税世帯等を対象にした1世帯当たり5万円の臨時給付金の支給を決定したと情報があり、国からの通知があり次第、給付を実施できるよう情報収集及び準備を進めてまいります。

以上でございます。

**○財政課長（園田 保）** 議員御質問の地方単独分と新設の物価高騰対応分を併せて財源にという考えは問題ないか、一般財源への影響はないのかにつきましてお答え申し上げます。

令和4年4月28日付で交付限度額通知がありました。原油価格・物価高騰対応分につきましては、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対して支援が実施されるよう追加配分されたものであり、実施する事業については、総合緊急対策に掲げられた4つの柱に位置づけられました。

その4つとは、原油価格高騰対策、エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、それからコロナ禍において物価高騰に直面する生活困窮者への支援、このいずれかに該当する事業が交付対象とされております。

通常分の地方単独事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業に自由度高く活用

することが可能とされておりますことから、原油価格・物価高騰対応分の交付限度額7,437万4,000円を超える部分に通常分の交付金を充当しているところでございます。

また、今回の補正予算第3号により原油価格・物価高騰対応分を含む地方創生臨時交付金の交付限度額を超える2億9,870万7,000円を予算計上しておりますので、現在のところ3,496万8,000円が一般財源での対応見込みとなっております。

以上でございます。

**○福祉課長（森永公洋）** 全国の取組状況につきましてお答えいたします。

国の制度では、補聴器を含む補装具等の支給は、障害者総合支援法に基づき助成することになります。

補聴器について申し上げますと、単なる難聴ではなく、障害認定を受けるほどの高度・重度の方で身体障害者手帳を交付された方が対象となることから、身体障害者手帳の交付対象とならない比較的軽度の方には国の制度での助成がなく、購入費用は自己負担となっております。

このようなことから本市におきましては、全国市長会や九州市長会等を通じて、国に対して、加齢性難聴者等の補聴器購入に対する補助金制度を創設するよう、これまでも要望を行っているところでございます。

次の質問の、難聴は認知症の危険因子の一つとして認識はにつきましてお答えいたします。

厚生労働省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の中で、加齢・遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、頭部外傷、難聴等が認知症の危険因子であると言われ深刻な問題であるとされていることから認識はしております。

以上でございます。

**○保健課長（草野浩一）** 定期健診診断の項目に、聴力検査を加え調査していく必要性につきましてお答えいたします。

初めに、議員が言われている定期健診でございますが、本市におきましては、定期健診という名称での健診は実施していないところでございます。

類似する健診といたしましては、法に基づいて実施しているものとして、保健課ではがん検診、結核検診、歯周病検診で、市民課では特定健診、長寿健診がございます。また、法に基づかないものとしては、人間ドックや本市独自の取組である、たるみず元気プロジェクト健康チェックがございます。これらの中で聴力検査の項目があるのは人間ドックのみで、ほかの検診等におきましては、本市では今現在、聴力検査は実施しておりません。

議員が言われている難聴は、認知症の危険因子の認知症に関連した検査項目を見てみますと、健康チェックの検査の中で耳の聞こえ具合について調査が行われており、鹿児島大学保健学科の牧迫教授らにおいて、難聴の傾向にある高齢者では、認知機能の検査である時計描画テスト、3単語の記録テストを間違える方が多く、正答者の割合が明らかに低い結果であったため、難聴が進行すると認知症の危険が増大することを令和2年の海外の学術誌にて発表され、本市の広報たるみず令和3年8月号にも掲載し、市民の皆様にもお知らせしたところでございます。

健康寿命の延伸を目指している本市では、第5次総合計画の中で健康寿命施策を重点プロジェクトとして位置づけており、たるみず元気プロジェクトは、今後の疾病予防や生活習慣を改善し、寝たきり予防、介護の必要度の軽減、最終的には医療費の軽減を目指しております。

そのことから保健課といたしましては、認知症予防の取組につきましては、関係課とどのような連携ができるか、どのような取組ができるか考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 関連をいたしまして、方

向性をどのように市長として認識をされたかにつきましてお答えをいたします。

国の制度につきましては、ただいま福祉課長が答弁をしたとおりでございまして、身体障害者手帳の交付を受けた、高度・重度の方だけが国の制度での助成を受けられるのが現状でございます。

しかし、生活をする上で聞こえづらさを感じている高齢者の日常的なコミュニケーション手段として補聴器を利用することが重要ということも十分認識をしております。

このようなことから本市におきましては、全国市長会や九州市長会等を通じて、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助金制度の創設をするように要望を行っているところでございます。

以上でございます。

**○社会教育課長（港 耕作）** 戦争遺跡につきましてお答えいたします。

戦争遺跡としての明確な決め事はないようですが、一般的に戦争や軍隊に関わる施設や坑道、記念碑などで遺構や戦跡などとして現在に残り、後世に戦禍の記憶を伝えるものとなっており、通常は明治維新から第2次世界大戦までの近代の戦争に関連した遺跡や建物、痕跡などを指すようになっております。

以上でございます。

続きまして、重要な取組だと考えるがにつきましてお答えいたします。

平和を守ること、そして戦争という出来事があったことを語り継ぐということは非常に大事なことでございます。垂水市内には戦争関連の基地、防空壕等の痕跡が数か所あり、文献にも体験記を含めて記録が残っております。

本市といたしましては、痕跡によっては、先ほどの北方議員に答弁いたしましたように、どのような対応を行うかなどについて関係課と協議することとしております。

また、市内には基地跡や戦争時の海難事故等の記念碑が数か所あります。図書館では、例年8月に戦争展、2月に戦争時の大きな海難事故である第六垂水丸展を開催し、写真や資料を展示するとともに、文化会館においては戦争関連の資料を常設しております。

以上でございます。

続きまして、垂水市文化財保護審議会からの要望にどのような見解を持っておられるのかにつきましてお答えいたします。

垂水市文化財保護審議会は条例によりますと、第1条で、文化財の保存及び活用を適正に行うために設置するとあり、第2条で、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するとあります。

今回の垂水市文化財保護審議会からの要望書については、垂水海軍航空隊の防空壕跡と思われる洞穴を調査すること、文化財保護審議会委員を交えた検討会を開催することが要望事項として上がっております。

現在は、市として、垂水海軍航空隊跡と思われる箇所について、先ほどの北方議員に答弁いたしましたように、どのような調査ができるのか、また費用はどのくらいかかるかなど業者に尋ねるなどし、今後、その結果を踏まえて、どのような対応を行うか関係課と協議することとしております。

垂水市文化財保護審議会での要望書については、関係課との協議結果等を踏まえた上で、どのような対応ができるかについて今後考えてまいります。

以上でございます。

**○持留良一議員** それでは、一問一答方式で再質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初、この（仮称）垂水風力大型発電の問題については、今日ほとにかく市長の見解、見識、

認識をまずお聞きして、今後改めて様々な角度から私は意見交換をさせていただきたいというふうに思っています。

今日、皆さんのお手元にお配りしている資料があるというふうに思いますが、1つは鳥のバードストライクという現象で、この写真を見ていただくとおり、鳥が胴体から羽が真っ二つに切り落とされているというような状況です。

もう一つは、保安林解除ということで、保安林が解除されてその後、土砂災害様々な問題が引き起こされているという実態であります。そしてまた、これは経済産業省のワーキンググループがつくった、この8年間、風力発電での38件の事故についての事故原因と再発防止をまとめた中身であります。こういうのもあります。ということは、様々な自然関係、問題が起きてきているということが、このことから明らかだろうというふうに思います。

また、私もこれを縦覧させていただいて意見書を出したんですけども、その中で私が一番危惧したのが、法令等の制約を受ける場所が存在するという事です。保安林、自然公園、国立・県立公園、砂防指定地、急傾斜地崩壊地域、土砂災害警戒地域及び土砂災害特別警戒区域、様々こういうのが存在をしているということです。

そして、これらについても関係省も含めて、それを解除する様々な具体策も示されています。そうすると私たち地域住民、物の言えない動物、彼らは一体自分たちの主張をどうしていくのかというのがあります。これがある意味では環境アセスメントという中身なんですけども、それがまだ不十分な、十分な中身が整っていない、未整備の部分が多いということだと思います。私たちも太陽光の問題でも経験をしたというふうに思いますが、そういう課題があるということです。

全国的な共通の問題としては、発電量が天候

に左右される、建設できる適所が少ない、日本は山間地に集中することでコストが膨らむ、風車の回転によって騒音が発生する、先ほど市長が言われたとおりの問題ですね。そういう問題も様々あるんです。だからこの問題は、単純に私たちは自然エネルギーだという視点だけで、いい施設ができるというだけじゃなくて、様々な私たちは環境問題を含めた視点を持って、先ほど最後に市長が言われたとおり、住民の皆さんとしっかりと議論をしていく。

ただ、この手続上、県に申請して、基本的に環境評価をクリアすれば認可されるという中身になりますので、その部分というのは私たち本当に十分に、市長が言われたとおり、自治体自らもそういう住民との関係で議論、説明を強く要請して、このことについては進めていっていただきたいというふうに思います。先ほど市長が言われたところをぜひ守っていただきたいなというふうに思います。

今後、今出たような様々な問題を含めて議論させていただきたいということを、この問題では訴えていきたいというふうに思います。

次に、コロナの問題なんですけども、先ほど課長も一つの自治体としての限界があるんだということをおっしゃっていました。そうなってきたときに私たちは、本当に今回も命が守れるのだろうか、健康に対する危惧はいっぱい存在したのではないかというのは、多くの市民の皆さんが共通した認識だと思うんですよ。先ほど課長のほうは、国の動向を注視していきたい、対応していきたいということをおっしゃいましたが、果たしてそれでいいのだろうかということで、私たちは県に対しても要望を出してまいりました。

その中身は、課長にもお渡しはしてありますけども、基本的には検査の充実、全国の取組が始まっている、ネットによる陰性登録制度など様々なそういう今までの6波からさらに7波に

来た中でのその特性をしっかりと踏まえた対応が必要だと思うんですけども、そうなってきたときにやはり大事なのは、県の対応、この部分だろうと思うんですけども、今後、県に対してそういう現状の課題、問題をきちっと整理して何らかの形で要望していく。そういう考えはあるのか。まず担当課からお聞きし、市長に次お聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一） お答えします。

議員が申されましたとおり、オミクロン株に限らず、これまでの市議会でも答弁してきておりますが、感染症に関する対応は、県が主体となって行う業務でございます。県は今回、県の県議会の9月議会において、補正予算を計上して新たな追加対策を行おうとしているようにございます。

市としましても、県だけでは対応ができない部分において、地方創生臨時交付金を活用して、その時点で対応ができる対策をこれまでも行ってきておりますので、今後につきましても、その時点でどのような対応ができるか検討して対策を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） コロナ関係長引いておまして、第7波は今も収束がちょっとまだ先が見えない状況であります。若干鎮静化はしているかなという気はしますけれども、その中で今担当課長が申しましたように、国・県・市の役割がそれぞれあると思います。国は専門的な知見を生かしながら大きな方向性、県は県で、先ほど担当課長が言ったような方向性をしっかり示していく。それぞれの市町村、43市町村によって人口構成でありますとかいろんなものも違いますので、それぞれに見合う対応をしていくということでございます。

そういう意味におきましては、毎日いろんなコロナの感染状況の報道でありましたり、そのことは情報発信をしたり、どういうところが弱

くて、そこにどういう手当てをしていくべきなのかというのは常に議論しておりまして、状況を見ながら、またどういう変化を見せるか分かりませんので、共通の目的は市民の生命・財産を守るということで、方法論はいろいろあると思いますけれども、庁内で議論しながらしっかりと適切な対応を取っていくということだろうと思います。

○持留良一議員 特に抗原検査、昨日も池田議員と様々議論がありましたけれども、抗原検査、いわゆるこの検査が受けられない実態があったりとか、また家族が同一感染して、感染防止のために本来であれば宿泊療養施設等の確保が必要だったんだけど、今回それがなかったと。結局、家族で互いに感染したという問題もありました。

そしてまた、今回子供たちの関係、学校、施設等で、特に学校の関係も含めて、夏休みに入りましたからよかったですけど。しかし、やっぱり家族の感染が広がってきたということで、その対策というのは、私はPCR検査含めたこの検査を徹底していく。

ところが、今回の補正予算でも9月予算でも県はそれぞれの特定した場所しかしない。しかし、実態が広がる中で、今後に向けて特にインフルエンザも発生すると予想される中で、検査の充実というのは非常に大切な役割を果たすと思うんです。やはり最初に早期発見して、そして補足して治療を行っていく。この取組が大変重要だというふうに思うんですが、その辺りの認識の中で、何らかの改善策、対応策を求めていく必要があると思うんですが、その辺りについては担当課はどうでしょうか。

○保健課長（草野浩一） 先ほども答弁いたしました、感染症に係る対応は県が主体となって行う業務でございます。検査につきましては、当然県がすべき対応でございますが、その中において垂水市としましても、臨時交付金を活用してPCR検査機器を購入したりしております

ので、市ができる対応としてできる対応を行っていくということでございます。

以上でございます。

**○副市長（益山純徳）** 今の課長答弁に若干補足をさせていただきたいと思えます。

今、持留議員が言った、市としての対応ということで、今までもいろんなコロナ対応、それ以外のことに對しても、県の市長会の要望という形で県のほうにはあらゆる要望を上げておりますので、今後もそのような県の市長会全体の要望として様々な要望は上げていくべきものだと考えております。

以上です。

**○持留良一議員** そういう要望、私たちも要望しているし、なかなかその部分が検査体制が十分取られていない。十分に行き届くような、例えばちゃんと福祉施設でも、週に1回きちっと検査ができる。そういう形でクラスターを捕捉していく、抑えていく。ところが、この分についてはなかなか県も対応してくれていない。そうすると、自治体独自でできるのかと、先ほどの課長ではなかなかその辺りは難しいんだということも言われました。しかし、市民の命を守るというんだったら、その辺りをどう打開していくのかというのを議論しなければならないというのが、それぞれの担当課含めた、市長、副市長の役割じゃないんでしょうか、どうなんでしょうか。

**○副市長（益山純徳）** 今、持留議員が言われたのは、もっともなことでございます。いろいろ市長からも御指示頂いて様々な事業を検討するところでございます。

今の新型コロナウイルスに対しては、垂水市だけの問題ではなく、やはり県全体、国の全体のお話でもありますことから、様々な今お話ししましたように、全体の話であれば、県に要望するのであれば県の市長会がございまして、そのようなところでも様々な要望しております

ので、そういうところを活用するのではないかと考えております。

以上です。

**○持留良一議員** そういうところのいわゆる物理的な状況の中で、難しい状況があるから私たちも独自で、党独自でも、また住民の皆さんも一緒になってそういうことを声に上げているんですよ、そこを打開するためにですね。そのことをぜひ受け止めていただきたいと思います。

今後どうするかということで、私はワクチン、検査、医療、暮らしをパッケージしたオミクロン株の特性に合った対策が求められているということで、課長には提案をさせていただいているんですけども、この具体的な実践・実行、可能でしょうか。

**○保健課長（草野浩一）** 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今後も新たな変異株が発生することも予想されることから、県、肝属郡医師会と連携を図りながら、市が取り組まなければならない対策については、迅速にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○持留良一議員** 私たちもこれからも声を上げて、少しでも皆さんの様々な形での支援ができるように、また基本的な打開策が取れるように、共にこの点については頑張っていきたいというふうに思います。ぜひそういう努力をしていただきたいと思います。

次に、物価高騰の問題について移ります。

私は、まず1点目は、何を問うたかということですね。歯止めのかからない物価高騰と市民生活をどのように見ているのか。対策の必要性あるのかと問いました。認識については全然はつきりされていませんでした。そして、今後の方向も、今まではそういう対策は取らないと言ってきたのに、国が示したら、やりますと。何ですか、これは。市民の実態を本当に捉えているのか。物価高騰で大変な生活を強いられて

いるのか。その部分は十分な対策や回答はなく、結局、国が今後、物価高騰対策をやるから5万円給付、非課税世帯。狭い範囲ですよ。多くの方が苦しんでいらっしゃるんですよ。非正規労働者、低所得者、こういう方々がいっぱいいるのに話合いの中ではそういう方向性は示されませんでした。ところが、急に国のほうが、そういう5万円の非課税対策をやると言われた中で、それを取り組みますと。一体どこに皆さんの軸はあるんですか。市民の生活、暮らし、ここにきちっとした軸があるんです。それに基づいて主体性を持った対策を出していく。これが自治体の役割でしょう。国がやるから、では私たちもやりましょう。それで本当に市民が納得するでしょうか。自分たちの生活をちゃんと見ているだろうか。自分たちに寄り添って、生活を応援してくれる、そういう対策を取ってくれているだろうか。このことに重要な、今この問題での問題提起はされていると思うんですよ。市長、どうでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 持留さんの発言には、私は納得いかない部分があります。それぞれ一生懸命現場で頑張っていて、それぞれ考えられる方策を。持留さんが言われる要望もあるかもしれませんが、ほかのことを現状を総合的に判断しながら適宜やっているわけです。ですから、今言われたみたいに、市民のことを考えていないのかみたいな話は非常に憤慨します。一生懸命身を削ってみんな頑張っているわけですから、そこは正しく理解をしていただいた上で発言をしていただきたいと思う。足らざる部分はあるかもしれませんが、そこにはしっかりとまた協議をしながら手当てをしていくということでございます。

**○持留良一議員** 私はこの質問に対して答えていただけなかったから、その視点を持った形で、私は皆さんがやっていることが全てそういう視点に立っていないと言っていないですよ。何もそ

んなことは発言もしていないではないですか。私の問いただしたことに対してどうなんですかと、認識はどうなんですかと説いたんですよ。全然、市長とはまた違いますよ、その視点は。だから、再度繰り返して歯止めのかからない物価高騰と市民生活をどのように見ているのか。対策の必要は認識されているのか。これを私は問うたわけですよ。それに対しては何ら回答がなかったんですよ。そのことを言っているわけなんですよ。だから、憤慨されるとかしないとかという問題じゃないはずですよ。私はそういう方向できちっと問いただしたわけですから。お答えください。

**○市長（尾脇雅弥）** 今申し上げたように、それぞれ適宜適切な対応を取っているわけです。今、持留さんはそのことだけを捉えてお話をされまして、それに関しては、それぞれ担当課もその状況状況に応じて適切に対応しておりますから、足らざる部分があれば、また今後の話として、しっかりとそこにはできる限りの努力はしていくということでありまして。そういった意味では変わらないと思います。

**○持留良一議員** 私は今回、市民の暮らしの営業を守るという視点で、こういう対策は取れないのかということ具体的事例も出して、この前も提案させていただいているんですよ。それに対しての回答がなかったんですよ、回答が。でなければ、次へ前へ進めませんよね、私の質問としても。対策はどうなっているんだということで、先ほど言われたとおり、そういう形で国の支援が、今度、物価高騰対策、追加対策として出てきたと。では、それを実施しますよということでは、当然私も反論したくなりますよね。では、本当に市民の生活をどう見ていたのかと、そもそもの問題に立脚して今の私の質問というのを問いただしていかないと、今まで何だったんだと。そのことはちゃんと考えていなかったのかという、どうしても理屈的には対応

を求める質問になってしまうんですよ。だから、その部分について、課長に対しては先ほどそういう反論もさせていただいたんです。どうでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** コロナも大分長引いていますけれども、最初の段階からすると、それぞれの状況は変わっているわけですので。だから、いろいろやるべきセーフティー、いろいろやりながらですね。細部にわたって、今持留さんがおっしゃるようなこともあると思います。だから、国もそのことに対して、そういう方向性も出されたわけですから、我々もそこはしっかりと対応していきますということですので、いろんなことをやらなければいけない。もちろん100点を目指すんですけれども、財源にも限りがあるし要望も多様ですから、その中でしっかりとできることをこれまでやってきたし、また先ほどおっしゃったような、持留さんが注視している部分が足りなかったということであれば、そのことも国の施策も併せて今進めようとしているわけですから、決してそのことをないがしろにしていたわけではないということでもありますので、そこは見解の相違だと思いますので、御理解頂きたいと思います。

**○持留良一議員** 要は共通しているのは、市民の生活を今こういう状況の中でどう見ているのかということだと思うんですよ。そこにとって主体的な取組、今回は国の政策が、そういう物価高騰対策を取りますよということでは非課税世帯を中心としながらやりますということだったんです。であるならば、そこに対してきちっとした整理をしていただいて回答するというのが、ある意味、誠意を持った当局の回答ではないかというふうに思うんですよ。そのところがずれているものだから、私としては、果たしてこれが本当に市民に対する回答なんだろうかというふうな認識になってしまうんです。そのことはそういう形で、互いにその部分をさらに今

後議論する場があればまたしていきたいというふうに思います。

次に、難聴問題のところに移ってきたいというふうに思います。

危険因子、認知症は危険因子という形での認識はされたというふうに思います。この中で先ほど、私はどうしても実態を調査する必要があると、検査する必要があるということを言ったんですよね。そして、先ほど定期健診、そんなものはないんだということ言われたんですが、この健康チェックの中でこんなことを市は述べられています。平成29年度より高齢者の方々が安心して自立した生活を送るため健康寿命の延伸等を目的に、平成29年度よりたるみず元気プロジェクトを40歳以上の方々を対象にして健康チェックを行っていますということが書かれています。

そうするとこの健康チェックというのは、ある意味重要な中身になっていくのではないかと、健康チェックの中でですね。そういう認識であるならば、やっぱり健康項目に入れて対策を取っていく。これもこの趣旨からいくと、当然の結果じゃないかと思うんですが、課長はどうでしょうか。

**○保健課長（草野浩一）** 健康チェックの中で、先ほどの認知症の部分に関しましてはどのような検査をするというのはいろんな選択肢があると思います。その中で持留議員が言われている聴力検査もその一つであろうと思いますが、今現在の健康チェックの中で、先ほど健康チェックの事例を申しましたが、ほかの調査項目がございますので、その中で把握していくと。その把握した中で、いかに認知症は早期発見・早期予防対策が必要でございますので、その中で対策を行っていくという今現在の認識でございます。

以上でございます。

**○持留良一議員** ぜひ今後、具体的に調査項目

の中に入れていただいて、市民の皆さん、高齢者の皆さんの健康チェックを果たしていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思えます。

それと、全国取組状況はどうだったかということでは、43自治体で補聴器の購入助成を行っていますよね。これは認識されていますよね。

そういう中で改めて市長にお聞きしたいんです。私は4番目のことを聞いたんですけども、今回この問題では、議会も請願を採択しています。そして、国に対して意見書も出しています。そして、この前署名も出しています。多くの方々の声、また、様々な角度からこの問題では市に要求しています。そして、市長も車の両輪だということも言われていますけども、やっぱり市民のこれだけの声や要望、そして議会の採択、こういうことを受けて、改めて感じる、また考え、方向性というのは、補聴器の助成に向けての取組というのは、何らかの検討をするということはないでしょうか。

**○市長（尾脇雅弥）** 先ほどもお話ししましたけれども、前回もお話ししたと思いますけども、私の叔母が難聴者でしたので、身近にいてやはり耳が聞こえないということの大変さというのは十分理解して、何とかしてあげたいというのが近くにいる人たちの心情だと思うんですね。私も福祉を出ておりますので、そういう意味ではそんな気持ちを持ちながらこれまでもやってまいりました。

しかしながら、今申し上げたように、これは単独市でやるというよりは、本来だったら全国的にそういった課題を取り組んでいかなければいけないことだと思います。

現在、四十数自治体が取り組んでおられるというのはそのとおりでありますけど、逆に1,000を超える団体に実現できていないという課題もございますので、その辺をしっかりと整理しながら、決して後ろ向きではありませんので、いろ

いろ今検討しているという状況でございます。

**○持留良一議員** 重要な取組ですし、高齢者の健康維持、また、先ほど出た健康チェックの関係からも重要な本市の取組になっていくと思いますので、結果として医療費が抑制されれば、財政的な問題も様々な点で解決をしていくというふうに思います。ぜひこれは早急に対策を取っていただきたいということと、私たちが地方から声を上げる。先ほど45自治体となっていますけども、このことによって国を動かす大きな力になるというのは、これまでの全国の市長会や知事会の大きな運動でもあったと思うんですね。それを粘り強く市長会や知事会もやったということがありますので、ぜひこれは地方から声を上げるという点でも、引き続き声を上げていただくとともに前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

最後は、あと5分しかありませんが、戦争遺跡の問題について伺いたいというふうに思います。

先ほど北方議員からも出ましたけども、この戦争遺跡というのは、こんな形で位置づけられているのではないかなと思います。戦争遺跡は近代日本が繰り返して行ってきた戦争によってつくられ、残された構造物や跡地です。戦争遺跡は本物の持つ臨場感が迫力があり、そこに立てば歴史と空間を共有できる。想像力を発揮して追体験もできる。戦争を再び学び、加害・被害の歴史の扉を開く。そういう位置づけで戦争の位置づけがある。

先ほど北方議員が出されましたけども、あと様々な戦争遺跡があります。第61震洋隊、これは御存じだと思うんですけども。これも新城麓の岩下のところにあるやつですね。今これは9割近くが砂に埋まっている状況です。私、一度中に入って調査もさせてもらいましたけども、非常に大事なものだ。あと、海潟にある造船所の問題ですね。それから、既に工事で消えまし

たけども、魚雷発射場、2つがなくなりました。こういう形で公共工事や建設等でどんどんなくなっているわけなんですよ。こういう実態があるからこそ、全国では、先ほど冒頭紹介しましたけども、戦争遺跡全国保存シンポジウムが毎年開かれているということだと思えます。

先ほど保存の問題で県の考え方も示されましたし、結果を待つということなんですけども、この調査等は具体的にやって、その結果をどんなふうに判断されるのか。それはやっぱり調査した結果によって中身が違ってくるのか。そのことをお聞きしたいと思います。

**○社会教育課長（港 耕作）** 先ほど北方議員の御質問に答弁させていただいたように、また、今の持留議員の質問にも答弁させていただいたように、まずこちらとしてはどのような調査ができるのか。そしてまた費用はどのくらいかかるのか。そのようなことをまず調べてみたいと思っております。今後のことは、まだ今その調査をすることが肝要だと思っておりますので、今その調査をまずすることが大事なことだと思っております。

以上です。

**○持留良一議員** 教育長にお聞きをします。

なぜこれまで保存という視点を持った形での取組がされてこなかったのか。課題は何だったんでしょう。

**○教育長（坂元裕人）** ごめんなさい、今ちょっと冒頭のところが聞こえなかったんですけども、もう一回、反問権をお願いします。

**○持留良一議員** なぜ保存がされてこなかったのか。そういう取組がなぜできなかったのか。

**○教育長（坂元裕人）** 先ほどの北方議員のところでも申し上げましたけども、まずもって安全を優先というところは、これは持留議員も認識は一緒だろうと思えますよね。特に防空壕だとか、先ほど震洋艇でしたっけ、それのとこ

ろに入られたという話をされましたけど、仮にもし子供たちがそういうところに入ったらどうなるのか。その危険性は、まずお互い押さえておきたいですね。そこをまず押さえていて。

これまで私が教育長になってから、いろんな方々と接する中で、よく川井田先生等の戦争のいわゆる悲惨さみたいなものは講演会で聞いておりましたけれども、具体的に文化財指定でという話は出てこなかったというところもありまして、申し訳ございませんが、そういうところが遅れてきたというところはあると思います。

**○持留良一議員** 今年も南日本新聞は、具体的な形で戦争、遺跡を歩くという特集をしています。これはやっぱり保存が様々な形でされると。先ほどの防空壕の問題は、以前の取組として終わったはずなんです。ただ、それができていないのかどうなのか分かりませんが、その点については非常に教育委員会としてきちっと対応できていなかったのではないかなと言わざるを得ないんですね。

そうなってくるとやはり大事なものは、今後、調査、保存に向けた取組をしっかりやっていくんだということで、改めてこの戦争遺跡の重要性、ここについての認識が問われているというふうに思います。

例えば守っていくためにはこんな形で保存するために、これ可能なんです。全て調査して壊すのではなくて、こういうことも可能なんです。なぜかという、それは戦争遺跡を持つ役割があるからです。この点について、最後、教育長。

**○教育長（坂元裕人）** 平和を貴ぶ学びというのは確かに大事なんです。そういう意味では戦争の遺跡、いわゆるその足跡というのは、非常に学びのまさに場として、あるいは直接そこから学ぶ教材として重要だということは私も思います。

ただ、そこと安全というのはバランスを取りながらというところは念頭に置きながら、今後

もまた進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○持留良一議員 終わります。

○議長（川越信男） 次に、8番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

〔感王寺耕造議員登壇〕

○感王寺耕造議員 皆さん、本会議御苦労さまです。本日最後の登壇でございます。傍聴席見ると、南日本新聞の記者さんがいらっしゃるんで、また元気いっぱい1時間頑張りたいと思いますので、お付き合いのほどよろしくお願ひします。

それでは、早速質問に入ります。

農畜産業支援対策、また生産資材価格の高騰対策について、農林課長に伺います。

本年9月5日の南日本新聞によりますと、農林水産省が公表している農業物価指数によると、生産資材の指数は上昇傾向が続き、7月は前年月比10%上昇の119.2%とデータが比較可能な20年以降最高水準となっております。

背景には、肥料や飼料の原料の多くを輸入に頼っている現実があり、また肥料は中国の輸出規制やウクライナ危機でロシアなどから輸入が滞った影響で、7月は36.5%上昇、飼料につきましては、トウモロコシの国際相場上昇や米国のエタノールへの利用ということで、また円安の影響もあり20.3%となっております。

また、飼料価格については、2021年10—12月期、この部分が2020年の10—12月期と比較すると、トン当たり4万1,520円、前年比6割上がっているということで、2010年と今現在と比べると80%の値上がりということでもあります。

そういうことで、一方、農産物の価格変動を示す指数は伸び悩んでおりまして、7月は1.2%下落の98%にとどまっております。野菜は10.6%上昇しておりますが、米は16.6%の下落、畜産物の2.4%の下落となっており、農家が生産資材の値上がりを十分に転嫁できていな

い実績が浮かび上がっております。

特に黒毛和牛につきましては、平成29年度、総平均価格82万5,700円、令和4年度、枝肉相場の総平均価格は、先月までで15万8,293円下がり66万7,450円となっており、枝肉相場も在庫がだぶつき、価格も低廉している状態であり

ます。農家の経営は非常に厳しくなっておりますが、国の農産物価格高騰対策事業補助金等、国のセーフティネット事業の申請状況について、農林課長、答弁ください。

次に、空き家の解体事業また有効活用について、土木課長にまず伺います。

解体事業の進捗状況と今後の進め方について、土木課長、答弁ください。

次に、樹木・学校施設管理について、教育総務課長に伺います。

曾於市の高岡小学校で8月9日、木の下で芝刈りをしていた校長先生が、折れた枝の下敷きになり死亡された痛ましい事故が起きました。御冥福をお祈りいたします。なぜこういった事故が起きたのか。未然に防ぐことができなかったのか。残念でなりません。学校保健安全施行規則や建築基準法といった法律に基づく定期点検は現在行われているのか。また、その点検を行う人間は、専門家の知見に基づいたものなのか。教育総務課長、答弁ください。

次に、部活動について、教育総務課長に伺います。

本年5月下旬、スポーツ庁長官の室伏広治長官は、オンラインのシンポジウムで休日の部活動を地域や民間団体に委ねる地域移行へ決意を示されております。市内小中学校の部活動については、団体競技の場が確保されていないと考えますが、その対策について伺います。また、団体競技の場の確保には、専門的指導者、費用など課題が多いと考えますが、見解を教育総務課長に伺います。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○農林課長（森 秀和） 国のセーフティネット事業の利用状況につきましてお答えいたします。

農畜産業関係のセーフティネット事業としましては、耕種農家向けとして、国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業、農業経営収入保険事業、県単の野菜価格安定対策事業等があり、畜産農家向けとして、国の肉用子牛生産者補給金事業、肉用牛肥育経営安定交付金制度（通称）牛マルキン、肉豚価格安定対策事業（通称）豚マルキン、鶏卵生産者経営安定対策事業、県単のプロイラー価格安定対策事業がございます。そのほか配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するために、国の配合飼料価格安定制度などがございます。

それぞれの加入状況と発動状況については、耕種農家向けの施設園芸等燃油価格高騰対策事業、野菜価格安定対策事業については、現在加入者がありません。

本市が保険料の一部を支援しております、農業経営収入保険事業については、令和3年度で11件の農家が加入しております。なお、発動の実績はありません。

畜産農家向けの肉用子牛生産者補給金事業は35件、肉用牛肥育経営安定交付金制度は3件、肉豚価格安定対策事業は7件、鶏卵生産者経営安定対策事業は該当する農家はなし、プロイラー価格安定対策事業は3件と全ての農家が加入されております。なお、全てにおいて直近の発動はありません。

配合飼料価格安定制度については、農協系統が24件で系統外が12件の36件が加入しており、公表されている直近の補填金としましては、令和4年度第2四半期で配合飼料1トン当たり9,800円となっているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 空き家解体事業の進

捗状況と今後の進め方につきましてお答えいたします。

空き家解体撤去事業につきましては、景観や住環境の向上及び安心安全を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、空き家を解体する所有者に対し補助金を交付しており、解体業者も市内業者に限定しているところでございます。

当事業は、平成28年度から開始しており、本年度で7年目でございます。昨年度までの6年間で194棟が解体され、本年度も9月5日時点で29棟の解体申請を受け付けておりますが、7年間の合計で223棟解体されることとなり、解体費の総事業費が約2億6,600万円、補助金額が約5,500万円となっております。

この事業により住環境の向上や経済の活性化、何より特定危険空家になる可能性を少しでも減少することができる大変有効な補助制度であると認識しております。

また、今後につきましても、毎年度多くの申請を頂き、補助金を活用することで特定危険空家等の減少に寄与しているものと考えておりますので、引き続き税務課にお願いし、空き家の所有者に固定資産税の納付書を郵送する際、空き家解体撤去事業の案内文書を同封してもらえよう連携してまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治） 樹木・学校施設管理について、学校保健安全法施行規則や建築基準法といった法律に基づく定期点検は行われているのかについてお答えいたします。

昨日の堀内議員の御質問に対して答弁させていただいた内容と重なるところではございますが、小中学校における樹木の点検に関しましては、法的根拠はなく、学校保健安全法施行規則に基づく安全点検項目には入っていないところですが、各学校において任意での点検が実施されているところでございます。

平成29年度以前については、本点検に基づき、学校からの伐採要望に対して高木伐採を行っていたところですが、平成30年度からは、市内全小中学校9校に対して、毎年3校ずつ、各校3年ごとに、専門的な知見のある委託事業者の点検による定期的な高木伐採を実施しております。

また、学校から要望があり、危険性が高く伐採等が必要な場合には、高木伐採の対象校以外でも適切に対応しているところでございます。

今後は、国土交通省から示されている都市公園の樹木の点検・診断に関する指針を参考に、学校職員による樹木の点検を行うとともに、必要に応じて点検内容を専門家に相談の上、危険樹木の特定を行い、伐採等の適切な対応に努めてまいります。

次に、学校施設に対する安全点検につきましては、学校保健安全法施行規則第28条で、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならないとなっており、本市の小中学校においては、月1回の定期的な安全点検を学校職員により実施しているところでございます。

点検項目につきましては、教室の床板、机、椅子、窓、ドアのガラス等の破損状況や照明器具等の落下防止、また遊具施設の危険箇所の把握となっております。

点検結果につきましては、点検簿にて学校事務職員、教頭、校長の順に確認し、危険箇所と特定された場合には、学校職員による安全措置を行っております。

また、専門事業者による修繕等が必要な場合には、本市教育委員会に報告していただき、改めて現地確認等の上、予算を確保し修繕等を行うなど、適切な対応を図り安全確保に努めております。併せて本市教育委員会が開催する管理職研修会でも安全点検・管理に関する注意喚起を促し、また、学校においては、毎学期末に開催される労働安全衛生委員会や職員会議におい

て、安全点検に関する情報を共有し、点検箇所についても見落としがないように努めているところでございます。

建築基準法に基づく建築物の法定点検につきましては、国・県または建築主事を置いている市町村は、学校の用途に供する部分の床面積等により、同法第12条第2項の規定により点検が義務づけられているところですが、本市の学校施設は、法定点検の対象にはなっていないところでございます。ただし、垂水中央中学校のエレベーターについては法定点検の対象となっていることから、3か月に1回の定期点検が専門事業者により行われているところです。

本市の小中学校では、定期的な安全点検が学校職員により行われておりますが、必要に応じて、1級建築士資格を有する本市職員や専門事業者による点検も行うなどして建物の劣化状況等を把握し、補修が必要な箇所があれば予算計上するなど、適切な対応を図っております。

また、大規模な工事につきましては、小学校において、平成20年、21年度に実施した耐震診断に加えて外壁や屋上等の劣化状況調査を行い、平成24年度から平成27年度にかけて、校舎外壁の剝落・落下防止として外壁改修工事を実施しております。さらに平成30年度には、学校施設におけるブロック塀等の調査を行い、危険と特定された垂水小学校石積擁壁工事を実施しております。

今後とも、学校職員による日常的な点検はもとより、一定期間ごとの専門事業者による点検の実施についても引き続き実施することで、児童生徒及び教職員にとって安全安心な学校環境の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 専門的指導者、費用など課題が多いが、見解はにつきましてお答えいたします。

部活動は教科学習とは異なる集団での活動を

通じた人間形成の機会であり、多様な生徒が活躍できる場である一方、これまで教師による献身的な勤務の下で成り立ってきており、休日を含め長時間勤務の要因であることや競技経験のない教師がその競技の顧問として指導せざるを得ないことは教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じております。

そのため学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方向性として、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であり、国は令和7年度末を目標に、休日の部活動指導を部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行えないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すること、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築すること、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ、文化活動を実施できる環境を整備し、地域に移行することを求めています。

しかしながら、部活動改革を進めるに当たって、議員御指摘のとおり、今後解決していかなくてはならない課題も多くございます。専門性や資質を有する指導者の数を確保する必要があること、スポーツ団体等が学校体育施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがあること、大会の参加資格が学校単位に限定され、地域のスポーツ団体等の参加は認められていないものがあること、大会運営の多くを教師が担っている実態があること、地域スポーツに支払う会費が保護者にとって大きな負担となると、生徒を加入させることに躊躇うおそれがあること、地域移行後も安心して地域でスポーツ活動に参加できるよう、生徒や指導者がけが等をして十分な補償を受けられるようにする必要があること、学校で部活動が運営され教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関係諸制度について、

地域でスポーツ活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに見直していく必要があることなどが考えられるところでございます。

市教委としましては、これらの課題を解決するために、関係各課や関係機関、中学校、地域のスポーツ団体等と密に連携を図り、生徒やそれを支える保護者、教師に不利益が生じないように、本市の部活動の適切な在り方を検討してまいります。

以上でございます。

次に、団体競技の場をどのように確保しているのかにつきましてお答えいたします。

垂水中央中学校では、運動系・文化系合わせて12の部活動が設置されており、生徒たちが精力的に活動しているところでございます。

練習場所は、基本的に学校の体育館、運動場、武道場、音楽室や美術室などの教室を使用しております。また、バレーボール部、バドミントン部は市の総合体育館を、ソフトテニス部は庭球場やキララドームを練習日は使用しております。

中学校からは、地域移行された場合も現在と同じ練習場所を確保したいとの要望が出されており、市教委としましては、関係各課や各施設の使用団体と協議・調整しながら、可能な限り要望に応えられるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** それでは、一問一答で農畜産業の支援対策ですね、生産資材価格の高騰ということで、1回目で申しましたように全てのものが上がっていると。コロナがあってから緊急事態宣言が1回目あってろくなことは起こっていないですね。インバウンドはなくなるは、東京オリンピックも無観客だ、国体に至っては来年ですよ。みんなやっぱり東京オリンピックとか国体を目指して全国、特に鹿児島の場合は地元開催ということもありましたし、生産頭

数が物すごく上がっているんですよ。そういった中でコロナが続いているということで、インバウンドも、また、焼肉屋さんも有名な康正産業さんも鹿児島ありますけども、ここも中国とか海外から1万9,000円、2万円近くする肉を、1人当たりのね、5万人から1年間で消費していたんですよ。どこの温泉に行ってもがらがらですよ。大体どこの温泉行っても、鹿児島、霧島行っても、指宿行ってもですね、100グラムとか50グラムとか、黒豚とか、さつま黒鶏とか、黒牛が出てきたんですけども、その需要もなくなったと。輸出もなかなかコロナの関係で輸出できなくなったということで、森山先生を通じていろいろ対策を立てていただいて、何とか底支えしてきたんですけども、ここに来て生産資材が高騰したということですね。

先月の競り市ありましたけども、7月ですね。私も畜産会の役員、肝属のほう長く務めているもんですから、各地の若い連中から、あれどうなるんだろうかという心配の声を頂いています。このままでは首をくくらないといけないという話も出ています。首をくくるなど、銭・金で首をくくることはない。破産宣告受けて別の仕事をしないかと。そこまで腹据えておかないとねって、死んだら駄目だよと言ったんです。そこまで厳しい状況であります。

そういった中で、これからも国のほうでいろんな対策は立てていただくとは思っているんですよ。例えば肥料につきましては、ウクライナ問題もありますけども、政治経済、円安の問題も含めて、まず原材料の確保していなかったという問題ですよ。バックヤードを持たなかったということ。石油備蓄みたいな感じでバックヤードを持たなかった。飼料もそうです。だから、こういった部分も含めて、あと枝肉の消費も含めて全て、やっぱりいろんな施策が出てくるとは思うんですよ。そういう中でちょっと話が大きくなりましたけど、早速質問に移り

ますけど。

農林課長、農林業物価高騰対策事業補助金ということで、あしたは締切りですよ。ところが、私がヒアリング受けたところ、9月8日時点で125件の申込みしかない。うち畜産が31件ということで、この部分には豚も含まれていますよね。そうなった場合、うちの黒毛和牛の振興会が50件ぐらいあると思うし、これによると50万円以上、段階によってですよ、前年度の収入との比較じゃなくて、前年度の売上げが50万刻みで50万円以上100万円が1万5,000円と、1,600万円以上が40万円、1経営体ですね、こういう仕組みになっています。そうすると多分もらえる数というのは、これよりもちょっと多くならないといけないと思うんだけど、きっちりこの事業の部分の趣旨を農家の皆さんに説明しての結果がこうだったのか。漏れはなかったんですか。その点だけ、1点だけ。

**○農林課長（森 秀和）** ただいまの燃油高騰対策事業でございますが、7月1日より事業受付を開始しております。畜産担当が農家巡回、それと電話等により周知をずっと行ってまいりました。全ての畜産農家には、この事業の趣旨を説明し、内容を理解していただいているところでございます。あと、あしたは締切りでございますが、再度確認をして、申請されるのか。再度確認をしたいと思います。

**○感王寺耕造議員** 明日まで締切りということですから、これやっぱり知らなかったという人もいると思うんですよ。私も宣伝したんですけど、市場辺りで。あした1日だけだけど、走り回り回って、おたく該当するという部分があるでしょう。畜産の農家も、園芸農家も、そこをもう一回確認しててください。誰もこういう市単独のお金だって、国から降ってくるお金ですからね。それで、また今後こういうような事業がどんどん出てくると思いますので、農林課だけじゃないですね。ほかの担当課の部分もこうい

う事業が、コロナ関係の部分が出てきますからですね。コロナ関係とか物価高騰の部分。これをきちっと広報するような施策。市長、これはお願いでいいですから、きちっと指示してくださいね、副市長もね、それだけお願いしておきます。

次に移ります。先ほども申しましたけども、特に畜産経営、黒毛和牛の場合は、大体50頭、60頭ないと経営が回りません。この部分で大体ざっと計算してみましても1億3,000万、5,000万。最初はそんなできないから、大体10頭、20頭から始めても、最低でも3,000万、4,000万の蓄えがないとできないわけです。ただ、そういう蓄えを持っていませんよね、若い人は。やっぱり融資に頼るわけですよ。そうなった場合、前のときも出したけども、口蹄疫ですね、あと狂牛病、BSE、口蹄疫と来たとき、ほとんど農家は困りました。ただで売りました、牛を。子牛1頭5万円とか10万円とかですね。そのときは死人も出ているんですよ、はっきり言って。今回もこういうようなときだと私は考えているんです。危機的状況だと。

そうなった中で、農林課として窓口、政策金融公庫への誘導とか、そういうようなワンストップ窓口をつくる必要があると思うんですけど、そこについて農林課長の答弁を求めます。

**○農林課長（森 秀和）** 政策金融公庫等の誘導など、相談窓口の考えはにつきましてお答えいたします。

今般の肥料や飼料の価格高騰により農家経営は影響を受けておりますが、今後の状況によってはさらに悪化することが懸念されます。このようなことから、これまでも各農家等の経営状況を伺った上で、利用可能な資金等の説明を行い、活用する資金の申請等に当たっては、政策金融公庫やJA等とともに連携しながら指導や助言を行っているところです。

今のところ資金の借入れ等につながった実績

はございませんが、引き続き利用可能な資金の情報収集・発信に努め、農業者の相談等に適切に対応してまいります。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 相談が来ると思いますんで、ちゃんと情報収集ですね。また、相談窓口を設けましたよということできちっと告知して、また巡回指導で回られましたら、経営の部分で心配であったら政策金融公庫のほうにつなげますよという部分をきちっと指示を係に出していただきたいと思います。

次に、この問題についてですけども、国の事業も先ほど農林課長答弁したとおり、いっぱいあることはあるんですけど、なかなか基金が発動基準に合わなかったり、いろいろ今そういう状況であります。

その中で市長にお願いしたいんですが、国の補助事業、交付金事業のほかに市単独事業の畜産業だけではないですよ、これは園芸農家も含めて全てですね、お茶農家も含めて全てなんですけども、市単独の事業をつくれなにかということであります。

ちょっと私の調べたところによりますと、南九州市、さつま町がそれぞれ南九州市が3,500万、あとさつま町が3,200万ですね、これは配合飼料代金のトン当たり1,000円補助すると、上限は100万円だということであります。あと面白いのが、鹿児島市と肝付町の部分ですね、この部分にはいろんな補助事業で計画を立てますよね。そうすると最初の見積りよりも資材の高騰がすごいものですからどんどん積み上がっていくと。牛舎も1年前、2年前建てたときと比べて、同じ規模ですね、1.5倍とか1.8倍上がっているんですよ。その分の増えた分の積み増し分の何分の1かは補助するという制度もつくっております。

あと、お隣の大隅でいうと、鹿屋市も配合飼料のトン当たり300円と、面白いところは、東

串良町は認定農業者も含めて法人に対して20万ですね。認定農業者格を持った法人に対して20万、個人に対して10万、認定農業者以外の農業者については5万円補助しています。この部分で3,800万円予算組んでいるわけですよ。あと肝付町もこういうような部分、錦江町も全てやられているわけですけども。他の産業との比較もありまして難しいとは思いますが、農家がこれだけ困っているときに、先ほどの持留さんとの話もありましたけど、ディベート聞いていましたけども、市単独の事業をつくるお考えは現時点でありませんか。

**○市長（尾脇雅弥）** 畜産農家の現状が厳しいというのは、私も十分理解をしております。感王寺議員におかれましては、和牛の第一人者でございまして、垂水市の中では大規模に経営をされておられますから、いいときはいいんですけど、逆にこういう状況になるとマイナスの要因も大変大きくなるということなんだというふうに理解をしております。以前、垂水の畜産の会長もしておられましたし、私も少しそういうこともございました。

現在、国においては森山先生が中央畜産会の会長ということで、私も理事をしておりますから、当然この対策というのはいろいろ協議が出ます。同様に、幸いにといいますか、野村先生が農林水産大臣ということで、ここしっかりやるんだということは、いろんな手だてを打っていただいているんですけども、それをはるかに上回るいろんな要素が、ここへ来てまたウクライナの問題もあったりして、ある意味、当初の問題とは違うレベルの問題になっておりますので、できることを最大限やっていくと。

その中で喫緊のものに関しては、明日締切りのいろんな制度がございまして、そこはまず対象者にしっかり周知していくと。我々も広報紙やいろんなものを通じて大きく掲載をしたつもりではありますけれども、やっぱり十分理

解をされておられないケースもありますから、しっかりとその制度を生かしながら、当然いろんな意味で陳情要望もしながら。ただ、垂水市はどうだという部分もあると思いますから、そこは何ができるかというのは、気持ちは十分持っておりますので、その辺のところを精査して、また検討させていただきたいというふうに思います。

**○感王寺耕造議員** 若い子たちやっばり各地区市町単位で別々、みんな情報入ってくるんですよ、若い人たちは若い人のネットワークがあるから。おまえのところはいいなと。こういうのがあって、俺らにはないよという部分がやっぱりいろいろ聞かれました。予算に限りがあるという部分は十分理解していますし、先ほど私言ったように、他産業の部分とのそういう比較もあるし、生活が困っていらっしゃる方も比較もあるし、いろいろ比較というかそういう部分があると思うんですね。それは分かるんですけど、他市町ではやっているよということですので、後で資料を市長に差し上げますので前向きに検討していただきたいと思います。これはお願いでとどめます。

あと空き家解体事業ですね、前もって資料を頂いているんですけど。土木課長、大体30件ぐらいありますよね、28年度から始まって、40件ですね。一般の部分が大体40件前後で推移していると、毎年。一般の分が30件、新築をする、解体して、その部分が加算の部分ですね、これが大体10件出てくるということで。今議会も補正予算が出ていましたかね、560か80万。そんなだけ活用していただいているということだとは思いますが。ただ、見てみますとまだいっぱい残っているんですよ。特定空家と呼ばれるようなものですね。

簡易判定の部分で固定資産税係の全棟調査ですね、その結果は手元にあるんですけど、それを見ますと、居住不可能、完璧な廃屋ですね、

特定空家と言われるもの、これが146件ですかね。あと居住不可能である、非廃屋という部分も88件残っていますね。どっちかという、これも住めない物件でしょう。そうすると合わせて234件の部分があるということで、予算限りがありますから、年次的にやっていただければ結構なんです。

ただ、やっぱり見ていて、小学生が通学するような部分にそういう建物や、若干1棟か2棟ぐらい、新城も見られるんですよ、通学路になっているところで。やっぱりその部分をいかに誘導するかということが大切だと思っております。

そうしますと、ここで問題が起きて、次は税務課長に振るわけですが、固定資産税の部分です。固定資産税の部分、地積200平米以下の部分の6分の1の部分については、固税の減免があるということで、これを壊してしまうと、固税の減免がなくなってしまうわけですよ、はっきり言って。だから、やっぱりちゅうちょされる部分がこの辺にあるのではないかということです。

それで、片一方、新築物件ですね。建てる場合は固定資産税の減免を10年していますよね。だから、どんどんマンション的な建物は中央地区は建っていると。私の地元の田舎ですから新城とか、森議員と徳留議員の田舎の牛根には、失礼ですけどもなかなか建たないということですね。

そういう部分があるものですから、片方では新築の部分ではそういう固税の減免立てて、危険な特定空家については、やっぱり減免も認めるべきだと思うんですけども、あと税務課長の話聞いてから、市長のお考え、方向性をお願いします。

**○税務課長（篠原彰治）** 固定資産税の減免の考えはにつきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり住宅を解体して更地にす

ると、土地に適用されていた住宅用地の特例、具体的に申し上げますと、200平米以下の場合には3分の1、200平米を超えた場合は6分の1の適用がされなくなるため、土地の面積にもよりますが、おおむね固定資産税が3倍から4倍上昇することとなります。

住宅用地の特例は、人が住んでいない空き家であっても、住宅用家屋の敷地であれば適用されるため、家屋の解体により固定資産税が増額とならないよう、老朽化した家屋が放置され空き家を増やす原因の一因とも考えられます。また、老朽化した空き家は適切な維持管理がなされず、近隣等へ危険を及ぼす特定空家となりかねないほか、治安、景観の悪化や不動産価値の低下など周辺環境にも悪影響を及ぼすおそれがあります。

適切な維持管理がなされていない特定空家等については行政代執行が可能となっておりますが、所有者から行政代執行による空き家の解体費用を回収することが困難な事例が多く、また、土地の価値よりも解体費用が割高となることもあるなど、費用負担の問題からその活用は限られているところです。加えて空き家対策特別措置法に基づく市町村長の勧告により、住宅用地の特例の適用対象から除外も可能となっているところです。

このような国の制度に加えて、空き家対策の障害となっている固定資産税の措置に対して、空き家を解体した場合に一定期間、従前の税額を超える相当額を減免する制度を設けている市町村も少数ではありますが存在しており、そのことは承知しております。

この制度を導入することで空き家解体が促進されることも考えられますが、外観上も用途上も同様である更地であるにもかかわらず、新たに空き家を解体した土地は、減免制度により税負担が軽減される一方で、元から更地であった土地は非住宅用地として税負担の軽減が少ない

ため、双方の税負担の格差が2倍から3倍に広がることとなります。

また、本市において固定資産税は基幹税であり、市税収入の5割を占め、市の自主財源の減少にもつながるおそれも考えられ、その導入の効果等を慎重に見極める必要があると考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 現状におきましては、今担当課長がお話をしたことは、担当課長として当然の発言だろうというふうに思います。空き家問題ということを考えますときに、大分以前から感王寺議員が熱心に御提言頂きまして、まずは1,000件近い空き家を調べるところから始めまして、その中で分かりやすく言いますと、マル、バツ、三角をつけて、その中で解体できるものは補助金をつくりながら、大分進んだというふうに思います。一方で、定住対策も含めて減免措置をすることによって、先ほどありました中央地区を中心に新しい新築物件、マンション等はできております。

しかしながら、一方でその解体することによっての逆に負担が大きいという課題が残っておりますので、根本的には国策の部分で御検討頂きたい部分ではありますけれども、なかなか遅々として進まない。幾つか事例の中では、各市町村の中で何がしかの対応している事例もあるということでもありますので、まずはそのことを今すぐやりますとは言えませんが、当然次の段階として検討が必要なことだというふうに思いますので、もうしばらく検討させていただきたいと思っております。

**○感王寺耕造議員** 税務課長から行政代執行という言葉がありましたけれども、行政代執行してもお金返ってこないんだよね、はっきり言って。だから、どこの市町村でもやらないわけですよね。はっきり言ってやりたがらない。本当に子供たちの通る場所とかいう部分は仕方なくやっ

ていますけど、国の問題だとは思いますが、進まない原因は、やっぱり固税が上がってしまうという部分がありますから、確かに固定資産税の部分については大事な財源だ、数少ない自主財源だという部分は私も理解していますけども。ただ、特定空家が結局倒壊のおそれ、また火災が起こるおそれ、そういう部分がありますから前向きに検討して下さい。お願いします。

空き家のこの問題については、特定空家の改装という部分と、いつも言っているように有効活用という部分がありますよね。それで、手元の資料を見ると、まだ有効活用する家が結構可能な部分があるんですよ。全体で言いますと、居住可能が347棟あります。それで、一部修繕すれば可能な部分、これが884件、合わせて1,231件活用できるわけですね。市長のほうで理解示していただいて、空き家リフォームであったりとか、空き家バンクとかつくっていただきましたから、日本でも進んでいる自治体だと思うんですけども。でも、実際これだけある。逆にこれだけの人口流入を公営住宅を建てなくても可能性はあるんだよということですから、この部分を使ってどういうことをやるかということなんです。

前回同じような質問したとき、地域と不動産業者、行政も交えて一緒にやりましょうということを行いました。その部分で空き家対策ワーキンググループ、企画政策課長の下にありますけれども、前回の議論を受けてどのような部分をワーキンググループで話し合っ、どういう方向性を決めたのかという部分を簡潔に、時間がありませんからお願いします。

**○市民課長（松尾智信）** 空き家全棟調査の活用状況はについてお答えいたします。

今年度、空き家関係部署の課長で構成されます、第1回空き家対策委員会におきまして、地区を限定した空き家の利活用について重点的に取り組むことが了承されました。このことを受

け、空き家関係部署の職員で構成されます空き家対策ワーキンググループで新城地区と牛根の3地区におきまして、全棟調査の結果によって得られた情報を活用し、有効活用可能な空き家を抽出したところであります。

その内訳につきましては、新城地区61棟、牛根境地区6棟、牛根地区11棟、牛根麓地区28棟の計106棟となっております。

まずは、この106棟の空き家の建築年度や外見等から利用可能ではないかと判断された物件について、浄化槽の設置状況などの現地調査を実施することで、より活用可能な空き家の絞り込みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○市長（尾脇雅弥）** 補足しますと、方向性は御理解頂けていると思いますけれども、特に新城は六十何件あって有効活用できる部分があるということですね。それを私が指示を出しているのは、牛根エリアと新城エリア、特にモデルケースをしっかりとまずつくりなさいと。当然、今の居住のためのリフォーム希望があると思いますので、その辺を地元の皆さんやら業者の皆さんと語ってやっていくと。方向性は理解していますから、今の部分を担当課長が答えたのをちょっとスピードアップしてやらせていただきたいと思います。

**○感王寺耕造議員** 前向きな市長の答弁頂いて、着々と前に進んでいるということで、前も話しましたが、うちの小学校19人です。うちの市民グループで入れた子たちが6人かな、子供が現在いる子が。そうすると、入れて外から入ってきてもらわないと、学校成り立たないんでみんな頑張っているんですよ。ただ、やっぱり地域の市民グループはそれなりの……。所有者の方から見れば、どこの馬の骨か分からないわけですよ。だから、行政も入ってもらって、不動産屋さんも入ってもらって、行政書士の先生やら司法書士の先生やら入っていただいて、そ

こで進めることが大事だと思いますんで、方向性は市長がきちっと出していただいて了解しましたんで、一步一步、地元と協働しながらまた進めていただきたいと思います。また声かけていただければと思っています。この件についてはこれで終わります。

あと、樹木の部分ですね、学校施設管理についてということですけども、今回、高岡小学校の事故を受けて、今年は年度別に計画立てて教育総務課のほうでやっていらっしゃいますから、夏休み、新城小学校、協和小、柘原小学校、3か所高木の伐採作業をやっていただきまして感謝したんですけども。この事故を受けてまたより以上に、またお金もかかったでしょうけども、より以上に切ってもらったということで、今安全性は木については保たれていると思うんですよ。

学校についてはいいんですけども、ほかの部分については、昨日堀内議員がやられたみたいですから、そちらのほうの点検も併せてやっていただきたいと思っています。この分で月に1回やっていらっしゃるという確認を、建築基準のほうの建物は分かりましたけど、学校安全点検法の部分に該当しないんだという言葉もありました。ただし、ああいう事故が起こってしまったわけですよ。あくまでもこれは法が悪いわけじゃないけども、法も改正してもらわないけないですよ。

それで、私が一番危惧する部分が、やっぱり餅は餅屋、プロはプロなんですよ。例えば樹木の部分の知識については、どういう木が裂けやすいつとか、どういう木が枝を何月切ると腐るよとかあるわけですよ。だから、造園業者さんとか樹木医の資格を持っている人しか分からないし、それで大きい建物は体育館とか教室とか校舎とか、土木課の部分も加勢もらってやっているんでしょうけど、点検やら、計画を立てたりするんだけど。

ただ、それに付随する工作物があるんですね。例えばビニールの温室とか、あと堆舎か、地域によってまだ残っている部分があるんですよ。そういう部分については、やっぱり土木課の専門の職員を力を借りてやらなきゃいけないと思っているんで、その辺について、教育長、再任されて初めてですから、どうぞ。

**○教育長（坂元裕人）** 学校安全に関わることでございましたけれども、本当大事なことだと思います。建物、今おっしゃった、いわゆる高木を含めた緑の部分、そしてビニールハウスですね、温室ですね、そういったところも広角でやはり点検をしていかなきゃいけない時代に入ったんだと思っています。

あした、幸い校長会ございますので、これまでの既存の安全点検だけではなくて、緑も今おっしゃったそういう温室も含めて、全てを安全点検の対象にしてほしいというところを意識づけをしてまいりたいと思います。関係者のいわゆるプロの目というのは非常に大事でございますので、そういう力も借りながら、より一層また安全な環境が保てるよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○感王寺耕造議員** 部活動について移らせていただきます。学校教育課長から懇切丁寧な説明を頂きました。ありがとうございます。ちょっと私の質問が意地悪で、5月の下旬に有名なアスリートであられる室伏広治長官が、オンラインの部分で、さっき学校教育課長も言われましたけども、教員の過酷な労働条件、これをどうするか、働き方改革をどうするかという部分もありますし、また指導者の部分ですね、都会に行くといっぱいいるんですけど、田舎にはいないという部分ですよ。あとお金の問題もやっぱり発生してくると思うんですよ。それで、場所をどこにするかということですね。まだこれからスポーツ庁から施策の方向性とか、また

そういうふうな指針とかが出てくると思うんですよ。また、交付金とか補助金という部分もなければいけないわけですから、これからの話になるんですけども。

ただ、土日・祝日の部分をやっぱり教員はできないんだと、責任を持って、地域総合型クラブの部分に移していく。場所をどこにするのと、学校だと先ほど言われたような形になると。ただ、学校の部分は活用させていただくけども、地域総合型クラブ、民間も含めてですね、そういう部分をつくれば、その分で管理していただければいいわけですよ。

私が一番思うのが、人口が少ないから、指導者がいないからということで、団体スポーツをできないという部分はかわいそうだと思うんですよ。個人競技もですけども、団体競技の部分で輪を、私もサッカーやっていたけども、小中とですね、やっぱりそのときの友達、先輩たちも含めて、やっぱり仲間です。そこで輪が生まれるし、目標もいろいろ生まれてきますよね。

昨日ですか、ヤクルトの村上様が55号を打たれました。ひょっとしたら野球してれば、ここ垂水にもそういう原石の子がいるかもしれないわけですよ。笑っちゃいけないですよ。原石の子もいるかもしれないわけですよ。だから、そういう部分でいろんな経験をさせてあげなきゃだと思んですが、そのためには、教育長、やはり子供たちの希望、どういうスポーツをやりたいのかという部分ですよ。それで保護者の希望もあります。それで場所も選ばなければいけない。ただ、地域型のクラブをつくったとしても、学校教育だけで終わるのかというのではなくて、そうではなくて社会経験の部分、健康づくりの部分ともやっぱりリンクしていくわけですよ。そういう方向性が私は大事だと考えているんですが、残り時間全て教育長に差し上げますので、残ったら市長が答弁くだされば、

どうぞ。

○教育長（坂元裕人） やっぱり今議員おっしゃったように、スポーツの重要性というのをいま一度立ち止まって考える必要があるような気がしますね。受皿の部分、指導者の部分、そしてまた子供のニーズ、保護者の希望、地域の方々の願い、そういったもの等をきっちり受け止めて、そして今後、部活動のありようを考えていく。その先には、おっしゃるとおり社会体育まで含めて、そしてまた市民の健康づくり、そういったところまでリンクしていくということだろうと思います。

そういう意味で運動部活動をこのしおめとして、スポーツのありようというのも改めて見直されますし、それがもし仮に、保護者負担が大きという、そういう理由だけで部活をさせないという不幸な子供を生まないように、それをくれぐれも十分配慮して話を進めていきたいなと思っています。

先ほど課長から答弁があったとおり、関係者の方々とすぐにでも第1回目の会議を持って、今後どういうふうには部活の地域移行をきっちりニーズを捉えながら前へ進めていくかということとをしっかりと考えていきたいなと思っています。ありがとうございます。

○感王寺耕造議員 部活動だけではなくて、他の課とも連携しながら、生涯学習の部分もありますし、また健康づくりもありますので、市長の指揮の下でその部分を、スポーツをできる場を確保してあげる、していくという方向性が大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） 本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明日15日から9月25日ま

では、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、9月26日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会します。

午後4時37分散会



令和 4 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 4 年 9 月 2 6 日



本会議第4号（9月26日）（月曜）

出席議員 14名

1番	新原	勇	8番	感王寺	耕造
2番	森	武一	9番	持留	良一
3番	前田	隆	10番	北方	貞明
4番	池田	みすず	11番	池山	節夫
5番	梅木	勇	12番	徳留	邦治
6番	堀内	貴志	13番	篠原	静則
7番	川越	信男	14番	川畑	三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇	雅弥	生活環境課長	紺屋	昭男
副市長	益山	純徳	農林課長	森	秀和
総務課長	濱	久志	併任		
企画政策課長	二川	隆志	農業委員会		
財政課長	園田	保	事務局長		
税務課長	篠原	彰治	土木課長	東	弘幸
市民課長	松尾	智信	水道課長	福島	哲朗
併任			会計課長	岡山	洋恵
選挙管理			監査事務局長	榎園	雅司
委員会			消防長	後迫	浩一郎
事務局長			教育長	坂元	裕人
保健課長	草野	浩一	教育総務課長	野村	宏治
福祉課長	森永	公洋	学校教育課長	今井	誠
水産商工	大山	昭	社会教育課長	港	耕作
観光課長			国体推進課長	米田	昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘	圭一郎	書記	瀬脇	恵寿
			書記	末松	博昭

令和4年9月26日午前10時00分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度健全化判断比率及び令和3年度資金不足比率に関する報告並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和3年度垂水市教育委員会の事務の点検及び評価の報告書の提出がありました。

以上で、議長の報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。今回の台風14号への対応と現時点における被害状況等につきまして御報告をいたします。

初めに、今回の台風により被害を受けられました市民の皆様方に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

まず、台風14号の概要でございます。

大型で非常に強い台風14号は、勢力を維持しながら今月18日日曜日に県内各地を暴風域に巻き込みながら午後7時頃、鹿児島市付近に上陸をしたところでございます。上陸時における中心気圧は観測史上4番目に低い935ヘクトパスカル、最大瞬間風速は市役所に設置されている風速計で40.7メートルを記録したところでございます。

次に、本市の警戒態勢等につきまして御報告

をさせていただきます。

本市が強風域に入る前の16日金曜日、市役所内で臨時課長会を開催し、避難所の運営体制や避難所における食料品、水などの備蓄状況について、改めて点検するよう指示をしたところでございます。翌17日土曜日午前9時、本市において災害発生が予想されましたことから、災害警戒本部を設置いたしますとともに、市内全域7,330世帯の1万3,702人に対しまして警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、中央地区、牛根地区、新城地区にそれぞれ1か所、避難所を開設いたしました。午後3時、第1回災害警戒本部会議を開催し、台風14号の現在の状況や各課が行う対応について報告、確認が行われたところでございます。その後、市内への大規模な災害の発生が予想されましたことから、午後4時には災害警戒本部を災害対策本部に変更し、市内全域7,330世帯、1万3,702人に対しまして警戒レベル4の避難指示を発令し、すでに開設しておりました3か所の避難所に加え、新たに6か所の避難所を開設したところでございます。

これに併せ、私自身がFM放送を通じまして開設されている避難所の情報や早めの避難の呼びかけなどを市民の皆様に対して行ったところでございます。その後、午後5時から7時にかけて市内9か所の避難所を訪問し、避難されておられる方々に対しまして台風の進路等に関する情報を提供いたしますとともに、避難所のお困りごとなどについて直接お伺いをしたところでございます。

翌18日日曜日午前6時半、第1回災害対策本部会議を開催し、本市への最接近のおおよその時間や現時点における避難者数、避難状況について確認を行ったところでございます。

午後に入りますと、これまでに経験したことがないような暴風雨となったこともあり、河川の増水、氾濫や土砂災害の発生に十分に警戒するよう関係職員に対しまして指示したところで

ございます。

午後6時、第2回災害対策本部会議を開催し、避難所数や避難状況について改めて確認を行いますとともに、今後予想される災害等に対する対応について協議をしたところでございます。

なお、避難所につきましては、ピーク時におきまして、市全体で203世帯、302人の方が避難されていたところでございます。

翌19日月曜日午前7時半、第3回災害対策本部会議を開催し、被害状況の確認を行いますとともに、停電への対応につきまして協議いたしました。停電につきましては、九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所に対しまして、早急に復旧作業を行うよう、私自ら強く要請を行ったところでございます。

午後8時には、鹿児島地方気象台から本市に対しまして発表されておりました暴風波浪特別警報が解除されました。このことから、倒木や崩土に関する情報が市民から寄せられ、土木課や農林課が現地確認の上、応急対応を行ったところでございます。

午後1時半、本市における災害発生のおそれが高くなったことから第4回災害対策本部会議を開催し、警戒レベル4の避難指示を解除し、併せまして、災害対策本部を廃止いたしました。また、これに伴いまして、今後の気象情報や災害情報の収集を行うため、防災担当職員等によります情報収集体制に移行したところでございます。

次に、現時点における被害状況につきまして御報告いたします。

家屋につきましては、住家の床下浸水が1棟、一部損壊が111棟確認をされております。

土木関係につきましては、市道等への倒木が33か所、土砂流出が8か所、河川内土砂堆積が4河川、小規模の路肩決壊が1か所、地すべり災害復旧箇所の大崩壊が1か所、確認をされたところでございます。

農林関係につきましては、農道・林道への倒木などが38か所、水稻、インゲンなどの作物被害が86.9ヘクタール、ビニールハウスの一部損壊が28か所、傾斜等の一部損壊が1か所、プロイラーへの被害が約6,000羽、確認をされたところであり、また市の施設につきましては、堆肥センターの屋根の一部損壊や公設市場のLED電灯の破損が確認をされたところでございます。

水産関係につきましては、牛根漁協におきまして、牛根境沖の養殖生けすをつなぐロープに破損等が生じたことから生けすが数基流されましたが、全て回収することができております。私自身も組合長と漁船で沖合に出て現場を確認いたしましたところ、既に専門業者がロープの破損等の復旧作業に取りかかっております。

水道関係につきましては、本城川上流の第1水源取水口に砂礫の流入による体積がありましたことから、早急に復旧作業を行ったところでございます。

生活環境関係につきましては、18日曜日から発生した停電の影響で牛根地区の簡易水道施設や各家庭の井戸で地下水を汲み上げるポンプが稼働できず、地区住民への給水が困難となっております。このため、できるだけ多くの飲用水を公用車に積み、私自らすぐに現地に向かい住民の皆さんから状況について説明を受けるとともに、持参した飲料水を配布したところでございます。その後、600リットル分の飲料水を追加で調達し、断水の影響を受けている振興会に対し、速やかに配布したところでございます。

併せて、市が保有する大型タンク8基を活用し、飲料水や生活用水として使用可能な水道水3,400リットルを牛根地区の6か所において同日午前7時までの間、給水できるよう手配をしたところでございます。

また、停電時においても給水ポンプを使用できるようにするため、集落水道組合等に対し、発電機の手配も行ったところでございます。

大型タンクを使用した給水活動につきましては、停電による断水等が発生した大野地区や錦江町定住促進住宅においても実施をしたところでございます。

学校関係につきましては、垂水中央中学校では、給食コンテナ室の窓ガラスが2枚、また、垂水小学校では、校舎の窓ガラスが3枚破損をしていることが確認をされましたことから、コンパネ等で応急措置を行った上で専門業者に修繕を依頼したところでございます。水之上小学校では、倒れた樹木により遊具が破損していたため、児童の安全を確保するため、倒れた樹木、遊具ともに撤去したところでございます。新城小学校、水之上小学校、同校教頭教職員住宅におきまして、合わせて11本の倒木が確認をされましたことから、速やかに撤去したところでございます。牛根小学校では、20日火曜日、停電により揚水ポンプが稼働せず断水が発生をしたことから休校としたところでございます。同日夕方には電気が復旧し、翌日以降、通常授業を行っております。

次に、台風の接近時における消防活動について御報告をいたします。

17日土曜日午前中、市内全域の防潮堤を閉鎖し、翌18日日曜日には、水防警報に伴い河川巡視を実施したところでございます。

消防団につきましては、避難指示に従い、市内9つの全ての分団が出動し、避難広報及び地域の巡視を実施したところでございます。

また、救急事案も5件発生しており、安全を確保しながら医療機関へ搬送したところございます。

今回の台風14号では、未曾有の災害発生も危惧したところでありますが、河川の氾濫もなく、また亡くなられた方もいらっしゃらなかったこ

とに安堵しております。市民の皆様や関係機関の皆様による事前の防災対応等への御協力などにより、大きな災害が発生しなかったものと考えております。避難行動や台風対策に御協力をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に対しまして、改めて心から感謝を申し上げます。本市といたしましては、これからも台風14号の災害復旧に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

以上で終わります。

**○議長（川越信男）** 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第36～議案第40号、議案第45号～議案第54号、陳情第19号・陳情第20号一括上程

**○議長（川越信男）** 日程第2、議案第36号から日程第6、議案第40号及び日程第7、議案第45号から日程第16、議案第54号までの議案15件並びに日程第17、陳情第19号及び日程第18、陳情第20号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第36号 垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第37号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案

議案第38号 垂水市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例 案

議案第39号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第40号 垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第45号 令和4年度垂水市一般会計補正予算（第3号） 案

議案第46号 令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第47号 令和4年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第48号 令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第49号 令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第50号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第51号 令和4年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第52号 令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第53号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案

議案第54号 令和4年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案

陳情第19号 議会における多様な人材の活躍できる環境整備を求める陳情

陳情第20号 川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情

○議長（川越信男） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長、梅木勇議員。

[産業厚生委員長梅木 勇議員登壇]

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。去る9月2日及び13日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、9月15日に委員会を開き審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第45号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の福祉課の所管費目について説明があり、訪問給食について、食事のメニュー、または内容について質問があり、訪問給食の利用者に今後調査等を行い、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、昨年、看護師等がたくさん辞めてしまった事例があるが、現在、人的配置はしっかりできているのかとの質問に対し、現在、元の状態に戻っているとの答弁がありました。

次に、生活環境課の所管費目について説明があり、環境センターの将来的な方向性についての質疑に対し、具体的な方向性については現在のところ決まっていないが、築22年が経過しており、ごみ処理では、肝属地区清掃センターへの広域化というものというものもあるので、近隣の鹿屋市などと協議していきたいとの答弁がありました。

前に農業委員会の所管費目については、特段質疑はありませんでした。

次に、農林課の所管費目について説明があり、審査の過程において、荒廃農地再生事業補助金や南州農場との協定についての質疑がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目については、秋の産業祭の実施判断についての質疑に対し、実行委員会を3回開催することとなるが、今のところ実施する方向で進めている。今回はテイクアウトをメインとして実施する予定であるが、実行委員会で状況を見ながら判断したいとの答弁がありました。

また、プレミアム付商品券について、使用されるのが大型店舗に偏っている状況であるが、どのように考えているのかとの質問があり、垂水市は実体的に大型店舗に偏る状況なので、商工会が大型店舗以外の店にも行ってもらうような取組をするとの答弁がありました。

次に、土木課の所管費目については、様々な質疑が交わされ、市道、その他小さな道路の標識の整備をしっかりとしてほしいとの要望がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和4年度垂水市一般会計

補正予算（第4号）案中の保健課の所管費目について説明があり、12歳以上の子供の新型コロナウイルスワクチン接種の現状について質疑があり、12歳から17歳の接種状況は46.3%との回答がありました。

また、その他で、発達障害を持っている子供の支援について要望がありました。

次に、水産商工観光課の所管費目について説明があり、牛根漁港の浮棧橋増設の経緯について質疑が交わされました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号令和4年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号令和4年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案については、特段質疑はありませんでしたが、その他で、境地区のマンホールの騒音問題についての質問があり、把握はしているが引き続き調査、協議しながら解決するように努めたいとの回答がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第51号令和4年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案については、特段質疑はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

最後に、陳情第20号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める陳情について申し上げます。

審査に当たり、委員から慎重に審査をする必

要があるため、継続審査がよいのではとの意見が出されました。審査の後、本案の取扱いについて採決を行ったところ、賛成多数で継続審査となりました。

以上で報告を終わります。

**○議長（川越信男）** 次に、総務文教委員長、池山節夫議員。

[総務文教委員長池山節夫議員登壇]

**○総務文教委員長（池山節夫）** おはようございます。去る9月2日及び13日の本会議において、総務文教常任委員会付託となりました各案件について、9月16日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第36号垂水市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、育児休業を取得しやすい環境整備について質疑があり、常勤職員と同様に毎年、代替職員の予算計上をしている。会計年度任用職員が育児休業を取得した場合、新たに会計年度任用職員で代替する対応を考えているとの回答がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号垂水市税条例等の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、改正の目的等について質疑があったほか、総合課税、分離課税は統一されるのかとの質問があり、山林や総合課税等は従前の形で課税される。今回は特定配当等・特定株式等譲渡所得について統一されるとの回答がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号垂水市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例案について、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号垂水市議会議員及び垂水市

長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第40号垂水市議会議員及び垂水市長の選挙における選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

審査の過程において、単価が引き上げられた要因や根拠法の改正の判断時期に関する質疑がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の総務課、市民課、財政課及び学校教育課の所管費目について、特段質疑はありませんでした。

次に、企画政策課の所管費目では、まちづくり交付金事業について質疑があったほか、本市転入者への意見集約や今後に生かす取組について質疑が交わされ、アンケートの形では取り組んでいないため、今後そういった視点を取り入れて考えていきたいとの回答がありました。

次に、教育総務課の所管費目については、小・中学校のバリアフリー状況調査や体育館の空調、学校給食費の積算時期について質疑が交わされました。

次に、社会教育課の所管費目については、文化会館の修繕のほか、庭球場のナイター設備の修繕について質疑があり、発注から3か月後以内に完成させたいとの回答がありました。

次に、地方債・歳入全款の審査に入り、財政課の所管費目では、繰越金について質疑があり、国庫返還見込み分も含むため、繰越金全てを事業に使えるわけではないとの回答がありました。全ての所管費目について審査を終え、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第54号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案の地方債・歳入全款の審査における財政課の所管費目では、牛根麓漁港広域漁港整備事業負担金の質疑が交わされました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和4年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について説明があり、未就学児均等割保険料軽減制度の法的根拠について質疑があり、国の普通交付税の繰出基準の中で当制度に係る繰出基準が示されているとの回答がありました。審査の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について、特段質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、陳情第19号議会における多様な人材の活躍できる環境整備を求める陳情については、タイトルと目的に整合性がない。本市の縦長の地形から多様な地域の意見を反映させるためには議員は減らせない。改めて陳情者の話を聞く場を設けるため、継続審査はどうかなどの意見が交わされました。審査後の採決の結果、賛成少数により不採択となりました。

以上で報告を終わります。

**○議長（川越信男）** ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（川越信男）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（川越信男）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第36号から議案第40号まで及び議案第45号から議案第54号までの議案15件については、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第45号までの及び議案第45号から議案第54号までの議案15件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第19号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川越信男） 起立少数でございます。

よって、陳情第19号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第20号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、陳情第20号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△議案第55号～議案第63号一括上程

○議長（川越信男） 日程第19、議案第55号から日程第27、議案第63号までの議案9件を一括議題といたします

件名の朗読を省略いたします。

議案第55号 令和3年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和3年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和3年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和3年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和3年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 令和3年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和3年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和3年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和3年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川越信男） お諮りいたします。

各決算については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、各決算については、6人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、徳留邦治議員、池山節夫議員、堀内貴志議員、前田隆議員、森武一議員、新原勇議員、以上6人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人を決算特別委員会委員に選任することに決定いたし

ました。

午前10時35分閉会

△議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（川越信男） 次に、日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（川越信男） 次に、日程第29、各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（川越信男） これをもちまして、令和4年第3回垂水市議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員